

資料編

資料集

資料集

目次

第1章 総則に係る資料.....	1
1-1 市および防災関係機関が処理すべき業務	3
1-2 地形、地質に関する資料	13
1-3 気象に関する資料	22
1-4 近年の人口統計資料.....	26
1-5 近年の家屋状況の推移.....	29
1-6 近年の経営組織別民営事業所数・男女別従業者数	31
1-7 栗東市の主な風水害.....	33
1-8 野洲川下流浸水想定区域図.....	35
1-9 野洲川上流・杣川浸水想定区域図.....	36
1-10 草津川浸水想定区域図	37
1-11 地先の安全度マップ(県がシミュレーションにより求めた水害リスク図)	38
1-12 雨水出水浸水想定区域図.....	39
1-13 土砂災害警戒区域図	40
1-14 栗東市役所より 100km 圏内で発生した過去の被害地震一覧.....	45
1-15 県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧	50
1-16 栗東市周辺の活断層一覧.....	51
1-17 栗東市周辺の活断層分布図	53
1-18 滋賀県地震被害想定調査概要抜粋	54
1-19 市に関連する原子力事業所設置概要	56
1-20 各緊急事態区分を判断するEAL の枠組みについて.....	57
1-21 県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件、結果等	69
第2章 災害予防計画に係る資料.....	73
2-1 防災啓発事業の実施期間および内容について	75
2-2 自治会または自主防災組織における訓練プログラム	76
2-3 県が行う防災訓練	77
2-4 自主防災組織一覧	78
2-5 自主防災組織の活動、組織例	81
2-6 洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧.....	83
2-7 土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧.....	99
2-8 福祉避難所一覧.....	100
2-9 地区防災計画一覧	101
2-10 緊急避難場所指定方針および指定緊急避難場所一覧.....	102
2-11 避難所指定方針および指定避難所一覧.....	105
2-12 一時避難場所一覧.....	106

2-13	消防防災施設の利用区分・整備箇所	109
2-14	栗東市消防施設等整備事業補助金交付要綱.....	110
2-15	水防倉庫の資材・機材の備蓄状況	118
2-16	防火水槽一覧	119
2-17	水防倉庫設置場所一覧	124
2-18	都市公園一覧	125
2-19	防災行政無線の現況	126
2-20	栗東市防災・防犯情報配信システム.....	127
2-21	非常通信経路	128
2-22	市が所有または管理する公共建築物一覧.....	129
2-23	栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱.....	132
2-24	栗東市いけがき設置奨励補助金条例.....	149
2-25	栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱	152
2-26	市の備蓄目標および備蓄品一覧.....	168
2-27	災害時における応援協定等一覧	170
2-28	災害用ヘリコプター発着場一覧	175
2-29	緊急輸送ネットワーク	176
2-30	洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法等	177
2-31	避難情報と居住者等がとるべき行動	179
2-32	気象観測施設一覧.....	180
2-33	山地災害危険地区一覧	181
2-34	土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等	184
2-35	震度情報ネットワークシステム系統図およびシステムの機能	185
2-36	消防施設の現況	186
2-37	非常災害用井戸登録一覧.....	187
2-38	災害時用マンホールトイレ設置場所一覧	189
2-39	危険物施設状況	190
2-40	防災重点ため池(特定農業用ため池)一覧	198
2-41	文化財一覧.....	199
2-42	防災拠点としての栗東健康運動公園活用計画	205
2-43	防災拠点としての草津川跡地(区間6)活用計画.....	206
第3章	災害応急対策計画に係る資料.....	207
3-1	気象予警報等の種類および発表基準	209
3-2	気象予警報、地震情報等の伝達系統	211
3-3	災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成.....	212
3-4	災害対策本部体制時の事務分掌	214
3-5	対策支部一覧表	222
3-6	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定.....	223
3-7	緊急警報放送の放送要請に関する覚書	225
3-8	火災・災害等即報要領.....	227

3-9 災害報告取扱要領	232
3-10 被害認定基準	236
3-11 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準	240
3-12 緊急輸送道路一覧表	245
3-13 交通規制の標識	247
3-14 緊急通行車両等に関する様式	248
3-15 滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領	254
3-16 自衛隊災害派遣要請・撤収様式	258
3-17 強制命令等の種類と執行者	259
3-18 避難情報の実施基準	260
3-19 警戒区域の設定権限	261
3-20 災害時帰宅支援ステーション事業協力事業者	262
3-21 重要水防区域および危険箇所	263
3-22 局面に応じた医療救護活動	264
3-23 医薬品調達先	267
3-24 栗東市被災宅地危険度判定実施要綱	268
3-25 原子力災害防護措置基準表(OILと防護措置について)	270
3-26 安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項	272
3-27 安定ヨウ素剤予防服用に関する受領書	276
3-28 食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値	278
3-29 各種事故災害時の連絡系統	279
3-30 電力施設応急対策計画(関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社)	284
3-31 ガス施設災害応急対策計画(大阪ガスネットワーク株式会社および一般社団法人滋賀県LPガス協会)	287
3-32 通信および放送施設応急対策計画(西日本電信電話株式会社および各放送事業者)	290
3-33 鉄道施設応急対策計画(西日本旅客鉄道株式会社および東海旅客鉄株式会社)	294
3-34 学校における応急対策計画	298

第4章 災害復旧計画に係る資料	303
4-1 被害家屋調査実施概要	305
4-2 罹災証明書様式	306
4-3 被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示	308
4-4 災害弔慰金の支給内容	312
4-5 災害障害見舞金の支給内容	313
4-6 災害援護資金の貸付内容	314
4-7 生活福祉資金の貸付内容	315
4-8 被災者生活再建支援金の支給内容	316
4-9 滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容	317
4-10 日本郵便株式会社が行う災害特別事務取扱い	318
4-11 天災融資法による融資制度	319
4-12 激甚災害に係わる財政援助措置の対象	320
4-13 局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象	321

第1章 総則に係る資料

1-1 市および防災関係機関が処理すべき業務

1 栗東市

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
栗東市	1. 防災会議に関する事務 2. 防災対策の組織の整備 3. 市内における公共団体および住民の自主防災組織の育成指導 4. 防災施設の整備 5. 防災のための知識の普及、教育および訓練 6. 防災に必要な資機材等の備蓄、整備 7. 水防・消防その他の応急措置 8. 災害に関する情報の収集・伝達および被害調査 9. 被災者の救出、救護等の措置 10. 避難の指示および避難者の誘導ならびに避難所の開設 11. 災害時における保健衛生についての措置 12. 被災児童、生徒の応急教育 13. 災害復旧の実施 14. 災害ボランティア活動の支援

2 滋賀県

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県	1. 防災会議に関する業務 2. 防災対策の組織の整備 3. 県内市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 4. 防災施設の整備 5. 防災のための知識の普及、教育および訓練 6. 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7. 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8. 水防その他の応急措置 9. 被災者の救出、救護等の措置 10. 避難の指示ならびに避難所開設の指示 11. 災害時における交通規制および輸送の確保 12. 災害時における保健衛生についての措置 13. 被災児童、生徒等の応急教育 14. 災害復旧の実施 15. 自衛隊の災害派遣要請 16. 災害時におけるボランティア活動の支援

3 滋賀県警察本部（草津警察署）

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県警察本部 （草津警察署）	1. 施設、設備等の整備 2. 連絡、輸送手段の確保等 3. 教養・訓練及び事前準備 4. 業務継続計画の策定 5. 情報通信・情報収集手段の整備 6. 関係機関との協力 7. 交通の確保に必要な対策 8. 避難誘導に係る対策 9. 県民等への情報伝達・防災訓練 10. 関係機関、ボランティア団体等との相互連携 11. 危険箇所、孤立集落、重要施設の把握等 12. 災害警備活動に関する調査及び研究 13. 警備体制の確立 14. 情報の収集・報告 15. 救出救助活動等 16. 交通規制の実施および緊急交通路の確保 17. 避難誘導等の措置 18. 行方不明者に係る情報の共有 19. 遺体の検視等 20. 二次被害の防止 21. 社会秩序の維持 22. 報道対策 23. 活動の記録 24. 警察情報システムに関する措置 25. 自発的支援の受入れ 26. 警察施設の復旧及び職員の健康管理 27. 暴力団排除活動の徹底 28. 警衛警護の実施 29. 職員の参集・派遣等 30. 隣接府県等との連携

4 湖南広域消防局中消防署

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
湖南広域消防局 中消防署	1. 初動連絡体制（関係者・関係機関等） 2. 災害発生初期の情報収集・伝達（被害状況等） 3. 防災対策の組織の整備 4. 市内における公共団体および住民の自主防災組織の育成指導 5. 防災のための知識の普及、教育および訓練 6. 火災予防措置 7. 火災対策および消防力の強化 8. 危険物等の規制および安全確保 9. 消防計画 10. 救助・救急措置 11. 火災の鎮圧、その他の災害の軽減措置

5 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 近畿管区警察局	1. 管区内各府県警察の指導・調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集および連絡 5. 警察通信の運用 6. 警察災害派遣隊の運用
2. 近畿財務局 (大津財務事務所)	1. 公共土木等被災施設の査定の立会 2. 地方公共団体に対する災害融資 3. 災害時における金融機関等の緊急措置の指示・要請 4. 国有財産の無償貸付等
3. 近畿厚生局	1. 救援等に係る情報の収集および提供
4. 近畿農政局 (滋賀県拠点)	1. 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指導 4. 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 5. 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6. 米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の安定供給対策 7. 災害時における主要食料の供給についての連絡調整
5. 近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）	1. 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 2. 国有保安林、保安施設等の保全 3. 森林火災対策 4. 災害応急対策用材（国有林材）の供給 5. 国有林野における災害復旧
6. 近畿経済産業局	1. 電力・ガス供給の確保及び復旧支援 2. 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 4. 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
7. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	1. 電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保 2. ガスおよび火薬類施設等の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保
8. 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	1. 所管事業者が所有する交通施設および設備の整備についての指導 2. 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令 6. 災害時における交通機関利用者への情報の提供
9. 大阪航空局 (大阪空港事務所)	1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要措置
10. 大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および、水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う 3. 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める

	4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
11. 近畿総合通信局	1. 電波および有線電気通信の監理 2. 非常無線通信訓練の計画およびその実施指導 3. 非常通信協議会の育成・指導 4. 防災および災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 5. 非常時における重要通信の確保 6. 災害対策用移動通信機器等の貸出し 7. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
12. 滋賀労働局	1. 工場、事業場(鉱山関係は除く)における労働災害防止のための指導 2. 被災労働者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 3. 被災労働者の労災保険給付に関する対応 4. 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
13. 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	1. 直轄公共施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること 3. 直轄公共施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 直轄河川の洪水予警報および水防警報の発表および伝達に関すること 5. 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること 6. 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること 7. 直轄公共土木施設の復旧に関すること 8. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること 9. 公共土木被災施設災害の査定
14. 近畿地方環境事務所	1. 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2. 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 3. 危険動物逸走および家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援
15. 国土地理院近畿地方測量部	1. 災害時における被災状況に関する地理空間情報(地図・写真等)の把握および提供に関すること 2. 地殻変動等の把握のための測量等の実施および測量結果の提供に関すること 3. 防災地理情報の整備に関すること

6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊(陸上自衛隊今津駐屯部隊)	1. 災害派遣計画の作成 2. 県、市、その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 西日本旅客鉄道(株)(京滋支社) 2. 東海旅客鉄道(株)(東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部、関西支社)	1. 鉄道施設の整備と防災管理 2. 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3. 災害時における県、市の鉄道通信施設の利用に関する協力 4. 被災鉄道施設の復旧

3. 西日本電信電話(株) (滋賀支店)	1. 電気通信施設の整備と防災管理 2. 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3. 被災施設の復旧
4. エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 5. KDD I (株) 6. (株)NTT ドコモ 7. ソフトバンク(株) 8. 楽天モバイル株式会社	1. 電気通信施設の整備と防災管理 2. 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3. 被災施設の復旧
9. 日本銀行 (京都支店)	災害時における現地金融機関に対する緊急措置
10. 日本赤十字社 (滋賀県支部)	1. 医療救護 2. こころのケア 3. 救援物資の備蓄および配分 4. 血液製剤の供給 5. 義援金品の受付および配分 6. その他応急対応に必要な業務 1～6に規定する救護業務に関連し、次の業務を実施する。 ①復旧・復興に関する業務 ②防災・減災に関する業務
11. 日本放送協会 (大津放送局)	1. 放送施設の保全 2. 住民に対する防災知識の普及 3. 気象予警報等、被害状況等の報道 4. 避難所への受信機の貸与 5. 被災放送施設の復旧 6. 社会事業団等による義援金品等の募集配分
12. 西日本高速道路(株) (関西支社)	1. 名神高速道路等の整備と防災管理 2. 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3. 被災道路施設の復旧
13. 日本通運株式会社 (大津支店)	1. 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
14. 関西電力(株) 関西電力送配電(株)	1. 電力施設の整備と防災管理 2. 災害時における電力供給の確保 3. 被災電力施設の復旧
15. 大阪ガスネットワーク株式会社 (京滋事業所)	1. ガス施設の整備と防災管理 2. 災害時におけるガス供給の確保 3. 被災施設の復旧
16. 日本郵便(株)	1. 郵便物の送達の確保 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除 3. 郵便物の窓口業務の維持

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. (一社)滋賀県バス協会 2. (一社)滋賀県ト	1. 災害時における自動車等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力

ラック協会	
3. 滋賀県土地改良事業団体連合会	1. ため池および農業用施設の整備と防災管理 2. 農地および農業用施設の被害調査と復旧
4. (一社)滋賀県医師会（草津栗東医師会） 5. (公社)滋賀県看護協会 6. (一社)滋賀県薬剤師会（びわこ薬剤師会）	1. 災害時における医療救護の実施 2. 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 3. 災害時における医薬品等の管理
7. (株)京都放送 8. びわ湖放送(株) 9. (株)エフエム滋賀	1. 放送施設の保全 2. 住民に対する防災知識の普及 3. 気象予警報等、被害状況等の報道 4. 被災放送施設の復旧 5. 社会事業団等による義援金品の募集配分
9. (一社)滋賀県 LP ガス協会	1. ガス施設の整備と防災管理 2. 災害時におけるガス供給の確保 3. 被災施設の復旧
10. 一般社団法人 滋賀県建設業協会	1. 災害時における公共土木建築施設の復旧 2. 災害時における人命救助および応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 3. 災害時における土木資機材労力の提供
11. 社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会	1. 災害ボランティア活動の支援 2. 要配慮者の避難支援への協力

9 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 栗東市農業協同組合 2. 金勝生産森林組合	1. 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 2. 農林水産関係で、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力 3. 被災農林業者に対する融資およびあっせん 4. 被災農林業者に対する生産資材の確保あっせん
3. 栗東市商工会	1. 災害時における物価安定についての協力 2. 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力
4. 高圧ガス・危険物等関係施設の管理者	1. 災害時における危険物等の保安措置およびガス等燃料の供給
5. 新聞社等報道関係機関	1. 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2. 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 3. 社会事業団等による義援金品の募集配分
6. 自治会等自主的組織団体	1. 災害時における応急諸対策 2. 災害対策の支援、応援
7. (一社)滋賀県歯科医師会（草津栗東守山野洲歯科医師会） 8. (一社)滋賀県病院協会	1. 災害時における医療救護の実施 2. 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力

10 原子力災害に関する防災関係機関の事務または業務の大綱

(1) 栗東市

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
栗東市	1. 関係周辺市の応援 2. 避難誘導の援助 3. 広域避難所の開設 4. 広報

(2) 湖南広域消防局(中消防署)

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
湖南広域消防局 (中消防署)	1. 情報収集 2. 人命救助 3. 警戒区域の設定 4. 原因物質の拡散防止 5. 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務 6. 応援部隊の受け入れ

(3) 滋賀県

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県	1. 滋賀県防災会議に関する事務 2. 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 3. 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 4. 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 5. 原子力防災に関する組織の整備 6. 原子力防災に関する知識の普及および情報共有 7. 原子力防災に関する教育・訓練 8. 通信・連絡網の整備 9. 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 10. 環境条件の把握 11. 災害状況の把握および伝達 12. 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務 13. 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 14. 広報 15. 住民の退避・避難、立入制限等 16. 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請 17. 緊急時医療措置に関する事務 18. 飲食物等の摂取制限等 19. 緊急輸送および必要物資の調達 20. 飲食物および生活必需品の供給 21. 職員の被ばく管理 22. 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ 23. 災害救助法の適用 24. 義援金、義援物資の受入れおよび配分 25. 広域応援の要請および受入れ 26. ボランティアの受入れ 27. 汚染の除去等 28. 各種制限措置の解除 29. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 30. 風評被害等の影響の軽減

	31. 住民相談体制の整備 32. 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 33. 心身の健康相談体制の整備 34. 物価の監視 35. 関係周辺市およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力 36. 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等

(4) 草津警察署

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
草津警察署	1. 周辺住民等への情報伝達 2. 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 3. 交通の規制および緊急輸送の支援 4. 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 5. 警察職員の被ばく対策 6. その他原子力災害警備に必要な措置

(5) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 近畿管区警察局	1. 管区内府県警察の指導、調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集および連絡 5. 警察通信の運用
2. 近畿財務局 (大津財務事務所)	1. 地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 2. 原子力災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 3. 原子力災害に関する財政金融状況の調査 4. 国有財産の無償貸付
3. 近畿厚生局	1. 救援等に係る情報の収集および提供
4. 近畿農政局 (滋賀県拠点)	1. 原子力災害時における応急用食料品の供給支援 2. 農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供
5. 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	1. 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること
6. 近畿経済産業局	1. 物資の供給および燃料の供給に関する情報収集等 2. 被災産業調査・分析・支援 3. 被災中小企業対策等を行うに当たって必要な支援
7. 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	1. 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請 2. 原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 3. 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 4. 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 5. 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請

	6. 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整
8. 大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	1. 気象状況の監視 2. 気象に関する資料・情報の提供
9. 近畿総合通信局	1. 電波および有線電気通信の監理 2. 非常通信訓練の計画およびその実施指導 3. 非常通信協議会の育成・指導 4. 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 5. 原子力災害時における重要通信の確保 6. 災害対策用移動通信機器等の貸出し 7. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
10. 滋賀労働局	1. 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
11. 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	1. 一般国道(指定区間)の管理 2. 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること 3. 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること 4. 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
12. 近畿地方環境事務所	1. 環境監視体制の支援に関すること 2. 災害廃棄物の処理対策に関すること 3. 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 4. 危険動物逸走及び家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

(6) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)	1. 災害派遣要請に対する調整 2. 原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣 3. 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

(7) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東海旅客鉄道㈱ (東海鉄道事業本部・関西支社) 西日本旅客鉄道㈱(京滋支社)	1. 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
西日本電信電話㈱ (滋賀支店)	1. 原子力災害時における有線通信の確保
日本赤十字社 (滋賀県支部)	1. 医療救護 2. こころのケア 3. 救援物資の備蓄および配分 4. 災害時の血液製剤の供給 5. 義援金の受付および配分 6. その他災害救護に必要な業務 7. (1)～(6)の救護業務に関連し、次の業務を実施 ① 復旧・復興に関する業務 ② 防災・減災に関する業務
日本放送協会 (大津放送局)	1. 原子力防災に関する知識の普及の協力 2. 原子力災害時における広報 3. 災害情報および各種指示等の伝達
西日本高速道路㈱(関西支社)	1. 原子力災害時における道路交通の確保等

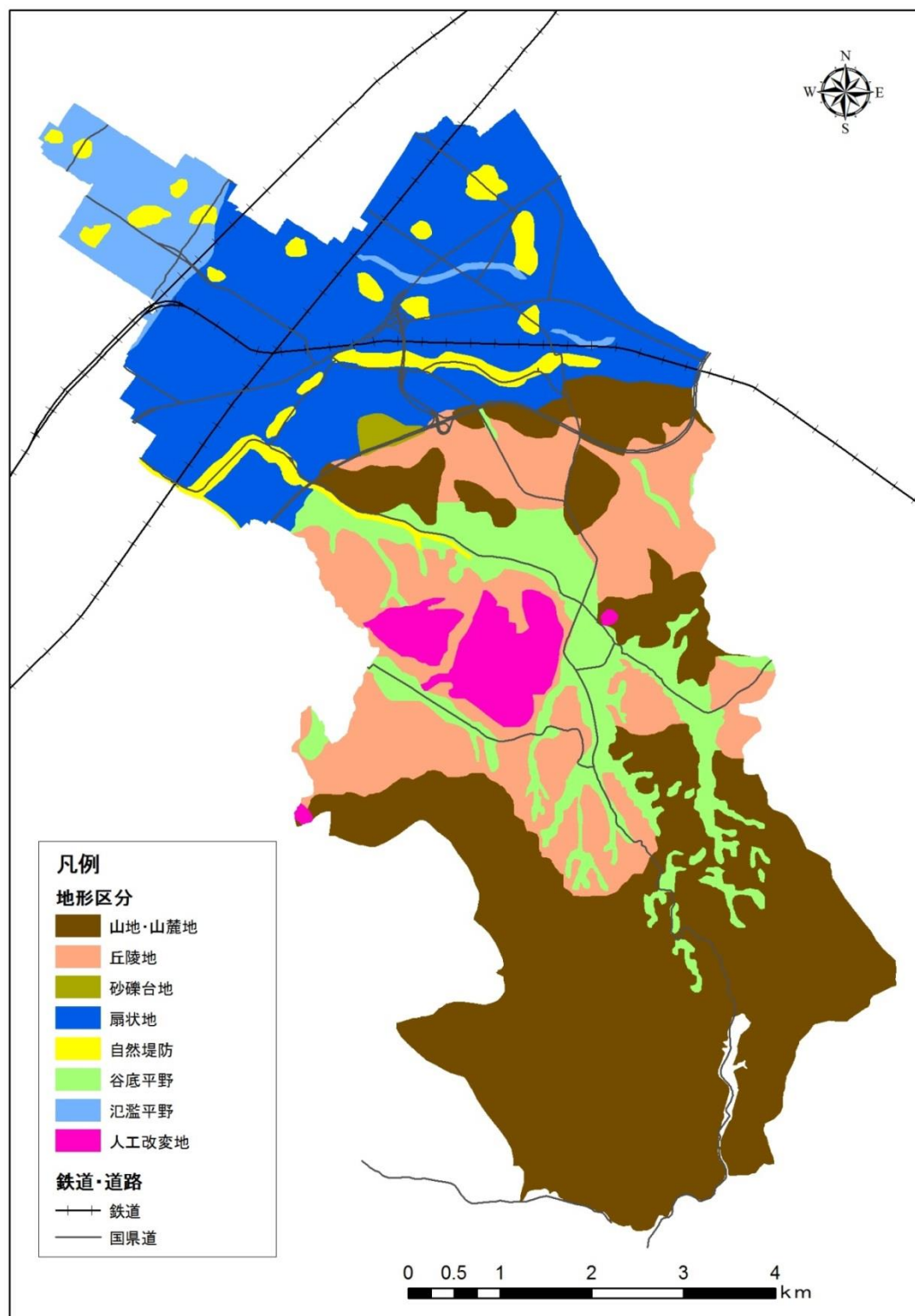
中日本高速道路(株) (名古屋支社・金沢支社)	
日本通運(株) (大津支店)	1. 災害対策用物資の輸送
関西電力(株) 日本原子力発電(株) (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 (高速増殖原型炉もんじゅ) (新型転換炉原型炉ふげん)	1. 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 2. 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 3. 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 4. 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 5. 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 6. 関係機関との連携 7. 緊急時における通報および報告 8. 緊急時における応急措置 9. 緊急事態応急対策 10. 原子力災害事後対策の実施 11. その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力

(8) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
(社) 滋賀県バス協会 (社) 滋賀県トラック協会	1. 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
(一社) 滋賀県医師会	1. 原子力災害時における医療救護活動の実施
(公社) 滋賀県看護協会 (一社) 滋賀県薬剤師会	1. 原子力災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 2. 原子力災害時における医薬品等の管理
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	1. 災害ボランティア活動の支援 2. 要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の避難支援への協力
(株)京都放送 びわ湖放送(株)	1. 原子力防災に関する知識の普及の協力 2. 原子力災害時における広報 3. 災害情報および各種指示等の伝達
(一社) 滋賀県L P ガス協会	1. 原子力災害時における施設の整備、防災管理 2. 原子力災害時におけるL P ガス供給と保安の確保

1－2 地形、地質に関する資料

1 栗東市の地形(地形区分図)



栗東市の地形(地形区分図)(出典：栗東市防災アセスメント調査報告書)

(1) 低地

低地には栗東市の主要な市街地が形成されている緩扇状地、氾濫平野と金勝川や美之郷川などの河川沿いに発達した谷底平野がある。緩扇状地上には旧河道や旧中州、天井川沿いの微高地が分布し、氾濫平野には自然堤防がみられる。また、山麓部には小規模な扇状地が存在している。

ア. 緩扇状地

低地の中では緩扇状地が最も大きな面積を占めている。緩扇状地は野洲川や草津川、金勝川、葉山川などの複合扇状地として形成されたものであるが、野洲川の搬出した土砂が主体になって形成されたものとみることができる。扇面上には野洲川から西側に向かう旧河道地形がいくつか残っており、それらはかつて野洲川が西方に流下していた時期の河道を示しており、また類似の方向性を示す網状流路地形も認められ、それらの地形は野洲川が流路を変遷しながら土砂を堆積して扇状地を形成してきた経緯を表している。その後、地殻変動の進行にともなって野洲川は現在のように北に流路を転じたものと考えられる。

緩扇状地の扇頂は市の北東部、伊勢落付近にあり、標高は 113m 程度である。扇端部は市の北西部にあつて標高 95m 付近が扇状地と氾濫平野との境界になっている。緩扇状地の平均勾配は 3~4/1,000 で緩い。

上記のように扇面上には西ないし北西方向の旧河道地形が存在している。旧河道はあまり深いものではなく、近年ではそのかなりの部分が埋められてきているが、灌漑水路である中ノ井川は現在でも旧河道部を結んで流れている。

一方、扇面のなかには周囲よりもやや高い微高地があつて、古くから存在する集落の大部分がそこに設けられている。この微高地は旧中州の部分とみることができ、洪水による被災を避けてやや高い微高地に集落が設けられたものと考えられる。

扇状地上を流れる河川は、近年まで著しい天井川をなしていた。草津川、金勝川、葉山川が市域の扇状地上の全域で天井川をなし、また、野洲川も現在の野洲川大橋付近から下流は天井川を形成していた。天井川沿いには自然堤防状の微高地が存在しており、特異な景観をなしているが、それらの微高地は洪水氾濫からまぬがれるために人工的に形成されてきた部分が多いといわれている。

天井川が存在は洪水災害に関して非常に大きな問題であり、近年、河道掘削やショートカットなどの河川改修が実施されている。

イ. 氾濫平野

市の北西端部が氾濫平野にあたる。

氾濫平野には自然堤防が分布し、霊仙寺や十里地区などの古くからの集落は自然堤防の微高地に設けられている。

はっきりとした後背低地はみられないが、旧河道地形が存在している。旧河道の一部には近年に埋土が行われている。

ウ. 谷底平野

丘陵を開析する河川や支溪沿いには谷底平野が発達している。

丘陵を細かく谷が開析し、谷の上部まで谷底平野が延びているのも、地形的な特徴である。

規模が最も大きな谷底平野は金勝川に沿って分布し、上砥山付近ではその幅が 800m 程度に達している。金勝川水系では本川沿いととも、支川の細川や雨丸川などに沿っても上流部まで谷底平野が形成されている。

美之郷川沿いにもやや幅の広い谷底平野が分布しており、草津川の支溪に沿って比較的幅

の小さな谷底平野が形成されている。

金勝川や美之郷川沿いの谷底平野では、その下流部が天井川になり、また排水機能が不良な地形になっていて、しばしば氾濫や湛水をこうむってきた。近年、河川改修が実施されている。

谷底平野はほとんどが水田として利用されてきたが、近年になってここにも住宅などが進出してきている。比較的低い盛土や埋土で造成されている部分が多いが、やや規模の大きな埋土がなされている部分もみられる。

谷底平野は洪水氾濫や内水氾濫の可能性が大きな地域であり、背後に丘陵や山地の急斜面が迫っている箇所では土砂災害に対する注意も必要である。

また、谷頭にため池が設けられている谷が多くみられ、防災上での留意が必要な要素になっている。

エ. 扇状地

比較的小規模な扇状地がいくつか存在している。

そのなかでは伊勢落付近や、金勝川上流の観音寺地区の扇状地がやや規模が大きい。

扇状地では谷からの土石流や山地洪水に対する留意が必要である。

(2) 段丘

分布は大きくないが、上下3段の段丘面が認められ、高いものから中位段丘、下位段丘および低位段丘に区分される。ただし、下位段丘と低位段丘については面の区分が難しい箇所が存在する。

中位段丘は緩扇状地や谷底平野の沖積地よりも10m程度以上高い段丘面をもっており、安養寺付近や金勝川、美之郷川の沿岸部に分布している。この段丘上には古くから寺院などが設けられている箇所もあるが、近年、比較的小さな切土を行って住宅地が造成されているケースが多い。

下位段丘は沖積面よりも数m高い段丘面をもって、金勝川や美之郷川の沿岸部などに分布している。それぞれの箇所の面積はあまり大きくないが、かなり広範囲にわたって分布しており、金勝川の流域ではかなり上流部にまでみられる。この段丘面上には古くからの集落が存在し、また、近年、面上に造成された住宅地もある。

低位段丘は金勝川流域で、下位段丘よりやや低い面をもって分布し、分布面積は小さい。この面上にも古くからの集落が存在している。

下位段丘や低位段丘の段丘面は一般に谷底平野よりも若干高い位置にあり、洪水氾濫や湛水に対しては条件が良いといえる。ただし、山間地や谷の出口部に存在している箇所については、土砂災害や谷からの土石流、山地洪水に注意が必要である。

(3) 山麓堆積地形

ア. 崖錐

鶏冠山の山麓部にやや規模の大きなものがみられるが、それ以外には特にめだつたものはない。

(4) 丘陵

山地の周辺部を取り巻くように分布しており、山地に比べてはるかに起伏量が小さいなどらかな地形を示している。北側にゆるやかに傾斜した背面をもっているが、背面は谷によって細かく開析され、幅の広い丘陵背面が残っている部分は少ない。開析する谷に沿っては谷底平野が発達している。

丘陵地は近年まで林地になっていたが、名神高速道路の開通後に急速に開発が進み、市内で

最も地形の改変が著しい地域になっている。

栗東トレーニングセンターや2つのゴルフ場、住宅団地、公共施設などが切土を主体にした造成で建設されており、谷部に埋土や盛土が行われている箇所も多い。

丘陵では急速に都市化が進んでおり、土地利用形態の変化に伴って雨水の流出特性なども大きく変わってきているものとみられる。

(5) 山地

山地には市域の南部を占める金勝山地と丘陵地の中に点在する孤立丘とがある。

金勝山地は起伏量が大きく谷密度も高い壮年期状の地形を示している。この山地の山稜部には第三紀時代の準平原地形のなごりであるといわれている2段の小起伏面が分布している。ひとつは阿星山から竜王山の山稜部に続く標高600～700mの小起伏面であり、もうひとつは鶏冠山周辺に分布する標高400～500mの小起伏面である。

金勝山地は花崗岩と中・古生層で構成されているが、それぞれの地質を反映した地形が形成されている。

花崗岩の山地では竜王山の周辺を中心に露岩や禿禿地がめだち、独特の山容を示している。また、阿星山の山麓部では風化が進んで小起伏になった地形を示している。

一方、中・古生層の山地は花崗岩の山地よりも風化に対する抵抗が大きいためにより急な地形を示し、極急斜面がめだっている。鶏冠山から南東方向に延びる急な山地はその典型である。

金勝山地にはめだった地形改変は行われていない。

孤立丘は中・古生層で構成され、日向山の東側では大規模な採掘が行われている。

(6) 変形地

変形地には崩壊地、地すべり、露岩・禿禿地、崖がある。

露岩・禿禿地は上でふれたように、竜王山の周辺にめだち、終戦直後の写真ではその区域の半分以上が露岩・禿禿地になっている。この区域については、地形図からみると依然、露岩・禿禿地が多い。

地すべりは山地に数箇所散在し、丘陵の斜面にも1箇所が抽出されるが、いずれも小規模で地すべり地形が不明瞭なものである。最近活動した形跡があるものはなく、古い地すべりに分類されるタイプのものである。

山地には崩壊地がみられるが、特に崩壊発生頻度が大きな傾向にはない。終戦直後の写真では、鶏冠山の周辺に比較的小規模な表層崩壊がやや多くみられるが、最近ではそれに比べて崩壊地の数、規模とも減少している。阿星山から竜王山の山域については、地形図からみると特に崩壊地が多い傾向はないようである。

自然斜面の極急斜面は先にふれたように中・古生層の山地に多い。

孤立丘などの山地の一部では、採掘や切土造成による高い崖が形成されている箇所がある。特に日向山の東側の山地や、鶏冠山山麓部の浅柄野付近では土石の採掘に伴う非常に高い切土斜面が形成されている。

丘陵地にも切土や盛土に伴うやや高い崖（のり面）がかなり多く存在している。

自然斜面、人工斜面を問わず極急斜面や崖面では土砂災害についての注意が必要である。

(7) 人工地形

緩扇状地や氾濫平野では旧河道部の埋土や、住宅や工場用地あるいは道路・鉄道路線の建設に伴う盛土が行われている。ただし、旧河道は比較的浅いので厚い埋土はされておらず、住宅用地や工場用地などの盛土も全般に低い。東海道新幹線や名神高速道路では相当に高い盛土が行われている部分があり、葉山川の河道付け替えに伴って廃川化された埋土部（道路）や旧灰

塚池の一部を埋めた盛土はやや高いが、それらのほかに緩扇状地や氾濫平野においては、特に高い盛土地や埋土地はみられない。

金勝川や美之郷川沿いの谷底平野には比較的低い盛土を行って住宅地が設けられてきている。

また、金勝川支川の細川などの上流部では谷底平野や下位段丘において主に切土による農地の構造改善が行われている。

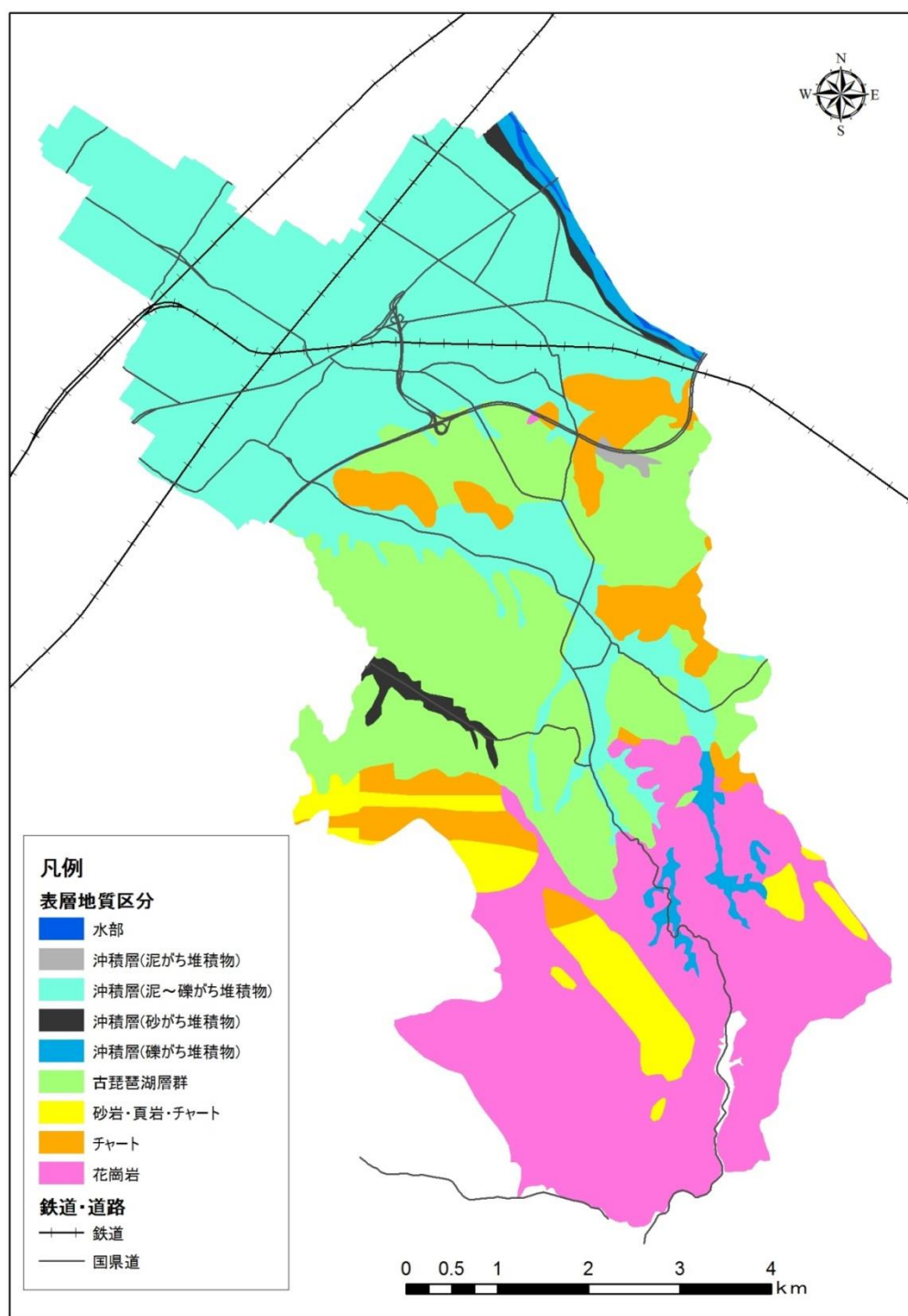
丘陵では大規模な地形改変が行われている。

トレーニングセンターやゴルフ場では切土と谷底平野の埋土が行われており、栗東第一インター周辺や下戸山周辺でも切土と谷底平野の埋土や盛土で住宅団地などが造成されており、美之郷付近の丘陵地にも規模の大きな土地造成が行われている。

全体として丘陵部の半分を越える面積について地形の改変が行われている。

山地については、2箇所です石の採掘が大規模に行われているが、それ以外では比較的小規模な切土地が数箇所みられる程度である。

2 栗東市の地質(表層地質図)



栗東市の地質(表層地質図) (出典：栗東市防災アセスメント調査報告書)

(1) 沖積層

沖積層には緩扇状地や氾濫平野、谷底平野、扇状地を構成する堆積物や山麓の崖錐堆積物がある。

ア．緩扇状地の堆積物

緩扇状地は一般に砂礫質の地層で構成される。

栗東市の緩扇状地の地盤構成についてはあまり多くの資料が得られないが、図1によれば緩扇状地の堆積物は古琵琶湖層を覆って分布し、おおむね砂礫で構成され、扇頂部で薄く扇端部に向かって厚くなる。扇端で扇状地堆積物は30m程度の厚さに達し、その上を氾濫平野の堆積物に覆われているものとみることができる。扇端部は標高95m前後にあるが、その付近では全般に地下水位が高く、湧水が多いことが知られている。

緩扇状地の堆積物は砂礫質で一般的には良好な地盤といえるが、砂礫の間にレンズ状に薄い細粒土層が介在することがあり、旧河道部にも細粒土層が分布する可能性がある。

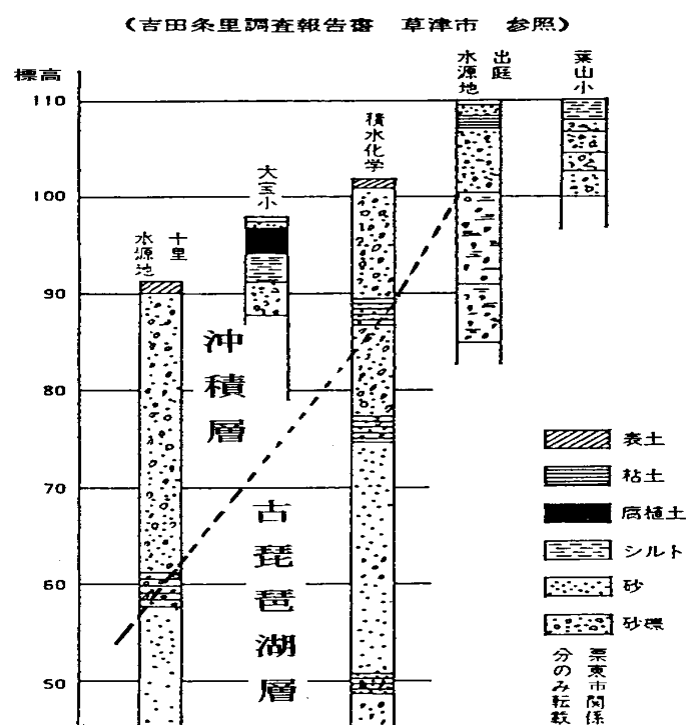


図1 緩扇状地—氾濫平野の柱状図

イ．氾濫平野の堆積物

氾濫平野は一般的には砂やシルト、粘土などからなる複雑な地盤構成を示す。

氾濫平野の中の自然堤防には砂や砂礫が優勢に分布することが多く、一方で後背低地や旧河道には粘土やシルトあるいは有機質土などの細粒土が発達している場合が多い。

栗東市の氾濫平野には典型的な後背低地は発達しておらず、また氾濫平野に位置する十里水源の柱状図(図1)には砂礫があらわれている。それらからみると氾濫平野でも砂礫質の地盤が優勢に分布することが推定される。ただし、図1の大宝小学校の柱状図では浅部に腐植土やシルトが分布しているので、旧河道部にはやや厚く細粒土が発達している可能性がある。細粒土層は強度や沈下、地震動の増幅度などの面から問題が多い。

ウ. 谷底平野の堆積物

谷底平野の地盤構成については資料が得られない。

一般に谷底平野の堆積物は砂礫、砂、シルト、粘土などから構成されている。

山間部の勾配の急な谷底平野には砂礫質の地盤が優勢に分布することが予想されるが、孤立丘で塞ぎ止められた形になっている金勝川下流の幅の広い谷底平野には細粒土が発達する可能性がある。

エ. 扇状地の堆積物

谷の出口部に形成されている扇状地は土石流堆積物などの砂礫質地盤で構成されているものとみられる。

オ. 崖錐堆積物

崖錐堆積物は主に重力作用によって供給された土砂で構成され、淘汰の悪い礫や砂、シルトで構成されているものと推定される。

(2) 段丘堆積物

栗東市の段丘堆積物についての資料は得られないが、周辺地域の資料（資料(3)）からおおよその性状が推定される。

周辺地域での中位段丘は厚さ2～5mの礫層で構成され、その上部に1～3mの砂・粘土の互層がのっている場合がある。浅部の1mほどは赤色土になっている。

また、下位・低位の段丘には厚さ2～4mの新鮮な砂礫層が分布し、粘土や泥炭が挟まれる場合がある。地表には黒色土がのる場合が多い。

(3) 古琵琶湖層

古琵琶湖層は新第三紀鮮新世から第四紀更新世にかけて近江盆地や伊賀盆地に堆積した陸水性の地層である。盆地の底にも厚く堆積しており、地層全体の厚さを積算すると最大1,500mにもおよぶといわれている。

栗東市では丘陵部に分布し、また低地の沖積層の下にも広く分布している。資料によって時代にやや違いはあるが、栗東市の丘陵に分布する古琵琶湖層は鮮新世の末から更新世の初期にかけて堆積した地層で、蒲生累層（蒲生累層と草津累層に区分している資料もある）に属している。

栗東地域の丘陵部での蒲生累層は、下位から荒張互層、浅柄野砂層、瀬田礫層に細分されており、南側から北に向かって徐々に上位の地層が分布している（図2）。

周辺地域での荒張互層は砂礫や砂、シルトなどの互層であるが、栗東市では荒張砂礫層と呼ばれているように砂礫層が主体の地層からなる。浅柄野砂層は中～粗粒砂層が主体でシルトや粘土を挟み、厚さは20m程度である。瀬田礫層は90m程度の厚さをもち、その下半部が礫層、上半部が礫層・砂層とシルト・粘土層の互層からなっている。

栗東地域の古琵琶湖層は全般に北西に3～6°でゆるく傾斜しており、山地に近づくほど地層の傾斜は急になっている。古琵琶湖層の傾斜は六甲変動による地殻変動の影響を反映したものとなっている。

古琵琶湖層は比較的新しい地層で、固結は低い。

(4) 山地の地層・岩石

山地は中・古生層とそれに貫入した花崗岩によって構成されている。

中・古生層は鶏冠山周辺や安養寺山などの孤立丘に分布している。鶏冠山の周辺ではチャートや粘板岩、砂岩が東西方向の走向で分布している。この付近ではそれらの地層が花崗岩の貫入による接触変成作用を受けてホルンフェルス化した部分があり、そのために非常に硬質な岩

孤立丘は主にチャートで構成されている。

花崗岩は中生代・白亜紀後期から古第三紀に貫入した深成岩である。

三雲花崗岩と呼ばれており、中粒～粗粒の黒雲母花崗岩からなっている。花崗岩の山地では深くまで風化が進んだ地域があり、また節理に規制されて巨岩群が突出した山頂が形成されている。

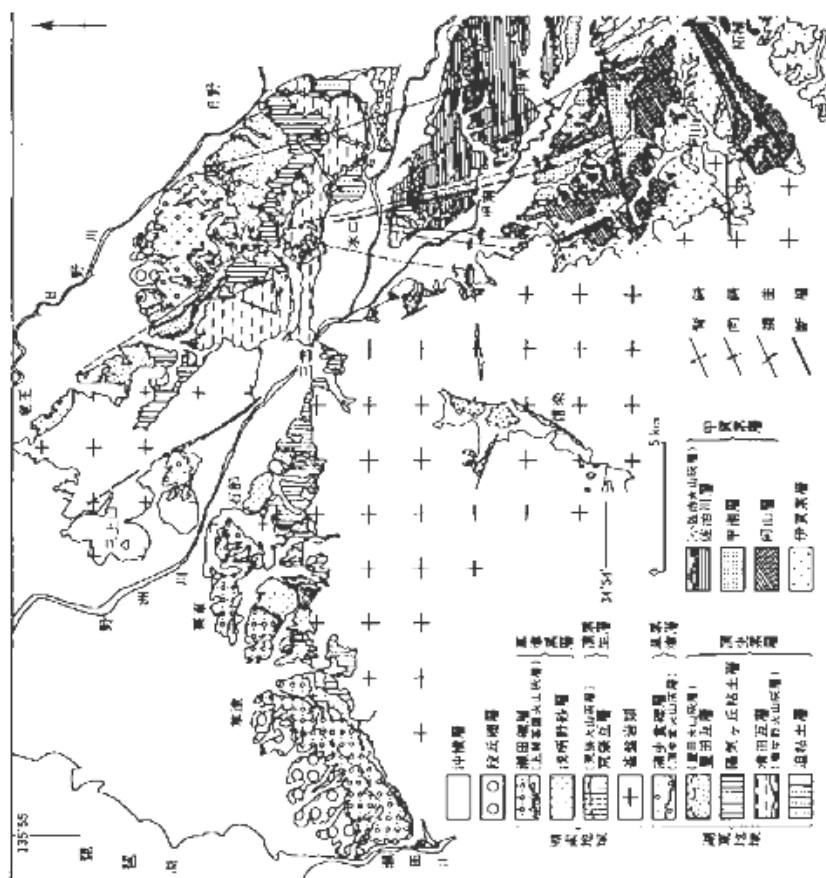
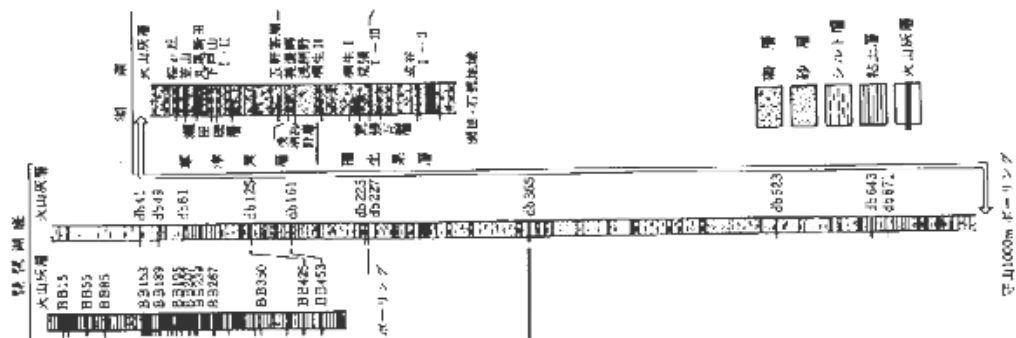


図2 栗東市周辺の古琵琶湖層の分布と柱状図

1-3 気象に関する資料

1 気温

滋賀県は、地形の影響を受けて気温は各地でかなり異なっている。下図に年平均気温の分布を示す。これによると最も低いのは、長浜市北部の山間地帯で、最も高いのは琵琶湖上を含めた中部、南部の平野部で、その差は約4℃である。本市は比較的温暖地帯に属する。

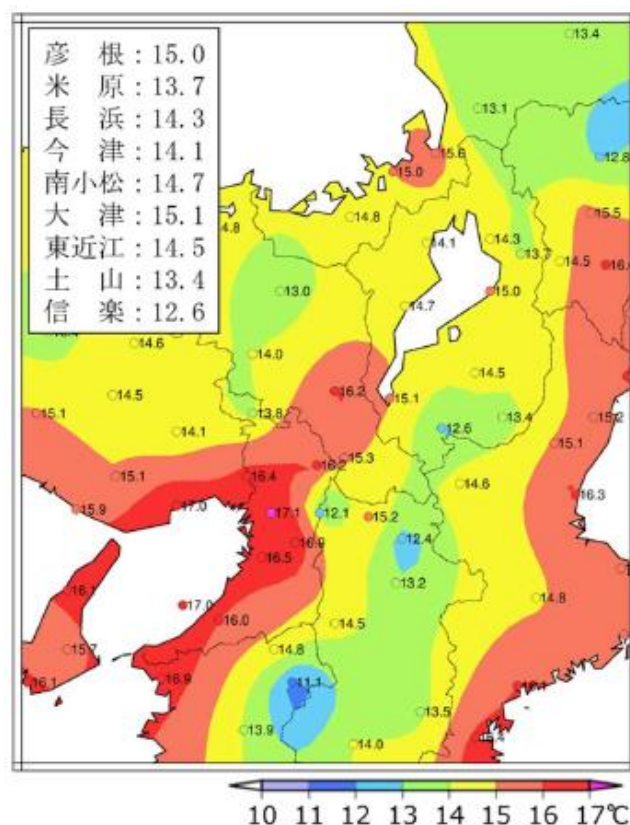


図1 年平均気温分布図（1991～2020年）（単位：℃）（資料：滋賀県地域防災計画）

日平均気温と日最高・日最低気温の月別平均値を示す。1年のうち最高気温が現れるのは7～8月にかけてであり、最低気温が現れるのは1～2月にかけてであり、平年値（1991～2020年）の年平均気温は15℃程度である。

表1 月別平均気温（平年値：1991～2020年）（単位：℃）

観測所名：大津（大津市萱野浦）

月	1	2	3	4	5	6
日平均	4.1	4.4	7.6	13.1	18.2	22.1
日最高	7.9	8.5	12.6	18.6	23.7	26.8
日最低	0.7	0.6	3.2	8.0	13.3	18.2
月	7	8	9	10	11	12
日平均	26.2	27.3	23.3	17.4	11.5	6.5
日最高	30.9	32.5	28.1	22.2	16.1	10.5
日最低	22.6	23.5	19.6	13.3	7.3	2.8

資料：気象庁ホームページより

2 降水量

降水量は、地形の影響を受けて各地でかなり異なっている。下図の年平均降水量分布図によると、長浜市北部山間地帯に最も多く、2,600 mmを超え、次いで湖西と湖東の山間地帯で 2,000 ～2,500 mm、最少地帯は湖南の東近江市附近で約 1,500 mmになっている。本市は、比較的降水量の少ない地帯に属している。

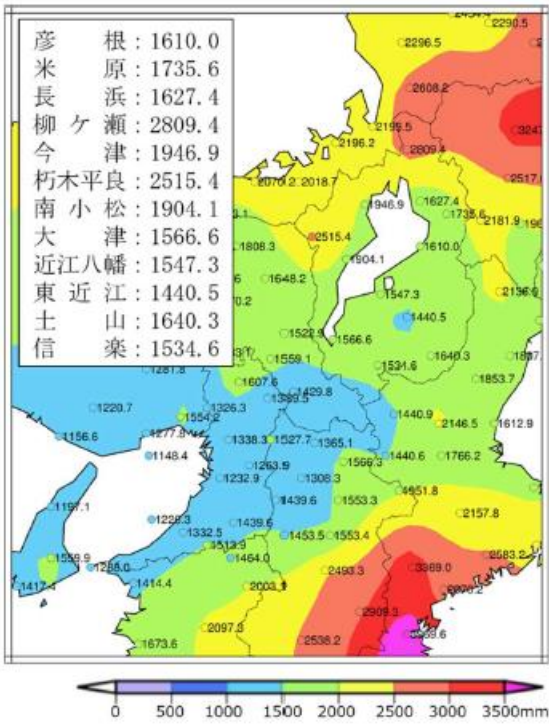


図2 年平均降水量分布図（1991～2020年）（単位：mm）（資料：滋賀県地域防災計画）

表に、月別の平均降水量を示す。降水量の多いのは5～9月であり、平年値（1991～2020年）の年平均降水量は1,550mm程度である。

表2 月別の平均降水量（平年値：1991～2020年）（単位：mm）

観測所名：大津（大津市萱野浦）

月	1	2	3	4	5	6
平均降水量	56.8	69.7	117.9	125.6	156.9	217.7
月	7	8	9	10	11	12
平均降水量	211.8	159.5	172.0	149.1	79.3	60.2

資料：気象庁ホームページより

3 降雪

滋賀県北部は雪のよく降る地域で、特に山間地帯では降雪日数は50～60日におよんでいる。しかし、湖岸平野地帯では30～40日で南西部に向かって少なく、大津付近が最小域で20日未満になっている。

図の年降雪の深さの合計によると、長浜市北部山岳地帯で最も多く550cmを越え、ついで高島市北部の山間地帯で約250cmである。本市は、比較的降雪の少ない地帯に属している。

表に、本市に近い観測地点での降雪の深さの合計を示す。

表3 月別降雪の深さの合計（平年値：1991～2020年）（単位：cm）

観測所名：彦根地方気象台

月	1	2	3	4	5	6
降雪の深さ	36	29	6	0	－	－
月	7	8	9	10	11	12
降雪の深さ	－	－	－	－	0	11

注：「0」は降雪はあるが1cm未満であることを示し、「－」は降雪がないことを示す。

資料：気象庁ホームページより

4. 風速・風向

表に、日平均風速の月別平均値と最多風向を示す。平均風速は1年を通じて1.7m/s程度であり、風向は南南東の風が多いが、1～2月は西の風が多い。

表4 日平均風速の月別平均値と最多風向(1991～2020)(単位:m/s)

観測所名:大津(大津市萱野浦)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均風速	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.6
最多風向	西	西	南南東	南南東	南南東	南南東
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均風速	1.5	1.7	1.6	1.5	1.5	1.8
最多風向	南南東	南南東	南南東	南南東	西	南南東

資料:気象庁ホームページより

参考資料

- ①栗東市「栗東市史」
- ②栗東市「栗東の歴史」
- ③(財)滋賀県自然保護財団「滋賀県の自然 分冊 地形地質編ならびに 10 万分の1 滋賀県地質図」1979 年
- ④中沢・市川・市原編「日本の地質 6 近畿地方」共立出版、1987 年
- ⑤気象庁ホームページ

1-4 近年の人口統計資料

国勢調査により人口の推移をみると、戦前は12,000人前後、戦後は15,000人前後で比較的安定していたが、1965年（昭和40年）以降急激に増加し、2020年（令和2年）には68,820人に達している（表1、図1）。

一方、戦後に限って世帯数の推移をみると、1950年（昭和25年）の2,867世帯から、1965年（昭和40年）の3,422世帯と比較的安定していたが、その後急激に増加し、2020年（令和2年）には26,688世帯に達している（表1、図1）。

表1 人口と世帯数（単位：人、世帯）（資料：国勢調査）

		総 数	男	女	世帯数
1920年	大正9年	11,333	—	—	—
1925年	大正14年	11,567	—	—	—
1930年	昭和5年	12,070	—	—	—
1935年	昭和10年	12,319	—	—	—
1940年	昭和15年	12,689	—	—	—
1947年	昭和22年	15,064	—	—	—
1950年	昭和25年	15,344	7,428	7,916	2,867
1955年	昭和30年	15,371	7,473	7,898	2,890
1960年	昭和35年	14,243	6,948	7,295	2,841
1965年	昭和40年	16,239	8,019	8,220	3,422
1970年	昭和45年	23,031	11,731	11,300	5,431
1975年	昭和50年	32,496	16,660	15,836	8,291
1980年	昭和55年	37,033	18,724	18,309	10,437
1985年	昭和60年	41,827	21,043	20,784	12,039
1990年	平成2年	45,049	22,580	22,469	13,527
1995年	平成7年	48,759	24,515	24,244	15,493
2000年	平成12年	54,856	27,510	27,346	18,290
2005年	平成17年	59,869	29,983	29,886	20,625
2010年	平成22年	63,655	31,762	31,893	22,614
2015年	平成27年	66,749	33,186	33,563	24,592
2020年	令和2年	68,820	34,110	34,710	26,688

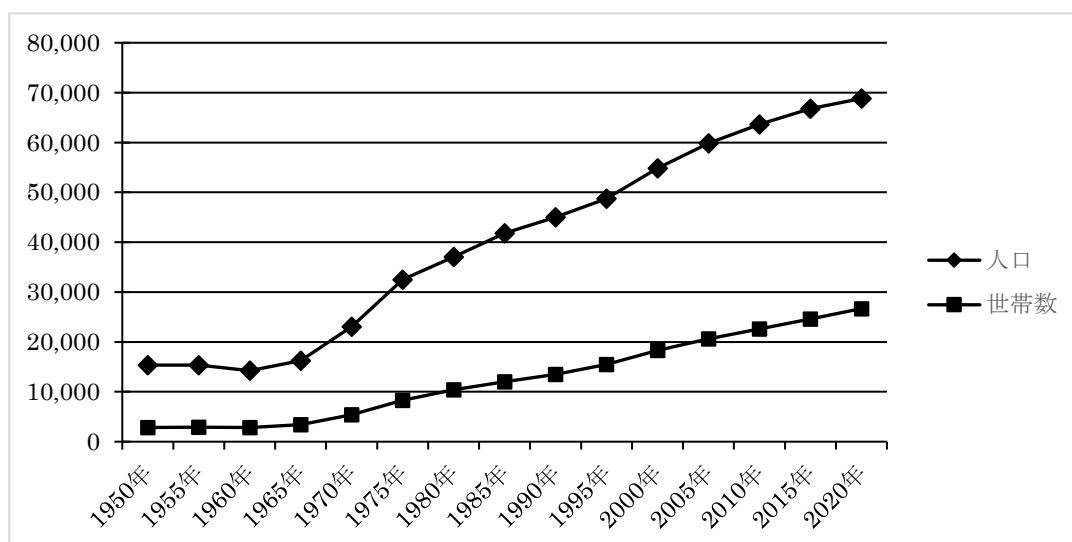


図1 人口と世帯数の推移

また、人口総数に占める年齢階層別の構成比の推移をみると、15歳未満の人口は1950年（昭和25年）の34.1%から、1970年（昭和45年）の24.9%まで減少し、その後若干増加したものの、1980年（昭和55年）以降は、再び減少傾向となり、1995年（平成7年）からは19%程度となっている。それに対して、65歳以上の人口は1950年（昭和25年）の6.0%から、1960年（昭和35年）の6.9%まで増加し、その後減少したものの、1975年（昭和50年）以降再び増加し、2020年（令和2年）には19.2%に達している（表2、図2）。

表2 年齢3階層別人口（単位：人、％）（資料：国勢調査）

（注）総数には年齢不詳を含む

		実 数（人）				構成比（％）		
		総 数	～14 歳	15～64 歳	65 歳～	～14 歳	15～64 歳	65 歳～
1950 年	昭和 25 年	15,344	5,235	9,189	920	34.1	59.9	6.0
1955 年	昭和 30 年	15,371	4,960	9,411	1,000	32.3	61.2	6.5
1960 年	昭和 35 年	14,243	4,285	8,969	989	30.1	63.0	6.9
1965 年	昭和 40 年	16,239	4,095	11,031	1,113	25.2	67.9	6.9
1970 年	昭和 45 年	23,031	5,728	15,890	1,413	24.9	69.0	6.1
1975 年	昭和 50 年	32,496	9,038	21,604	1,854	27.8	66.5	5.7
1980 年	昭和 55 年	37,033	10,426	24,252	2,349	28.2	65.5	6.3
1985 年	昭和 60 年	41,827	10,812	28,104	2,908	25.8	67.2	7.0
1990 年	平成 2 年	45,049	9,738	31,729	3,494	21.6	70.4	7.8
1995 年	平成 7 年	48,759	9,119	35,035	4,602	18.7	71.9	9.4
2000 年	平成 12 年	54,856	10,181	38,929	5,741	18.6	71.0	10.4
2005 年	平成 17 年	59,869	11,387	41,173	7,279	19.0	68.8	12.2
2010 年	平成 22 年	63,655	12,412	41,828	9,283	19.5	65.7	14.6
2015 年	平成 27 年	66,749	12,256	42,658	11,721	18.4	63.9	17.6
2020 年	令和 2 年	68,820	11,355	43,973	13,138	16.6	64.2	19.2

人口の増加傾向は続いており、2015 年（平成 27 年）から 2020 年（令和 2 年）の 5 年間で、人口は、3.1%増加した。

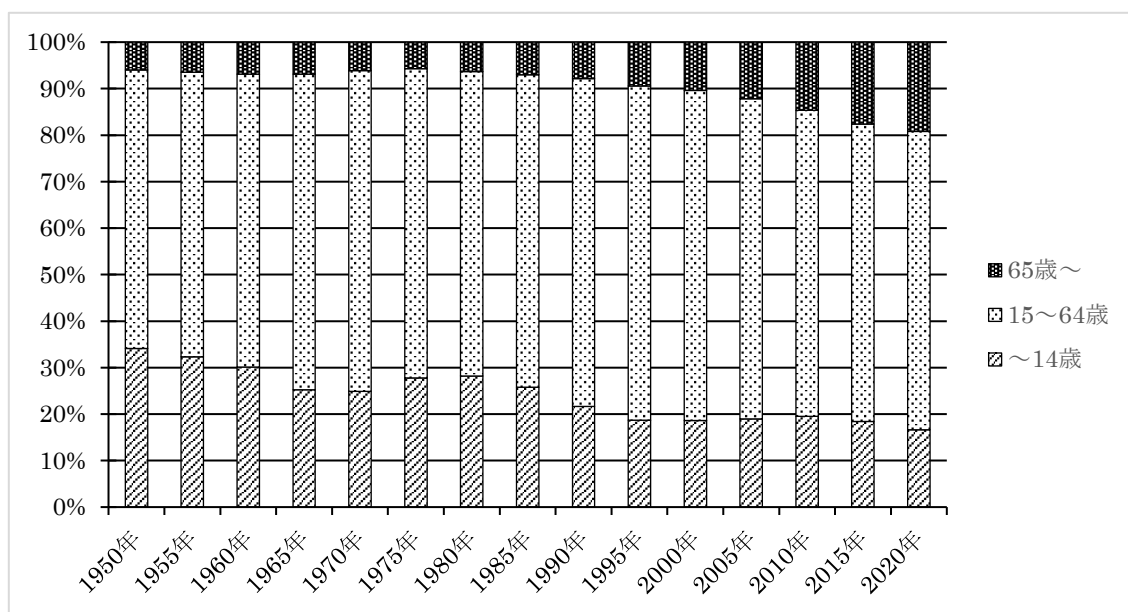


図2 年齢3階層別人口の構成比の推移

1－5 近年の家屋状況の推移

木造の家屋の推移をみると、棟数では1970年（昭和45年）には16,049棟であったが、1975年（昭和50年）には14,515棟に減少した。その後、増加に転じ、1989年（平成元年）に17,129棟になった。その後は緩やかな増減を繰り返し、2023年（令和5年）に17,922棟となった。延床面積では1970年（昭和45年）には535,398㎡であったが、2023年（令和5年）に2,019,035㎡へと3.77倍の増加を示している。

一方、非木造の家屋の推移をみると、棟数では1970年（昭和45年）の1,338棟から2023年（令和5年）の9,473棟へと7.08倍の増加を示し、延床面積では346,692㎡から3,245,768㎡へと9.36倍の増加を示している（表3）。

表1 木造および非木造の家屋（単位：棟、㎡）（資料：統計書）

		木 造		非木造		総 数	
		棟 数	延床面積	棟 数	延床面積	棟 数	延床面積
1970年	昭和45年	16,049	535,398	1,338	346,692	17,387	882,090
1975年	昭和50年	14,515	781,364	4,381	934,642	18,896	1,716,006
1980年	昭和55年	15,932	952,454	5,831	1,185,190	21,763	2,137,644
1981年	昭和56年	15,875	989,003	6,160	1,256,400	22,035	2,245,403
1982年	昭和57年	16,114	1,021,202	6,391	1,306,236	22,505	2,327,438
1983年	昭和58年	16,401	1,058,583	6,716	1,339,029	23,117	2,397,612
1984年	昭和59年	16,630	1,088,585	6,972	1,396,948	23,602	2,485,533
1985年	昭和60年	16,695	1,108,581	7,261	1,453,446	23,956	2,562,027
1986年	昭和61年	16,757	1,129,915	7,467	1,528,959	24,224	2,658,874
1987年	昭和62年	16,861	1,150,554	7,694	1,575,345	24,555	2,725,899
1988年	昭和63年	16,965	1,174,061	7,840	1,621,660	24,805	2,795,721
1989年	平成元年	17,129	1,200,119	8,060	1,697,918	25,189	2,898,037
1990年	平成2年	17,169	1,220,586	8,280	1,773,380	25,449	2,993,966
1991年	平成3年	17,187	1,237,920	8,599	1,842,021	25,786	3,079,941
1992年	平成4年	17,135	1,252,028	8,707	1,888,981	25,842	3,141,009
1993年	平成5年	17,152	1,271,123	8,931	1,978,700	26,083	3,249,823
1994年	平成6年	17,186	1,292,492	9,036	2,044,114	26,222	3,336,606
1995年	平成7年	15,990	1,282,441	8,896	2,096,194	24,886	3,378,635
1996年	平成8年	16,033	1,305,984	9,248	2,176,338	25,281	3,482,322
1997年	平成9年	15,278	1,317,945	8,555	2,220,036	23,833	3,537,981
1998年	平成10年	15,325	1,345,628	8,677	2,303,227	24,002	3,648,855
1999年	平成11年	15,328	1,365,236	8,765	2,416,029	24,093	3,781,265
2000年	平成12年	15,365	1,385,675	8,821	2,488,801	24,186	3,874,476
2001年	平成13年	15,396	1,407,977	8,877	2,547,251	24,273	3,955,228
2002年	平成14年	15,461	1,430,067	8,957	2,582,959	24,418	4,044,105
2003年	平成15年	15,567	1,454,255	9,019	2,614,038	24,586	4,068,293
2004年	平成16年	15,700	1,481,896	9,090	2,653,941	24,790	4,135,837
2005年	平成17年	15,892	1,524,006	9,100	2,698,785	24,992	4,222,791
2006年	平成18年	16,078	1,563,615	9,143	2,720,630	25,221	4,284,245
2007年	平成19年	16,230	1,599,542	9,176	2,764,701	25,406	4,364,243
2008年	平成20年	16,348	1,626,357	9,244	2,795,886	25,592	4,422,243
2009年	平成21年	16,459	1,660,323	9,252	2,817,760	25,711	4,478,083
2010年	平成22年	16,540	1,684,688	9,286	2,823,094	25,826	4,507,782
2011年	平成23年	16,720	1,721,756	9,287	2,823,870	26,007	4,545,626
2012年	平成24年	16,907	1,760,273	9,290	2,846,669	26,197	4,606,942
2013年	平成25年	17,036	1,784,249	9,320	2,902,368	26,356	4,686,617
2014年	平成26年	17,148	1,809,083	9,307	2,930,195	26,455	4,739,278
2015年	平成27年	17,732	1,835,626	9,475	2,952,655	27,207	4,788,281
2016年	平成28年	17,888	1,861,628	9,490	2,991,748	27,378	4,853,376
2017年	平成29年	18,012	1,888,318	9,496	3,008,732	27,508	4,897,050

		木 造		非木造		総 数	
		棟 数	延床面積	棟 数	延床面積	棟 数	延床面積
2018 年	平成 30 年	17,825	1,915,195	9,427	3,021,491	27,252	4,936,686
2019 年	平成 31 年	17,589	1,939,593	9,303	3,157,578	26,892	5,097,171
2020 年	令和 2 年	17,695	1,966,372	9,335	3,167,886	27,030	5,134,258
2021 年	令和 3 年	17,789	1,985,674	9,359	3,202,121	27,148	5,187,795
2022 年	令和 4 年	17,838	2,001,374	9,351	3,227,317	27,189	5,228,691
2023 年	令和 5 年	17,922	2,019,035	9,473	3,245,768	27,395	5,264,803

1－6 近年の経営組織別民営事業所数・男女別従業者数

産 業 別	総 数				個 人			
	事業所数	従業者数	男	女	事業所数	従業員数	男	女
総 数								
平成26年(基礎)	2,838	33,538	21,444	12,039	1,058	4,178	2,624	1,554
平成28年(活動)	2,838	31,844	20,045	11,741	1,023	3,976	2,482	1,492
令和3年(活動)	2,820	33,735	20,604	11,638	844	3,447	2,164	1,282
農 林 漁 業	25	169	130	39	－	－	－	－
鉱 業 ・ 採 石 業	1	5	4	1	－	－	－	－
建 設 業	281	2,158	1,663	493	50	132	108	24
製 造 業	245	8,243	6,040	2,203	40	116	81	35
電気・ガス・水道業	7	19	18	1	－	－	－	－
情 報 通 信 業	11	133	96	37	－	－	－	－
運 輸 業 ・ 郵 便 業	127	3,127	2,278	752	1	2	1	1
卸 売 業 ・ 小 売 業	661	6,991	4,135	2,841	125	502	234	268
金 融 業 ・ 保 険 業	33	389	101	288	－	－	－	－
不動産業・物品賃貸業	324	885	523	361	149	218	122	95
学術研究・技術サービス業	122	664	462	202	37	96	53	43
宿泊業・飲食サービス業	195	1,801	740	1,061	108	402	142	260
生活関連サービス業・娯楽業	267	2,243	1,610	633	193	1,442	1,245	197
教育・学習支援業	87	480	234	223	50	137	36	101
医 療 ・ 福 祉	198	3,774	811	1,608	75	361	113	248
複 合 サービス 事業	13	203	139	64	1	2	1	1
そ の 他 サービス 業	223	2,451	1,620	831	15	37	28	9

※従業者数に男女別の不詳を含むため、総数と内訳男女の別とは必ずしも一致しない。

※国および地方公共団体は除く。

※事業内容等不詳は、除いて集計。

※経済センサスは、基礎調査と活動調査が各5年ごとに実施。

※経済センサス-基礎調査平成26年（7/1基準日）、経済センサス-活動調査平成28年（6/1基準日）、令和3年（6/1基準日）の結果。

※令和元年は経済センサス-基礎調査の調査項目が変更になったため数値なし。

資料：経済センサス

法人								その他			
うち会社				うち会社以外の法人				法人でない団体			
事業所数	従業者数	男	女	事業所数	従業者数	男	女	事業所数	従業者数	男	女
1,578	26,366	17,668	8,643	198	2,974	1,140	1,834	4	20	12	8
1,609	24,692	16,330	8,306	204	3,171	1,232	1,939	2	5	1	4
1,733	26,429	17,222	9,093	240	3,853	1,216	1,259	3	6	2	4
14	103	65	38	11	66	65	1	-	-	-	-
1	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-
231	2,026	1,555	469	-	-	-	-	-	-	-	-
205	8,127	5,959	2,168	-	-	-	-	-	-	-	-
6	18	17	1	1	1	1	-	-	-	-	-
11	133	96	37	-	-	-	-	-	-	-	-
123	3,099	2,259	743	3	26	18	8	-	-	-	-
529	6,399	3,850	2,534	7	90	51	39	-	-	-	-
27	335	73	262	6	54	28	26	-	-	-	-
172	656	394	262	3	11	7	4	-	-	-	-
78	514	374	140	7	54	35	19	-	-	-	-
84	1,386	589	797	3	13	9	4	-	-	-	-
70	655	269	386	4	146	96	50	-	-	-	-
34	314	196	118	3	29	2	4	-	-	-	-
46	474	114	360	77	2,939	584	1,000	-	-	-	-
5	121	84	37	7	80	54	26	-	-	-	-
97	2,064	1,324	740	108	344	266	78	3	6	2	4

1-7 栗東市の主な風水害

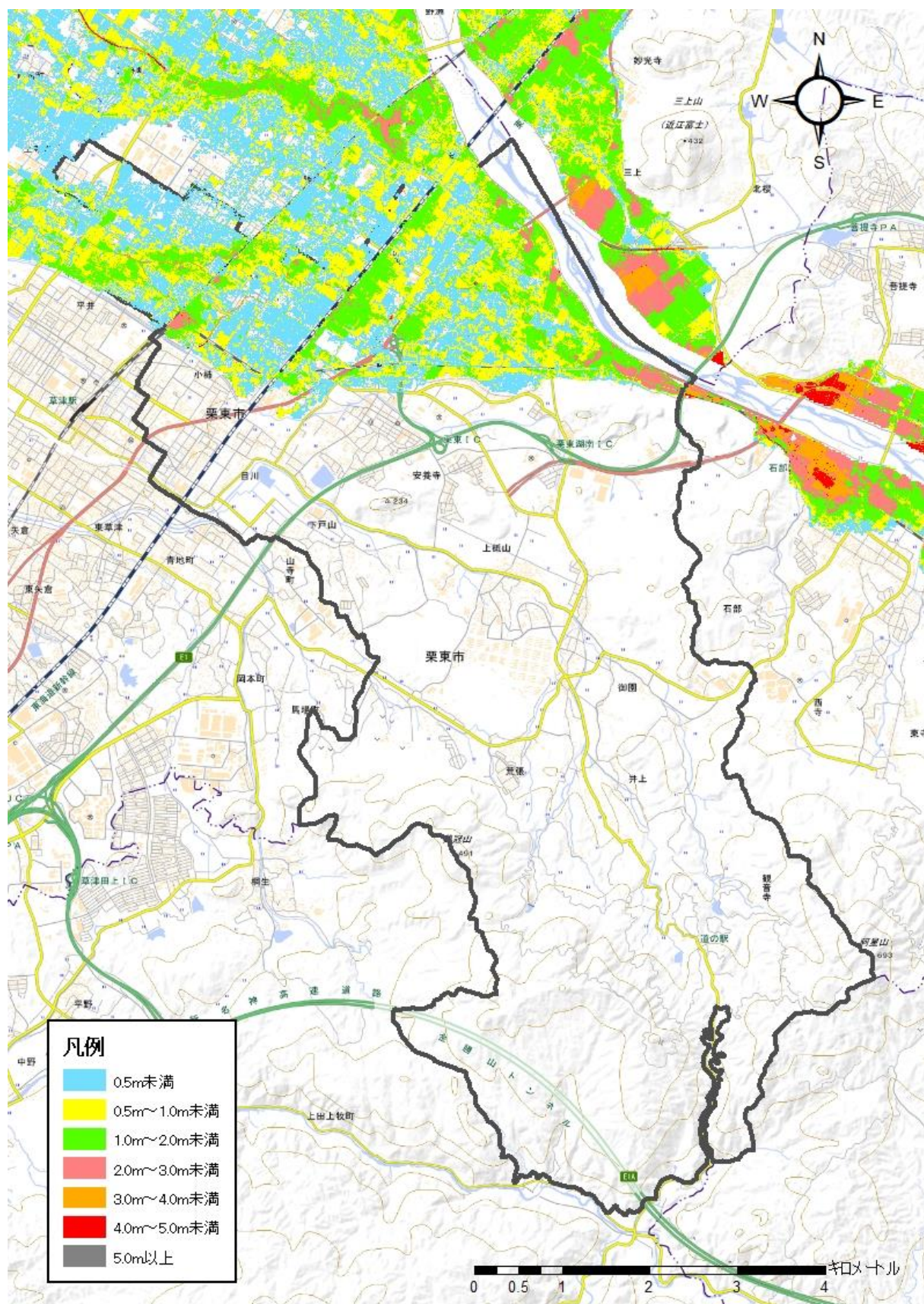
発生年	被災原因	被災状況
明治 29 年 (1896 年)	豪雨 (9 月)	9 月 7 日早朝より雷を伴った一大豪雨となった。この豪雨の被害は栗太郡で死者 1 人、負傷者 1 人、住家流出 30 戸、住家全壊 162 戸、非住家全壊 46 戸、住家半壊 174 戸、非住家半壊 51 戸、家屋破壊 1889 戸、床上浸水 2950 戸、床下浸水 734 戸であった。
大正 10 年 (1921 年)	台風 (9 月 25 日～26 日)	25 日午後 10 時頃より南東の風が強まり 26 日午前 2 時ごろが最も強く、雨は夜半より 1 時にいたる間が最大であった。 この台風の主な被害は栗太郡で住家全壊 19 戸、住家半壊 7 戸、非住家全壊 57 戸、非住家半壊 25 戸、住家破損 75 戸、非住家破損 150 戸、田 702 反、道路決壊・破損 6 箇所であった。
昭和 9 年 (1934 年)	室戸台風 (9 月 21 日)	県下全般の暴風の始まりは 21 日午前 2～4 時の間、最も強かったのは午前 8～9 時の間、11 時に至って殆ど止んだ。この台風の主な被害は栗太郡で、死者 21 人、重傷者 36 人、軽傷者 187 人、住家全壊 187 戸、住家半壊 197 戸、非住家全壊 362 戸、非住家半壊 284 戸であった。
昭和 40 年 (1965 年)	梅雨前線 (7 月 6 日～7 日)	本県では、雨は 6 日夜から本降りとなり、夜半すぎから次第に強くなり、7 日早朝に最も強く、県の南部から南西部にかけて 90mm 以上の大雨になった。このため南部の小河川の氾濫が多く、特に葉山川が破堤し、人家、耕地に被害を与えた。
昭和 43 年 (1968 年)	大雨 (7 月 2 日～7 日)	7 月 2 日 12 時 15 分に大雨注意報が発表され、3 日 6 時 30 分に解除された。この大雨による被害は、床下浸水が 120 戸、栗東信楽線、水田浸水、農業用頭首工流出、水路埋没、道路法面崩れであった。
昭和 43 年 (1968 年)	台風 10 号 (8 月 25 日～26 日)	8 月 25 日 21 時 45 分に雷雨注意報が発表され、26 日 4 時 30 分に大雨注意報、10 時 45 分には東部大雨警報と洪水注意報、17 時に大雨注意報に切り替えられたが、28 日 17 時に解除になった。また、29 日 8 時に風雨注意報が発表され、21 時 50 分に解除された。この台風による被害は床下浸水が 14 戸、金勝川の堤防欠損、水田、水路の埋没であった。
昭和 44 年 (1969 年)	大雨 (6 月 25 日～26 日)	6 月 25 日 13 時 10 分に風雨注意報が発表され、26 日 6 時 20 分に解除された。この大雨による被害は水田、畑の浸水、浸水であった。
昭和 44 年 (1969 年)	大雨 (7 月 3 日～11 日)	7 月 4 日 16 時 30 分に大雨注意報が発表され、5 日 11 時 20 分に解除された。また、8 日 9 時 10 分に大雨注意報が発表され、9 日 7 時 50 分に解除された。この大雨による被害は、床下浸水 13 戸であった。
昭和 44 年 (1969 年)	大雨 (8 月 1 日～2 日)	8 月 2 日 5 時 30 分に大雨注意報が発表され、10 時 10 分に解除された。この大雨による被害は床下浸水 10 戸であった。
昭和 44 年 (1969 年)	大雨 (6 月 14 日～15 日)	6 月 14 日 18 時 40 分に大雨注意報が発表され、16 日 11 時に大雨洪水注意報に切り替えられ、16 時 30 分に解除された。この大雨により床下浸水 14 戸 (14 世帯 56 人)、溜池が被害を受けた。
昭和 46 年 (1971 年)	大雨 (7 月 22 日～27 日)	7 月 22 日 16 時 40 分に大雨雷雨注意報が発表され、24 日 6 時 40 分にいったん解除されたが、16 時に雷雨注意報、22 時に大雨雷雨注意報が発表され、27 日 6 時 30 分に解除された。この大雨により、床下浸水 30 戸 (38 世帯 124 人)、林道が被害を受けた。
昭和 49 年 (1974 年)	大雨 (7 月 24 日～25 日)	7 月 25 日 2 時 30 分に大雨注意報が発表され、8 時 30 分に大雨洪水雷雨注意報に切り替えられ、15 時 30 分に全て解除された。この大雨により床下浸水 10 戸 (10 世帯 43 人)、頭首工、水路が被害を受けた。
昭和 50 年 (1975 年)	台風 6 号 (8 月 21 日～23 日)	8 月 22 日 10 時 45 分に大雨注意報が発表され、16 時 50 分に大雨強風注意報、20 時 40 分に暴風雨警報、23 日 6 時 30 分に暴風雨警報と洪水注意報に切り替えられ、16 時に全て解除された。この台風による被害は畦畔崩壊であった。
昭和 50 年 (1975 年)	大雨 (9 月 23 日)	9 月 23 日 18 時 35 分に雷雨注意報が発表され、19 時 30 分に大雨雷雨注意報に切り替えられ、24 日 0 時に解除された。この大雨による被害は畦畔崩壊であった。
昭和 51 年 (1976 年)	梅雨前線豪雨 (6 月 9 日)	6 月 9 日 6 時に大雨注意報が発表され、15 時に大雨洪水注意報、16 時 30 分に大雨警報と洪水注意報に切り替えられ、10 日 9 時 45 分に全て解除された。この豪雨により、水稻、農業用施設、林道が被害を受けた。
昭和 54 年 (1979 年)	台風 16 号 (9 月 30 日～10 月 1 日)	9 月 30 日午後 3 時 15 分に大雨洪水強風注意報が発令され、同日午後 5 時 50 分に暴風雨洪水警報に切り替えられた。なお、この台風に対する予警報が解除されたのは、10 月 1 日午前 6 時 30 分であった。この台風により、住家の一部損壊が 6 棟、道路が 1 箇所被害を受けた。

発生年	被災原因	被災状況
昭和 55 年 (1980 年)	前線豪雨 (7 月 23 日～24 日)	7 月 23 日 14 時 30 分に大雨雷雨注意報が発令され、24 日 7 時 40 分に大雨洪水警報に切り替えられ、23 時 20 分に全て解除された。この豪雨による被害は、床下浸水 15 棟であった。
昭和 55 年 (1980 年)	豪雨 (8 月 26 日～27 日)	8 月 26 日 14 時 30 分に大雨洪水注意報が発令され、21 時 25 分に大雨洪水警報に切り替えられ、27 日 5 時 30 分に全て解除された。この豪雨による被害は床下浸水 6 棟であった。
昭和 56 年 (1981 年)	集中豪雨 (7 月 21 日)	7 月 21 日 16 時 30 分に雷雨注意報が発令され、18 時 20 分に大雨洪水雷雨注意報に切り替えられ、21 時 50 分に解除された。この豪雨により床下浸水 25 棟 (25 世帯 93 人)、水田流出・埋没、農業用施設に被害を受けた。
昭和 57 年 (1982 年)	台風 10 号 (8 月 1 日～2 日)	7 月 31 日午後 10 時 30 分に大雨雷雨注意報が発令され、8 月 1 日午前 6 時 40 分に大雨洪水雷雨注意報に、同日午後 4 時 20 分に大雨洪水警報に切り替えられた。なお、この台風に対する予警報が解除されたのは、2 日午前 7 時 35 分であった。この台風による主な被害は、住家一部破損が 2 棟 (2 世帯 14 人)、床上浸水が 30 棟 (30 世帯 112 人)、床下浸水が 44 棟 (48 世帯 170 人)・田の流出・埋没が 0.79 h a、浸水が 77.21 h a、畑の浸水が 0.66 h a であった。また、道路 12 箇所、河川 3 箇所、崖崩れ 44 箇所の被害を受けた。
昭和 58 年 (1983 年)	台風 10 号 (9 月 27 日～28 日)	27 日午後 1 時 50 分に大雨洪水注意報が発令され、28 日午後 0 時 40 分に大雨洪水警報に切り替えられた。なお、この台風に対する予警報が解除されたのは 29 日午後 1 時であった。この台風により、道路 3 箇所で被害を受けた。
昭和 58 年 (1983 年)	大雨 (6 月 20 日～21 日)	20 日午前 8 時 40 分に大雨注意報が発令され、同日午後 4 時 50 分に大雨洪水警報に切り替えられた。なお、この大雨に対する予警報が解除されたのは、21 日午前 10 時であった。この大雨により、道路が 3 箇所、河川が 2 箇所崖崩れが 1 箇所の被害を受けた。
昭和 60 年 (1985 年)	台風 6 号と梅雨前線豪雨 (6 月 21 日～7 月 19 日)	22 日午前 1 時 30 分に大雨洪水雷雨注意報が発令され、25 日午後 8 時 20 分に大雨洪水警報に切り替えられた。以降、7 月 1 日午後 3 時に大雨洪水警報が解除されるまで、断続的に予警報が発令、切替え、解除された。この豪雨により、住家の床下浸水が 4 棟 (19 世帯 31 人)、道路が 9 箇所、河川が 4 箇所、崖崩れが 12 箇所の被害を受けた。
昭和 61 年 (1986 年)	梅雨前線豪雨 (6 月 28 日～30 日、7 月 9 日～12 日、7 月 21 日～23 日)	6 月 29 日午前 8 時 20 分に大雨洪水雷雨注意報が発令され、7 月 22 日午後 10 時 30 分に大雨洪水注意報が解除されるまで、大雨や洪水、雷雨に関する予警報が断続的に発令、切替え、解除された。この豪雨により、住家の床下浸水が 12 棟 (12 世帯 55 人)、非住家が 4 棟被害を受けた。
昭和 62 年 (1987 年)	梅雨前線豪雨 (7 月 14 日～21 日)	14 日午前 11 時 50 分に大雨雷雨注意報が発令され、同日午後 1 時 20 分に大雨洪水警報に切り替えられた。以降、7 月 20 日午前 7 時 40 分に大雨洪水雷雨注意報が解除されるまで、断続的に予警報が発令、切替え、解除された。この豪雨による被害は、住家の床下浸水が 4 棟 (3 世帯 13 人)、畑の浸水が 10 h a であった。
平成 11 年 (1999 年)	梅雨前線豪雨 (6 月 30 日)	御園で崩壊により 1 戸一部損壊 (茶室)
平成 25 年 (2013 年)	台風 18 号 (9 月 15 日～16 日)	15 日午後 1 時 54 分に大雨洪水注意報が発令され、午後 6 時 48 分に大雨警報、午後 9 時 13 分に洪水警報に切り替えられた。午後 9 時 55 分に土砂災害警戒情報が発令された。翌 16 日午前 5 時 5 分に大雨特別警報が発令された。同日午前 11 時 30 分大雨特別警報が解除されたのを始め、17 日午後までにすべての警報注意報が解除された。この豪雨により、死者 1 名、住家の被害：全壊 4 棟、半壊 13 棟、一部損壊 16 棟、床上浸水 12 棟 (全壊家屋の浸水 1 棟、半壊家屋の浸水 10 棟を含む)、床下浸水 127 棟 (半壊家屋の浸水 2 棟、一部損壊家屋の浸水 11 棟を含む)、非住家被害：公共建物 1 棟、その他 12 棟、安養寺山斜面山崩れ 12 箇所、目川地先金勝川決壊、農地、農業施設 158 箇所、市道被災路線 20 路線、林道崩壊箇所 61 箇所。
平成 30 年 (2018 年)	台風 21 号 (9 月 5 日)	ビニールハウス全壊 55 棟、半壊 36 棟、被覆材破損 210 棟

※出典：栗東市地域防災計画防災アセスメント調査報告書および市ホームページ

1－8 野洲川下流浸水想定区域図

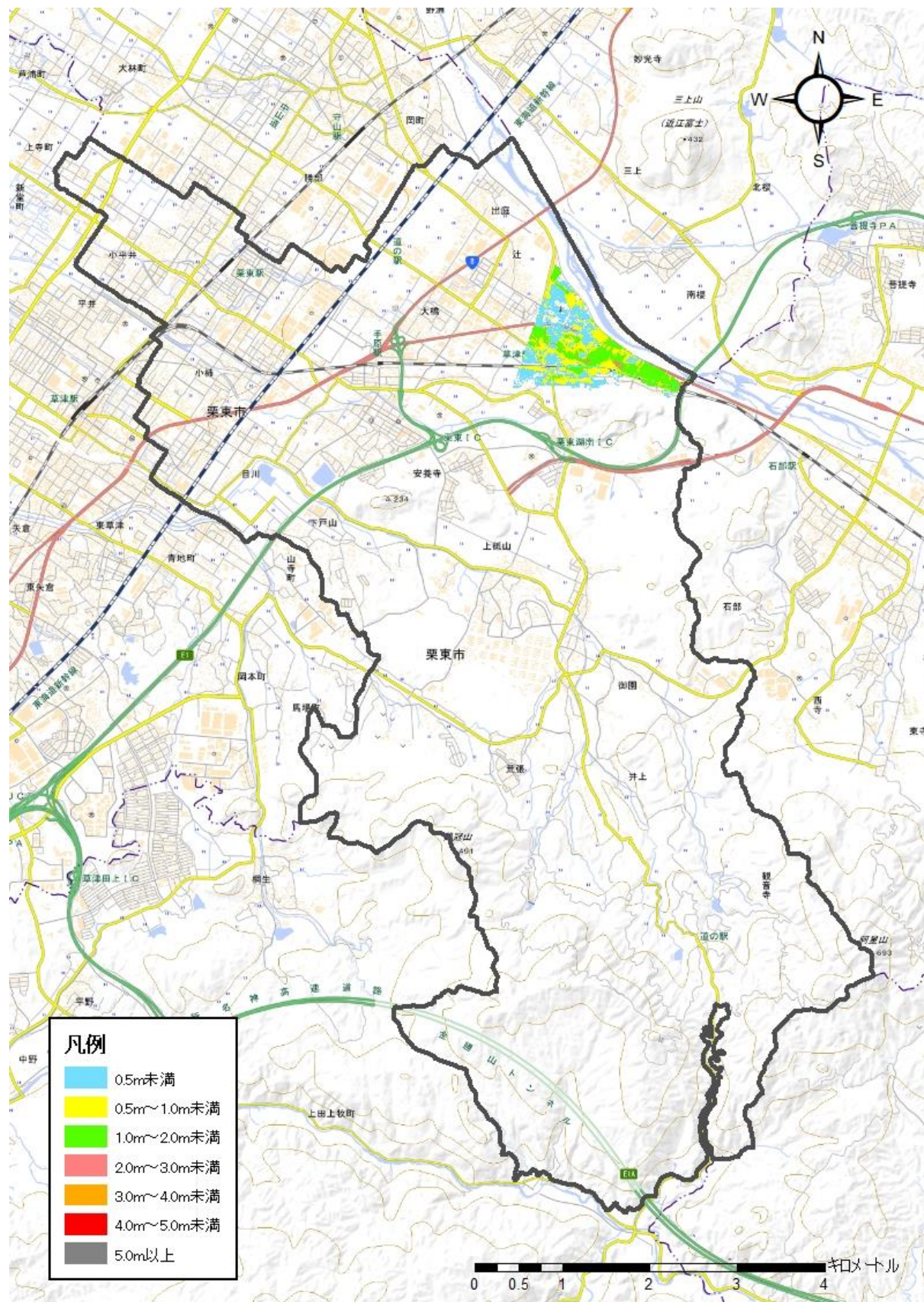
想定最大規模



国土地理院の地理院地図に浸水想定区域を上乗せして作成

1-9 野洲川上流・杣川浸水想定区域図

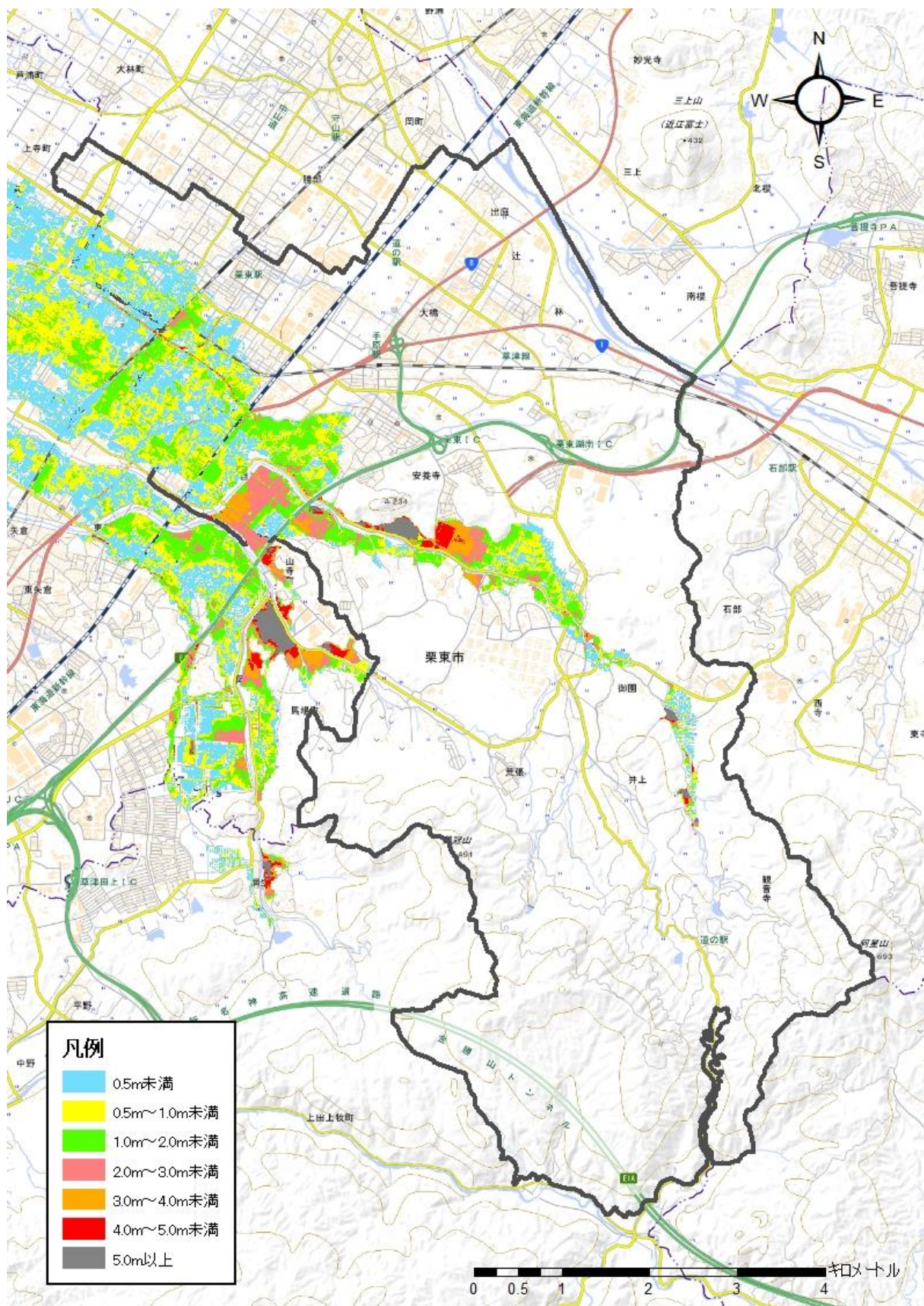
想定最大規模



国土地理院の地理院地図に浸水想定区域を上乗せして作成

1-10 草津川浸水想定区域図

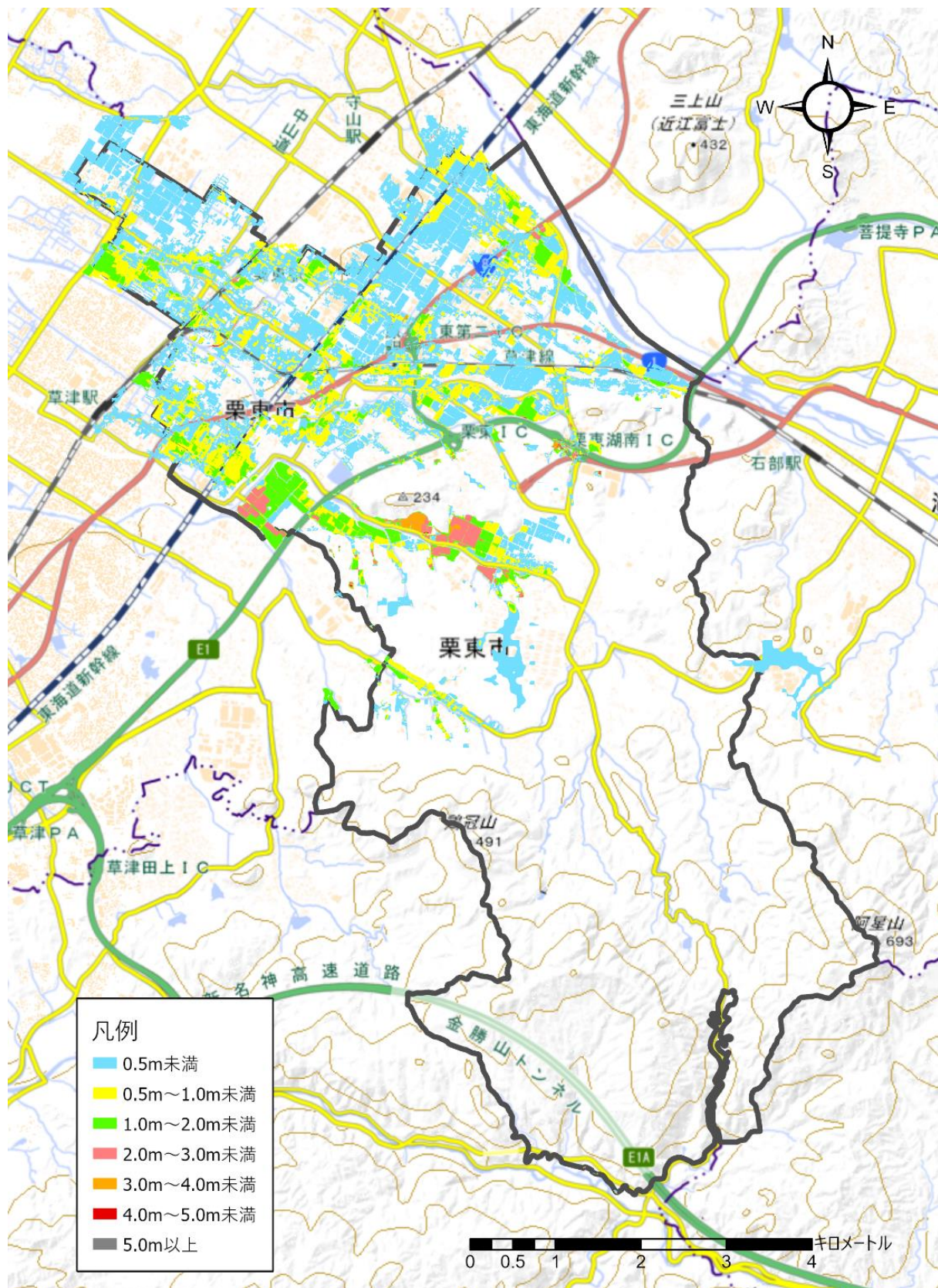
想定最大規模



国土地理院の地理院地図に浸水想定区域を上乗せして作成

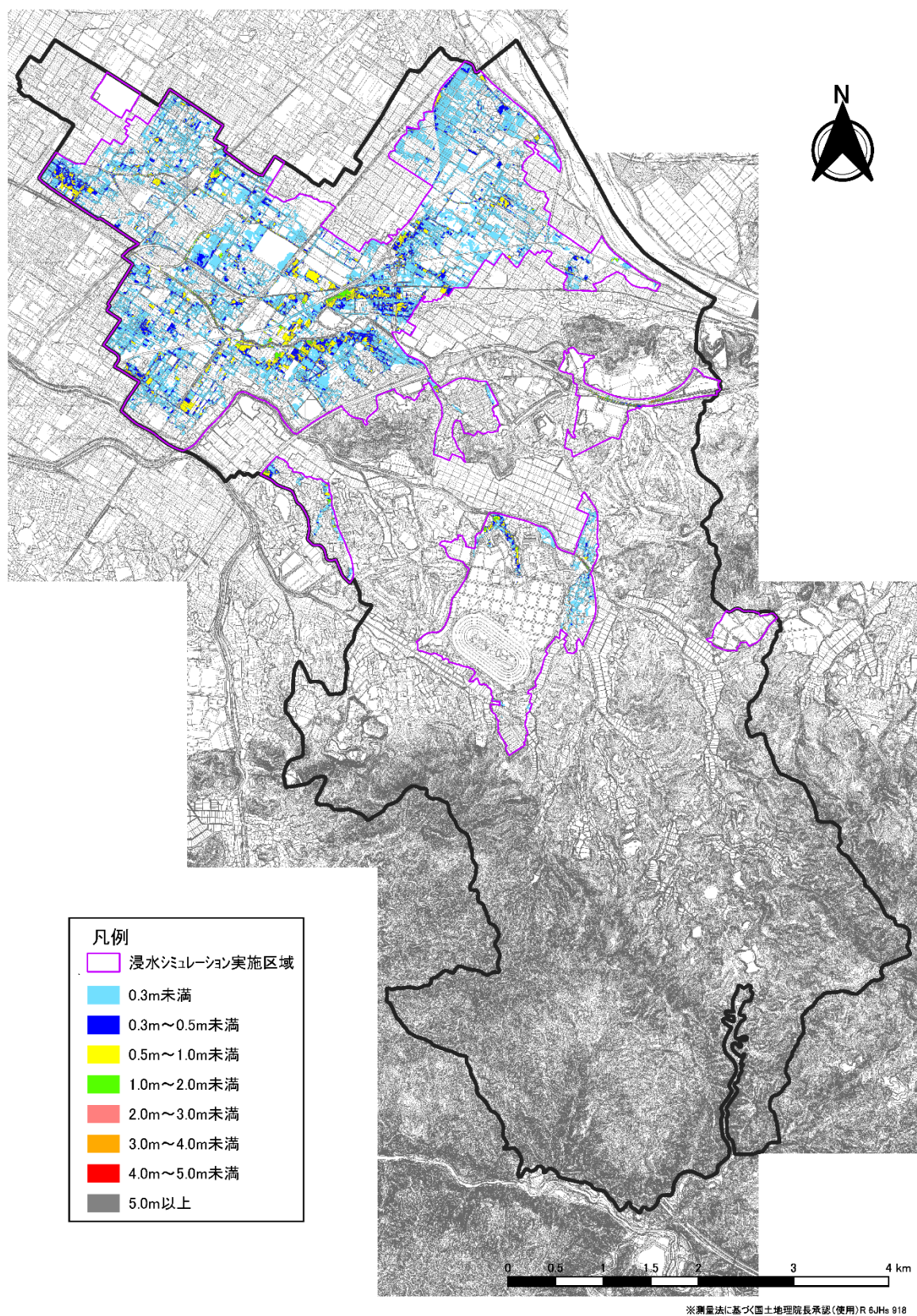
1-11 地先の安全度マップ（県がシミュレーションにより求めた水害リスク図）

200年確率



国土地理院の地理院地図に浸水想定区域を上乗せして作成

1－12 雨水出水浸水想定区域図



1-13 土砂災害警戒区域図

1 土砂災害警戒区域（土石流）指定一覧

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	荒張	成谷川支流	3321013	平成 17 年 6 月 22 日	県告示第 642 号	-	-
2	荒張	成谷川支流	1321002	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 359 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 707 号
3	荒張	走井川	1321001	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 362 号	-	-
4	観音寺	金勝川	1321003	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 363 号	-	-
5	観音寺	端ヶ谷川	2321006	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 364 号	-	-
6	観音寺	平谷川	2321007	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 365 号	-	-
7	荒張	柏谷	3321014	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 366 号	-	-
8	荒張	美之郷川	2321005	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	-	-
9	荒張	円徳川	3321009	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
10	荒張	雨丸川支流	3321010	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
11	荒張	雨丸川	3321011	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	-	-
12	荒張	細川	3321012	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	-	-
13	東坂	心行路川支流	3321016	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
14	東坂	心行路川	3321017	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
15	荒張	菖蒲谷	3321008	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	-	-
16	荒張	穴口川	3321015	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
17	安養寺	葉山川支流	1342078	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
18	六地藏	葉山川支流	1342077	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
19	安養寺・安養寺四丁目	葉山川支流	1208001	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
20	安養寺	葉山川支流	1208002	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
21	安養寺	葉山川支流	1208003	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
22	市伊勢落	中ノ井川支流	2208004	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
23	伊勢落	中ノ井川支流	3208005	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
24	小野・上砥山・安養寺	金勝川支流	1208006	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
25	小野・上砥山・安養寺	金勝川支流	2208007	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
26	御園	金勝川支流	1208008	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
27	御園	金勝川支流	1208009	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
28	上砥山・安養寺	金勝川支流	1208010	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
29	上砥山	金勝川支流	1208011	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
30	上砥山・小野	金勝川支流	1208012	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
	荒張・草津市馬場町	菖蒲谷川支流	2208013	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
31	荒張	菖蒲谷川支流	3208014	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
32	荒張	美濃郷川支流	3208015	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
33	荒張	美濃郷川支流	1208016	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
34	荒張	美濃郷川支流	1208017	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
35	荒張	美濃郷川支流	2208018	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
36	荒張	墓ヶ谷川	2208019	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
37	荒張	成谷川支流	1208020	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
38	荒張	大岩谷川	2208021	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
39	観音寺・荒張・大津市上田大鳥居町	水越川支流	3208022	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
40	井上	穴口川支流	1208023	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号

41	井上	穴口川支流	1208024	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
42	井上	穴口川支流	2208025	令和3年2月19日	県告第132号	-	-
43	井上	穴口川支流	2208026	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
44	井上	穴口川支流	2208027	令和3年2月19日	県告第132号	-	-
	東坂・湖南市石部	宮川支流	1208028	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
	東坂・湖南市石部	宮川支流	3208029	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
	東坂・湖南市石部	宮川支流	3208030	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
	東坂・湖南市石部	宮川支流	3208031	令和3年2月19日	県告第132号	-	-
45	東坂	宮川支流	2208032	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
46	東坂	金勝川支流	2208033	令和3年2月19日	県告第132号	-	-
47	東坂	金勝川支流	2208034	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
小計		47箇所					

資料：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（令和3年2月19日現在）

2 土砂災害警戒区域（急傾斜地）指定一覧

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	荒張	走井	I-2006	平成18年3月30日	県告第376号	平成18年3月30日	県告第710号
2	御園	柳原	I-2007	平成18年3月30日	県告第377号	平成18年3月30日	県告第711号
3	観音寺	観音寺	I-2002	平成18年3月30日	県告第378号	平成18年3月30日	県告第712号
4	観音寺	観音寺-2	I-2746	平成18年3月30日	県告第379号	平成18年3月30日	県告第713号
5	荒張	成谷	I-2004	令和3年3月23日	県告第190号	令和3年3月23日	県告第203号
6	荒張	荒張	I-2005	平成18年3月30日	県告第381号	平成18年3月30日	県告第715号
7	荒張	荒張3号	I-2014	令和3年3月23日	県告第190号	令和3年3月23日	県告第203号
8	荒張	荒張-5	I-2734	平成18年3月30日	県告第383号	平成18年3月30日	県告第717号
9	東坂	東坂	II-2001	平成18年3月30日	県告第384号	平成18年3月30日	県告第718号
10	東坂	阿弥陀寺	II-2725	平成18年3月30日	県告第385号	平成18年3月30日	県告第719号
11	荒張	走井2号	I-2015	平成18年3月30日	県告第391号	-	-
12	荒張	走井3号	I-2016	平成19年3月16日	県告第128号	-	-
13	荒張	走井-3	II-2776	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
14	荒張	荒張-6	II-2739	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
15	荒張	成谷-1	II-2777	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
16	荒張	成谷-2	II-2778	令和3年3月23日	県告第190号	-	-
17	荒張	荒張-15	III-2708	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
18	荒張	荒張-4	II-2732	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
19	荒張	荒張-9	II-2752	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
20	荒張	荒張-18	III-2781	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
21	観音寺	観音寺-1	II-2745	平成19年3月16日	県告第128号	平成19年3月16日	県告第133号
22	荒張	走井-4	III-2787	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
23	荒張	走井-5	II-2788	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
24	荒張	走井-6	II-2789	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
25	荒張	走井-7	II-2790	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
26	荒張	敬恩寺	II-2741	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
27	荒張	片山-1	II-2742	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
28	荒張	荒張-10	II-2753	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
29	荒張	荒張-11	II-2754	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
30	荒張	美之郷-2	II-2791	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
31	荒張	美之郷-3	II-2792	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号
32	荒張、御園	美之郷-4	III-2793	平成20年2月12日	県告第63号	平成20年2月12日	県告第67号

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
33	荒張	雨丸-1	III-2794	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
34	荒張	雨丸-2	II-2795	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
35	井上	井上	I-2003	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
36	井上	井上-1	II-2730	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
37	井上	井上-2	II-2733	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
38	井上	井上-3	II-2735	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
39	井上	井上-4	II-2736	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
40	井上	井上-5	II-2738	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
41	東坂・御園	東坂-1	III-2702	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
42	東坂	東坂-2	II-2731	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	－	－
43	六地藏	六地藏-1	II-2713	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
44	六地藏	六地藏-2	II-2714	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
45	六地藏	日向山古墳	II-2715	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
46	六地藏	六地藏-3	II-2722	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 190 号	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 203 号
47	御園	辻越-1	II-2802	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
48	御園	辻越-2	II-2803	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
49	御園	辻越-3	II-2806	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
50	御園	辻越-4	II-2726	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
51	御園	蔵町-1	II-2804	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
52	御園	蔵町-2	II-2805	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
53	御園	八王子	II-2008	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
54	伊勢落	寿泉神社	II-2711	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
55	伊勢落	岩上神社	II-2712	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
56	観音寺	観音寺-3	II-2747	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
57	荒張	美之郷	II-2740	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
58	荒張、草津市山寺町	浅柄野-1	III-2706	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 212 号	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 215 号
59	上砥山、小野	上砥山-5	II-2807	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 212 号	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 215 号
60	上砥山	日吉神社	II-2716	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
61	上砥山	上砥山-1	II-2717	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
62	上砥山	上砥山-6	II-2718	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
63	下戸山	五百井神社	II-2719	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 190 号	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 203 号
64	荒張	片山-2	II-2749	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	－	－
65	安養寺	安養寺-1	I-2810	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
66	安養寺	安養寺-2	I-2811	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	－	－
67	井上	井上-6	II-2812	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
68	上砥山	上砥山-7	II-2813	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
69	御園	中村-1	I-2815	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 190 号	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 203 号
70	御園	蔵町-3	II-2816	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
71	御園	辻越-5	II-2817	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
72	御園	御園-3	I-2737	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
73	下戸山	和田古墳	II-2818	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
74	六地藏	六地藏-4	II-2819	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
75	六地藏	六地藏-5	II-2820	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
	湖南省市石部・丸山四丁目、東坂	麻田(1)	III-3706	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 158 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 174 号
76	下戸山	下戸山(1)	II-2856	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	－	－
77	下戸山	下戸山(2)	II-2857	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
78	六地藏	六地藏(6)	II-2858	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
79	小野	小野	III-2859	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
80	御園	御園(4)	II-2860	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
81	御園	辻越(6)	II-2861	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
82	御園	御園(5)	II-2862	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
83	御園	御園(6)	II-2863	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
84	上砥山	上砥山(8)	II-2864	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
85	上砥山	上砥山(9)	II-2865	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
86	上砥山	上砥山(10)	I-2866	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
87	上砥山	上砥山(11)	II-2867	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
88	荒張・上砥山	御園(7)	II-2868	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
89	荒張	荒張(19)	II-2869	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
90	荒張	ルモンタウン	I-2870	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
91	荒張	走井(8)	II-2871	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
92	荒張	荒張(20)	III-2872	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
93	井上	井上(7)	II-2873	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
94	東坂	東坂(3)	II-2874	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
95	東坂	東坂(4)	III-2875	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
96	観音寺	観音寺(4)	III-2876	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
97	観音寺	観音寺(5)	II-2877	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
98	観音寺	観音寺(6)	II-2878	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
99	観音寺	こんぜの里(1)	III-2879	令和3年2月19日	県告示第132号	－	－
100	観音寺	こんぜの里(2)	II-2880	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
小計		100箇所					

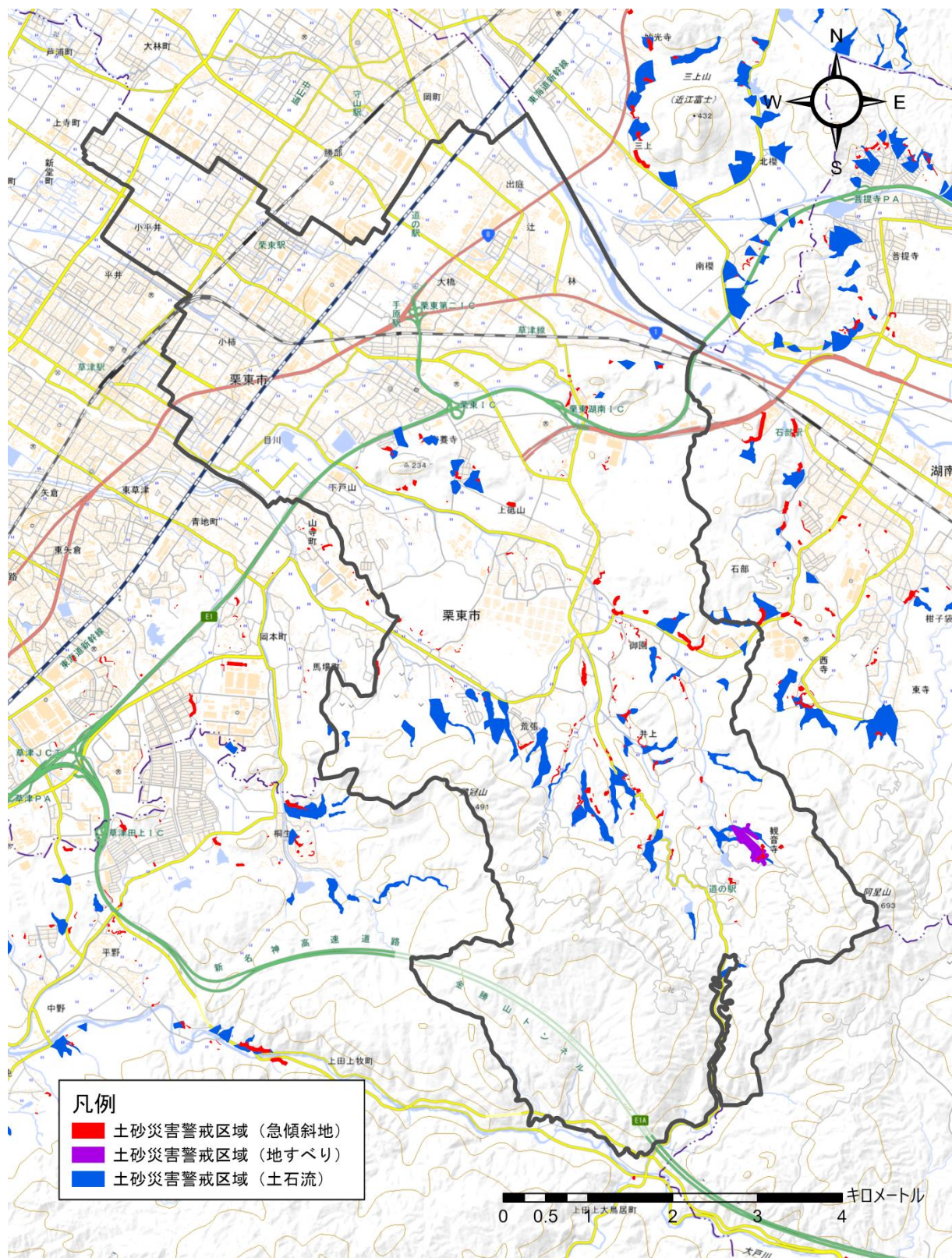
資料：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（令和3年3月23日現在）

3 土砂災害警戒区域（地すべり）指定一覧

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	観音寺	観音寺	4025	平成30年3月30日	県告示第147号	－	－
小計		1箇所					

資料：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（令和2年3月31日現在）

4 土砂災害警戒区域図



国土地理院の地理院地図に土砂災害警戒区域を上乗せして作成

1-14 栗東市役所より 100km 圏内で発生した過去の被害地震一覧

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
1	599 5 28	推古 7 4 27	-	7.0	-	大和	倒潰家屋を生じた。「日本書紀」にあり。地震による被害の記述としてはわが国最古のもの。	-
2	745 6 5	天平 17 4 27	35.4° N 136.5° E	7.9	-	美濃	櫓館・正倉・仏寺・堂塔・民家が多く倒潰し、摂津では余震が 20 日間止まなかった。	-
3	827 8 11	天長 4 7 12	35.0° N 135.75° E	6.5~7	-	京都	舎屋多く潰れ、余震が翌年 6 月まであった。	-
4	856 - -	斉衡 3 3 -	-	6~6.5	-	京都	京都およびその南方で屋舎が破壊し、仏塔が傾いた。	-
5	881 1 13	元慶 4 12 6	-	6.4	-	京都	宮城の垣牆・官庁・民家の頽損するものはなはだ多く、余震が翌年まで続いた。	-
6	890 7 10	寛平 2 6 16	-	6.0	-	京都	家屋傾き、ほとんど倒潰寸前のものがあつた。	-
7	934 7 16	承平 4 5 27	-	6.0	-	京都	午刻に地震 2 回、京中の築垣が多く転倒した。	-
8	938 5 22	天慶 1 4 15	35.0° N 135.8° E	7.0	-	京都・紀伊	宮中の内膳司頼れ、死 4、舎屋・築垣倒れるもの多く、堂塔・仏像も多く倒れる。高野山の諸伽藍破壊。余震多く、8 月 6 日に強震があつた。	-
9	976 7 22	貞元 1 6 18	34.9° N 135.8° E	≥6.7	-	山城・近江	両京で屋舎・諸仏寺の転倒多く、死 50 以上。近江の国府・国分寺・関寺(大津市)で被害。余震が多かつた。	-
10	1038 - -	長暦 1 12 -	34.3° N 135.6° E	-	-	紀伊	高野山中の伽藍・院宇に転倒するもの多かつた。	-
11	1041 8 25	長久 2 7 20	-	-	-	京都	法成寺の鐘樓が転倒した。	-
12	1070 12 1	延久 2 10 20	34.8° N 135.8° E	6~6.5	-	山城・大和	東大寺の巨鐘の鈕が切れて落ちた。京都では家々の築垣に被害があつた。	-
13	1091 9 28	寛治 5 8 7	34.7° N 135.8° E	6.2~6.5	-	山城・大和	法成寺の仏像倒れ、その他の建物・仏像にも被害。大和国金峯山金剛蔵王宝殿が破壊した。	-
14	1093 3 19	寛治 7 2 14	-	6~6.3	-	京都	所々の塔が破壊した。	-
15	1099 2 22	康和 1 1 24	-	8~8.3	-	南海道・畿内	興福寺・摂津天王寺で被害。土佐で田千余町みな海に沈む。津波があつたらしい。	-
16	1177 11 26	治承 1 10 27	34.7° N 135.8° E	6~6.5	-	大和	東大寺で巨鐘が落ちるなどの被害。京都でも地震が強かつた。	-
17	1185 8 13	文治 1 7 9	35.0° N 135.8° E	7.4	-	近江・山城・大和	京都、特に白河辺の被害が大きかつた。社寺・家屋の倒潰破壊多く死多数。宇治橋落ち、死 1。9 月まで余震多く、特に 8 月 12 日の強い余震では多少の被害があつた。	-
18	1245 8 27	寛元 3 7 27	-	-	-	京都	壁・築垣や所々の屋々に破損が多かつた。	-
19	1317 2 24	文保 1 1 5	35.0° N 135.8° E	6.5~7	-	京都	これより先 1 月 3 日京都に強震、余震多く、この日大地震。白河辺の人家悉く潰れ、死 5。諸寺に被害、清水寺出火。余震が 5 月になつても止まなかった。	-

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
20	1325 12 5	正中 2 10 21	35.6° N 136.1° E	6.5	-	近江北部・若狭	荒地・中山崩れる。竹生島の一部が崩れて湖中に没した。若狭国敦賀郡の気比神宮倒潰。京都で強く感じ、余震が年末まで続いた。	-
21	1350 7 6	正平 5 5 23	35.0° N 135.8° E	6.0	-	京都	祇園社の石塔の九輪が落ち砕けた。余震が7月初旬まで続いた。	-
22	1361 8 1	正平 16 6 22	-	-	-	畿内諸国	この月18日より京都付近に地震多く、この日の地震で法隆寺の築地多少崩れる。23日にも地震あり。次の地震の前震か？	-
23	1369 9 7	正平 24 7 28	-	-	-	京都	東寺の講堂傾く。史料少なく、λ、φ、Mは決めにくい。	-
24	1425 12 23	応永 32 11 5	35.0° N 135.8° E	6.0	-	京都	築垣多く崩れる。余震あり、この日終日震う。	-
25	1449 5 13	宝徳 1 4 12	35.0° N 135.75° E	5.75～6.5	-	山城・大和	10日から地震があった。洛中の堂塔・築地に被害多く、東山・西山で所々地裂ける。山崩れで人馬の死多数。淀大橋・桂橋落ちる。余震が7月まで続いた。	-
26	1466 5 29	文正 1 4 6	-	-	-	京都	天満社・糺社の灯籠倒れる。	-
27	1494 6 19	明応 3 5 7	34.6° N 135.7° E	6.0	-	大和	諸寺破損、矢田庄(大和郡山の西)の民家多く破損。余震が翌年に及んだ。	-
28	1510 9 21	永正 7 8 8	34.6° N 135.6° E	6.5～7	-	摂津・河内	摂津・河内の諸寺で被害。大阪で潰死者があった。余震が70余日続く。	-
29	1579 2 25	天正 7 1 20	34.7° N 135.5° E	6.0	-	摂津	四天王寺の鳥居崩れ、余震3日にわたる。	-
30	1596 9 5	慶長 1 閏7 13	34.65° N 135.6° E	7.5	-	畿内	京都では三条より伏見の間で被害が最も多く、伏見城天守大破、石垣崩れて圧死約500。諸寺・民家の倒潰も多く、死傷多数。堺で死600余。奈良・大阪・神戸でも被害が多かった。余震が翌年4月まで続いた。	-
31	1618 9 30	元和 4 8 12	-	-	-	京都	不動院大破する。『京都府寺誌稿』による。	-
32	1662 6 16	寛文 2 5 1	35.2° N 135.95° E	7.5～7.75	-	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃	比良岳付近の被害が甚大。滋賀唐崎で田畑85町湖中に没し潰家1570、大溝で潰家1020余、死37。彦根で潰家1千、死30余。榎村で死300、所川村で死260余。京都で町屋倒壊1千、死200余など。諸所の城破損、大きな内陸地震で、比良断層または花折断層の活動とする説がある。	-
33	1664 1 4	寛文 3 12 6	-	5.9	-	山城	二条城や伏見の諸邸破損、洛中の築垣所々崩れる。吉田神社・下加茂社の石灯籠倒れる。余震が月末まで続いた。	-
34	1665 6 25	寛文 5 5 12	-	6.0	-	京都	二条城の石垣12～13間崩れ、二の丸殿舎など少々破損。	-
35	1669 6 29	寛文 9 6 2	-	5.9	-	尾張	名古屋城三ノ丸石垣少し崩る。京都・奈良・和歌山で有感。	-
36	1694 12 12	元禄 7 10 26	-	-	-	丹後	宮津で地割れで泥噴出。家屋破損、特に土蔵は大破損。	-
37	1715 2 2	正徳 4 12 28	35.4° N 136.6° E	6.8	-	大垣・名古屋・福	大垣城・名古屋城で石垣崩れる。福井で崩家があり、奈良・	-

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
						井	京都・伊賀上野・松本で有感。	
38	1731 11 13	享保 16 10 14	-	-	-	近江八幡・刈谷	近江八幡で青屋橋の石垣破損し、刈谷で本城厩前の塀倒れる。	-
39	1740 7 20	元文 5 6 27	-	-	-	奈良・畿内	奈良で鳥居1つ倒る。池田・伊勢・京都・近江八幡・土佐有感。和泉国助松村で土手かべ多く痛む。	-
40	1751 3 26	宝暦 1 2 29	35.0° N 135.8° E	5.8	-	京都	諸社寺の築地や町屋など破損。越中で強く感じ、鳥取・金沢・大阪・池田で有感。	-
41	1753 2 11	宝暦 3 1 9	-	-	-	京都	洛中の築地等に小被害。池田・伊勢・鳥取で有感。	-
42	1764 10 29	明和 1 10 5	-	-	-	伊勢	伊勢で大地震、所々破損するが、内院は無事、京都で強く感じ、大阪で長く感じる。	
43	1774 1 22	安永 2 12 11	-	-	-	丹後	屋根石多く落ちる。京都・池田で有感。	-
44	1802 11 18	享和 2 10 23	35.2° N 136.5° E	6.8	-	畿内・名古屋	奈良春日の石灯籠かなり倒れ、名古屋で本町御門西の土居の松倒れ、高壁崩れる。彦根・京都で有感。やや深い地震か？	-
45	1819 8 2	文政 2 6 12	35.2° N 136.3° E	7.3	-	伊勢・美濃・近江	近江八幡で潰家 82、死 5。木曽川下流では香取(多度町)で40軒全滅、金廻では海寿寺潰れ圧死 70。名古屋・犬山・四日市・京都などのほか、金沢・敦賀・出石・大和郡山などでも被害。	-
46	1830 8 19	天保 1 7 2	35.1° N 135.6° E	6.5	-	京都および隣国	洛中洛外の土蔵はほとんど被害を受けたが、民家の倒潰はほとんどなかった。御所・二条城などで被害。京都での死 280。上下動が強く、余震が非常に多かった。	-
47	1833 5 27	天保 4 4 9	35.5° N 136.6° E	6.3	-	美濃西部	大垣北方の村々で山崩れ多く、死者 30 余という。余震が多く、8 月まで続く。震源は根尾谷断層に近い。	-
48	1854 7 9	安政 1 6 15	34.75° N 136.0° E	7.3	-	伊賀・伊勢・大和 および隣国	12 日頃から前震があった。上野付近で潰家 2 千余、死約 600、奈良で潰家 400 以上、死 300 余など、全体で死者は 1500 を越える。上野の北方で西南西－東北東方向の断層を生じ、南側の 1km の地域が最大 1.5m 相対的に沈下した。木津川断層の活動であろう。	-
49	1858 4 9	安政 5 2 26	-	-	-	丹後・宮津	宮津では地割れを生じ、家屋大破す。岩ヶ鼻(丹後半島の伊根付近)で蔵の壁痛み、岩瀧辺も強かった。	-
50	1889 5 12	明治 22	35.4° N 136.8° E	5.9	-	岐阜付近	美濃南部・尾張北部が強くゆれ、家屋の壁に亀裂を生ず。岐阜市内の長良川の堤に亀裂を生ず。	-
51	1891 10 28	明治 24	35.6° N 136.6° E	8.0	-	愛知県・岐阜県	仙台以南の全国で地震を感じた。わが国の内陸地震としては最大のもの。建物全壊 14 万余、半壊 8 万余、死 7273、山崩れ 1 万余。根尾谷を通る大断層を生じ、水島で上下に 6m、	濃尾地震

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
							水平に 2m ずれた。1892 年 1 月 3 日、9 月 7 日、94 年 1 月 10 日の余震でも家屋破損などの被害があった。	
52	1898 11 13	明治 31	35.3° N 136.7° E	5.7	-	木曾川中流域	濃尾地震の余震。愛知県葉栗郡太田島村で家屋の傾斜、土蔵壁の亀裂・墜落などがあった。その他黒田町・中島郡稲沢町・大垣町(河水が灰白色となり、石灯籠の転倒多し)・伊勢の沿岸で小被害あり。	-
53	1899 3 7	明治 32	34.1° N 136.1° E	7.0	-	紀伊半島南東部	奈良県吉野郡・三重県南牟婁郡で被害が大きく、木ノ本・尾鷲で死 7、全壊 35、山崩れ無数。大阪・奈良で煉瓦煙突の破損が多かった。	-
54	1900 3 22	明治 33	35.8° N 136.2° E	5.8	-	福井県鯖江付近	鯖江町・吉田村で被害が最も多かった。県全体で家屋全壊 2、半壊 10、破損 488 など。	-
55	1900 5 31	明治 33	35.7° N 136.6° E	5.3	-	岐阜県根尾谷付近	中根尾村でところどころ山崩れ。	-
56	1903 7 6	明治 36	35.0° N 136.5° E	5.7	-	三重県菰野付近	菰野で警察の壁、その他家屋に小破損あり。	-
57	1909 8 14	明治 42	35.4° N 136.3° E	6.8	-	滋賀県姉川付近	虎姫付近で被害が最大。滋賀・岐阜両県で死 41、住家全壊 978。姉川河口の湖底が数十 m 深くなった。	江濃(姉川)地震
58	1911 2 18	明治 44	35.4° N 136.3° E	5.5	-	滋賀県姉川付近	虎姫村で障壁に亀裂。姉川地震の余震か？	-
59	1916 11 26	大正 5	34.6° N 135.0° E	6.1	-	神戸	死 1。付近に軽い被害があった。有馬温泉の泉温 1℃上がる。	-
60	1925 7 7	大正 14	35.4° N 136.5° E	5.8	-	岐阜付近	四日市で煙突の倒れたもの、塀の壊れたものあり。	-
61	1927 3 7	昭和 2	35.5° N 135.2° E	7.3	0	京都府西北部	被害は丹後半島の頸部が最も激しく、淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大阪に及ぶ。全体で死 2925、家屋全壊 12584。郷村断層(長さ 18km、水平ずれ最大 2.7m)とそれに直交する山田断層(長さ 7km)を生じた。測量により、地震に伴った地殻の変形が明らかになった。	北丹後地震
62	1936 2 21	昭和 11	34.6° N 135.7° E	6.4	0	大阪・奈良	死 9、家屋全半壊 148。地面の亀裂や噴砂・湧水現象も見られた。	河内大和地震
63	1952 7 18	昭和 27	34.5° N 135.8° E	6.8	60	奈良県中部	震源の深さ 60km、和歌山・愛知・岐阜・石川各県にも小被害があった。死 9、住宅全壊 20。春日大社の石灯籠 1600 のうち 650 倒壊。	吉野地震
64	1963 3 27	昭和 38	35.8° N 135.8° E	6.9	0	福井県沖	敦賀・小浜間に小被害があった。住家全半壊 6 など。	越前岬沖地震
65	1968 8 18	昭和 43	35.2° N 135.4° E	5.6	0	京都府中部	綾部市で住家半壊 1、一部破損 1、和知町周辺で落石・道路の亀裂などの小被害。余震回数は表 584-1 のとおり。	-
66	1990 1 11	平成 2	35.1° N 135.9° E	4.9	11	滋賀県南部	大震度は IV(奈良)、東海道新幹線が一時ストップし、京都でビルの窓ガラスが割れた。	-
67	1994 5 28	平成 6	35.3° N 136.3° E	5.2	44.1	滋賀県中東部	傷 1、最大震度は彦根・四日市で IV であるが、通信調査に	-

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
							よると、彦根市南部・野洲川河口付近、日野町にも震度 IV がある。 図 696-1	
68	1995 1 17	平成 7	34.6° N 135.1° E	7.2	17.9	阪神・淡路	活断層の活動によるいわゆる直下型地震。神戸、洲本で震度 6 だったが、現地調査により淡路島の一部から神戸市、宝塚市にかけて震度 7 の地域のあることが明らかになった。多くの木造家屋、コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道線路なども崩壊した。	平成 7 年兵庫県南部地震：阪神・淡路大震災
69	1998 4 22	平成 10	35° 10.5' N 136° 33.8' E	5.5	8	美濃中西部	最大震度 4、重傷者 1 名、軽症者 2 名、住家一部破損 5 棟、がけ崩れ 1 カ所などの小被害	
70	2000 10 31	平成 12	34° 17.9' N 136° 19.3' E	5.7	39	三重県中部	三重県、愛知県、岐阜県で負傷者、三重県で住家一部破損、文教施設、道路、水道管の破裂等被害。奈良県で道路被害。最大震度 5 弱（碧南市、紀伊長島町）	
71	2001 8 25	平成 13	35° 09.1' N 135° 39.6' E	5.4	8	京都府南部	最大震度 4（大津・亀岡・箕面ほか 10 地点）、負傷者 1 名	
72	2001 12 28	平成 13	35° 27.2' N 135° 53.6' E	4.5	7	滋賀県北部	最大震度 4（上中町）、がけ崩れ 4 カ所	
73	2005 1 9	平成 17	35° 18.7' N 136° 51.1' E	4.7	13	愛知県西部	可児、岐阜、大垣、一宮、名古屋、犬山市等で震度 4、春日井市で照明器具の部品が落下して女兒 1 名が軽傷、江南市の 6 小中学校で 52 枚のガラスが破損。	
74	2005 12 24	平成 17	35° 13.8' N 136° 50.4' E	4.8	43	愛知県西部	名古屋、一宮、愛西、桑名、鈴鹿市で震度 4、四日市市で軽傷 1 名	
75	2007 4 15	平成 19	34° 47.5' N 136° 24.5' E	5.4	16	三重県中部	亀山市で震度 5 強、鈴鹿市、伊賀市、津市で震度 5 弱、重軽傷者 13 名、住家一部破損 122 棟、18 時 34 分には M4.5 が発生した。液晶テレビ工場などが影響を受けた。	

参考：日本被害地震総覧 599-2012, 2013 年, 東京大学出版会

1-15 県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧

断層帯名 (起震断層/活動区間)		一連区間 が一度に 活動した 場合の地 震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：令和6年(2024年)1月1日)				平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)
			我が国の 主な活断層 における相対的 評価	30年 以内	50年 以内	100年 以内	
1	琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1 程度	Sランク	1%～ 3%	2%～ 5%	4%～ 10%	約1000年-2800年 約2800年-約2400年前
2	琵琶湖西岸断層帯 (南部)	7.5 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約4500年-6000年 1185年の地震
3	三方・花折断層帯 (花折断層帯/北部)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 1662年の地震
4	三方・花折断層帯 (花折断層帯/中南部)	7.3 程度	A*ランク	ほぼ 0%～ 0.6%	ほぼ 0%～ 1%	ほぼ 0%～ 2%	4200年-6500年 2800年前-6世紀
5	木津川断層帯	7.3 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約4,000年-25,000年 1854年伊賀上野地震
6	頓宮断層	7.3 程度	A*ランク	1%以 下	2%以 下	4%以 下	約10000年以上 約10000年前-7世紀
7	鈴鹿西縁断層帯	7.6 程度	Aランク	0.08% ～ 0.2%	0.1% ～ 0.3%	0.3% ～ 0.6%	約18000年-36000年 不明
8	鈴鹿東縁断層帯	7.5 程度	Zランク	ほぼ 0%～ 0.07%	ほぼ 0%～ 0.1%	ほぼ 0%～ 0.2%	約6,500年-12,000年 約3,500年前-2,800年前
9	湖北山地断層帯 (北西部)	7.2 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%～ 0.001%	約3,000年-4,000年 11-14世紀
10	湖北山地断層帯 (南東部)	6.8 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	概ね7,000年程度 15-17世紀
11	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部/南部)	7.6 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 約4900年前-15世紀
12	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (浦底-柳ヶ瀬山断層帯)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 不明

※ランクは、活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。Zランクでも、活断層が存在すること自体、当該地域で大きな地震が発生する可能性を示す。

南海トラフ地震の長期評価

領域または地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：令和6年(2024年)1月1日)			平均発生間隔(上段) 最新発生時期(下段)
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M8～M9 クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	次回までの標準的な値88.2年 78.0年前

出典：「長期評価結果一覧(地震調査研究推進本部)」

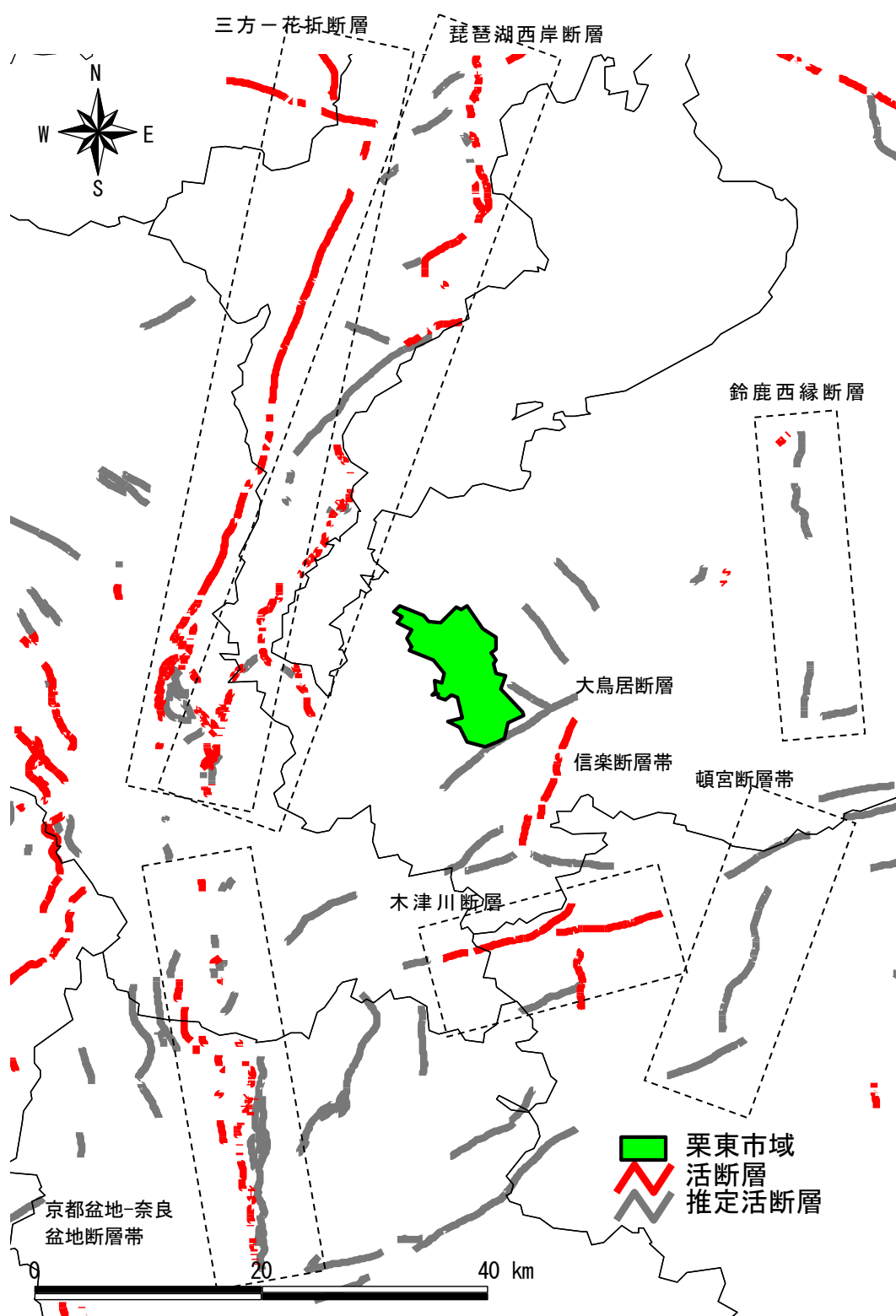
1-16 栗東市周辺の活断層一覧

番号	断層名	長期評価で予想された地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			我が国の主な活断層における相対的評価	平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
1	三峠-京都西山断層帯 (上林川断層) (三峠断層) (京都西山断層帯)	7.2 程度	不明	不明	不明	—	不明 不明
		7.2 程度	0.4～0.6%	0.7～1%	1～2%	やや高い	5-7 千年程度 3 世紀以前
		7.5 程度	ほぼ 0～0.8%	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～3%	やや高い	約 3.5-5.6 千年 約 2.4 千年前-2 世紀
		7.5 程度 (7.5±0.5)	ほぼ 0～0.03%	ほぼ 0～0.07%	ほぼ 0～0.3%	—	1-2 千年程度 1596 年慶長伏見地震
3	六甲・淡路断層帯 (主部/六甲山地南縁-淡路島東岸区域) (主部/淡路島西岸区間) (先山断層帯)	7.9 程度	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～2%	ほぼ 0～6%	やや高い	9 百-2.8 千年程度 16 世紀
		7.1 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	1.8-2.5 千年程度 1995 年兵庫県南部地震
		6.6 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	5 千-1 万年程度 11-17 世紀初頭
		7.6～7.7 程度	0.06～14%	0.1～20%	0.3～40%	高い	約 1.1 千-2.3 千年 7-9 世紀
4	中央構造線断層帯 (和泉山脈南縁) (金剛山地東縁)	6.9 程度	ほぼ 0～5%	ほぼ 0～9%	ほぼ 0～20%	高い	約 2 千-1.4 万年 約 2 千年前-4 世紀
		7.5 程度	2～3%	3～5%	6～10%	高い	8 千年程度 約 28-9 千年前
5	上町断層帯	7.5 程度	2～3%	3～5%	6～10%	高い	約 28-9 千年前
6	生駒断層帯	7.0～7.5 程度	ほぼ 0～0.1%	ほぼ 0～0.3%	ほぼ 0～0.6%	やや高い	3-6 千年 1.6-1 千年前頃
7	奈良盆地東縁断層帯	7.4 程度	ほぼ 0～5%	ほぼ 0～8%	ほぼ 0～10%	高い	約 5 千年 約 11-1.2 千年前
8	木津川断層帯	7.3 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 4 千-2.5 万年 1854 年伊賀上野地震
9	頓宮断層帯	7.3 程度	1%以下	2%以下	4%以下	やや高い	約 1 万年以上 約 1 万年前-7 世紀
10	布引山地東縁断層帯 (東部) (西部)	7.6 程度	0.00%	0.00%	0.01%	—	2.5 万年程度 1.1 万年前頃
		7.4 程度	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～2%	ほぼ 0～4%	やや高い	1.7 万年程度 約 2.8 万-4 百年
11	鈴鹿西縁断層帯	7.6 程度	0.08～0.2%	0.1～0.3%	0.3～0.6%	やや高い	約 1.8-3.6 万年 不明
12	鈴鹿東縁断層帯	7.5 程度	ほぼ 0～0.07%	ほぼ 0～0.1%	ほぼ 0～0.2%	—	6.5-12 千年以上 約 3.5-2.8 千年前
13	養老-桑名-四日市断層帯	8 程度	ほぼ 0～0.7%	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～3%	やや高い	1.4-1.9 千年 13-16 世紀
14	屏風山・恵那山断層帯 及び猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯) (屏風山断層帯) (加木屋断層帯) (恵那山-猿投山北断層帯) (赤河断層帯)	7.7 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	4 万年程度 約 1.4 万年頃
		6.8 程度	0.2～0.7%	0.4～1 %	0.8～2%	やや高い	4 千-1.2 万年程度 不明
		7.4 程度	0.1%	0.2%	0.3%	やや高い	3 万年程度 不明
		7.7 程度	ほぼ 0～2%	ほぼ 0～3%	ほぼ 0.001～6%	やや高い	約 7.2 千-1.4 万年 約 7.6 千-5.4 千年前
		7.1 程度	不明	不明	不明	—	不明 不明

番号	断層名	長期評価で予想された地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			我が国の主な活断層における相対的評価	平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
15	濃尾断層帯 (主部/梅原断層帯)	7.4 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 1.4-1.5 万年 1891 年濃尾地震
	(主部/根尾谷断層帯)	7.3 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 2.1-3.6 千年 1891 年濃尾地震
	(温見断層北西部)	6.8 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 2.2-2.4 千年 1891 年濃尾地震
	(温見断層南東部)	7.0 程度	不明	不明	不明	—	不明 不明
	(主部/三田洞断層帯)	7.0 程度	不明	不明	不明	—	不明 不明
	(揖斐川断層帯)	7.1 程度	不明	不明	不明	—	不明 1-10 世紀
	(武儀川断層帯)	7.3 程度	不明	不明	不明	—	不明 不明
16	柳ヶ瀬-関が原断層帯 (主部/北部)	7.6 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 2.3-2.7 千年 17 世紀頃
	(主部/中部)	6.6 程度	不明	不明	不明	—	不明 7.2-7 千年前
	(主部/南部)	7.6 程度	不明	不明	不明	—	不明 4.9 千年前-15 世紀
	(浦底-柳ヶ瀬断層帯)	7.2 程度	不明	不明	不明	—	不明 不明
17	野坂-集福寺断層帯 (野坂断層帯)	7.3 程度	ほぼ 0% もしくはそれ以上	ほぼ 0% もしくはそれ以上	ほぼ 0% もしくはそれ以上	—	約 5.6-7.6 千年 もしくはそれ以下 15-17 世紀
	(集福寺断層帯)	6.5 程度	不明	不明	不明	—	不明 不明
18	湖北山地断層帯 (北西部)	7.2 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%～ 0.00%	—	約 3-4 千年 11-14 世紀
	(南東部)	6.8 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	概ね 7 千年程度 15-17 世紀
19	三方-花折断層帯 (三方断層帯)	7.2 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 3.8-6.3 千年 1662 年の地震
	(花折断層帯/北部)	7.2 程度	不明	不明	不明	—	不明 1662 年の地震
	(花折断層帯中南部)	7.3 程度	ほぼ 0～ 0.6%	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～2%	やや高い	4.2-6.5 千年 2.8 千年前-6 世紀
20	琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1 程度	1～3%	2～5%	4～10%	高い	約 1-2.8 千年 約 2.8-2.4 千年前
	(南部)	7.5 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	—	約 4.5-6 千年 1185 年の地震

出典：「栗東市地域防災計画防災アセスメント調査」

1-17 栗東市周辺の活断層分布図



出典：「栗東市地域防災計画防災アセスメント調査」

1-18 滋賀県地震被害想定調査概要抜粋

滋賀県地震被害想定結果 平成 26 年 3 月				琵琶湖西岸 断層帯 (case1)	琵琶湖西岸 断層帯 (case2)	花折断層帯 地震 (case2)	花折断層 帯地震 (case3)	木津川断 層帯地震 (case1)	木津川断 層帯地震 (case3)	
市内の想定最大震度				6 強	7	6 強	6 弱	6 弱	6 弱	
建物被害	全壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)			(棟)	984	1,939	1,283	223	13	－
	半壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)				3,207	5,127	3,973	1,904	276	146
	全焼棟数	夏正午 風速 8m/sec		棟	－	－	－	－	－	－
		冬夕方 風速 8m/sec			－	－	－	－	－	－
		冬深夜 風速 8m/sec			－	－	－	－	－	－
	全壊・全焼 棟数合計	夏正午 風速 8m/sec		棟	984	1,939	1,283	223	13	－
		冬夕方 風速 8m/sec			984	1,939	1,283	223	13	－
		冬深夜 風速 8m/sec			984	1,939	1,283	223	13	－
人的被害	死者数 ()内は家 具転倒等	夏正午 風速 8m/sec		人	36 (6)	70 (11)	46 (6)	7 (－)	－ (－)	－ (－)
		冬夕方 風速 8m/sec			54 (6)	101 (11)	58 (6)	9 (－)	－ (－)	－ (－)
		冬深夜 風速 8m/sec			56 (7)	110 (13)	67 (8)	11 (－)	－ (－)	－ (－)
	負傷者数 ()内は家 具転倒等	夏正午 風速 8m/sec			444 (93)	783 (146)	486 (112)	182 (42)	31 (14)	14 (－)
		冬夕方 風速 8m/sec			570 (93)	996 (146)	628 (112)	235 (42)	40 (14)	18 (－)
		冬深夜 風速 8m/sec			696 (113)	1,207 (178)	757 (147)	287 (52)	49 (17)	22 (6)
ライフライン被害	電力供給施設 ：停電軒数 (停電率)	停電口数	地震直後	件 (%)	33,330 (87%)	35,182 (92%)	33,085 (87%)	28,003 (73%)	17,462 (46%)	14,407 (38%)
			1 日後		15,308 (40%)	18,534 (49%)	14,954 (39%)	7,263 (19%)	2,015 (5%)	1,339 (4%)
			2 日後		7,864 (21%)	10,318 (27%)	7,810 (20%)	2,639 (7%)	426 (1%)	194 (1%)
			3 日後		4,127 (11%)	5,805 (15%)	4,217 (11%)	1,028 (3%)	116 (0%)	39 (0%)
			1 週間後		53 (0%)	107 (0%)	78 (0%)	2 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	上水道施設 ：断水人口 (断水率)	断水人口	地震直後	人 (%)	46,998 (74%)	52,678 (83%)	44,865 (70%)	30,189 (47%)	8,820 (14%)	6,172 (10%)
			1 日後		46,081 (72%)	51,973 (82%)	43,806 (69%)	28,641 (45%)	7,948 (12%)	5,518 (9%)
			2 日後		44,638 (70%)	50,770 (80%)	42,247 (66%)	26,735 (42%)	7,049 (11%)	4,839 (8%)
			3 日後		42,933 (67%)	49,274 (77%)	40,469 (64%)	24,784 (39%)	6,215 (10%)	4,210 (7%)
			1 週間後		35,185 (55%)	41,889 (66%)	32,765 (51%)	17,703 (28%)	3,676 (6%)	2,329 (4%)
			1 ヶ月後		7,014 (11%)	9,833 (15%)	6,460 (10%)	1,963 (3%)	188 (0%)	81 (0%)
			2 ヶ月後		607 (1%)	984 (2%)	579 (1%)	96 (0%)	5 (0%)	1 (0%)
			3 ヶ月後		47 (0%)	85 (0%)	47 (0%)	5 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	避難者	避難所生活者※ 下段：(全避難者※)	人	1 日後	2,161 (3,602)	3,987 (6,645)	2,733 (4,555)	679 (1,132)	79 132	32 53
3 日後				4,685 (8,518)	6,586 (11,974)	4,974 (9,044)	2,249 (4,089)	491 (893)	315 (573)	
1 週間後				6,199 (12,398)	8,559 (17,117)	6,373 (12,746)	2,779 (5,558)	526 (1,051)	318 (636)	
1 ヶ月後				2,002 (6,673)	2,854 (9,514)	1,881 (6,270)	564 (1,880)	55 (182)	23 (78)	

出典：「滋賀県地震被害想定（概要版）（平成 26 年 3 月）」

滋賀県地震被害想定結果 平成 26 年 3 月				鈴鹿西縁断 層 帯 地 震 (case 1)	鈴鹿西縁断 層 帯 地 震 (case 2)	柳ヶ瀬関ヶ 原 断 層 帯 (case 1)	柳ヶ瀬関ヶ 原 断 層 帯 (case 2)	南海トラフ 巨 大 地 震 (基本ケース)	南海トラフ 巨 大 地 震 (陸側ケース)	
市内の想定最大震度				5 強	5 強	5 弱	5 弱	6 弱	6 弱	
建物被害	全壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)		(棟)	—	—	—	—	14	223	
	半壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)			—	—	—	—	366	2126	
	全焼棟数	夏正午 風速 8m/sec	棟	—	—	—	—	—	—	
		冬夕方 風速 8m/sec		—	—	—	—	—	—	
		冬深夜 風速 8m/sec		—	—	—	—	—	—	
	全壊・全焼 棟数合計	夏正午 風速 8m/sec	棟	—	—	—	—	14	223	
		冬夕方 風速 8m/sec		—	—	—	—	14	223	
冬深夜 風速 8m/sec		—		—	—	—	14	223		
人的被害	死者数 ()内は家 具転倒等	夏正午 風速 8m/sec	人	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
		冬夕方 風速 8m/sec		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	7 (—)	
		冬深夜 風速 8m/sec		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	9 (—)	
	負傷者数 ()内は家 具転倒等	夏正午 風速 8m/sec		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	7 (8)	107 (41)	
		冬夕方 風速 8m/sec		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	9 (8)	129 (41)	
		冬深夜 風速 8m/sec		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	20 (10)	285 (50)	
ライフライン被害	電力供給施設 ： 停電軒数 (停電率)	停電口数	地震直後	件 (%)	4, 457 (12%)	4, 578 (12%)	1, 670 (4%)	1, 370 (4%)	29, 871 (78%)	33, 700 (88%)
			1 日後		873 (2%)	895 (2%)	876 (2%)	815 (2%)	14, 789 (39%)	16, 684 (44%)
			2 日後		62 (0%)	42 (0%)	140 (0%)	169 (0%)	3, 173 (8%)	3, 579 (9%)
			3 日後		4 (0%)	1 (0%)	27 (0%)	32 (0%)	195 (1%)	220 (1%)
			1 週間後		0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	上水道施設 ： 断水人口 (断水率)	断水人口	地震直後	人 (%)	851 (1%)	866 (1%)	224 (0%)	174 (0%)	26, 504 (42%)	31, 879 (50%)
			1 日後		819 (1%)	837 (1%)	224 (0%)	174 (0%)	25, 987 (41%)	36, 023 (57%)
			2 日後		758 (1%)	776 (1%)	222 (0%)	174 (0%)	9, 461 (15%)	26, 225 (41%)
			3 日後		677 (1%)	695 (1%)	217 (0%)	171 (0%)	4, 459 (7%)	22, 384 (35%)
			1 週間後		296 (0%)	296 (0%)	126 (0%)	110 (0%)	2, 268 (4%)	15, 946 (25%)
			1 ヶ月後		1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	60 (0%)	1, 499 (2%)
			2 ヶ月後		0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	62 (0%)
			3 ヶ月後		0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0%)
			避難者		避難所生活者※ 下段：(全避難者※)	人	1 日後	—	—	—
(—)	(—)	(—)		(—)				(202)	(1, 135)	
3 日後	47	48		15			12	404	1, 914	
	(85)	(88)		(27)			(2)	(734)	(3, 481)	
1 週間後	37	37		16			14	385	2, 012	
	(74)	(75)		(31)			(27)	(769)	(4, 025)	
1 ヶ月後	—	—		—			—	22	506	
(—)	(—)	(—)	(—)	(74)	(1, 688)					

出典：「滋賀県地震被害想定（概要版）（平成 26 年 3 月）」

1－19 市に関連する原子力事業所設置概要

事業所名	事業者名	所在地	設置番号	炉型	熱出力 (万kw)	電気出力 (万kw)	本格運転 開始年月日
敦賀発電所	日本原子力発電(株)	敦賀市明神町1	1号炉	沸騰水型軽水炉(BWR)	107.0	35.7	S45.3.14 H27.4.27 運転終了
			2号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	342.3	116.0	S62.2.17
新型転換炉原型炉ふげん	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	敦賀市明神町3	—	新型転換炉(ATR)	55.7	16.5	S54.3.20 H15.3.29 運転終了
高速増殖原型炉もんじゅ	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	敦賀市白木2-1	—	高速増殖炉(FBR)	71.4	28.0	H29.12.6に廃止措置計画の認可申請を原子力規制委員会に提出平成30年3月28日に廃止措置計画認可
美浜発電所	関西電力(株)	三方郡美浜町丹生	1号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	103.1	34.0	S45.11.28 H27.4.27 運転終了
			2号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	145.6	50.0	S47.7.25 H27.4.27 運転終了
			3号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	244.0	82.6	S51.12.1
大飯発電所	関西電力(株)	大飯郡おおい町大島1	1号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	342.3	117.5	S54.3.27 H30.3.1 運転終了
			2号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	342.3	117.5	S54.12.5 H30.3.1 運転終了
			3号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	342.3	118.0	H3.12.18
			4号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	342.3	118.0	H5.2.2
高浜発電所	関西電力(株)	大飯郡高浜町田ノ浦1	1号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	244.0	82.6	S49.11.14
			2号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	244.0	82.6	S50.11.14
			3号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	266.0	87.0	S60.1.17
			4号炉	加圧水型軽水炉(PWR)	266.0	87.0	S60.6.5

* BWR：沸騰水型軽水炉、PWR：加圧水型軽水炉、ATR：新型転換炉、FBR：高速増殖炉

出典：「滋賀県地域防災計画」

1-20 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵層槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL （④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

3. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波警報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

4. 原子炉の運転等のための施設（1. から 3. までの掲げるものを除く。）

警戒事態を判断する E A L （③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。U P Z のみが設定される場合は、U P Z 内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

1-2-1 県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件、結果等

1 前提条件

(1) 放射性物質

福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

(2) 放出量

ア キセノン

原子力安全・保安院が平成 23 年 6 月 6 日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる 1 号機、2 号機及び、3 号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1 号機で 3.4×10^{18} Bq、2 号機で 3.5×10^{18} Bq、3 号機で 4.4×10^{18} Bq と試算されている。

そこで、放出量のもっとも高い 3 号機の 4.4×10^{18} Bq を用い、この量が 1 時間で放出されたものとする。

イ ヨウ素

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、平成 23 年 5 月 12 日に発表したヨウ素 131 の大気放出量の試算によると、3 月 15 日の 9 時から 15 時までの 6 時間で 1.0×10^{16} Bq/h の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成 23 年 8 月 24 日、3 月 12 日から 15 日のヨウ素 131 の放出率の再推定値が発表され、3 月 15 日 7 時から 10 時まで、 2.0×10^{15} Bq/h 程度の放出、13 時から 17 時まで 4.0×10^{15} Bq/h 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る 2.4×10^{16} Bq が 6 時間で放出されたものとする。

(3) 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

(4) 排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m~73m とする。

(5) 拡散予測を行う日の選定

平成 22 年(2010 年)のアメダスデータをもとに、県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中 9 時から 15 時までの間で、県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い(～1m/s)日を選定する。

(6) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率 1 日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7) 被ばく量の計算方法

(6)にて計算された積算線量をもとに、屋外 8 時間、屋内 16 時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

2 予測結果

希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は 10mSv を大きく下回り、緊急の防護措置

を講ずべき水準にはないものと予測される。

(1) 日本原子力発電(株)敦賀発電所からの場合

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、屋内退避基準甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から半径 43km となった。

一方、International Atomic Energy Agency(国際原子力機関、以下「IAEA」という。)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である、甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域：50～100mSv)は、16 市町に及び、最大距離は敦賀発電所から半径 79km となった。

(※「プルーム」とは、煙・雲の意味。以下、気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を「放射性プルーム」という。)

(2) 関西電力(株)美浜発電所からの場合

美浜発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から半径 42km となった。

一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、18 市町に及び、最大距離は美浜発電所から半径 89 km となった。

(3) 関西電力(株)大飯発電所からの場合

大飯発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径 32km となった。

一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、大津市、近江八幡市、守山市、野洲市、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径 63 km となった。

(4) 関西電力(株)高浜発電所からの場合

高浜発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となる地域はない。

また、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)もない。

(5) 総合考察

上記の結果から、半径 30～50 km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測される。

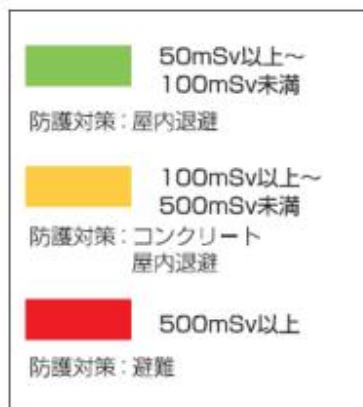
<放射性ヨウ素の拡散予測図>

■災害の想定

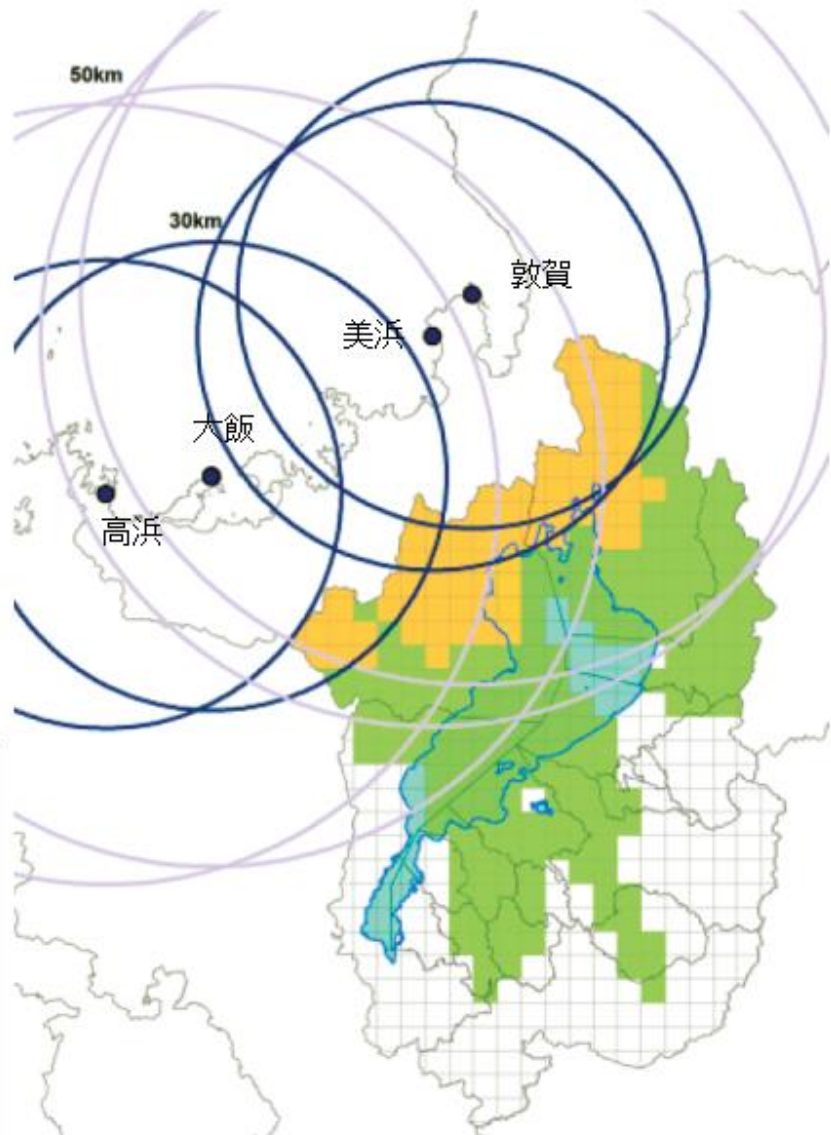
敦賀、美浜、大飯、高浜原子力発電所で福島第一原子力発電所事故と同規模の放射性物質が外部に放出したことを想定しています。

放射性物質は、福島第一原子力発電所事故において放出量が多かった希ガス（キセノン）とヨウ素の放出を想定しています。

（※あくまでも予測であり、実際に屋内退避等の指示がでる範囲とは異なりますのでご注意ください。）



※甲状腺被ばく等価線量



滋賀県琵琶湖環境科学研究センター予測図

(3) 琵琶湖への影響予測（県地域防災計画原子力災害対策編より転載）

- 1 滋賀県琵琶湖環境科学研究センターでは、原子力発電所の事故により、県にとって過酷な条件で多量の放射性物質が放出された場合を想定し、原子力防災対策の検討に資するため、事故時の対応を検討するため、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、琵琶湖への影響予測を行った。
- 2 平成 23 年度に実施した放射性ヨウ素等の拡散予測と同様、福島第一原子力発電所の事故において、最も放出量が多かった平成 23 年 3 月 15 日の状況を想定して、関西電力(株)美浜発電所および同社大飯発電所を放出想定発電所として、ヨウ素 131、セシウム 137 およびセシウム 134 について、事故後 24 時間における湖面および流域への沈着量を予測した。予測の対象とした期間は平成 22 年度～平成 24 年度であるが、このうち四半期ごとに琵琶湖流域への沈着量が最も多くなる日時を選定し、これを琵琶湖への影響予測を行う日時とした。

その上で、当該期間における沈着量の予測および気象条件をもとに、放射性物質の流域から琵琶湖への流入および琵琶湖内での挙動を予測した。計算期間は水道原水等への比較的短期間の影響を予測するため、放出が生じてから 3 ヶ月間とした。

また琵琶湖水については、より安全側に立って、半減期が約 2 年と短いセシウム 134 を、セシウム 137（半減期約 30 年）とみなして、シミュレーションを行った。

なお、前提とした放出量（6 時間かけて放出）は以下のとおり。

- ① セシウム 137 $2.4 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ② セシウム 134 $2.9 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ③ ヨウ素 131 $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$

- 3 影響予測を行った結果は以下のとおりであった。

【地表面への沈着】

- ① 福島第一原子力発電所から飯館村にかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が 300 万 Bq/m²を超える地域が、高島市等で見られた。
- ② 放射性セシウムおよび放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、原子力災害対策指針における防護措置基準（O I L 2）に照らして、1 週間程度内に一時移転する線量に達した地域が高島市等で見られた。

【琵琶湖水への影響】

琵琶湖表層（水深 0～5m）において、最も影響の大きなケースでは、浄水処理前の原水について、本来は浄水処理後の水道水に係る基準である飲食物の摂取制限基準（防護措置基準 O I L 6）を適用すると、放射性セシウムでは北湖で 10 日間程度、摂取制限基準である 200Bq/kg を超える水域が見られた。放射性ヨウ素では北湖で 10 日間程度、南湖では 7 日間程度、摂取制限基準である 300Bq/kg を超える水域が見られた。

なお南湖では、北湖に比べて鉛直方向の拡散等の影響が小さいこと等から、事故後数日にわたって濃度が上昇あるいは低減しにくくなるケースも確認された。

第2章 災害予防計画に係る資料

2-1 防災啓発事業の実施期間および内容について

1 実施期間

事業区分		実施期間
雪害	雪害予防に関する事項	12月～3月
風水害	風水害予防に関する事項	5月～9月
	水防月間	5月1日～5月31日
	土砂災害予防に関する事項	6月1日～6月30日
	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
火災	春の火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
	防火点検	毎月第1日曜日実施
	危険物安全週間	6月第2週の日曜日から土曜日まで
	夏の災害予防啓発運動	7月1日～8月31日
	年末火災予防運動	12月1日～12月31日
	文化財防火デー	1月26日を中心に実施
	林野火災予防の徹底	春季火災予防の前一週間2月28日～3月13日
震災	震災予防全般に関する事項	8月末～9月初
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
	地震防災の日	毎月17日（湖南広域消防局提唱）
防災とボランティア	自主防災組織リーダー研修会	8月～12月
	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日

2 実施内容

（1）市地域防災計画の概要

（2）災害時の心得

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、各世帯で承知しておくべき事項は次のとおりである。

①災害情報等の聴取方法

②避難の方法、場所、時期等の徹底

③非常食料、身の回り品等の準備

④その他災害の態様に応じ、とるべき手段方法

（3）自主防災の必要性

①自主防災組織の結成と積極的な参加

②共助精神の涵養

（4）災害危険箇所の知識

（5）災害時避難行動要支援者への配慮

2-2 自治会または自主防災組織における訓練プログラム

訓練区分		必要時間	準備品・備考
消火訓練	消火器取り扱い訓練	20分	
	消火栓取り扱い訓練（点検要領含む）	30分	消火栓器具格納箱一式
	ポンプ取り扱い訓練	30分	小型動力ポンプ・軽可搬ポンプ
	バケツリレー	15分	防火水槽・河川等
救出訓練	ロープ結索訓練	30分	
	倒壊家屋等救出訓練	30分	救助工具等
救護訓練	普通救命講習Ⅰ（AED含む）	180分	中消防署で実施
	応急手当（心肺蘇生法）	60分	
	応急手当（止血、骨折処置等）	30分	タオル・ダンボール等
	救護搬送法	30分	
その他	総合訓練（発災対応型訓練）	30分	
	DIG（災害図上）訓練	120分	自治会館等屋内で実施
	防災指導車（地震体験）	30分	
	避難・通報訓練	15分	
	自治会保有資機材取り扱い訓練	30分	救助工具・担架等
	煙中体験訓練	30分	電源
	防火防災講話・座談会	30分	自治会館等屋内で実施
	防火防災ビデオ	20分	自治会館等屋内で実施

2-3 県が行う防災訓練

1 滋賀県総合防災訓練

県は、推進地域を含めた大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その内容は、市町、各防災関係機関、地域住民と緊密に連携した実践的なものとする。

さらに訓練結果の詳細な評価を行い、次年度の訓練内容や地域防災計画へ反映に努める。

(1) 実施時期及び場所

原則として防災週間を中心とする期間内に土木事務所単位に持ち回りで会場を設定し、県・市町、各防災関係機関、地域住民等の合同による総合的な訓練を実施する。

(2) 訓練の実施方法

地震災害は、同時多発的な道路の寸断や火災の発生が想定されるため、訓練の実施にあたっては、課題や内容に応じ複数の訓練場所を設定して、地域住民や各防災関係機関が連携して取り組むことを基本に計画し実施する。また、訓練シナリオには緊急地震速報を取り入れるなどして、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

2 近畿府県合同防災訓練

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している近畿府県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、徳島県）が共同し、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、年1回、各府県の持ち回りで合同防災訓練を企画し実施する。

3 関西広域応援訓練等

関西広域連合の広域防災に関する構成府県及び政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、連携県（福井県、三重県、奈良県）は共同し、「関西防災・減災プラン」等の実効性を高めるため、関西広域応援訓練をはじめとする関西広域連合の広域防災に係る訓練を企画し実施する。

2-4 自主防災組織一覧

(令和6年4月1日現在)

(1/3)

学区名		自治会名	自主防災組織名	設立年度	県補助	
治田学区	1	岡	岡自主防災組織	H14		
	2	目川	目川自主防災会	H16	H19	
	3	目川住宅	目川住宅自主防災組織	H19	H20	
	4	坊袋	坊袋自治会自主防災会	H18		
	5	川辺	川辺自治会自主防災会	H17	H19	
	6	川辺住宅	川辺住宅自治会自主防災会	H19		
	7	上鉤	上鉤自主防犯・防災組織	H10	H27	
	8	旭町	旭町自主防犯・防災会議	H12	H18	
	9	新屋敷	新屋敷自治会自主防災会	H20		
10	10	小柿四区	小柿四区自主防災・防犯組織	H18	H18	
治田東学区	11	下戸山	下戸山自主防災会	H17		
	12	下戸山親交	下戸山親交自治会自主防災会	H30		
	13	下戸山グリーンハイツ	下戸山グリーンハイツ自主防災会	H19		
	14	リバティヒル下戸山	リバティヒル下戸山自主防災組織	H17	H18	
	15	きららの杜	きららの杜自治会自主防災会	H28		
	16	川辺県営住宅	川辺県営住宅自主防災組織	H18		
	17	灰塚	灰塚自主防災会	H23		
	18	平葉	平葉自主防災会	H23		
	19	川辺グリーントウン	川辺グリーントウン自治会自主防災組織	H18		
	20	安養寺東区	安養寺東自主防災組織	H14	県	
	21	安養寺西区	安養寺西自治会自主防災本部	H19		
	22	安養寺南区	安養寺南区自主防災会	H13	県	
	23	安養寺北区	安養寺北区自主防災組織	H11		
	24	安養寺団地	安養寺団地自治会自主防災組織	H30		
	25	安養寺一区	安養寺一区自主防災組織	H22		
16	26	安養寺レークヒル	安養寺レークヒル自治会自主防災会	H19	R04	
治田西学区	27	下鉤甲	下鉤甲自主防災会	H17	H18	
	28	下鉤乙	下鉤乙自治会自主防災組織	H19		
	29	下鉤糠田井	下鉤糠田井自主防災組織	H09	H25	
	30	湖南平	湖南平自治会自主防災会	H20		
	31	北浦団地	北浦自主防災会	H19		
	32	小柿一区	小柿一区自主防災会	H17	H18	
	33	小柿二区	小柿二区自主防災会	H22	H24	
	34	小柿三区	小柿三区自主防災組織	H20	H28	
	35	日の出町	日の出町自主防災会	H18	H18	
	36	中沢	中沢自主防災組織	H18	H19	
金勝学区	37	中沢グローバル	中沢グローバル自主防災組織	H19	H24	
	12	38	中沢団地	中沢団地自治会自主防災会	H19	H25
	39	山入	山入自治防災会	H21		
	40	辻越	辻越自主防災会	H18	H19	
	41	蔵町	蔵町自主防災組織	H17	R04	
	42	中村	中村自治会自主防災会	H18		
	43	上向	上向自治会自主防災会	H17		
	44	下向	下向自治会自主防災会	H17		
	45	川南	川南自治会自主防災会	H17	H30	
	46	中浮気団地	中浮気団地自主防災組織	H11		
	47	美之郷	美之郷自主防災組織	H19		
	48	浅柄野	浅柄野自治会自主防災会	H19		
19	49	雨丸	雨丸自主防災会	H22		
	50	ルモンタウン	ルモンタウン自主防災隊	H18	H19	
	51	片山	片山自治会自主防災会	H19		
	52	走井	走井自治会自主防災会	H20	H26	
	53	成谷	成谷自治会自主防災会	H19		
	54	井上	井上自治会自主防災会	H20		
	55	東坂	東坂自主防災組織	H19	H20	
	56	観音寺	観音寺自治会自主防災会	H19	R02	
	57	トレセン	栗東トレーニング・センター自治会自主防災会	H24		

(2/3)

学区名		自治会名	組織名	設置年度	県補助
葉山東学区	58	伊勢落	伊勢落自主防災会	H18	H19
	59	林	林自治会自主防災会	H18	H19
	60	六地藏	六地藏防災対策本部	H17	H20
	61	六地藏団地	六地藏団地自治会自主防災会	H30	R03
	62	小野	小野自主防災会	H18	
	63	小野南	小野南自主防災組織	H29	
	64	小野北	小野北自主防災組織		
	65	北尾団地	北尾団地自治会自主防災会	H20	H29
	66	赤坂	赤坂自主防災隊	H17	
	67	栗東ニューハイツ	栗東ニューハイツ自主防災会	H18	H20
	68	日吉ヶ丘	日吉ヶ丘自治会自主防災会	H21	
葉山学区	70	手原	手原自治会自主防災会	H19	H20
	71	手原団地	手原団地自主防災組織	H29	
	72	大橋	大橋自主防災組織	H10	H19
	73	大橋住宅	大橋住宅自治会自主防災組織	H29	
	74	宅屋	宅屋自治会自主防犯・防災会	H21	R05
	75	中	中自治会防災組織	H16	H24
	76	出庭	出庭自主防災組織	H15	
	77	清水ヶ丘	清水ヶ丘自主防災組織	H19	
	78	辻	辻自治会自主防災会	H13	県
	79	小坂	小坂自主防災会	H17	H18
	80	今土	今土自治会自主防災会	H21	
大宝東学区	81	葉山団地	葉山団地自主防災会	H28	H28
	82	蜂屋	蜂屋消防防災隊	H20	H25
	83	野尻	野尻自主防災会	H20	
	84	リソシエ栗東グランディス	リソシエ栗東グランディス自治会自主防災会	H30	
	85	グレースー栗東エクサプ	グレースー栗東エクサプ自治会自主防災会	H30	
	86	ジオコート栗東	ジオコート栗東自治会自主防災会	H23	
	87	ルネス・ピース栗東ステーションスクエア	ルネス・ピース栗東ステーションスクエア自治会自主防災会	H30	
	88	縹東	縹東防災安全会	H19	H24
	89	縹南	縹南防災安全会	H19	H20
	90	ウイングビュー	ウイング・ビュー自主防災会	H19	
	91	リーデンススクエア	リーデンススクエア栗東自主防災会	H18	H25
大宝学区	92	ネバーランド	ネバーランド自主防災組織	H20	H29
	93	エスリート 栗東	エスリート 栗東自治会自主防災会	H29	
	94	縹北出	縹北出自治会自主防災会	H11	
	95	縹南出	縹南出自治会自主防災会	H12	
	96	縹花園	縹花園自治会自主防災会	H12	
	97	縹七里	縹七里自治会自主防災会	H11	
	98	大宝団地	大宝団地自治会自主防災会	H12	
	99	縹成和	縹成和自治会自主防災会	H12	H29
	100	縹南橋	縹南橋自治会自主防災会	H12	
	101	グレースー栗東オーブ	グレースー栗東オーブ自治会自主防災会	H11	H27
	102	グレースー栗東ビステージ	グレースー栗東ビステージ自治会自主防災会	H11	
21	103	グレースー栗東セレージュ	グレースー栗東市セレージュ自治会自主防災会	H11	
	104	グレースー栗東デュオ	グレースー栗東デュオ自治会自主防災会	H20	H30
	105	サーパス栗東駅前	サーパス栗東駅前自主防災会	H23	H24
	106	エスリート 栗東第2	エスリート 栗東第2自治会自主防災会	H21	R03
	107	エスリート栗東駅前パークレジデンス	エスリート栗東駅前パークレジデンス自主防災会	H30	R03
	108	西浦	西浦自治会自主防災会	H19	
	109	円田団地	円田団地自主防災組織	H17	H20
	110	荻原	荻原自治会自主防災会	H20	
	111	市川原	市川原防災会	H20	
	112	笠川	笠川自主防災安全会	H18	H28
	113	北中小路	北中小路自主防災会	H22	
	113	ベルヴィ北中小路	ベルヴィ北中小路自主防災組織	R06	

(3/3)

学区名		自治会名	組織名	設置年度	県補助
大宝西学区	114	小平井一区	小平井一区自主防犯・防災会	H18	
	115	小平井二区	小平井二区自治会自主防災会	H21	
	116	小平井三区	小平井三区自治会自主防災会	H19	
	117	小平井四区	小平井四区自治会自主防災会	H25	
	118	小平井五区	小平井五区自治会自主防災会	H26	
	119	小平井香鳥	小平井香鳥自治会自主防災会	H19	
	120	霊仙寺	霊仙寺自治会自主防災会	H18	H27
	121	霊仙寺住宅	霊仙寺住宅自治会自主防災会	H22	
	122	海老川	海老川自主防災組織	H20	
	123	十里	十里自主防災組織	H23	
	124	明日香	明日香自主防災組織	H13	
125	125	美里	美里自主防災会	H23	

2-5 自主防災組織の活動、組織例

1 自主防災組織の活動

(1) 自主防災組織の結成

災害時における各防災活動を円滑に行うためには、国、県、市、消防・警察等の関係機関と地域および個人が連携する共助が重要である。そのため自主防災組織は、地域コミュニティが助け合える基盤をつくる活動を行う。また、住民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。

■自主防災組織編制の留意点

区分	内容
自主防災組織の単位	● 住民が自発的に、必要性を十分に理解した上での結成 ● 住民の過剰な負担にならない目標設定 ● 地理的・社会的な実情に合った組織 ● 住民構成にあった組織
組織作りの進め方 (例)	● 組織のリーダーや班の役割などをあらかじめ決める。 ● 昼夜とも自主防災活動に支障がない人を選ぶ。 ● 看護師等の地域内の専門家や経験者の参加を求める。 ● リーダーの育成と協力体制をつくる。 ● 役員に女性が参画するなど男女両方が参画するとともに、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等に割り振らないこと。

(2) 防災活動の役割分担

■住民の活動

時期	活動内容
平時	● 防災知識のテレビ、新聞等での学習 ● 非常持ち出し品や備蓄品（食料については最低 7 日分、うち 3 日分は非常持ち出し）の準備と点検 ● 家具等の転倒防止 ● 家屋耐震診断および耐震化 ● 災害時の家族での役割を確認 ● 災害時の避難場所、避難路等の確認と防災訓練等への積極的な参加
災害時	● 身の安全の確保 ● 出火防止および初期消火 ● 被災者の救出活動 ● 負傷者の応急手当等の救護 ● 被災後の生活手段の確保

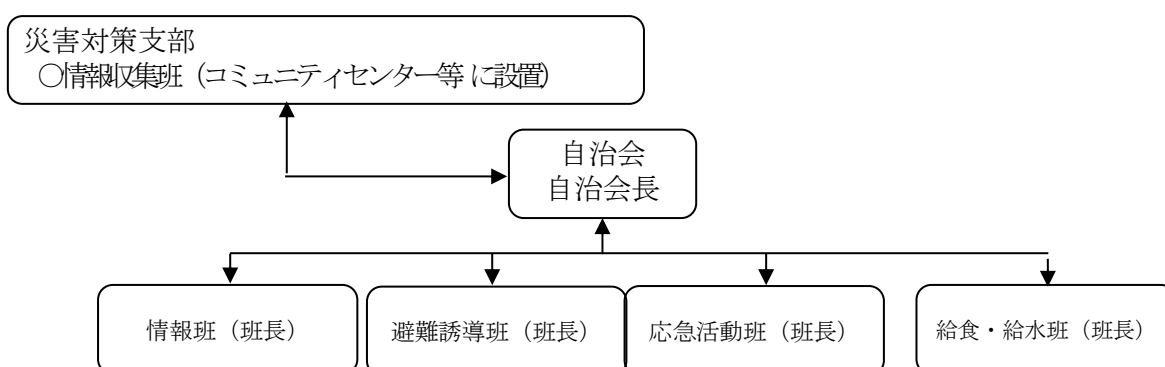
■自主防災組織の活動

時期	活動内容
平時	● 防災に関する知識の普及および出火防止の徹底 ● DIG（災害図上訓練）、初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 ● 防災資機材（消火・救助用、応急手当用医薬品等）の備蓄、保守管理

	● 地域内の世帯、人材、災害時避難行動要支援者等の把握と台帳の作成 ● 地域内の危険箇所、避難所・避難路の把握および防災マップの作成 ● 組織の役割分担の明確化、情報連絡体制の確立 ● 市の災害予防活動に対する協力
災害時	● 初期消火の実施 ● 救出・救護の実施および協力 ● 地域内の被害状況の把握、情報収集・伝達 ● 避難活動、避難誘導の実施 ● 炊き出しや救助物資の配分に関する協力

2 自主防災組織の組織例

(1) 組織例



※ 活動班は、自治会の実情により細分化を図る。

(2) 各班の役割

①情報班

- 市（災害対策支部）からの情報および指示を住民に伝える。
- 地域の被災状況を取りまとめて市（災害対策支部）に伝える。
- 日頃から住民への防災啓発を行う。

②避難誘導班

- 地域の一時避難場所や避難方法について住民に周知徹底させる。
- 避難情報を地域内住民すべてに正確・迅速に伝達する。
- 避難者の点呼・確認を行い、広域避難場所へ誘導する。特に、災害時避難行動要支援者に配慮する。
- 日頃から広域避難場所への安全な避難経路を把握する。

③応急活動班

- 消防や警察等の機関への救援を要請する。
- 初期消火活動を実施する。
- 初期の人命救助や応急手当を実施する。

④給食・給水班

- 個人の食糧や水の備蓄の啓発を行う。
- 市（災害対策支部）からの支給物資を住民に効率よく配る。特に、災害時避難行動要支援者に配慮する。
- 地域での炊き出しや飲料水・救援物資の配分を行う。

2-6 洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

1 野洲川下流 想定最大規模

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
1	葉山保育園	高野 289	552-0079	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
2	葉山児童館	高野 568-1	553-8796	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
3	大宝児童館	糺六丁目 13-10	551-1950	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
4	大宝東児童館	糺二丁目 4-5 ウイングプラザ 2 階	551-2360 551-2370	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
5	大宝西児童館	霊仙寺四丁目 2-66	552-7240	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
6	葉山学童保育所うさぎクラブ	高野 568-4	554-4469	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
7	大宝学童保育所たけのこクラブ	糺七丁目 8-3	554-0657	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
8	大宝東学童保育所みつばちクラブ	野尻 502-1	554-0602	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
9	大宝西学童保育所星の子クラブ	霊仙寺四丁目 2-3	554-2460	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
10	学童保育所大宝こだまクラブ	荻原 141	090-9117-7967	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
11	葉山くじら学童保育所	大橋七丁目 5 番 9 号	598-0528	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
12	葉山東くじら学童保育所	大橋七丁目 5 番 9 号	598-0529	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
13	学童保育所三楽キッズクラブ大宝	糺三丁目 10 番 22 号 グレースィ栗東ビステージ 1 階	502-0938	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
14	栗東なかよし作業所	下鉤 784	552-5413	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
15	特定非営利活動法人くりの木会 くりのみ作業所	高野 190-4	552-0103	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
16	おもや	霊仙寺一丁目 3 番 24 号	598-5368	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
17	第二くりのみ作業所	辻 415-2	598-6378	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
18	ジョブタス 栗東事業所	荻原 113	554-1237	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5 未満
19	ウェルメント栗東	霊仙寺 1-5-8	535-9193	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
20	ぱびふぺぼん	六地藏 1074 番地 2	585-9472	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
21	ウェルメント栗東 2	辻 594 番地 1	535-9195	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
22	短期入所住倉栗東	十里町 306-1	551-3311	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
23	あるきだす	霊仙寺一丁目 3 番 25 号	-	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
24	ウェルメント栗東 3	手原 5 丁目 7-2 5	5320-053	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
25	アン栗東	霊仙寺二丁目 8-5	553-6500	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
26	NPO 法人 街道をいかしたまちづくりの会	手原三丁目 10 番 25 号	552-2923	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
27	NPO 法人 チョー栗東元気玉クラブ	高野 568-4	554-1165	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
28	NPO 法人 縁活	霊仙寺一丁目 3-24	598-5368	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
29	NPO 法人 HUB's	霊仙寺一丁目 3 番 23 号	545-2914	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
30	放課後等デイサービス 凜 栗東	野尻 410 番地	599-0083	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
31	放課後等デイサービス あんじゅ	高野 568 番地 4	554-1165	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
32	放課後等デイサービス ウィズ・ユー栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
33	児童発達支援 ウィズ・ユー栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
34	児童発達支援・放課後等デイサービス ウィズ・ユー大宝	霊仙寺二丁目 13 番 19 号	585-9344	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
35	放課後等デイサービス ウィズ・ユーmirai	霊仙寺三丁目 2-32	596-5670	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
36	ヘルパーステーションなないろ	小平井三丁目2番27号 GREENAWAY 1階	554-2841	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
37	ニチイケアセンター栗東	綾七丁目15番2号 ブルースカイビル2階	552-8211	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
38	田中ケアサービス株式会社 栗東支援センター	大橋七丁目7番7号	552-8913	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
39	あうんホームヘルパー栗東	出庭862番地2	584-5505	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
40	ニチイライフケア 栗東訪問介護業所	綾五丁目1番15	554-5120	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
41	ヘルパーステーション 日昇	綾六丁目6番4号	599-1528	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
42	ヘルパーステーション リヤンド栗東	栗東市野尻121-2	551-0455	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
43	訪問看護ステーション なないろ	小平井三丁目2番27号 GREENAWAY 1階	554-2390	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
44	あうん訪問看護栗東	手原五丁目3番24号	553-1507	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
45	訪問看護ステーション ゆうき	下鈎477番地1 アラモードK A号室	598-0846	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
46	訪問看護ステーション かたつむり	下鈎870番地1 ローレル双樹301号室	596-5237	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
47	訪問看護なかさとプラス	北中小路20-7 2階	585-9371	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5 未満
48	訪問看護ステーション リヤンド (絆) 栗東	野尻121番地2	551-0566	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
49	訪問看護ステーション リハビリラボ	高野335 サンワード101	514-8800	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
50	介護老人保健施設 ケアポート栗東	大橋二丁目8番2号	551-2600	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
51	デイサービスセンター 悠々	霊仙寺一丁目1番52号	553-1118	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
52	栗東デイサービスセンター	出庭697番地1	551-1400	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
53	栗東市社会福祉協議会 通所介護事業所「やすらぎ」	出庭700番地1	554-0606	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
54	デイサービス 笑	縄六丁目 8 番 14 号	598-6444	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
55	あうんデイサービス栗東	出庭 862 番地 2	554-8137	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
56	デイサービスセンター いきいき	縄五丁目 15 番 38 号	553-2800	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
57	デイサービスリヤンド栗東	野尻 121 番地 2	551-2105	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
58	栗東リハビリテーションセンターゆたか	北中小路 27 番地 1	553-4605	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
59	デイサービス 赤とんぼ	手原六丁目 6 番 35 号	554-2110	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
60	デイサービス リハビリサポート 結	下 鉤 878 番 地 1 HAT's 101 号室	574-8448	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
61	リハビリデイサービス 碧い海	下 鉤 1195 番地 58	535-0505	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
62	こびらい生協診療所通所リハビリテーションひまわり	小平井三丁目 2 番 25 号	551-6115	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
63	(株) 三笑堂 滋賀支店	手原一丁目 5 番 36 号	553-6888	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5 未満
64	田中ビジネスサポート(株) 福祉事業部 湖南事業所	大橋七丁目 7 番 7 号	552-6992	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
65	ダスキンヘルスレント栗東	手原七丁目 6 番 4 号	554-1232	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5 未満
66	特別養護老人ホーム 淡海荘	出庭 697 番地 1	552-1224	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
67	特別養護老人ホーム はなえみ	上 鉤 265 番地 1	596-5282	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
68	グループホーム大宝の郷	縄八丁目 17 番 54 号	554-7557	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
69	グループホームりょうせんの郷	縄五丁目 15 番 38 号	553-5008	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
70	ニチイメゾン栗東 (住宅型)	縄五丁目 1 番 15 号	554-5120	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
71	エスケア ザ・グラント栗東 (住宅型)	高野 560-1	598-1440	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
72	チャーム栗東（介護型）	野尻 4 4 3 番地	598-5261	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5 未満
73	リヤンド-絆- 大宝	縄八丁目 19 番 31 号	551-0567	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
74	リヤンド-絆- 栗東	野尻 121 番地 2	551-2101	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
75	小規模多機能型居宅介護事業所 済生会なでしこ栗東	出庭 6 9 7 番地 1	551-2803	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
76	小規模多機能型居宅介護事業所 心のさと	十里 3 3 0 番地 1	584-4310	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5 未満
77	大宝西小学校	霊仙寺 188	554-1400	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
78	葉山小学校	高野 310	552-0018	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
79	大宝小学校	縄 7-14-19	552-2279	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
80	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
81	栗東西中学校	縄 4-13-47	553-9101	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
82	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
83	葉山幼稚園（幼稚園）	高野 289	552- 0079	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
84	大宝こども園	縄八丁目 16-9	552-1698	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
85	大宝西幼稚園	霊仙寺五丁目 6-19	553-3788	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

※ 1 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の範囲は、概ね次のとおりとする。

① 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者等の社会福祉施設

施設	種類
高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、通所介護（デイサービス）施設、認知症対応型通所介護施設、通所リハビリテーション（デイケア）施設
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設	認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期

	治療施設、児童自立支援施設、子ども家庭支援センター、学童クラブ、盲ろうあ児施設、児童厚生施設、放課後子どもひろば
障がい児・者施設等	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所事業所、地域活動支援センター、障害児小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、日中一時支援事業所、共同生活介護施設、共同生活援助施設、児童発達支援センター、児童デイサービス事業所

② 有床の病院・診療所

③ 幼稚園、こども園、保育園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校

※ 2 水防警報等が発表されたときの情報伝達方法

2 野洲川上流・杣川 想定最大規模

該当なし

3 草津川 想定最大規模

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
1	治田保育園	坊袋 162	552-1079	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
2	治田西保育園	中沢 1-4-22	553-4651	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
3	治田児童館	目川 871-1	551-1431	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
4	治田西児童館	小柿一丁目 10-10	554-1035	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
5	治田学童保育所かけっこクラブ	坊袋 77	552-8856	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
6	治田西第一学童保育所どんぐりクラブ	中沢一丁目 5 番 1 号	554-4977	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
7	治田西第二学童保育所よつばクラブ	中沢一丁目 5 番 1 号	554-4978	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
8	大宝こだまクラブ	荻原 141 番地	090-9117-7967	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
9	治田くじら学童保育所	坊袋 1 番地	552-2700	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
10	治田くじら ANNEX 学童保育所	坊袋 183 番地 1	598-0933	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
11	治田西くじら学童保育所	小柿一丁目 9 番 12 号	585-9801	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
12	KIDS GARDEN	坊袋 72 番地 15	576-1045	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
13	治田くじら ANNEX2 学童保育所	坊袋 183 番地 1	598-0933	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
14	栗東なかよし作業所	下鉤 784	552-5413	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
15	おもや	霊仙寺一丁目 3 番 24 号	598-5368	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
16	しがなんれん作業所	目川 1070 シャトルハルタ 104	552-8197	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
17	ウェルメント栗東	霊仙寺 1-5-8	535-9193	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
18	あるきだす	霊仙寺一丁目 3 番 25 号	-	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
19	アン栗東	霊仙寺二丁目 8-5	553-6500	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
20	NPO 法人 縁活	霊仙寺一丁目 3-24	598-5368	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
21	NPO 法人 滋賀いのちの電話	安養寺七丁目 6-23	522-1281	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
22	NPO 法人 HUB's	霊仙寺一丁目 3 番 23 号	545-2914	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
23	NPO 法人 くらすむ 滋賀	川辺 419 番地 8	551-0347	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
24	放課後等デイサービスすかい	中沢 1 丁目 9-15	599-1270	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
25	ふぁみりー栗東	中沢二丁目 5-58	552-8020	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
26	放課後等デイサービス ウィズ・ユース 栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
27	児童発達支援 ウィズ・ユース 栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
28	児童発達支援・放課後等デイサービス ウィズ・ユース 大宝	霊仙寺二丁目 13 番 19 号	585-9344	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
29	PONYKIDS Plus	川辺 195-4	584-5945	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
30	放課後等デイサービス ウィズ・ユース mirai	霊仙寺三丁目 2-32	596-5670	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
31	ヘルパーステーション なないろ	小平井三丁目 2 番 27 号 GREENAWAY 1 階	554-2841	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
32	ヘルパーステーション あかり	上鉤 5 4 1 番地 3	551-2221	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
33	訪問介護センター なでしこ	小柿四丁目 1 番 1 号	552-9930	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
34	タック・ヘルパーステーション	目川 1 3 2 5 番地 タック・目川サービス付き高齢者向け住宅	553-2602	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
35	ヘルパーステーション まんぼう	目川 8 7 7 番地 1	596-5921	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
36	ヘルパーステーション よりみち	川辺 6 2 0 井口ハイツ 1 号	599-0132	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
37	滋賀県済生会 訪問看護ステーション	小柿四丁目 1 番 1 号	552-2777	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
38	訪問看護ステーション なないろ	小平井三丁目 2 番 2 7 号 GREENAWAY 1 階	554-2390	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
39	訪問看護ステーション ゆうき	下 鈎 4 7 7 番 地 1 アラモード K A 号室	598-0846	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
40	栗東市社会福祉協議会通所介護事業所「ゆうあい」	小柿一丁目 10 番 10 号	554-1004	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
41	デイサービス すずらんの郷	下戸山 1493 番地 1	552-7755	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
42	デイサービスらつく小柿	小柿六丁目 2 番 2 号	552-7800	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
43	ツクイ栗東小柿	小柿一丁目 4 番 1 4 号	554-7005	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
44	デイサービス 華	御園 1822 番地 2	558-0123	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
45	リハビリデイサービス 碧い海	下 鈎 1 1 9 5 番 地 5 8	535-0505	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
46	リハプライド栗東	川辺 2 0 1 - 4	576-7515	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
47	こびらい生協診療所通所リハビリテーションひまわり	小平井三丁目 2 番 25 号	551-6115	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
48	特別養護老人ホーム 治田の里	川辺 627 番地	599-5002	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
49	グループホーム 治田の里	川辺 626 番地	599-5355	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
50	サービス付き高齢者向け住宅 にこ	上鈎 541 番地 3	551-2221	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
51	タック目川・サービス付き高齢者向け住宅	目川 1325 番地	553-2600	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
52	済生会 訪問介護センターなでしこ	小柿四丁目 1 番 1 号	552-9930	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
53	治田小学校	坊袋 77	552-0449	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
54	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
55	栗東西中学校	縄 4-13-47	553-9101	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
56	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
57	治田幼稚園	目川 871-2	552-2756	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
58	治田西幼稚園（幼稚園）	中沢一丁目 6-3	553-4641	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

4 地先の安全度マップ 200年確率

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
1	葉山保育園	高野 289	552-0079	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
2	葉山東保育園	小野 465-1	553-9102	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
3	葉山児童館	高野 568 番地 1	553-8796	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
4	葉山東児童館	小野 480-1	552-6149	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
5	治田児童館	目川 871-1	551-1431	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
6	治田西児童館	小柿一丁目 10 番 10 号	554-1035	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
7	大宝児童館	縄六丁目 13-10	551-1950	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
8	大宝東児童館	縄二丁目 4-5 ウイングプラザ 2 階	551-2360 551-2370	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
9	葉山学童保育所 さぎクラブ	高野 568 番地 4	554-4469	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
10	葉山東学童保育所 ひよこクラブ	小野 480-1	553-7290	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
11	治田東学童保育所 ひまわりクラブ	安養寺 203-1	552-7646	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
12	大宝学童保育所 たけのこクラブ	縄七丁目 8-3	554-0657	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
13	大宝東学童保育所 みつばちクラブ	野尻 502 番地 1	554-0602	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
14	大宝こだまクラブ	荻原 141 番地	090-9117 -7967	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
15	治田くじら ANNEX 学童保育所	坊袋 183 番地 1	598-0933	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
16	治田東くじら ANNEX 学童保育所	安養寺二丁目 11 番 7 号	599-0165	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
17	治田西くじら学童 保育所	小柿一丁目 9 番 12 号	585-9801	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
18	KIDS GARDEN	坊袋 72 番地 15	576-1045	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
19	三楽キッズクラブ 大宝	糺三丁目 10 番 22 号 グレースィ栗東ビス テージ 1 階	502-0938	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	1.0～2.0m 未満
20	治田くじら ANNEX2 学童保育所	坊袋 183 番地 1	598-0933	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
21	おもや	霊仙寺一丁目 3 番 24 号	598-5368	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
22	しがなんれん作業 所	目川 1070 シャトル ハルタ 104	552-8197	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
23	第二くりのみ作業 所	辻 415-2	598-6378	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
24	ウェルメント栗東	霊仙寺 1-5-8	535-9193	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
25	ぱびゅぺぼん	六地藏 1074 番地 2	585-9472	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
26	ウェルメント栗東 2	辻 594 番地 1	535-9195	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
27	短期入所住倉栗東	十里町 306-1	551-3311	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
28	短期入所 栗東上 鉤	上鉤 5 7-1	551-0600	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
29	あるきだす	霊仙寺一丁目 3 番 25 号	-	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
30	ウェルメント栗東 3	手原 5 丁目 7-2 5	5320-053	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
31	アン栗東	霊仙寺二丁目 8-5	553-6500	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
32	NP0 法人 街道を いかしたまちづく りの会	手原三丁目 10 番 25 号	552-2923	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
33	NP0 法人 チョー 栗東元気玉クラブ	高野 568 番地 4	554-1165	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
34	NP0 法人 縁活	霊仙寺一丁目 3-24	598-5368	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
35	NP0 法人 滋賀い のちの電話	安養寺七丁目 6-23	522-1281	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
36	NP0 法人 H・ W・E	小野 794-1	-	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
37	NP0 法人 HUB's	霊仙寺一丁目 3 番 23 号	545-2914	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
38	NP0 法人 死因究明・事故予防センター	安養寺 1-13-37	548-2202	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
39	放課後等デイサービスすかい	中沢 1 丁目 9-15	599-1270	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
40	凜 栗東	野尻 410 番地	599-0083	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
41	放課後等デイサービス あんじゅ	高野 568 番地 4	554-1165	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
42	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
43	児童発達支援 ウィズ・ユ-栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
44	児童発達支援・放課後等デイサービス エンジェル	安養寺一丁目 2 番 7 号エルポート 202	598-1549	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
45	児童発達支援・放課後等デイサービス ウィズ・ユ-大宝	霊仙寺二丁目 13 番 19 号	585-9344	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
46	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-mirai	霊仙寺三丁目 2-32	596-5670	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
47	児童発達支援・放課後等デイサービス PRIDE ぷらす	安養寺 8-4-1	598-1363	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
48	ヘルパーステーションなないろ	小平井三丁目 2 番 2 7 号 GREENAWAY 1 階	554-2841	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
49	ニチイケアセンター栗東	縷七丁目 1 5 番 2 号ブルースカイビル 2 階	552-8211	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
50	田中ケアサービス株式会社 栗東支援センター	大橋七丁目 7 番 7 号	552-8913	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
51	ヘルパーステーションあかり	上鉤 5 4 1 番地 3	551-2221	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
52	訪問介護センターなでしこ	小柿四丁目 1 番 1 号	552-9930	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
53	あうんホームヘルパー栗東	出庭 8 6 2 番地 2	584-5505	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
54	タック・ヘルパーステーション	目川 1 3 2 5 番地タック・目川サービス付き高齢者向け住宅	553-2602	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
55	ヘルパーステーション まんぼう	目川 8 7 7 番地 1	596-5921	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
56	ヘルパーステーション あづき	安養寺二丁目 1 2 番 7 号 田園グリーン	599-1541	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理	0.5m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
		ハイツ 1 0 4		者に電話	
57	ニチイライフケア 栗東訪問介護業所	縋五丁目 1 番 1 5	554-5120	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	1.0～2.0m 未満
58	ヘルパーステーシ ョン 日昇	縋六丁目 6 番 4 号	599-1528	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
59	ヘルパーステーシ ョン リヤンド栗 東	野尻 1 2 1-2	551-0455	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
60	滋賀県済生会 訪 問看護ステーショ ン	小柿四丁目 1 番 1 号	552-2777	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
61	訪問看護ステーシ ョン なないろ	小平井三丁目 2 番 2 7 号 GREENAWAY 1 階	554-2390	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
62	あうん訪問看護栗 東	手原五丁目 3 番 2 4 号	553-1507	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
63	訪問看護ステーシ ョン ゆうき	下 鈎 4 7 7 番地 1 アラモードK A号 室	598-0846	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
64	訪問看護ステーシ ョン かたつむり	下 鈎 8 7 0 番地 1 ローレル双樹 3 0 1 号室	596-5237	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
65	訪問看護ステーシ ョン リヤンド (絆) 栗東	野尻 1 2 1 番地 2	551-0566	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
66	介護老人保健施設 ケアポート栗東	大橋二丁目 8 番 2 号	551-2600	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話緊急速報メー	0.5m 未満
67	栗東市社会福祉協 議会 通所介護事 業所「ゆうあい」	小柿一丁目 1 0 番 1 0 号	554-1004	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
68	デイサービスらっ く安養寺	安養寺一丁目 4 番 15 号	552-6661	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
69	デイサービス 笑	縋六丁目 8 番 1 4 号	598-6444	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
70	あうんデイサービ ス栗東	出庭 8 6 2 番地 2	554-8137	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
71	デイサービスセン ター いきいき	縋五丁目 1 5 番 3 8 号	553-2800	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
72	デイサービスらっ く小柿	小柿六丁目 2 番 2 号	552-7800	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満
73	ツクイ栗東小柿	小柿一丁目 4 番 1 4 号	554-7005	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5m 未満
74	デイサービスセン ター リヤンド栗東	野尻 121 番地 2	551-2105	緊急速報メール、市登 録制メール、施設管理 者に電話	0.5～1.0m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
75	デイサービス 赤とんぼ	手原六丁目 6 番 35 号	554-2110	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
76	こびらい生協診療所通所リハビリテーションひまわり	小平井三丁目 2 番 25 号	551-6115	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
77	特別養護老人ホーム 治田の里	川辺 627 番地	599-5002	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
78	(株) 三笑堂 滋賀支店	手原一丁目 5 番 3 6 号	553-6888	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
79	田中ビジネスサポート(株) 福祉事業部 湖南事業所	大橋七丁目 7 番 7 号	552-6992	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
80	ダスキンヘルスレント栗東	手原七丁目 6 番 4 号	554-1232	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
81	特別養護老人ホーム はなえみ	上鉤 2 6 5 番地 1	596-5282	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
82	特別養護老人ホーム るりあんはうす	小野 8 1 4 番地	596-3170	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
83	グループホーム りょうせんの郷	縄五丁目 15 番 38 号	553-5008	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
84	グループホーム 治田の里	川辺 626 番地	599-5355	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
85	ニチイメゾン栗東 (住宅型)	縄五丁目 1 番 15 号	554-5120	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	1.0～2.0m 未満
86	エスケア ザ・グランド栗東 (住宅型)	高野 5 6 0 - 1	598-1440	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
87	リヤンド-絆- 栗東	野尻 121 番地 2	551-2101	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
88	サービス付き高齢者向け住宅 にこ	上鉤 541 番地 3	551-2221	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
89	タック目川・サービス付き高齢者向け住宅	目川 1325 番地	553-2600	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
90	小規模多機能型居宅介護事業所 心のさと	十里 3 3 0 番地 1	584-4310	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
91	済生会 訪問介護センターなでしこ	小柿四丁目 1 番 1 号	552-9930	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
92	大宝小学校	縄 7-14-19	552-2279	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
93	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²	浸水深
94	大宝西小学校	霊仙寺 188	554-1400	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
95	葉山小学校	高野 310	552-0018	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
96	葉山東小学校	小野 320	553-8300	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
97	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
98	栗東西中学校	縄 4-13-47	553-9101	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
99	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
100	治田東こども園	安養寺六丁目 7-12	554-0054	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
101	治田幼稚園	目川 871-2	552-2756	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5～1.0m 未満
102	大宝西幼稚園	霊仙寺五丁目 6-19	553-3788	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
103	葉山幼児園（幼稚園）	高野 289	552-0079	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満
104	葉山東幼児園（幼稚園）	小野 460-1	553-9110	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	0.5m 未満

2-7 土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧

番号	施設名称※ ¹	所在地	電話番号	伝達方法※ ²
1	NPO法人 ほのぼの ハウスまあるい	荒張 297 番地 5	558-2729	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話
2	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話

※1 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の範囲は、概ね次のとおりとする。

① 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者等の社会福祉施設

施設	種類
高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、通所介護（デイサービス）施設、認知症対応型通所介護施設、通所リハビリテーション（デイケア）施設
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設	認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、子ども家庭支援センター、学童クラブ、盲ろうあ児施設、児童厚生施設、放課後子どもひろば
障がい児・者施設等	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所事業所、地域活動支援センター、障害児小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、日中一時支援事業所、共同生活介護施設、共同生活援助施設、児童発達支援センター、児童デイサービス事業所

② 有床の病院・診療所

③ 幼稚園、こども園、保育園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校

※2 土砂災害警戒情報等が発表されたときの情報伝達方法

2－8 福祉避難所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号	施設種別
1	なごやかセンター	安養寺 190	554-6100	老人福祉センター
2	ゆうあいの家	小柿 1-10-10	554-1004	老人福祉センター
3	やすらぎの家	出庭 700-1	554-0606	老人福祉センター

2－9 地区防災計画一覧

番号	計画名称	地区名	防災会議認定日
1	治田学区地区防災計画	治田学区	令和7年2月28日
2	治田東学区地区防災計画	治田東学区	令和7年2月28日

2-10 緊急避難場所指定方針および指定緊急避難場所一覧

指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から逃れるための場所または施設として、災害の種類ごとに市が指定する。

1 緊急避難場所指定方針

(1) 洪水時の指定緊急避難場所の指定方針

- ア 原則として、水防法で指定される浸水想定区域外に立地する施設とするが、浸水想定区域内においては、想定浸水深を超える高さに居室がある施設
- イ 同時に発生する可能性が高いため、土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設
- ウ 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること
- エ 大雨や風から身を守ることができること

(2) 土砂災害（がけ崩れ、土石流）時の指定緊急避難場所の指定方針

- ア 土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設
- イ 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること
- ウ 土砂災害が発生する気象状況（集中豪雨）から身を守ることができること

(3) 地震時の指定緊急避難場所の指定方針

- ア 地震に伴う土砂災害の発生を考慮し、土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設または場所
- イ 建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合する施設
- ウ 建物の倒壊や火災の影響を受けない、駐車場、グラウンド、広場等
- エ 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること

2 指定緊急避難場所一覧

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	○	○	○
	2	金勝こども園	御園 1009-1	558-0250	○	○	○
	3	金勝第2保育園（幼児園）	御園 1028	558-0068	○	○	○
	4	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	○	○	○
	5	金勝児童館	御園 983	558-3527	○	○	○
	6	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	○	○	○
	7	荒張スポーツ広場	荒張 669	—	—	—	○
治田	8	治田小学校	坊袋 77	552-0449	○*	○	○
	9	治田幼稚園	目川 871-2	552-2756	—	○	○
	10	治田保育園	坊袋 162	552-1079	—	○	○
	11	治田児童館	目川 871-1	551-1431	—	○	○
	12	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	○*	○	○
	13	栗東市民体育館	川辺 390-1	553-4321	○*	○	○
	14	聾話学校	川辺 664	552-1380	○*	○	○
治田東	15	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	○*	○	○
	16	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	○	—	○
	17	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	○	○	○
	18	治田東こども園	安養寺 6-7-12	554-0054	○	○	○
	19	学習支援センター	安養寺 3-1-1	551-0145	○*	○	○
	20	栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）・治田東児童館	安養寺 190	554-6100	○	○	○
治田西	21	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	○*	○	○
	22	治田西幼稚園（幼児園）	中沢 1-6-3	553-4641	○*	○	—
	23	治田西保育園（幼児園）	中沢 1-4-22	553-4651	○	○	—
	24	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	○*	○	○
	25	治田西スポーツセンター	小柿 1-1-11	554-0169	○	○	○
	26	栗東市ゆうあいの家（老人福祉センター）・治田西児童館	小柿 1-10-10	554-1004	○	○	○
葉山東	27	葉山東小学校	小野 320	553-8300	○	○	○
	28	葉山東幼稚園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	○	○	○
	29	葉山東保育園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	○	○	○
	30	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	○*	○	○
	31	葉山東児童館	小野 480-1	552-6149	○	○	○
	32	コミュニティセンター葉山東	六地藏 714-1	553-2566	○	○	○
	33	国際情報高等学校	小野 36	554-0600	○	○	○
	34	栗東高等学校	小野 618	553-3350	○	○	○
葉山	35	葉山小学校	高野 310	552-0018	○*	○	○
	36	葉山幼稚園（幼児園）	高野 289	552-0079	○*	○	○
	37	葉山保育園（幼児園）	高野 289	552-0079	—	○	○
	38	葉山児童館	高野 568-1	553-8796	—	○	○
	39	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	○*	○	○
	40	栗東市やすらぎの家（老人福祉センター）	出庭 700-1	554-0606	○	○	○
	41	野洲川体育館	出庭 2083	553-1006	—	○	○
	42	高野公園	高野 727	—	—	—	○
大宝	43	大宝小学校	縹 7-14-19	552-2279	○*	○	○
	44	大宝こども園	縹 8-16-9	552-1698	○*	○	○
	45	大宝児童館	縹 6-13-10	551-1950	—	○	○
	46	コミュニティセンター大宝	縹 7-9-21	553-1900	○*	○	○
	47	栗東西中学校	縹 4-13-47	553-9101	○*	○	○
	48	大宝公園	縹 7-5-5	—	—	—	○

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
大宝東	49	栗東芸術文化会館	縄 2-1-28	551-1455	○※	○	○
	50	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	○※	○	○
	51	大宝カナリヤ保育園	野尻 584	552-2088	—	○	○
大宝西	52	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	○※	○	○
	53	大宝西幼稚園	霊仙寺 5-6-19	553-3788	○※	○	○
	54	大宝西保育園	十里 400	553-6990	○	○	○
	55	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	○※	○	○
	56	大宝西児童館	霊仙寺 4-2-66	552-7240	—	○	○
	57	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	○	○	○
	58	十里体育館	十里 405-1	553-1701	○	○	○

※浸水が想定されるときは施設の２階以上を利用

2-11 避難所指定方針および指定避難所一覧

指定避難所は生命、身体の危険から身を守ることを目的とする指定緊急避難場所とは異なり、被災者の住宅が回復するまで、あるいは、応急仮設住宅へ入居できるまでの一定期間滞在して避難生活を送る施設として位置づけ、学校施設等を主体に構造、規模および用途の点から安全で適切な施設を指定する。

1 避難所指定方針

おおむね、以下の条件を満たすこととする。

- 避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

2 指定避難所一覧

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	備考
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	
	2	金勝こども園	御園 1009-1	558-0250	
	3	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	
	4	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	
治田	5	治田小学校	坊袋 77	552-0449	
	6	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	
	7	栗東市民体育館	川辺 390-1	553-4321	
	8	豊話学校	川辺 664	552-1380	
治田東	9	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	
	10	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	
	11	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	
	12	治田東こども園	安養寺 6-7-12	554-0054	
治田西	13	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	
	14	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	
	15	治田西幼稚園（幼稚園）	中沢 1-6-3	553-4641	
	16	治田西保育園（幼稚園）	中沢 1-4-22	553-4651	
葉山東	17	葉山東小学校	小野 320	553-8300	
	18	葉山東幼稚園（幼稚園）	小野 465-1	553-9102	
	19	葉山東保育園（幼稚園）	小野 465-1	553-9102	
	20	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	
	21	コミュニティセンター葉山東	六地藏 714-1	553-2566	
	22	国際情報高等学校	小野 36	554-0600	
	23	栗東高等学校	小野 618	553-3350	
葉山	24	葉山小学校	高野 310	552-0018	
	25	葉山幼稚園（幼稚園）	高野 289	552-0079	
	26	葉山保育園（幼稚園）	高野 289	552-0079	
	27	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	
大宝	28	大宝小学校	縹 7-14-19	552-2279	
	29	コミュニティセンター大宝	縹 7-9-21	553-1900	
	30	栗東西中学校	縹 4-13-47	553-9101	
大宝東	31	栗東芸術文化会館	縹 2-1-28	551-1455	
	32	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	
大宝西	33	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	
	34	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	
	35	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	

2-12 一時避難場所一覧

		自治会名	指定数	一時避難場所
10	治田学区	1 岡	3	①草の根広場 ②呉羽テック ③岡自治会館
		2 目川	7	①大町公園 ②狗ノ堂公園 ③栗の木公園 ④綾ヶ井公園 ⑤中央公園 ⑥草の根広場 ⑦せせらぎ会館
		3 目川住宅	1	①自治会館
		4 坊袋	1	①治田小学校駐車場
		5 川辺	7	①川辺自治会館 ②中川歯科駐車場 ③芋田公園前 ④猪浦公園 ⑤瀬流町広場 ⑥栗東中学運動場 ⑦下味町公園
		6 川辺住宅	1	①川辺住宅緑地帯
		7 上鉤	11	①エース機工付近 ②セブンイレブン 栗東上鉤南店付近 ③井関商店横駐車場 ④セリア 21 付近 ⑤井関公園 ⑥ シャーマンズルイ駐車場 ⑦上鉤児童公園 ⑧池南公園 ⑨県立栗東体育館駐車場 ⑩カーサラフィナート駐車場 ⑪民家横空き地
		8 旭町	1	①アヤハ自動車教習所敷地
		9 新屋敷	2	①自治会館 ②天井川公園
		10 小柿四区	1	①小柿公園
16	治田東学区	11 下戸山	2	①自治会館
		12 下戸山親交	1	①第3広場
		13 下戸山グリーンハイツ	1	①ティールロジ(株)
		14 リバティーヒル下戸山	1	①集会所
		15 きららの杜		
		16 川辺県営住宅	1	①公園
		17 灰塚	1	①栗東市民体育館
		18 平葉	3	①第1公園 ②第2公園 ③栗東運動公園
		19 川辺グリーンタウン	1	①栗東中学校
		20 安養寺東区	1	①タコ公園
		21 安養寺西区		
		22 安養寺南区	4	①自治会館 ②児童公園 ③下谷田池東公園 ④下谷田池 西堤
		23 安養寺北区	1	①自治会館前第一児童公園
		24 安養寺団地	1	①集会所
		25 安養寺一区	3	①自治会館 ②公園 ③安養寺団地広場
		26 安養寺レークヒル	1	①コミュニティセンター治田東
12	治田西学区	27 下鉤甲	5	①せせらぎ公園 ②みのり公園 ③草の根広場 ④農業 倉庫前 ⑤旧三日月亭西側
		28 下鉤乙	5	①ソファンドミール駐車場 ②石田住宅公園 ③蓮台寺児 童公園 ④公民館広場 ⑤千代田住宅公園
		29 下鉤糠田井	2	①公民館 ②児童公園
		30 湖南平	1	①自治会館
		31 北浦団地	1	①自治会館横公園
		32 小柿一区	6	①治田西スポーツセンターグラウンド ②ゆうあいの家駐車 場 ③治田西小学校 ④治田西幼稚園 ⑤治田西保育園 ⑥コミュニティセンター治田西
		33 小柿二区	4	①東方寺境内 ②中村マンション駐車場 ③北川企画駐車 場 ④公園
		34 小柿三区	1	①旧帝産スクエア西側駐車場
		35 日の出町	1	①ドラッグユタカ栗東小柿店駐車場
		36 中沢	1	①公民館
		37 中沢グローバル	1	①プレイロット
		38 中沢団地	2	①集会所 ②集会所横公園
勝金		39 山入	3	①大平田公園 ②山入自治会館 ③山入公園

		自治会名	指定数	一時避難場所
18		40 辻越	1	①御園南部農村公園
		41 蔵町	3	①草の根広場 ②児童公園 ③児童公園
		42 中村	5	①中村第1児童公園 ②中村第2児童公園 ③中村第3児童公園 ④中村第4児童公園 ⑤中村自治会館
		43 上向	3	①上砥山児童公園 ②工業技術総合センター駐車場 ③上砥山営農組合
		44 下向	2	①上砥山営農組合 ②上砥山児童公園
		45 川南	4	①青木味噌店横空地 ②空地 ③フ兰卡横 ④金勝第2保育園駐車場横広場
		46 中浮気団地	1	①自治会館
		47 美之郷	3	①公民館 ②個人宅目広場 ③みんなの広場
		48 浅柄野	3	①公民館 ②運動公園 ③関電公園
		49 雨丸	1	①雨丸運動公園
		50 ルモンタウン	4	①ルンコミュニティセンター ②荒張スポーツ広場 ③コミュニティセンター金勝 ④金勝小学校
		51 片山	1	①草の根広場
		52 走井	1	①個人宅
		53 成谷	1	①成谷会議所
		54 井上	1	①公民館
		55 東坂	2	①農村公園 ②阿弥陀寺駐車場
		56 観音寺	2	①公民館 ②草の根広場
13	葉山東学区	57 トレセン	2	①トレセン東グラウンド ②駿風寮グラウンド*
		58 伊勢落	1	①伊勢落会館
		59 林	12	①長徳寺 ②新善光寺 ③公民館前 ④4班公園 ⑤8班ニュータウン公園 ⑥個人宅 ⑦個人宅 ⑧加藤建材裏 ⑨個人宅跡 ⑩個人宅駐車場 ⑪個人宅西側 ⑫公園
		60 六地藏	6	①地藏院 ②旧会議所 ③たぬき公園 ④綿屋南広場 ⑤個人宅前 ⑥個人宅南側
		61 六地藏団地	2	①自治会館 ②友遊広場
		62 小野	6	①萬年寺 ②みんなの広場 ③個人宅前畑 ④個人宅前 ⑤西厳寺駐車場 ⑥個人宅前空地
		63 小野南	1	①小野南公園
		64 小野北	2	①小野北公園 ②小野北自治会館
		65 北尾団地	1	①北尾広場
		66 赤坂	1	①大公園
		67 栗東ニューハイツ	3	①スポーツ公園 ②図書館駐車場 ③店舗駐車場
		68 日吉ヶ丘	2	①日吉が丘公園
		69 手原	4	①スーパー公園 ②1丁目北公園 ③稻荷公園 ④天神公園
10	葉山学区	70 手原団地	1	①団地内駐車場
		71 大橋	25	町内駐車場、広場等25箇所
		72 大橋住宅	1	①会議所
		73 宅屋	2	①宅屋天満宮 ②宅屋公民館
		74 中	1	①公民館横広場
		75 出庭	2	①公民館 ③出庭神社
		76 清水ヶ丘	2	①東公園 ②中央公園
		77 辻	4	①公民館 ②営農倉庫 ③高野公園 ④コミセン葉山
		78 小坂	8	①草の根広場 ②高野公園 ③葉山団地第2児童遊園 ④児童遊園 ⑤一橋児童遊園 ⑥小坂西第一児童遊園 ⑦小坂西第二児童遊園 ⑧公民館
		79 今土	3	①今土東公園 ②今土西公園 ③葉山東小
		80 葉山団地	3	①葉山団地公民館 ②第1児童公園 ③第2児童公園

		自治会名	指定数	一時避難場所
大宝東学区	81	蜂屋	4	①草の根広場 ②公民館 ③手原産業倉庫
	82	野尻	2	①草の根広場 ②自治会館
	83	ソシリエ栗東グランディス	2	①大宝カナリヤ保育園 ②大宝東小
	84	グレーシィ栗東エクサーブ	1	①大宝東小
	85	ジオコート栗東	1	①さくら前広場
	86	ルネス・ピース栗東ステーションスクエア	1	①マンション前
	87	縋東	1	①第2公園
	88	縋南	1	①第5公園
	89	ウイングビュー	1	①さくら前広場
	90	リーデンススクエア	1	①第5公園
	91	ネバーランド	1	①第5公園
12	92	エスリード栗東	1	①大宝公園
大宝学区	93	縋北出	1	①大宝公園
	94	縋南出	1	①大宝小
	95	縋花園	1	①栗東西中
	96	縋七里	1	①コミセン大宝
	97	大宝団地	1	①大宝団地児童遊園
	98	縋成和	2	①成和公園 ②大宝小
	99	縋南橋	1	①自治会館横公園
	100	グレーシィ栗東オーブ	1	①第3公園
	101	グレーシィ栗東ビステージ	1	①第3公園
	102	グレーシィ栗東セレージュ	3	①第3公園 ②第5公園 ③さくら前広場
	103	グレーシィ栗東デュオ	1	①第1公園
	104	サーパス栗東駅前	1	①JR栗東駅東側駅前広場
	105	エスリード栗東第2	1	①大宝公園
	106	エスリード栗東駅前レジデンス	1	①エスリード栗東駅前レジデンス横公園
	107	西浦	1	①自治会館
	108	円田団地	2	①自治会館 ②公園
	109	荻原	1	①第4公園
	110	市川原	1	①集会所
	111	笠川	2	①稲荷大明神
	112	北中小路	1	①児童公園
21	113	ベルヴィ北中小路		
大宝西学区	114	小平井一区	4	①自治会館 ②公園 ③公園 ④公園
	115	小平井二区	1	①集会所
	116	小平井三区	1	①近畿土地公園
	117	小平井四区	2	①会館横公園 ②公園
	118	小平井五区	4	①集会所 ②公園 ③公園 ④公園
	119	小平井香鳥	2	①海老川第一公園 ②近畿土地公園
	120	霊仙寺	5	①公民館 ②霊仙寺橋公園 ③霊仙寺5丁目公園 ④Vdrag 霊仙寺店東側公園 ⑤公園
	121	霊仙寺住宅	1	①集会所
	122	海老川	1	①栗東西中
	123	十里	3	①十里グラウンド ②十里会議所 ③9組公園
	124	明日香	1	①自治会館横公園
12	125	美里	2	①ひだまりの家付近広場 ②十里運動公園
計			290	125自治会 290ヶ所

※上記一時避難場所は自治会から報告があったものを掲載しています。

2－13 消防防災施設の利用区分・整備箇所

区分	利用区分	内容	整備箇所
A	防災備品	1. 災害時緊急用資機材 2. 消防防災訓練等各種防災活動必需品	栗東市役所 防災倉庫
B	防災（水防）備品	災害時（または災害防止用）に利用する資機材、備品	栗東市役所 中消防署出張所 団第2分団詰所 団第3分団詰所 栗東駅前
C	災害物資等必需品	二次災害発生の防止、または避難、救出・救護物資として整備する備品	栗東市役所 各担当倉庫

2-14 栗東市消防施設等整備事業補助金交付要綱

平成7年12月15日告示第79号
改正 平成11年3月2日告示第22号
平成14年12月27日告示第125号
平成18年4月1日告示第67号
平成20年3月27日告示第38号
平成21年3月9日告示第37号
平成23年12月26日告示第214号
平成25年2月25日告示第28号
平成31年3月1日告示第20号
令和元年1月5日告示第84号
令和2年3月25日告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、初期消火及び自主防災体制の充実を図るため、自治会（地域住民が地縁に基づいて結成・組織された団体をいう。以下同じ。）が、消防及び防災の用に供する施設等（以下「消防施設等」という。）を購入し、又は設置する経費に対し、補助金を交付することについて、栗東市補助金等交付規則（昭和63年栗東町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 自治会が実施する消防施設等の整備事業で、補助金の交付の対象となる事業をいう。
 - (2) 補助事業者 補助事業を行おうとする自治会をいう。
- (補助対象及び補助額)

第3条 この要綱により補助できる消防施設等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、予算の範囲内で、別表に定める基準額（購入額が基準額に満たないときは、購入額）に補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは消防施設等整備事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 消防施設等の設置又は配置箇所及び平面図を記載した図面
- (2) 消防施設等整備事業の予算計画書（見積書）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容について審査し、補助事業として適当と認めたときは補助事業者に対して消防施設等整備事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が終了したときは直ちに消防施設等整備事業補助金実績報告書（別記様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 消防施設等の設置又は購入を証する書類（請求書及び領収書の写し）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは当該補助事業の内容を検査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、消防施設等整備事業補助金額確定通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月2日告示第22号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日告示第125号）

この告示は、平成14年12月27日から施行し、第1条の規定による改正後の罹災便所衛生処理助成金交付規程の規定、第2条の規定による改正後の栗東市訓練用消火器貸与規程の規定、第3条の規定による改正後の栗東市児童遊園遊具設置補助金交付要綱の規定、第4条の規定による改正後の栗東市行政区掲示板設置事業補助金規程の規定、第5条の規定による改正後の栗東市防犯灯設置補助金交付要綱の規定、第6条の規定による改正後の栗東市児童館運営委員会要綱の規定、第7条の規定による改正後の栗東市老人憩の間初度備品補助金交付要綱の規定、第8条の規定による改正後の栗東市再資源化奨励補助金交付要綱、第9条の規定による改正後の栗東市交通安全等公益に供する行政区駐車場施設設置費助成要綱の規定、第10条の規定による改正後の栗東市消防施設等整備事業補助金交付要綱の規定、第11条の規定による改正後の栗東市立老人福祉センター管理運営に関する要綱の規定、第12条の規定による改正後の栗東市自主防災組織設立補助金交付要綱の規定及び第13条の規定による改正後の栗東市ごみ集積場整備事業補助金交付要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月1日告示第67号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日告示第38号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月9日告示第37号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日告示第214号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月25日告示第28号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日告示第20号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月5日告示第84号）

この告示は、令和元年11月5日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第44号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象			基準額	補助率
消火栓器具	消火栓器具1組	① 消防用ホース3本、第2種屋外消火栓用ゴム引ホース（65mm×20m）差込式金具（ホース、金具とも国家検定合格品に限る） ② スタンドパイプ1本、片ロスタンドパイプ口径65mm長さ65cm以上 ③ 管そう1本取手ハンドルはロープ付エナメル仕上げノズル付 ④ 開閉器1組直径20mm長さ7cm以上フック付 ⑤ 器具箱1個スチール製3本入用（27cm×60cm×90cm以上）文字入屋根及び脚付又は湖南消防式移動式消火栓器具箱文字入	1組 100,000円	基準額の1/3
	消防用ホース	上欄①に同じ（65mm×20m）	1本 24,000円	基準額の1/3
		軽可搬ポンプ用ホース（40mm×20m）	1本 12,000円	基準額の1/3
	スタンドパイプ	上欄②に同じ	1本 6,000円	基準額の1/3
	管そう	上欄③に同じ	1本 6,000円	基準額の1/3
	開閉器	上欄④に同じ	1組 2,000円	基準額の1/3
	消火栓器具箱	上欄⑤に同じ	1個 14,000円	基準額の1/3
消防施設	可搬消防ポンプ	動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）に定められたもの（B2級、B3級、D1級）	B2級 1,000,000円 B3級 900,000円 D1級 450,000円	基準額の1/3
	消防用ホース乾燥塔	高さ10m～13m以内の鉄柱を使用し、風速50mに耐えられるもの	300,000円	基準額の1/3
消防用品	法被（5着以上）	消防専用品	1着につき 9,000円	基準額の1/3
	ベスト（5着以上）	自治会名、役割等が表記されているもの又は表記できるもの	1着につき 2,200円	基準額の1/3
	ヘルメット（5個以上）	消防専用品、日本工業規格品	1個につき 2,500円	基準額の1/3
防災施設・用品	防災倉庫	3. 3㎡（1坪）以上 防災備品等収納専用に限る	750,000円	基準額の1/3
	屋外放送設備	屋外で利用できるスピーカー・アンプ・マイクを1セットとする。（スピーカー・アンプ一体型も可）	400,000円	
	救出用工具	レスキューキット リュック型	35,000円	
		レスキューキット ボックス型	60,000円	
	折りたたみリアカー	ノーパンクタイヤ使用 アルミ製	150,000円	
	担架		12,000円	
	ハンドメガホン	電池式でサイレン付きのもの	21,000円	
	投光機	300W以上	4,500円	
	発電機	900W以上	100,000円	
	油圧式ジャッキ		450,000円	
	救急セット	20人用以上	25,000円	

別記様式第1号（第4条関係）

消防施設等整備事業補助金交付申請書

年 月 日

栗東市長 様

補助事業者

住 所

代 表 者

自治会名

氏 名



消防施設等整備事業について補助を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

消 防 施 設 等 の 種 類	規 格	数 量	購 入 価 格
			円
			円
			円
			円
			円
			円

2 事業実施予定日 年 月 日

3 補助金交付申請額 円

様式第 2 号（第 5 条関係）

消防施設等整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

栗東市長



年 月 日付けで申請のあった消防施設等整備事業補助金について、次のとおり決定したので通知します。

記

消 防 施 設 等 の 種 類	規 格	数 量	設 置 場 所

交付決定の額 円

条件

様式第3号（第6条関係）

消防施設等整備事業補助金実績報告書

年 月 日

栗東市長 様

補助事業者

住 所

代 表 者

自治会名

氏 名



年 月 日付けで交付の決定の通知があった消防施設等整備事業補助金について、
年 月 日終了したので、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

消 防 施 設 等 の 種 類	規 格	数 量

様式第4号（第7条関係）

消防施設等整備事業補助金額確定通知書

第 年 月 日 号

様

栗東市長



年 月 日付け第 号で終了報告のあった消防施設等整備事業について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

消 防 施 設 等 の 種 類	補 助 金 確 定 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
計	円

様式第5号（第8条関係）

請 求 書

金 _____ 円

ただし、消防施設等整備事業補助金として、

上記のとおり請求します。

年 月 日

補助事業者

_____ 自治会

住 所 栗東市 _____

自治会長

氏 名 _____ 印

栗東市長

様

2-15 水防倉庫の資材・機材の備蓄状況

(平成25年3月31日現在)

倉庫番号 品名	栗 東 駅 前	葉 山	大 宝	金 勝	市 役 所			
					A 《 水防 管理	B 《 水防 管理	C 《 水防 管理	D (土木)
ビニールシート (2間×3間)		10	10			20		
バリケード	22	2	4			15		10
カラーコーン	20	20	24	30	35			
スコップ (角・平)	10	1	3	20		51		3
掛 矢	1	1	1	6		5		2
両つるはし								2
一 輪 車	3			3		4		
チェーンソー								4
発電機			1	2	2			
水かえポンプ (ホース)					3			1
投光器			1	1		2	2	
照明灯			1	1		3		
投光器三脚		1	2				2	
照明コードリール		1	2			3	2	
草刈機								1
炊飯器					3			
拡声器			1	2		3	3	
ペンチ						6		
道路照明灯 (球・筒)						40		
テ ン ト					20			
コードリール							4	
懐中電灯							防水20 懐中17	
ト ビ		2				6		11
のこぎり				1		1		2
鎌				3		13		3
三石水槽		1	1	5	5			
水防カップ							25	
手 カ ギ						10		
長 ぐ つ							25	
消火バケツ					144			
バール								1
消化器 (訓練用)							28	
ヘルメット							33	
2.5トン水槽					2			

2-16 防火水槽一覧

番号	設置場所	容量(t)	標識	耐震有無	補水方式名
1	栗東市中村	40t	有り	無	消火栓
2	栗東市中村	40t	有り	有	消火栓
3	栗東市山入	40t	有り	無	消火栓
4	栗東市山入	40t	有り	有	消火栓
5	栗東市山入	100t	有り	有	消火栓
6	栗東市辻越	40t	有り	有	消火栓
7	栗東市蔵町	40t	有り	有	
8	栗東市蔵町	40t	有り	無	消火栓
9	栗東市片山	40t	有り	無	消火栓
10	栗東市片山	40t	有り	有	消火栓
11	栗東市走井	40t	有り	無	消火栓
12	栗東市走井	40t	有り	無	消火栓
13	栗東市成谷	40t	有り	無	導水管
14	栗東市成谷	40t	有り	有	導水管
15	栗東市雨丸	40t	有り	無	消火栓
16	栗東市雨丸	40t	有り	無	
17	栗東市井上	40t	有り	無	消火栓
18	栗東市上砥山	40t	有り	無	消火栓
19	栗東市上砥山	40t	有り	無	消火栓
20	栗東市上砥山	40t	有り	無	消火栓
21	栗東市上砥山	40t	有り	無	消火栓
22	栗東市上砥山	40t	有り	無	消火栓
23	栗東市上砥山	40t	有り	有	その他
24	栗東市上砥山	40t	有り	有	消火栓
25	栗東市美野郷・浅柄野	40t	有り	無	導水管
26	栗東市美野郷・浅柄野	40t	有り	無	消火栓
27	栗東市美野郷・浅柄野	40t	有り	無	
28	栗東市東坂	40t	有り	無	消火栓
29	栗東市東坂	40t	有り	有	消火栓
30	栗東市観音寺	40t	有り	無	導水管
31	栗東市観音寺	40t	有り	有	
32	栗東市観音寺	40t	有り	有	
33	栗東市観音寺	45t	無し	有	導水管
34	栗東市ルンタウソ	40t	有り	有	消火栓

35	栗東市伊勢落	40t	有り	有	消火栓
36	栗東市伊勢落	40t	有り	有	消火栓
37	栗東市林	40t	有り	無	導水管
38	栗東市林	40t	有り	有	消火栓
39	栗東市六地藏	40t	有り	有	導水管
40	栗東市六地藏	40t	有り	有	消火栓
41	栗東市六地藏	100t	有り	有	消火栓
42	栗東市六地藏	40t	有り	有	消火栓
43	栗東市小野	40t	有り	有	消火栓
44	栗東市栗東ニューハイツ	40t	有り	有	消火栓
45	栗東市栗東ニューハイツ	40t	有り	有	消火栓
46	栗東市手原一丁目	40t	有り	有	消火栓
47	栗東市手原一丁目	40t	有り	有	消火栓
48	栗東市手原二丁目	40t	有り	有	導水管
49	栗東市手原三丁目	40t	有り	有	消火栓
50	栗東市手原五丁目	40t	有り	有	消火栓
51	栗東市大橋四丁目	40t	有り	有	消火栓
52	栗東市大橋六丁目	40t	無し	有	導水管
53	栗東市宅屋	40t	有り	無	消火栓
54	栗東市辻	40t	有り	有	消火栓
55	栗東市辻	40t	有り	有	消火栓
56	栗東市出庭	40t	有り	無	導水管
57	栗東市出庭	40t	有り	無	消火栓
58	栗東市出庭	40t	有り	有	消火栓
59	栗東市野尻	40t	有り	有	消火栓
60	栗東市野尻	40t	有り	有	
61	栗東市北中小路	20t	有り	無	導水管
62	栗東市北中小路	20t	有り	無	導水管
63	栗東市北中小路	40t	有り	無	消火栓
64	栗東市北中小路	40t	有り	有	その他
65	栗東市靈仙寺四丁目	100t	有り	有	消火栓
66	栗東市靈仙寺五丁目	40t	有り	有	消火栓
67	栗東市靈仙寺六丁目	40t	無し	有	導水管
68	栗東市靈仙寺六丁目	40t	有り	有	導水管
69	栗東市小平井1丁目	40t	有り	無	導水管
70	栗東市小平井1丁目	40t	有り	有	消火栓

71	栗東市小平井 2 丁目	40t	有り	無	導水管
72	栗東市小平井 2 丁目	40t	有り	無	導水管
73	栗東市小平井 3 丁目	40t	有り	無	消火栓
74	栗東市小平井 3 丁目	40t	有り	有	消火栓
75	栗東市小平井 3 丁目	40t	有り	有	消火栓
76	栗東市十里	40t	有り	無	導水管
77	栗東市十里	40t	有り	無	消火栓
78	栗東市十里	40t	有り	有	消火栓
79	栗東市十里	40t	有り	有	消火栓
80	栗東市糺一丁目	60t	無し	有	消火栓
81	栗東市糺二丁目	100t	有り	有	消火栓
82	栗東市下鉤	20t	有り	無	導水管
83	栗東市下鉤	40t	有り	無	導水管
84	栗東市下鉤	40t	有り	無	導水管
85	栗東市下鉤	40t	有り	無	導水管
86	栗東市下鉤	40t	有り	無	消火栓
87	栗東市下鉤	40t	有り	有	消火栓
88	栗東市下鉤	40t	有り	有	消火栓
89	栗東市下鉤	40t	有り	有	消火栓
90	栗東市下鉤	41t	有り	有	消火栓
91	栗東市川辺	40t	有り	無	導水管
92	栗東市川辺	40t	有り	無	消火栓
93	栗東市川辺	40t	有り	有	消火栓
94	栗東市川辺	100t	有り	飲	
95	栗東市川辺	40t	有り	有	その他
96	栗東市川辺	40t	有り	有	消火栓
97	栗東市川辺	40t	有り	有	消火栓
98	栗東市坊袋	40t	有り	無	消火栓
99	栗東市坊袋	100t	有り	有	消火栓
100	栗東市坊袋	40t	有り	有	消火栓
101	栗東市坊袋	40t	有り	有	消火栓
102	栗東市目川	40t	有り	無	導水管
103	栗東市目川	40t	有り	無	消火栓
104	栗東市目川	40t	有り	有	消火栓
105	栗東市目川	40t	有り	有	消火栓
106	栗東市目川	40t	有り	有	消火栓

107	栗東市目川	40t	有り	有	消火栓
108	栗東市岡	40t	有り	有	消火栓
109	栗東市上鉤	40t	有り	無	消火栓
110	栗東市上鉤	40t	有り	有	消火栓
111	栗東市上鉤	40t	有り	有	消火栓
112	栗東市下戸山	40t	有り	無	
113	栗東市下戸山	40t	有り	無	
114	栗東市下戸山	40t	有り	無	消火栓
115	栗東市下戸山	40t	有り	無	消火栓
116	栗東市下戸山	40t	有り	有	消火栓
117	栗東市下戸山	40t	有り	有	消火栓
118	栗東市下戸山	40t	有り	有	消火栓
119	栗東市下戸山	40t	有り	有	消火栓
120	栗東市下戸山	40t	有り	有	消火栓
121	栗東市中沢 1 丁目	100t	有り	有	消火栓
122	栗東市中沢 2 丁目	41t	有り	有	
123	栗東市中沢 3 丁目	20t	無し	無	導水管
124	栗東市中沢 3 丁目	40t	有り	有	消火栓
125	栗東市小柿一丁目	40t	有り	有	消火栓
126	栗東市小柿二丁目	40t	有り	無	消火栓
127	栗東市小柿二丁目	40t	有り	無	消火栓
128	栗東市小柿三丁目	100t		有	導水管
129	栗東市小柿五丁目	40t	無し	無	導水管
130	栗東市小柿五丁目	40t	有り	無	消火栓
131	栗東市小柿十丁目	40t	有り	無	消火栓
132	栗東市縋二丁目	40t	有り	有	
133	栗東市出庭	40t	有り	有	その他
134	栗東市縋二丁目	40t	有り	無	
135	栗東市縋二丁目	100t	無し	飲	その他
136	栗東市縋六丁目	40t	有り	有	導水管
137	栗東市縋六丁目	40t	有り	有	導水管
138	栗東市小坂	40t	有り	有	消火栓
139	栗東市ルンタウ	40t	有り	有	消火栓
140	栗東市安養寺二丁目	40t	有り	有	消火栓
141	栗東市高野	100t	有り	有	消火栓
142	栗東市ルンタウ	40t	有り	有	消火栓

143	栗東市糺七丁目	100t	有り	有	消火栓
144	栗東市安養寺三丁目	40t	有り	無	消火栓
145	栗東市ルンタウン	40t	有り	有	消火栓
146	栗東市安養寺四丁目	40t	有り	無	導水管
147	栗東市ルンタウン	40t	有り	有	消火栓
148	栗東市糺七丁目	40t	有り	無	導水管
149	栗東市安養寺四丁目	100t	有り	有	その他
150	栗東市安養寺五丁目	40t	有り	無	消火栓
151	栗東市安養寺五丁目	40t	有り	無	消火栓
152	栗東市高野	40t	有り	有	消火栓
153	栗東市高野	100t	有り	飲	
154	栗東市安養寺五丁目	40t	有り	有	消火栓
155	栗東市糺十丁目	40t	有り	無	導水管
156	栗東市安養寺五丁目	40t	有り	有	消火栓
157	栗東市安養寺七丁目	40t	有り	有	導水管
158	栗東市レークヒル栗東	40t	有り	有	消火栓
159	栗東市レークヒル栗東	40t	有り	有	消火栓
160	栗東市糺十丁目	40t	有り	有	消火栓

2－17 水防倉庫設置場所一覧

水防倉庫の名称	所在地	電話番号
栗東市役所（倉庫）	安養寺 1-13-33	553-1234
中消防署出張所	御園 1926	558-0119
栗東市消防団第二分団詰所内	高野 203-7	553-1196
栗東市消防団第三分団詰所内	糺 5-8-24	552-3582
糺第2水防倉庫	糺 2-1-50	
草津川防災ステーション水防倉庫	岡 129	

2-18 都市公園一覽

(単位：ha)

ア. 大津湖南都市計画公園

(7) 滋賀県決定

番号	種別	名 称		位 置	計画公園 面 積	市街化 区 域	市街化 調整区域	開設面積
		番号	公園名					
1	総合公園	5.5. 9	栗東健康運動公園	小野地内	12.20		12.20	0.94
2	特殊公園	7.6. 4	安養寺山公園	安養寺・下戸山・川辺地内	32.40		32.40	—

(4) 栗東市決定

番号	種別	名 称		位 置	計画公園 面 積	市街化 区 域	市街化 調整区域	開設面積
		番号	公園名					
3	街区公園	2.2.501	栗東第一児童公園	安養寺地内	0.40	0.40		0.40
4	街区公園	2.2.502	栗東第二児童公園	安養寺地内	0.15	0.15		0.15
5	街区公園	2.2.503	栗東第三児童公園	安養寺地内	0.30	0.30		0.30
6	街区公園	2.2.504	笹山公園	六地藏地内	0.15		0.15	0.15
7	街区公園	2.2.505	上砥山公園	小野地内	0.16	0.16		0.16
8	街区公園	2.2.506	小野公園	小野地内	0.05	0.05		0.05
9	街区公園	2.2.507	海老川第一公園	霊仙寺地内	0.46	0.46		0.46
10	街区公園	2.2.508	目川児童公園	目川地内	0.15	0.15		0.15
11	街区公園	2.2.509	北中小路児童公園	北中小路地内	0.18	0.18		0.18
12	街区公園	2.2.510	中村第一児童公園	御園地内	0.10	0.10		0.10
13	街区公園	2.2.511	治田西児童公園	小柿地内	0.51	0.51		0.51
14	近隣公園	3.3. 15	中沢公園	中沢地内	1.00	1.00		—
15	近隣公園	3.3. 17	大宝公園	綾地内	2.70	2.70		2.14
16	近隣公園	3.3.18	高野公園	高野地内	1.60	1.60		1.00
17	近隣公園	3.3.501	上鈎公園	上鈎地内	1.70	1.70		1.70
18	運動公園	6.4. 3	栗東運動公園	川辺地内	8.20	8.20		3.60

イ. 大津湖南都市計画緑地

(7) 滋賀県決定

番号	種別	名 称		位 置	計画公園 面 積	市街化 区 域	市街化 調整区域	開設面積
		番号	公園名					
19	緑地	19	野洲川緑地	伊勢落・林・出庭・辻地内	64.80		64.80	34.50
20	緑地	30	草津川緑地	岡地内	0.30	0.13	0.17	0.30

(4) 栗東市決定

番号	種別	名 称		位 置	計画公園 面 積	市街化 区 域	市街化 調整区域	開設面積
		番号	公園名					
21	緑地	22	栗東緑地	六地藏地内	3.40	1.40	2.00	3.40

合	計	130.91	19.19	111.72	50.19

2-19 防災行政無線の現況

本市は、災害時における迅速かつ的確な通信による情報の収集、伝達を図るため図のような無線システムを形成している。

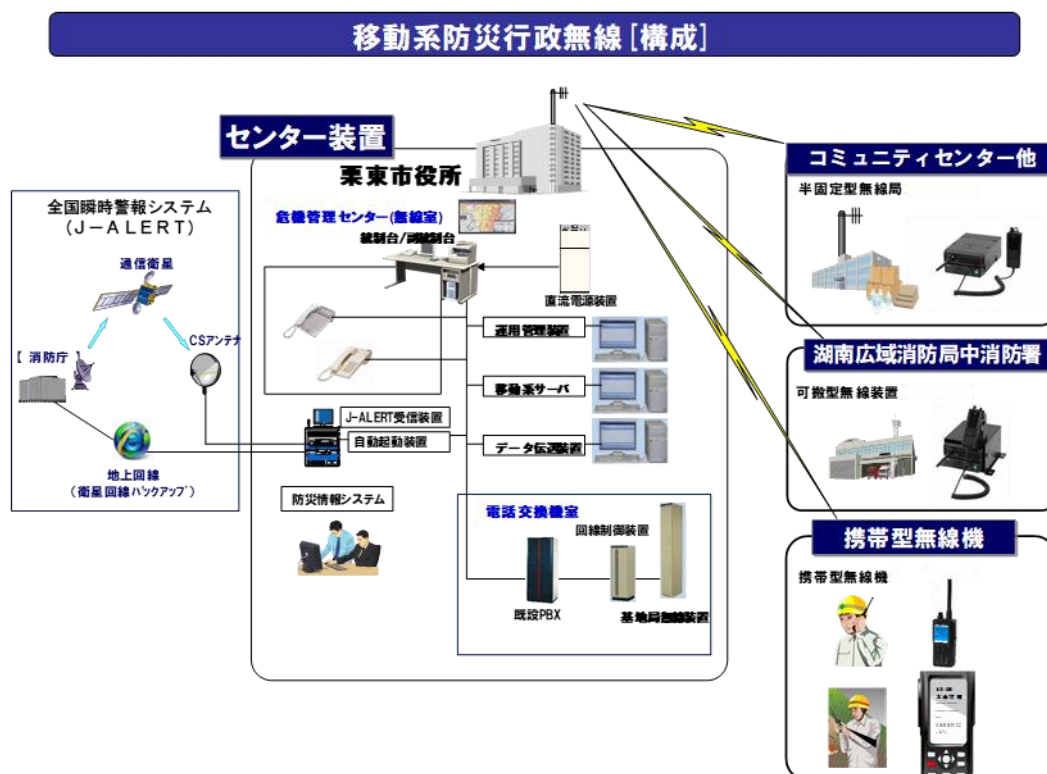


図 移動系防災行政無線構成図

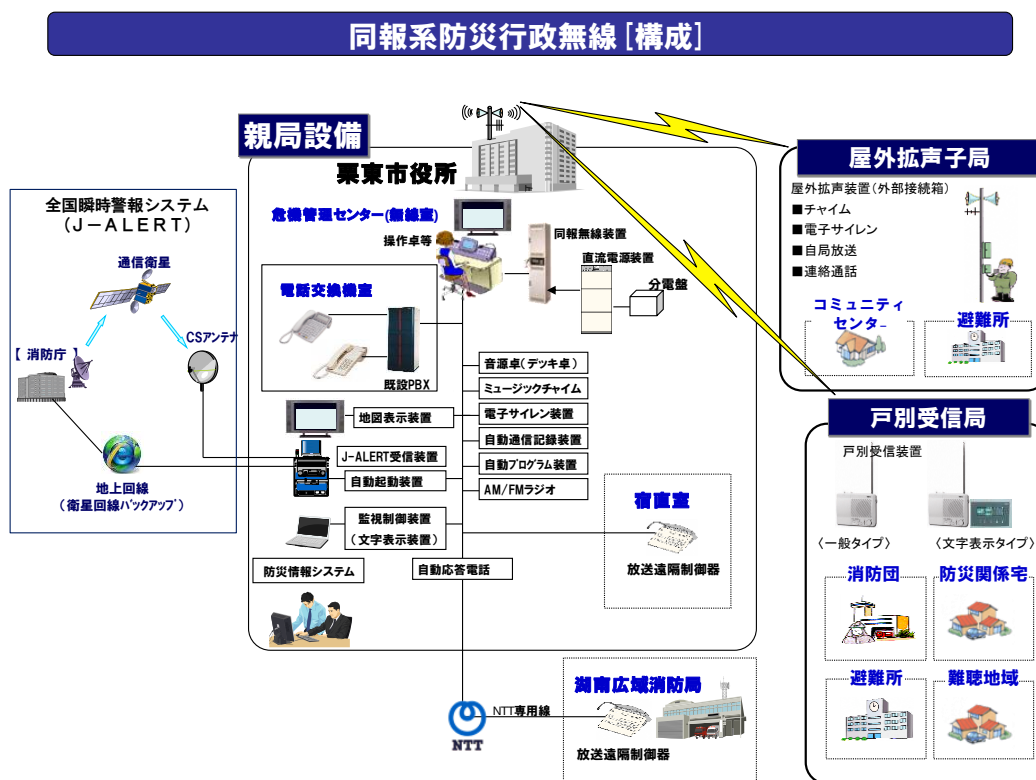


図 同報系防災行政無線構成図

2-20 栗東市防災・防犯情報配信システム

1 栗東市防災・防犯情報配信システム

平成 25 年 4 月 1 日より、市は、従来の防犯情報に加え、防災行政無線のスピーカーから放送している防災情報などをメール配信している。

■配信する内容

- ①防犯情報(不審者情報など)
- ②気象警報(大雨などの気象警報)
- ③土砂災害警戒情報
- ④竜巻注意情報
- ⑤震度情報(地震発生後の震度情報)
- ⑥国民保護情報(ミサイル攻撃情報など)

(登録方法は、

<https://www.city.ritto.lg.jp/soshiki/kikikanrikyoku/kikikanri/oshirase/1063.html> 参照)

2 緊急速報「エリアメール」・緊急速報メール

携帯電話向けの災害情報伝達サービスで、市内に滞在する受信機能を持つ携帯電話に緊急の防災情報を配信する。

■配信する内容

①緊急地震速報

気象庁の「一般向け緊急地震速報」を受信できるサービス。「一般向け緊急地震速報」は、震度 5 弱以上と推定される地震が発生した場合に、震度 4 以上の強い揺れが推定される地域に配信する。なお、緊急地震速報があっても、必ずしも地震の揺れを感じるよりも早く受信できるとは限らない。

②国民保護情報

武力攻撃などから国民の生命、身体および財産を保護するために、消防庁からの情報を配信するサービス。

③災害・避難情報

国や市などの地方公共団体が配信元となり、避難勧告などの緊急情報を携帯電話で受信できるサービス。市では、「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」などの緊急情報を配信する。

2-2-1 非常通信経路

滋賀県非常通信経路

区 間	経路の 級 別	市役所 (支 所) からの距離	通 信 経 路	県 庁 までの 距離
栗東市 ～ 大津市	A	1.0 ^{km}	湖南広域消防局 栗東市小柿 3-1-1 職員 ----- 大津市消防局 大津市御陵町 3-1 通信指令課長又は勤務者	3.0 ^{km}
	A	1.0	交通機動隊 栗東市大橋 7-1-10 隊員 ----- 県警察本部 大津市打出浜 1-10 通信指令課	0.1
	B	0.7	高速道路交通警察隊 栗東市小野 758 隊員 ----- 県警察本部 大津市打出浜 1-10 通信指令課	0.1

凡 例

1. 通信経路の総合信頼度（経路の級別）

項 目	A 級（高信頼度）	B 級
全中継回数	2 以下	3 以下
停電時の運用	可能	不可能
通信取扱者	常時配置（または非常時の際 30 分以内に配置につける状態）	左記以外
有線区間	なし（あっても予備ルートがある か、または地下ケーブル等 強固な設計）	左記以外

（注）電搬区間はA級として扱う

2. 記号

—————	無線区間	-----	電搬区間
~~	有線区間	~~~	有線無線混用区間
- - - - -	電搬無線混用区間		
(移) 移動局	(孤立) 孤立化防止用無線		

2-2-2 市が所有または管理する公共建築物一覧

番号	名 称	種 別	所 在 地	電話番号
1	大宝西小学校	小学校	霊仙寺 188	554-1400
2	治田東小学校	小学校	安養寺 147	553-3771
3	金勝小学校	小学校	御園 911-1	558-0150
4	葉山小学校	小学校	高野 310	552-0018
5	治田小学校	小学校	坊袋 77	552-0449
6	治田西小学校	小学校	小柿 1-5-21	553-2017
7	大宝小学校	小学校	縄 7-14-19	552-2279
8	葉山東小学校	小学校	小野 320	553-8300
9	大宝東小学校	小学校	野尻 502-1	551-2300
10	栗東西中学校	中学校	縄 4-13-47	553-9101
11	栗東中学校	中学校	安養寺 6-6-15	552-4359
12	葉山中学校	中学校	六地藏 888	554-0030
13	学校給食共同調理場	学校給食センター	高野 100-1	552-0001
14	葉山幼稚園（幼稚園）	市立幼稚園	高野 289	552-0079
15	葉山東幼稚園（幼稚園）	市立幼稚園	小野 465-1	553-9102
16	治田幼稚園	市立幼稚園	目川 871-2	552-2756
17	治田西幼稚園（幼稚園）	市立幼稚園	中沢一丁目 6-3	553-4641
18	大宝西幼稚園	市立幼稚園	霊仙寺五丁目 6-19	553-3788
19	栗東芸術文化会館（きさら）	文化施設	縄 2-1-28	551-1455
20	コミュニティセンター大宝西	集会施設	霊仙寺 170-1	554-1477
21	コミュニティセンター金勝	集会施設	御園 982	558-1100
22	コミュニティセンター大宝	集会施設	縄 7-9-21	553-1900
23	コミュニティセンター葉山	集会施設	高野 622-1	553-4911
24	コミュニティセンター治田西	集会施設	小柿 5-1-8	553-7633
25	コミュニティセンター葉山東	集会施設	六地藏 714-1	553-2566
26	コミュニティセンター治田	集会施設	坊袋 161-1	554-0050
27	コミュニティセンター治田東	集会施設	安養寺 205	554-6110
28	コミュニティセンター大宝東	集会施設	縄 2-4-5（ウイングプラザ 3F）	551-2337
29	栗東市立図書館	図書館	小野 223	553-5700
30	栗東西図書館	図書館	縄 2-4-5（ウイングプラザ 2F）	554-2401
31	栗東歴史民俗博物館	博物館等	小野 223-8	554-2733
32	自然体験学習センター	博物館等	観音寺 459-20	558-4460
33	自然観察の森	博物館等	安養寺 178-2	554-1313
34	出土文化財センター	博物館等	下戸山 47	553-3359
35	学習支援センター	博物館等	安養寺 3-1-1	551-0145
36	市民体育館	スポーツ施設	川辺 390-1	553-4321

番号	名 称	種 別	所 在 地	電話番号
37	野洲川体育館	スポーツ施設	出庭 2083	553-1006
38	十里体育館	スポーツ施設	十里 405-1	553-1701
39	治田西スポーツセンター	スポーツ施設	小柿 1-1-11	554-0169
40	栗東市弓道場	スポーツ施設	荒張 896	553-4321
41	平谷球場	スポーツ施設	観音寺 459-2	553-4321
42	栗東運動公園	スポーツ施設	川辺 390-1	553-4321
43	野洲川運動公園	スポーツ施設	出庭地内	553-1006
44	大宝テニスコート	スポーツ施設	糺 7-990-1	554-0169
45	森林体験交流センター	レクリエーション施設	観音寺 537-1	558-0600
46	自然活用総合管理棟	レクリエーション施設	荒張 1-11	558-3921
47	手原駅市民交流センター	レクリエーション施設	手原 3-871-1	-
48	こんぜの里バンガロー村	保養施設	観音寺 535 他	558-0908
49	治田保育園	保育園	坊袋 162	552-1079
50	治田西保育園	保育園	中沢 1-4-22	553-4651
51	葉山保育園	保育園	高野 289	552-0079
52	葉山東保育園	保育園	小野 465-1	553-9102
53	金勝第2保育園	保育園	御園 1028	558-0068
54	大宝西保育園	保育園	十里 400	553-6990
55	金勝こども園	こども園	御園 1009-1	558-0250
56	大宝こども園	こども園	糺八丁目 16-9	552-1698
57	治田東こども園	こども園	安養寺六丁目 7-12	554-0054
58	治田児童館	幼児・児童施設	目川 871-1	551-1431
59	治田東児童館	幼児・児童施設	安養寺 190	554-6115
60	治田西児童館	幼児・児童施設	小柿 1-10-10	554-1035
61	葉山児童館	幼児・児童施設	高野 568-1	553-8796
62	葉山東児童館	幼児・児童施設	小野 480-1	552-6149
63	地域子育て支援センター金勝	幼児・児童施設	御園 983	558-3527
64	大宝児童館	幼児・児童施設	糺 6-13-10	551-1950
65	大宝西児童館	幼児・児童施設	霊仙寺 4-2-66	552-7240
66	地域子育て包括支援センター	幼児・児童施設	糺 2-4-5	551-2370
67	幼児ことばの教室	幼児・児童施設	安養寺 3-1-1	553-1201
68	児童相談支援事業所 児童発達支援事業たんぼ教室	幼児・児童施設	安養寺 190	554-6114
69	栗東市総合福祉センター（なごやかセンター）	保健・福祉施設	安養寺 190	551-6100
70	やすらぎの家	保健・福祉施設	出庭 700-1	554-0606
71	ゆうあいの家	保健・福祉施設	小柿 1-10-10	554-1004
72	ひだまりの家	保健・福祉施設	十里 399-3	552-1000
73	障がい児地域活動施設	保健・福祉施設	高野 568-4	554-1165

番号	名 称	種 別	所 在 地	電話番号
74	農林業技術センター	産業系施設	御園 1614-12	
75	農畜産物処理加工施設	産業系施設	出庭 961-1	554-7621
76	シルバーワークプラザ	産業系施設	小野 452-1	
77	栗東市環境センター	供給処理施設	六地藏 31	553-1901

2-23 栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

平成 16 年 12 月 28 日

告示第 140 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、建築物の所有者に耐震改修事業の経費を市が予算の範囲内において補助を行うことについて、栗東市補助金等交付規則(昭和 63 年栗東町規則第 11 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断員 滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録講習会(以下、県講習会)を修了し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に基づき国土交通大臣に認められた方法である、一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法(以下この号において「木造住宅の耐震診断等」という。)に定める工法、国土交通大臣が認定した工法、一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法又は愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法を適用し、木造住宅の耐震診断等の項に定める一般診断法又は精密診断法に基づいて、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。
- (3) 上部構造評点等 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法による上部構造評点及び精密診断法による上部構造耐力の評点をいう。
- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事をいう。
- (5) 避難経路バリアフリー化改修工事 地震災害時における避難を容易にすると認められる段差解消及び手摺設置等の改修工事をいう。
- (6) 耐震設計・監理者 県講習会を修了し、滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録され、耐震改修工事に係る設計・監理を行う者をいう。
- (7) 耐震改修工事施工者 県講習会を修了し、登録名簿に登録された者が所属する事業所をいう。
- (8) 耐震改修事業 耐震診断結果により旧基準(昭和 56 年 5 月以前の基準)木造住宅の所有者が申請し実施する耐震改修工事又は耐震改修工事と併せて行われる改修工事をいう。
- (9) 県産材利用耐震改修モデル事業 びわ湖材産地証明制度要綱(平成 18 年 5 月 29 日滋賀県琵琶湖環境部長通知滋林緑第 456 号・滋森保第 493 号)に基づき証明されたびわ湖材を使用する耐震改修事業をいう。
- (10) 主要道路沿い耐震改修割増事業 滋賀県地域防災計画又は栗東市地域防災計画若しくは栗東市耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路及び避難路沿いの木造住宅で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に 1.5 メートルを加えたものを超える木造住宅の耐震改修事業をいう。
- (11) 高齢者世帯耐震改修割増事業 65 歳以上の高齢者のみの世帯及び 65 歳以上の高齢者を含む世帯が居住する住宅における耐震改修事業をいう。

- (12) 市内事業者割増事業 市内の事業所に所属する設計者等が設計監理を行い、かつ、市内に本店を有する施工者が工事を行う耐震改修事業をいう。
- (13) 子育て世帯割増事業 中学校卒業までの子を含む世帯が居住する住宅における耐震改修事業をいう。
- (14) 内覧会開催事業割増事業 耐震改修事業を行う住宅（居住者が住宅に居住しながら工事を施工するものを除く。）において、滋賀県耐震改修内覧会開催割増事業実施要領の規定による内覧会が行われる耐震改修事業をいう。
- (15) 避難経路バリアフリー化改修割増事業 避難経路バリアフリー化工事に補助する事業をいう。

（対象建築物）

第3条 補助金の交付対象となる住宅(以下「対象建築物」という。)は、耐震診断の結果、総合評点0.7未満とされた栗東市内の木造住宅にあって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工され、かつ、完成しているもの
- (2) 延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- (3) 階数が2階以下であって、かつ、延床面積が300平方メートル以下であるもの
- (4) 木造軸組工法のもの(枠組壁工法又は丸太組工法の住宅ではないもの)
- (5) 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの

（交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象建築物の所有者(個人に限る。)であること
- (2) 市税等市に支払うべき債務(納入期限が到来しているものに限る。)に滞納がないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 耐震設計・監理者による耐震改修工事に係る設計・監理に係る経費
- (2) 耐震設計・監理者による設計に基づき、耐震改修工事施工者が施工する耐震改修工事であって、第3条に規定する住宅で上部構造評点を0.7以上に引き上げることに係る経費（上部構造評点を時刻歴応答計算により算出する場合は、計算結果について、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱第3条各号に定める耐震判定機関から適正であることを証する書面の交付を受けたものに限る。）

（補助対象事業）

第5条の2 補助金の交付対象となる耐震改修事業は、補助対象経費の合計額が500,000円を超えるものとする。

（補助金の額）

第6条 耐震改修事業における補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額から租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額とする。

- (1) 1戸当たりにおける補助対象経費の合計額の80%の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、第5条第2号の経費の80%の額又は1,000,000円のいずれか低い額を上限とする。
- (2) 別表1に規定する補助金(前号に規定する額の補助金を受け、かつ、補助対象経費の合計額が1,000,000円を超える場合に限る。)の額
- (3) 別表2に規定する補助金(第1号に規定する額の補助金を受ける場合に限る。)の額

(4) 別表 3 に規定する補助金(第 1 号に規定する額の補助金を受け、かつ、補助対象経費の合計額が 1,000,000 円を超える場合に限る。)の額

2 前項の規定にかかわらず、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額について、当該合計額が第 5 条第 2 号の経費の 80%の額を超える場合は、同号の経費の 80%の額を前項第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額とみなす。

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる額の合計額について、当該合計額が第 5 条第 2 号の経費を超える場合は、同号の経費を同項第 1 号から第 3 号までに掲げる額の合計額とみなす。

(補助金交付の申請及び決定)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修事業に着工する前に栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書(別記様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、速やかに栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書(別記様式第 2 号)を申請者に交付するものとする。

(計画の変更等)

第 8 条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ栗東市木造住宅耐震改修事業補助金変更承認申請書(別記様式第 3 号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事の施工箇所又は施工方法を変更する場合

(2) 補助対象経費の額が変わる場合

2 市長は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金変更承認通知書(別記様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、耐震改修工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事の遂行が困難になった場合は、速やかに栗東市木造住宅耐震改修工事完了期日変更報告書(別記様式第 5 号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第 9 条 申請者は、耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合は、栗東市木造住宅耐震改修工事廃止(中止)届(別記様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告書)

第 10 条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに栗東市木造住宅耐震改修工事完了実績報告書(別記様式第 7 号)により市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による報告が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 申請者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して 10 日以内に栗東市木造住宅耐震改修事業費補助金支払請求書(別記様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又はは受けようとしたとき。

- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反し、又はこれに基づく指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第9号)により補助の交付の決定を受けた者に通知する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月6日告示第150号)

この告示は、平成18年10月6日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則(平成19年7月1日告示第107号)

1 この告示は、平成19年7月1日から施行し平成19年4月1日以後の申請にかかる補助金から適用する。

2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月27日告示第37号)

この告示は、平成20年3月27日から施行し平成19年度分の補助金から適用する。

附 則(平成20年8月25日告示第131号)

この告示は、平成20年8月25日から施行し平成20年度分の補助金から適用する。

附 則(平成22年6月30日告示第139号)

この告示は、平成22年6月30日から施行し平成22年度分の補助金から適用する。

附 則(平成23年4月15日告示第105号)

この告示は、平成23年4月15日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則(平成24年3月30日告示第60号)

この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。ただし、別記様式の改正規定は、同年7月9日から施行する。

附 則(平成25年5月8日告示第88号)

この告示は、平成25年5月8日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年7月12日告示第128号)

この告示は、平成25年7月12日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年11月15日告示第184号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震改修工事前における耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月24日告示第32号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し平成27年度分の補助金から適用する。

附 則(平成30年3月14日告示第40号)

この告示は、平成30年4月1日から施行し平成30年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 30 年 6 月 8 日告示第 99 号)

この告示は、平成 30 年 6 月 8 日から施行し、第 1 条の規定による改正後の栗東市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱第 2 条第 2 項の規定、第 2 条の規定による改正後の栗東市木造住宅耐震改修等事業実施要綱第 2 条第 2 号の規定及び第 3 条の規定による改正後の栗東市木造住宅耐震補強案作成事業実施要綱第 2 条第 4 号の規定は、平成 30 年度の耐震診断から適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日告示第 70 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 11 日告示第 129 号)

この告示は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日告示第 1015 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第6条関係)

補助金の種別	補助金の額
主要道路沿い耐震改修割増事業費補助金	1戸当たり 50,000 円
高齢者世帯耐震改修割増事業費補助金	1戸当たり 50,000 円
子育て世帯耐震改修割増事業費補助金	1戸当たり 50,000 円

別表第2(第6条関係)

補助金の種別	補助金の額
県産材利用耐震改修モデル事業費補助金	(1) びわ湖材利用数量が 0.25m ³ 超 0.45m ³ 以下の場合 50,000 円 (2) びわ湖材利用数量が 0.45m ³ 超 0.70m ³ 以下の場合 100,000 円 (3) びわ湖材利用数量が 0.70m ³ 超の場合 200,000 円
市内事業者割増事業費補助金	(1) 補助対象経費の合計額が 1,000,000 円超 2,000,000 円以下の場合 50,000 円 (2) 補助対象経費の合計額が 2,000,000 円超 3,000,000 円以下の場合 100,000 円 (3) 補助対象経費の合計額が 3,000,000 円超の場合 150,000 円
内覧会開催割増事業費補助金	1戸当たり 100,000 円

備考 びわ湖材利用数量は、びわ湖材産地証明制度要綱(平成18年5月29日付け滋林緑第456号及び滋森保第473号)に基づき証明された数量(耐震改修に係るもののみ)とする。

別表第3(第6条関係)

避難経路バリアフリー化改修割増事業費補助金	避難経路バリアフリー化改修工事に係る費用の20%の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)で、かつ、1戸当たり100,000円を上限とする。ただし、木造住宅耐震改修事業費補助金(補助対象経費の合計額が1,000,000円以下の場合を除く。)を受けている場合に限る。

年 月 日

栗東市長 様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書

私は、耐震改修工事を下記のとおり実施しますので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱に定める対象建築物及び事業対象者であることを確認するために、栗東市が住民基本台帳、建築確認申請等について照合を行うことに同意の上、同要綱第7条の規定により補助金の交付を申請します。

記

住宅の所在地			
住宅の種類	専用住宅・()併用住宅・共同住宅・長屋住宅		
建築年次	年 月		
総合評点		階数・延床面積	階建て 延床面積 m ²
併用住宅の住宅以外の面積	m ²		
住宅所有者			
居住者承諾 (賃貸・共同・長屋住宅の場合)	居住世帯数() 承諾(有・無)		
改修実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		

(注)

- 1 不要な箇所は、＝線で抹消すること。
- 2 耐震診断総合判定書が栗東市木造住宅耐震診断員派遣事業による耐震診断判定結果報告書である場合は、建築時期のわかる書類の写しの添付を省略できる。

耐震改修等実施建築物概要書

耐震診断	ア 滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルによるもの イ (一財) 日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」によるもの ウ その他市長が認めるもの ()		
耐震診断者	氏名 ・ 滋賀県木造住宅耐震診断員：登録番号 第 号 ・ () 建築士 () 登録第 号 建築士事務所名 () 建築士事務所登録第 号		
設計者	氏名 ・ 滋賀県耐震改修工事講習会修了者登録第 号 ・ () 建築士 () 登録第 号 建築士事務所名 () 建築士事務所登録第 号 ・ 事務所所在地 (市内・市外)		
改修前総合評点		改修後総合評点	
改修工事施工者	施工者名 滋賀県耐震改修工事講習会修了者登録第 号 事務所所在地 (市内・市外)		
改修工事内容	・ 耐震改修工事 ・ リフォーム工事 (補助対象外工事)		
工事に要する経費	耐震改修工事費 千円 耐震改修工事の設計監理費 千円 合計補助対象工事費 千円		
びわ湖材利用の有無	利用の有無 (有 ・ 無) 利用する場合の数量 m ³		
その他利用する助成制度	・ 主要道路沿い耐震改修割増事業 (・ 補助対象 ・ 補助対象外) ・ 高齢者世帯耐震改修割増事業 (・ 補助対象 ・ 補助対象外) ・ 市内事業者割増事業 (・ 補助事業 ・ 補助対象外) ・ 避難経路バリアフリー化割増事業 (・ 補助事業 ・ 補助対象外) ・ 避難経路バリアフリー化改修工事費 (千円) ・ 子育て世帯割増事業 (・ 補助事業 ・ 補助対象外) ・ 内覧会開催割増事業 (・ 補助事業 ・ 補所対象外)		
	・ 本人以外の場合は、委任状の提出が必要です。 ・ 耐震診断書 (写し) ・ 設計図書 (写し) ・ 補強計画書 (写し) ・ 木造住宅耐震判定評価書 (時刻歴応答計算による耐震診断または上部構造評点を行った場合のみ添付して下さい。) ・ 見積書 (写し) (耐震改修工事費及び耐震改修工事費の設計監理費) ・ 県産材利用耐震改修工事事業費補助金を受ける場合は、利用数量及び利用木材がびわ湖材であることがわかる書類の写しを添付して下さい。 ・ 高齢者世帯耐震改修割増事業及び子育て世帯割増補助事業の補助対象となる場合は、世帯全員の住民票記載事項証明書を添付して下さい。 ・ 市内事業者割増事業の補助対象となる場合は、市内事業所に所属する設計者であることを証明する書類及び市内に本店を有する施工者であることを証明する書類を添付して下さい。 ・ 避難経路バリアフリー化改修割増事業の補助対象となる場合は、段差解消等の改修工事に関する設計図書、工事費内訳明細書 (段差解消等の改修工事のみの内訳)		
添付書類	共通	・ 耐震診断書 (写し) ・ 設計図書 (写し) ・ 補強計画書 (写し) ・ 木造住宅耐震判定評価書 (時刻歴応答計算による耐震診断又は上部構造評点	

		を行った場合) ・見積書（写し）（耐震改修工事費及び耐震改修工事費の設計監理費）
	県産材利用耐震改修モデル事業費補助金	・利用数量及び利用木材がびわ湖材であることがわかる書類の写し
	高齢者世帯耐震改修割増事業補助金	世帯全員の住民票記載事項証明書
	子育て世帯割増補助事業補助金	
	市内事業者割増事業補助金	市内事業所に所属する設計者であることを証明する書類及び市内に本店を有する施工者であることを証明する書類
	避難経路バリアフリー化改修割増事業費補助金	段差解消等の改修工事に関する設計図書、工事費内訳明細書（段差解消等の改修工事のみの内訳）

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

栗東市長

印

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の住宅に関する栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 住宅の所在地

2 補助金交付決定額 金 円

3 その他

栗東市木造住宅耐震改修事業助金交付申請書に記載のとおり

様式第 3 号(第 8 条関係)

年 月 日

栗東市長 様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業の内容を下
記のとおり変更したいので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 8 条の規定により届け
出ます。

記

住宅の所在地	
建築年次	年 月
変更事項	
変更理由	

(注) 不要な箇所は、＝線で抹消すること。

様式第 4 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

栗東市長

印

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました栗東市木造住宅耐震改修事業補助金については、適当と認められるので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 住宅の所在地

2 補助金交付金額 金 円

3 その他

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金変更承認申請書に記載のとおり

様式第 5 号(第 8 条関係)

年 月 日

栗東市長

様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

栗東市木造住宅耐震改修工事完了期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業の完了期日について、下記事由により事業が完了しなくなったので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により報告します。

記

- 1 交付決定通知書に付された事業完了期日
- 2 変更したい事業完了予定日
- 3 変更の理由

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

栗東市長

様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

栗東市木造住宅耐震改修工事廃止(中止)届

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業の一部(全部)を廃止(中止)したいので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 9 条の規定により届け出ます。

記

1 廃止(中止)を必要とする理由

2 廃止(中止)に係る事業の内容及び金額

様式第 7 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

栗東市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

印

栗東市木造住宅耐震改修事業完了実績報告書

年 月 日付け第 号栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書で承諾された上記補助事業が完了しましたので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 10 条の規定によりその実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定年月日 年 月 日

2 補助金交付決定額 金 円

様式第 8 号(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

栗東市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

印

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助金を支払われるよう、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 12 条の規定により請求します。

記

金

円

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

栗東市長 様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した栗東市木造住宅耐震改修事業補助金は、下記の事由により取消したので、栗東市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 住 宅 の 所 在 地

2 補助金交付金額 金 円

3 取 消 し の 事 由

2-24 栗東市いけがき設置奨励補助金条例

昭和61年3月31日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、いけがきを設置する住民に対し、当該設置に要する経費の一部を補助することにより街の景観をよくするとともに、災害に強い住み良い街づくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、栗東市内で新たにいけがきを設置する者(既設のブロック塀を取り壊し、新たにいけがきを設置する者を含む。)で次の各号に該当するもの。

- (1) 栗東市内に居住している者又は新たに居住する者
- (2) 既設の事業所が新たにいけがきを設置する場合

(交付の条件)

第3条 補助の対象となるいけがきは、景観上、防災上適当と認められるもので、次の各号に該当するものであること。

- (1) 公共の用に供する建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項に該当しない幅員2メートル以上の道路に面し、又は幅員4メートル以上の道路に面し、建物の敷地内に継続して3メートル以上列状に設置されるもの。ただし、法第42条第2項による道路後退をした位置にいけがきを設置する場合は、幅員4メートル以上の道路に面しているものとみなす。
- (2) いけがきに使用する樹木の高さは、地面から1メートル以上であること。ただし、盛土又は石垣等の上にいけがきを設置する場合の盛土又は石垣等の高さは別表第1のとおりとし、いけがきの高さとの合計が1.5メートル以上であること。
- (3) いけがきに使用する樹木の本数は、1メートルにつき2本以上であること。
- (4) いけがきに使用する樹木の種類は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新たにいけがきを設置する場合は、1メートル当たり2,000円とし、1件につき5万円以内とする。
- (2) 既設ブロック塀を取り壊し新たにいけがきを設置する場合は、1メートル当たり3,000円とし、1件につき7万5,000円以内とする。
- (3) 前条第1号の規定により、いけがきを設置する場合は、道路後退延長1メートルにつき道路後退幅0.1メートル当たり400円を補助する。
- (4) 前3号の規定により補助金を交付するに際しては、1メートル未満の端数については、切り捨てる。
- (5) 前各号の規定により補助金を交付するに際しては、いけがきを設置する費用が補助金の額に満たない場合は、その額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の対象となるいけがきの設置(以下「補助事業」という。)を行う前に、いけがき設置奨励補助金交付申請書(別記様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、いけがき設置奨励補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定について条件を付することができる。

(補助金の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を中止し、若しくは廃止し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申し出てその承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかにいけがき設置実績報告書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の報告書に基づきその内容を審査し、いけがきの施工状況を調査のうえ補助金の額を確定し、1月以内に補助金を交付するものとする。

(交付の取消し又は返還)

第10条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 事業を中止又は廃止したとき。
- (3) 正当な理由がなく事業を著しく遅延させたとき。
- (4) 虚偽又は不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(いけがきの管理)

第11条 補助事業者は、いけがきの樹木の健全な育成及び管理に努めなければならない。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月27日条例第13号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月24日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に設置を終えたいけがきに係る補助金の交付について適用し、同日前に設置を終えたいけがきに係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和3年6月29日条例第12号)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

現況	盛土又は石垣の高さ
1 幅員 12m 以上の道路又は道路内の幅員 2m 以上の歩道部分に面している宅地	0.7m 以下
2 幅員 6m 以上の道路に面している宅地	0.6m 以下
3 幅員 4m 以上の道路に面している宅地	0.5m 以下
4 宅地と幅員 4m 以上の道路との間に幅員 0.8m 以上の水路がある宅地	0.6m 以下
5 法第 42 条第 2 項に該当しない幅員 2m 以上の道路に面している宅地	0.3m 以下

別表第2(第3条関係)

樹種	貝塚伊吹 うばめがし さざんか まき 柊木なんてん 紅かなめ 金もくせい かなめがし きんめつげ その他、常緑で市長が適当と認めた樹種

2-25 栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱

平成 30 年 7 月 30 日

告示第 122 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震等の災害におけるブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難通路の確保をすることにより、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、道路に面した危険なブロック塀等の撤去をする者に対し、市が予算の範囲内において、危険ブロック塀等対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、栗東市補助金等交付規則（昭和 63 年栗東町規則第 11 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路 次のいずれかに該当する道路をいう。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条に規定する道路

イ 人身事故の防止又は避難通路の確保のため、市長が特に重要と認めた道路

(2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀その他人身事故又は避難通路の障害につながるおそれのある塀をいう。

(3) 撤去 ブロック塀等の全ての撤去又はその一部を取り除くことをいう。

(4) 改善 ブロック塀等の撤去後に引き続き軽量なフェンス、生垣等を設置することをいう。

(5) 危険ブロック塀等対策事業 ブロック塀等の撤去又は改善する工事を行う事業をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に存するブロック塀等を所有し、当該ブロック塀を撤去する者で、補助金の交付を受けようとする年度内に補助対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）を完了する見込みのある者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

(1) 市税の納付に滞りのある者

(2) 当該ブロック塀等に対し、公共事業等の用地取得に伴う損失補償を受けている者

(3) 当該ブロック塀等が設置されている場所において、過去にこの要綱による補助金の交付を受けている者

(4) ブロック塀等が存する土地の販売を目的としてブロック塀等を撤去する者

(5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者

2 補助対象者は、補助対象工事において、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）により、適正な分別解体、再資源化等を実施しなければならないものとする。

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事において撤去するブロック塀等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するブロック塀等は除く。

- (1) 撤去するブロック塀等の高さ（道路面からの高さをいう。以下同じ。）は、60センチメートル以上のものであること。
- (2) 道路面に面していること。ただし、水路等の緩衝帯がある場合は、ブロック塀等の高さ等により市長が判断するものとする。
- (3) 撤去した後のブロック塀等の高さが全て60センチメートル未満であること。
- (4) ブロック塀等が道路内に残存し、又は突出しないこと。

2 当該ブロック塀等が他の公的助成及び公的融資の対象となっている場合は、補助の対象としないものとする。

（改善事業）

第5条 補助対象者は、ブロック塀等の改善を行う場合、次の各号に留意するものとする。

- (1) 軽量のフェンスにブロック塀を併用する場合は、ブロック塀等を全て撤去した後とし、ブロック塀の高さは60センチメートル以下とし、その基礎の道路面からの高さは10センチメートル以下とし、かつフェンスの高さは120センチメートル以下とすること。
- (2) 生垣を設置する場合は、栗東市いけがき設置奨励補助金条例（昭和61年栗東町条例第6号）第3条の交付の条件に準拠すること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に着手する前に栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 敷地の位置図（縮尺2,500分の1以上のもので工事区域を赤色で明示したもの）
- (2) 撤去又は改善するブロック塀等の配置図（撤去又は改善するブロック塀等を赤色で明示し、距離等を記載したもの）
- (3) 撤去又は改善するブロック塀等の高さ、面積、仕様等を示した概要図等
- (4) 現況写真（撤去又は改善するブロック塀等の状況がわかるもの）
- (5) 施工業者が発行した見積書（経費明細がわかるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、当該内容を審査し、補助金を交付

すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行い、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
（届出）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- （1）工事に着手したとき。
- （2）第7条の規定による申請の内容を変更しようとするとき。
- （3）補助対象工事の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項第2号に該当し、届出をするときは、変更の内容を確認できる書類を添えて、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金内容変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の変更申請書を受け付けたときは、当該内容を審査し、補助金の内容を変更すべきものと認めたときは変更決定を行い、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金変更決定通知書（別記様式第4号）により、補助事業者には通知するものとする。

4 第1項第3号に該当し、届出をするときは、栗東市危険ブロック塀等対策事業休止（廃止）届（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の届出を受け付けたときは、当該内容を審査し、補助対象工事の中止又は廃止を認めたときは、栗東市危険ブロック塀等対策事業休止（廃止）承認書（別記様式第6号）により、補助事業者には通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）撤去又は改善したブロック塀の高さ、面積、仕様等を示した概要図
- （2）工事費の請求書（経費明細がわかるもの）及び領収書の写し
- （3）着手前及び完了後の全景写真並びに施工中の写真
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により仕入控除税額を減額して申請しなかった場合において、前項の規定による報告を行うに当たり補助金に係る仕入控除税額が明らかなときは、第8条の規定により通知する補助金交付額から当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書を受け付けたときは、当該内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金額確定通知書（別記様式第8号）により、補助事業者には通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、同通知を受けた日から起算して10日以内に栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付請求書（別記様式第9号）に

より補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の額の変更)

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定し、補助金の額に変更が生じたときは、速やかに栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金に係る消費税額の確定に伴う報告書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に減額が生じないときは、その限りでない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金返還請求書(別記様式第11号)により当該仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を請求する。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附則(令和2年1月30日告示第16号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3年5月25日告示第1033号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附則(令和4年6月9日告示第1039号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年6月9日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の栗東市既存民間建築物耐震診断促進事業補助金交付要綱の規定、第2条の規定による改正後の栗東市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金交付要綱の規定及び第3条の規定による改正後の栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金から適用する。

別表（第6条関係）

区分	補助金の額
撤去にかかる費用	ブロック塀等の撤去に要する壁面1平方メートル当たり6,000円により算出する額又は撤去費用の2分の1に相当する額のどちらか低い額で、1敷地当たり15万円を限度とする。

備考

- 1 長さに、1メートル未満の端数がある場合は、小数点第2位以下を切り捨てる。
- 2 補助金の算定額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 撤去費用の額は、施工業者との契約による額とする。ただし、申請者自らが撤去を行う場合は、処分費及び材料費等の実費（領収書の写し等により確認できるもの）に相当する額（人件費は含まない。）とする。

別記

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付申請書

栗東市において危険ブロック塀等対策事業を行うことについて、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金を交付されるよう、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、資格審査のため、市が必要に応じて納税等に関する照会・調査を行うことに同意します。

記

ブロック塀等の所在地	栗東市
補 助 対 象 工 事 費	円
交 付 申 請 額	円
補助対象工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象工事施工者	名称所 在地 電話番号
補助対象工事の概要	・ 撤去概要 ・ 改善概要

添付書類

- (1) 敷地の位置図（縮尺 2，500 分の 1 以上のもので工事区域を赤色で明示したもの）
- (2) 撤去又は改善するブロック塀等の配置図（撤去又は改善するブロック塀等を赤色で明示し、距離等を記載したもの）
- (3) 撤去又は改善するブロック塀等の高さ、面積及び仕様等を示した概要図等
- (4) 現況写真（撤去又は改善するブロック塀等の状況がわかるもの）
- (5) 施工業者が発行した見積書（経費明細がわかるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

栗東市長

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金について、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 補助金交付の対象となるブロック塀等の所在地

栗東市

3 交付の条件

4 その他

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金内容変更申請書

年 月 日付け栗 第 号で交付の決定通知があつた栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金の内容を下記のとおり変更したいので、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

ブロック塀等の所在地	栗東市
交 付 決 定 金 額	円
変 更 事 項	
変 更 理 由	
添 付 書 類	交付決定を受けた補助金の交付申請書に添付されていた書類のうち、変更が生じる部分の書類一式（変更前後の状況を明示したもの）

第 号
年 月 日

様

栗東市長

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金について、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金変更交付額 金 円

2 補助金交付の対象となるブロック塀等の所在地

栗東市

3 交付の条件

4 その他

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金休止（廃止）届

年 月 日付け栗 第 号で交付の決定通知があつた栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金の全部（一部）を休止（廃止）したいので、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第9条第4項の規定により届け出ます。

記

ブロック塀等の所在地	栗東市
交 付 決 定 金 額	円
休止（廃止）する理由	
休止（廃止）に係る事業 の 内 容 及 び 金 額	

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

栗東市長

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金休止（廃止）承認書

年 月 日付で届出のあった栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金について、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 9 条第 5 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定事項
- 2 その他

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

電話番号

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け栗 第 号で交付の決定通知があつた栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金について、工事が完了しましたので、栗東市危険ブロック塀等対策事業交付要綱第10条の規定により、関係書類添付を添えて報告します。

記

所 在 地	栗東市
施 設 の 名 称	
物 件	
面 積	m ²

添付書類

- (1) 撤去又は改善したブロック塀の高さ、面積、仕様等を示した概要図
- (2) 工事費の請求書（経費明細がわかるもの）及び領収書の写し
- (3) 着手前及び完了後の全景写真並びに施工中の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

栗東市長

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金について、
栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり額の確定をした
ので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

補助金交付確定額 金 円

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け栗 第 号で額の確定通知があった栗東市危険ブロック
塀等対策事業補助金を下記のとおり交付されるよう、栗東市危険ブロック塀等対策事業交付要
綱第12条の規定により請求します。

記

金 円

補助金の振込口座

金融機関名			支店
預金種別	普通 ・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第10号（第13条関係）

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金に関わる消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 — —

年 月 日付け 第 号により額の決定の通知があった標記補助金について、栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金額（市長が確定通知書により通知した金額）	金	円
2	補助金の確定時における消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

添付書類

- (1) 3の金額の積算の内訳書（任意様式）
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金返還請求書

様

栗東市長

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、次のとおり返還を請求します。

記

1	返還すべき金額	金		円
2	返 還 期 限		年 月 日	まで
3	返 還 方 法	別添の納付書による		
4	補 助 年 度	年度		
5	交付決定通知日及び番号	年 月 日	第 号	
6	補助金交付決定額	金		円
7	補助金の既交付額	年 月 日	交付金	円
		年 月 日	交付金	円
		計	金	円
8	返 還 理 由			

2-26 市の備蓄目標および備蓄品一覧

備蓄目標は、滋賀県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）による「琵琶湖西岸断層帯地震」の被害想定結果（case2）を基に設定する。

- ・発災後 3 日間は交通機能の麻痺等により、被災地外からの支援が得られないことが考えられ、3 日間においては流通備蓄、他自治体の応援を含む救援物資は来ないこと（発災 4 日目以降から流通備蓄、救援物資により食料等を全量調達すること）を想定する。
- ・発災後 3 日間の飲料水、食料、生活必需品について、市民、市、県がそれぞれ 1 日分備蓄するという考えで、市の備蓄目標を設定する。

1 飲料水および食料の備蓄目標

○想定避難者数：11,974 人（3 日目：全避難者数）

品名	目標数
米（粥、アルファ化米等）、カンパン・クラッカー ※1 人 1 日 3 食、1 日分を想定	36,000 食
流動食 ※1 人 1 日 3 食、1 日分を想定 ※対象は 0～1 歳児（約 1400 人分×11,974/70,434*）を想定	800 食
水 ※1 人 1 日 3 リットル、1 日分を想定	500ml ペットボトル 72,000 本相当

*令和 6 年 10 月 1 日現在住民基本台帳人口

2 生活必需品備蓄目標

○想定避難者数：11,974 人（3 日目：全避難者数）

品名	目標数
非常用衛生セット（タオル、歯ブラシ等） ※1 人 1 セットを想定	12,000 セット
毛布 ※1 人 2 枚を想定	24,000 枚
トイレ袋（便器活用タイプ）セット（200 回分） ※1 人 1 日 3 回、1 日分を想定	180 袋
紙おむつ（幼児用）[1 ケース 240 枚] ※1 人 1 日 8 枚、1 日分を想定 ※対象は 0 歳児（約 670 人分×11,974/70,434*）を想定	4 ケース
紙おむつ（大人用）[1 箱 22 枚] ※1 人 1 日 6 枚、1 日分を想定 ※対象は要介護 3 以上（約 680 人分**×11,974/70,434*）を想定	40 箱
生理用品（28 枚：1 袋） ※1 人 1 日 8 枚、1 日分を想定 ※対象は 10 歳から 55 歳女性（約 5,200 人分×11,974/70,434*）の 1/4（4 週に 1 回換算）を想定	260 袋

*令和 6 年 10 月 1 日現在 住民基本台帳人口

**令和 5 年 3 月 31 日現在 e-Stat 保険者別 要介護（要支援）認定者数

3 防災倉庫備蓄品一覧

飲食料品	アルファ米（わかめご飯）、アルファ米（五目ご飯）、クラッカー、災害用備蓄保存パン、おろしりんご、ゼリー飲料、保存水 1.5ℓペットボトル
生活必需品	備蓄毛布、簡易トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、段ボールトイレ、アルマイト碗、アルマイト皿、非常用飲料水袋 6ℓ、ブルーシート（5.4m×5.4m）、エアリズムマスク、紙おむつ（幼児用、大人用）、生理用品
機械器具	ノーパンクリアカー、折畳み担架、ろ水機、車椅子、ヤマハ発電機、ホンダ発電機、延長コード、ハロゲン投光機、チェンソー、災害用救助セット、サーマルカメラアイラ充電器付き（各コミセン）、オゾン空気消臭器（各コミセン）、冷風機、扇風機、バルーン投光機、足踏み式消毒台（4L 消毒液、ボトル付き）、ガソリン（混合）
その他	屋内用テント、アルミマット、受付用パーテーション（紙製）、災害用簡易井戸（手こぎタイプ）

令和 6 年 10 月 1 日現在

2-27 災害時における応援協定等一覧

1 他市等との応援協定

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
1	香芝市（奈良県）	平成10年 4月 16日	災害時における相互応援協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
2	越前市（福井県）	平成10年 7月 8日	災害時における相互応援協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
3	滋賀県下の消防団を設置する市町	平成10年 5月 30日	滋賀県下消防団広域相互応援協定	消防団の相互派遣
4	湖南4市(草津市・守山市・野洲市・栗東市)	平成17年 7月 1日	災害時における相互応援・連携基本協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、消火、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な職員の派遣並びに所要の施設、資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な職員の派遣及び車輛等の提供 し尿、ゴミ等の処理に必要な職員の派遣及び施設、車輛等の提供 水道工事及び給水作業のための職員の派遣並びに所要の器具及び車輛の提供 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の器具及び車輛の提供 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の派遣並びに所要の器具及び車輛の提供 ボランティアの斡旋 被災児童、生徒の受入れ 被災者に対する住宅の斡旋 地元企業、団体等への被災地支援の呼び掛け
5	国土交通省近畿地方整備局	平成24年 7月 11日	災害時等の応援に関する申し合わせ	情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む） 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む） 災害に係る専門家の派遣 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機会等の貸し付け 近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣 通行規制等の措置
6	滋賀県市長会（滋賀県下13市：大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、米原市）	平成24年11月 27日	滋賀県市長会災害相互応援協定	食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な車両等の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 等

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
7	知立市（愛知県）	平成 26 年 2 月 4 日	災害時相互 応援協定書	被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な物資、資機材及び車両の提供 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあつせん 応援に必要な職員の派遣 災害救助ボランティアのあつせん 被災児童生徒の受入れ
8	滋賀県立栗東高等学校	令和 2 年 9 月 24 日	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	災害時に施設を避難所等として提供
9	滋賀県立国際情報高等学校	令和 2 年 9 月 24 日	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	災害時に施設を避難所等として提供
10	滋賀県立聾話学校	令和 2 年 10 月 29 日	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	災害時に施設を避難所等として提供

2 民間企業等との応援協定

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
1	栗東市商工会	平成 9 年 6 月 30 日 平成 27 年 4 月 1 日（見直し）	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	食糧・衣料・日用品・燃料等の物資の供給
2	栗東市内郵便局	平成 12 年 3 月 8 日 平成 29 年 3 月 15 日（見直し） 令和 3 年 6 月 3 日（包括連携協定に移行）	栗東市と栗東市内郵便局との包括連携に関する協定書	被災住民にかかる情報の提供および共有 など
3	栗東市上下水道工事協同組合	平成 15 年 8 月 2 日	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定	災害時の応急給水 及び 上水道施設の復旧にかかる作業資機材及び労力の提供
4	栗東建設工業会	平成 20 年 8 月 29 日	災害時における応急救護活動への応援に関する協定	人命救助および障害物撤去のための資機材及び労力の提供
5	滋賀県電気工事工業組合	平成 21 年 2 月 6 日	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	公共施設の電気設備の応急復旧
6	株式会社湖光フライン	平成 21 年 2 月 6 日	災害時における飲料水等の提供に関する協定	飲料水の供給（通水済ウォーターサーバー及び 1.2 リットルウォーターボトル 1,000 本を無償提供 その他は有償提供）
7	社団法人滋賀県エルピーガス協会草津支部	平成 21 年 3 月 27 日	エルピーガスに係る災害応急復旧の応援に関する協定	公共施設において LP ガス使用のための応急復旧作業にかかる資機材及び労力の提供

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
8	公益社団法人栗東青年会議所	平成 24 年 8 月 27 日	災害時における物資の供給協力に関する協定	食料品・医薬品・衣類寝具・日用品・食器など
9	日映興業株式会社	平成 25 年 3 月 28 日	災害時における救護活動の支援に関する協定	避難所などから排出される廃棄物の収集運搬 避難所等に設置された仮設トイレのし尿の収集運搬
10	栗東総合産業株式会社	平成 25 年 3 月 28 日	災害時における救護活動の支援に関する協定	避難所などから排出される廃棄物の収集運搬 避難所等に設置された仮設トイレのし尿の収集運搬
11	一般社団法人草津栗東医師会	平成 25 年 5 月 29 日	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時等に避難所及び救護所への医療救護班の派遣
12	一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会	平成 25 年 5 月 29 日	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時等に避難所及び救護所への医療救護班の派遣
13	一般社団法人びわこ薬剤師会	平成 25 年 5 月 29 日	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時等の避難所及び救護所への薬剤師の派遣
14	N P O 法人コメリ災害対策センター	平成 25 年 7 月 5 日	災害時における物資供給に関する協定書	災害時の物資調達（調達可能な物資の供給）
15	滋賀県トラック協会湖南支部	平成 25 年 8 月 27 日	災害時における物資等の輸送、集積地での仕分け及び配送の応援に関する協定書	災害応急対策活動および市町村等相互の応援措置にかかる緊急輸送
16	レンゴー株式会社（滋賀工場）	平成 26 年 2 月 14 日	災害時における物資供給に関する協定書	災害時の被災者等支援として、段ボールシート、段ボールケース及び段ボールベットなどの段ボール製品の提供
17	エネロハス株式会社	平成 26 年 8 月 1 日	災害時における蓄電池システム等の提供に関する協定書	避難所などに蓄電池システム等を実費で提供
18	積水化学工業株式会社滋賀工場	平成 26 年 10 月 24 日	災害時における水道施設等の応急復旧に関する協定	災害時の上下水道施設の応急対応に必要な資材の確保と供給対応など、及び協定者施設の一部を住民の一次避難所に開放及び施設内に災害トイレの設置
19	株式会社アクティオ関西支店	平成 27 年 4 月 1 日	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時の上下水道、道路、林道の応急措置に係るレンタル機材の提供
20	渡辺パイプ株式会社滋賀サービスセンター	平成 27 年 4 月 1 日	災害時における資機材の提供に関する協定	災害時の上下水道施設応急措置のための資機材の提供
21	栗東市社会福祉協議会	平成 27 年 10 月 1 日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の設置運営
22	ゴウダ株式会社（栗東工場）	平成 29 年 10 月 31 日	災害時における緊急一時避難施設としての使用並びに物資の供給に関する協定書	大規模災害時の一時的に避難する施設の提供並びに被災者等支援として、段ボールシート、段ボールケース及び段ボールベット製品の提供
23	株式会社ゼンリン 滋賀営業所	平成 30 年 11 月 21 日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	災害対策本部等を設置した際の地図製品等の供給及び住宅地図 5 冊、広域図 5 部、Z N E T T O W N の I D 等の事前無償貸与

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
24	株式会社三輪タイヤ	令和 元年 8月 6日	災害時における支援協力に関する協定書	災害時の車載発電装置を用いた電力の供給および救援物資及び調達物資等の保管
25	株式会社 ZTV	令和 元年 10月 30日	災害時の避難所等におけるインターネット回線提供に関する協定	災害対策本部等を設置した際の避難所等におけるインターネット回線の提供
26	ヤフー株式会社	令和 2年 1月 30日	災害時に係る情報発信等に関する協定	避難情報等を検索エンジンサイト内での周知
27	株式会社サンキ	令和 2年 7月 30日	災害時等における無人飛行機による情報収集(映像撮影)に関する協定	災害の被害状況等ドローンを使用した情報収集
28	株式会社麗光(栗東工場)	令和 2年 10月 28日	災害時における物資供給に関する協定	災害時の避難所等にパーテーション用フィルムと保温用蒸着フィルムの提供
29	JA レーク滋賀農業協同組合栗東地区統括本部	令和 2年 12月 24日	災害時における災害対応の協力に関する協定	食料や生活必需品、空きスペース、車両等の提供
30	株式会社平和堂	令和 3年 3月 23日	災害時における食料品および日常用品の調達に関する協定	災害時の物資調達(調達可能な物資の供給)
31	株式会社青地ライフクリエイト	令和 3年 6月 30日	災害時における物資の供給に関する協定書	組み立て式ベッドの提供
32	スターライト工業株式会社	令和 4年 7月 27日	災害時における災害対応の協力に関する協定	重機や車両の提供、物資の供給、施設や労務の提供
33	関西電力送配電株式会社	令和 4年 12月 19日	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書	倒壊した電柱の除去作業、停電の復旧の妨げになる樹木や土砂等障害物の除去作業
34	栗東都市整備株式会社 栗東市商工会	令和6年5月1日	災害発生時における一時滞在所の提供に関する協定書	ウイングプラザ2階大宝東児童館の帰宅困難者一時滞在所として提供
35	栗東市商工会	令和6年5月1日	災害発生時における一時滞在所の提供に関する協定書	栗東市商工会館の帰宅困難者一時滞在所として提供
36	生活協同組合コープしが	令和 6年 6月 5日	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	災害時の物資調達(調達可能な物資の供給)
37	パナソニックホールディングス株式会社	令和 6年 6月 7日	災害時における生活物資の供給等に関する協定書	乾電池、LEDランタン、モバイルバッテリーの無償提供
38	株式会社 ZTV	令和 6年 10月 1日	防災行政無線等の再送信に関する防災協定書	防災行政無線の放送内容を、データ放送設備等により再送信

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
39	スギホールディングス株式会社	令和 6 年 12 月 18 日	災害時における 物資調達に関する 協定書	災害時の物資調達（調達可能な物資の供給）
40	オーティーティ ーロジスティッ クス株式会社	令和 6 年 12 月 18 日	災害時における 一時避難場所と しての使用に関 する協定	災害時、施設等を一時避難場所として提供
41	エートス協同組 合	令和 7 年 1 月 24 日	災害時等におけ る車両の移動等 に関する協定書	災害時、車両の移動や保管

2-28 災害用ヘリコプター発着場一覧

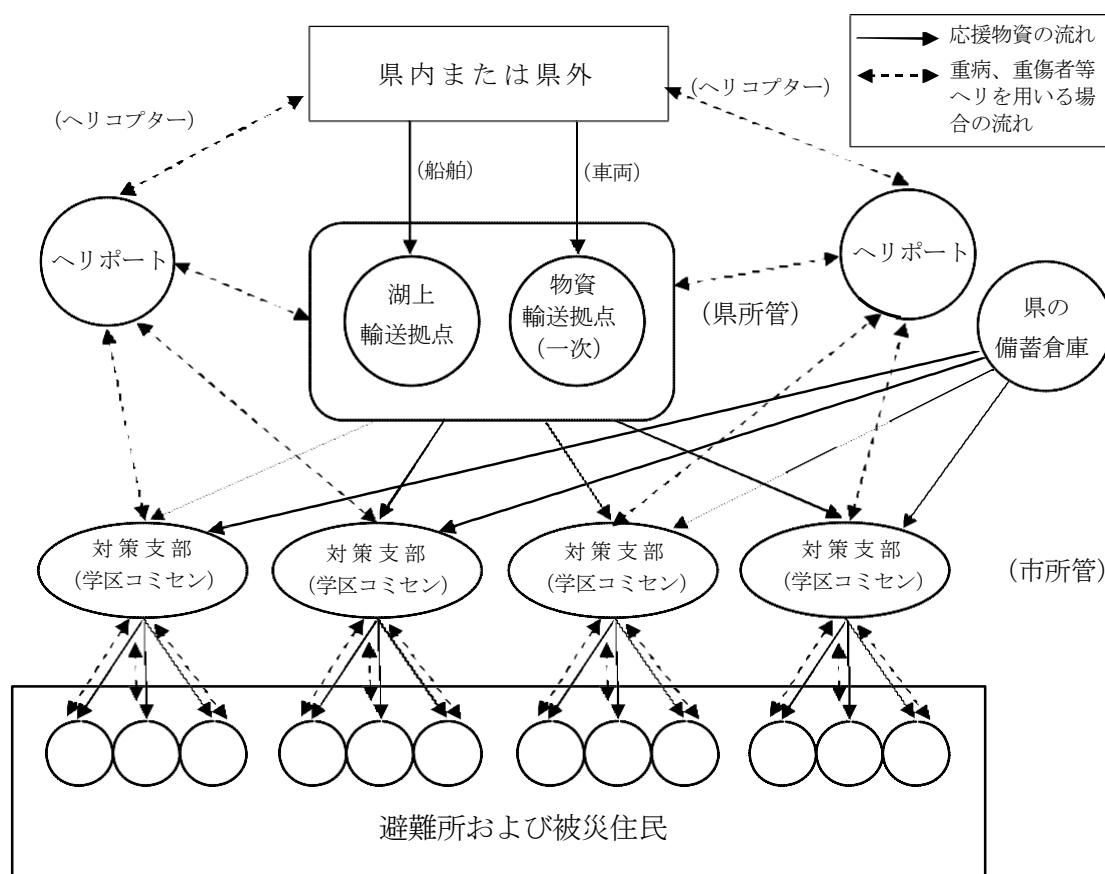
名 称	所 在 地	市役場 からの 距 離 (km)	中消防 署から の距離 (km)	面 積 (㎡)	電話番号	県防災 ヘリコプター 飛行場外 離着陸場指定
市立金勝小学校	御園 911-1	4.8	1.0	10,956	558-0150	
市立栗東中学校	安養寺 6-6-15	0.3	2.5	26,297	552-4359	
市立栗東西中学校	緋四丁目 13-47	2.9	3.3	10,734	553-9101	
市立葉山中学校	六地藏 888	3.3	3.7	16,671	554-0030	
栗東運動公園グラウンド	川辺 390-1	0.9	1.3	10,000	553-4321	○
野洲川運動公園	出庭	3.1	4.1	2箇所 11,500 16,880	553-1006	○
平谷球場	観音寺 459-2	7.6	4.9	36,905	553-4321	
済生会滋賀県病院	大橋二丁目 4-1	1.4	2.4	460	552-1221	○

2-29 緊急輸送ネットワーク

1 緊急輸送ネットワークの整備

他県等と県内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路と陸上輸送による県外などからの緊急物資等の受入・積替・配分等を行う広域陸上輸送拠点、および湖上輸送による緊急物資等の積替・配分等を行う広域湖岸輸送拠点、広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う市内集積拠点、さらにはヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークを整備する。市では、広域輸送拠点から届けられる救援物資の総合受入施設（集積拠点）として、国道以南の集積拠点については栗東市民体育館を想定している。なお、国道以北の集積拠点については、今後適地の選定を推進する。

2 緊急輸送ネットワークのイメージ



2-30 洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法等

1 野洲川下流（想定最大規模）

所在地	伝達方法	避難場所	避難路・避難経路
上鈎	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	最寄りの指定緊急避難場所または自治会の一時避難場所	自治会の一時避難場所から最寄りの市指定緊急避難場所までを結ぶ安全な道路
下鈎			
林			
六地藏			
手原6丁目			
手原7丁目			
手原8丁目			
大橋1丁目			
大橋2丁目			
大橋3丁目			
大橋4丁目			
大橋5丁目			
大橋6丁目			
大橋7丁目			
出庭			
辻			
高野			
蜂屋			
野尻			
縄1丁目			
縄2丁目			
縄3丁目			
縄4丁目			
縄5丁目			
縄6丁目			
縄7丁目			
縄8丁目			
縄9丁目			
縄10丁目			
荻原			
笠川			
小平井1丁目			
小平井2丁目			
小平井3丁目			
小平井4丁目			
霊仙寺1丁目			
霊仙寺2丁目			

所在地	伝達方法	避難場所	避難路・避難経路
霊仙寺3丁目	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	最寄りの指定緊急避難場所または自治会の一時避難場所	自治会の一時避難場所から最寄りの市指定緊急避難場所までを結ぶ安全な道路
霊仙寺4丁目			
霊仙寺5丁目			
霊仙寺6丁目			
北中小路			
十里			

※1 浸水想定が2.0m以下の区域は、2階建て以上の施設は原則当該施設の上階へ避難する。

2 野洲川上流・杣川洪水浸水想定区域（想定最大規模）

所在地	伝達方法	避難場所	避難路・避難経路
伊勢落	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	最寄りの指定緊急避難場所または自治会の一時避難場所	自治会の一時避難場所から最寄りの市指定緊急避難場所までを結ぶ安全な道路
高野			
辻			
林			
六地藏			

※1 浸水想定が2.0m以下の区域は、2階建て以上の施設は原則当該施設の上階へ避難する。

2-3-1 避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※1は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

2-32 気象観測施設一覧

1 雨量観測施設

観測所名	設置場所	区分	管理者
上砥山	金勝川	テレメーター	南部土木事務所河川砂防課
観音寺	観音寺	テレメーター	南部土木事務所河川砂防課
栗東	栗東市役所	自記記録計	栗東市
栗東 I C	名神高速道路栗東 I C	テレメーター	西日本高速道路(株)
観音寺	観音寺公民館	自記記録計	観音寺自治会長

2 水位観測所（量水標）

河川名	設置箇所	水防団待機 水位	氾濫注意水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	責任者
葉山川	上鈎池橋	0.53	0.95	—	—	栗東市土木交通課
	上鈎池橋	0.53	0.95	—	—	南部土木事務所
金勝川	下戸山	河岸高の5割程度以上の水位		—	—	栗東市土木交通課
	下戸山	1.2	2.6	—	—	南部土木事務所
野洲川	野洲川橋 下流左岸 300m地点	2.5	3.5	4.3	4.8	琵琶湖河川事務所

3 積雪観測所

施設の所有者	観測所名	所在地	管理者	備考
西日本高速道路(株)	栗東 I C	高速道路（東京起点） 458.3KP	西日本高速道路(株)	雪氷基地

4 風速観測所

施設の所有者	観測所名	所在地	管理者	備考
西日本高速道路(株)	栗東 I C	高速道路（東京起点） 458.3KP	西日本高速道路(株)	テレメーター

2-33 山地災害危険地区一覧

1 山腹崩壊危険地区

危険地区 番号			位置	公共施設等						被災危険度	山腹崩壊危険度
				人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路		
市町村	地区	治山事業 進捗状況									
208	0001	未成	下戸山和田				4	0	県	c2	c1
208	0002	概成	安養寺発光		25			1	市	a2	c1
208	0003	無	伊勢落谷口				1	0	市	c2	b1
208	0004	一部概成	御園久田		15			0	市	a2	c1
208	0005	一部概成	御園仲町		15			1	市	a2	b1
208	0006	無	御園谷出		10			1	市	a2	a1
208	0007	無	御園神明				2	0	県	c2	b1
208	0008	一部概成	御園柳原		15			0	市	a2	a1
208	0009	無	御園大平田・柳原			5		0	県	b2	c1
208	0010	無	御園谷田		20			0	市	a2	c1
208	0011	一部概成	上砥山シモダイ					0	農	c2	b1
208	0012	一部概成	荒張片山		10			1	市	a2	c1
208	0013	無	荒張山土居			5		0	市	b2	c1
208	0014	一部概成	荒張屋敷山			5		0	市	b2	c1
208	0015	無	荒張小脇		10			0		a2	c1
208	0016	一部概成	荒張成谷					0	市	c2	c1
208	0017	一部概成	荒張目相		15			0	県	a2	c1
208	0018	一部概成	荒張桂谷					0	県	c2	c1
208	0019	無	荒張膳所ヶ谷					0	県	c2	c1
208	0020	無	荒張雨丸・高井・墓ヶ谷・山越		10			0	県	a2	c1
208	0021	一部概成	荒張雨丸		10			0	市	a2	c1
208	0022	無	荒張ヌゾ畑			5		0	市	b2	c1
208	0023	無	荒張大岩谷					0	林	c2	c1
208	0024	一部概成	荒張大谷					0	県	c2	b1
208	0025	無	荒張片山			5		0	市	b2	b1
208	0026	一部概成	井上上海道		10			0	市	a2	c1
208	0027	一部概成	井上広下			5		2	市	a2	c1
208	0028	一部概成	井上広上				1	0	市	c2	c1
208	0029	一部概成	東坂長道		10			1	市	a2	a1
208	0030	一部概成	東坂長道				2	0	市	c2	c1
208	0031	無	東坂走井		10			1	市	a2	c1

危険地区 番号			位置	公共施設等						被災危険度	山腹崩壊危険度
市町村	地区			人家 50戸 以上	人家 49 〜 10戸	人家 9 〜 5戸	人家 4戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路		
208	0032	一部概成	観音寺端ヶ谷				3	0	市	c2	c1
208	0033	一部概成	観音寺谷山		10			1	市	a2	a1
208	0034	一部概成	観音寺社谷					0	林	c2	c1
208	0035	一部概成	観音寺一の瀬					0	林	c2	c1
208	0036	一部概成	観音寺平谷					0	林	c2	c1
208	0037	未成	下戸山和田				1	0	県	c2	c1
208	0038	概成	川辺平尾山					1	県	a2	c1
208	0039	概成	下戸山小久保				2	0		c2	c1
208	0040	概成	六地藏			5		0	県	b2	c1
208	0041	概成	上砥山川向			6		0	市	b2	b1
208	0042	一部概成	荒張			7		0	市	b2	b1
208	0043	概成	安養寺岩花		10			0	市	a2	c1

2 崩壊土砂流出危険地区

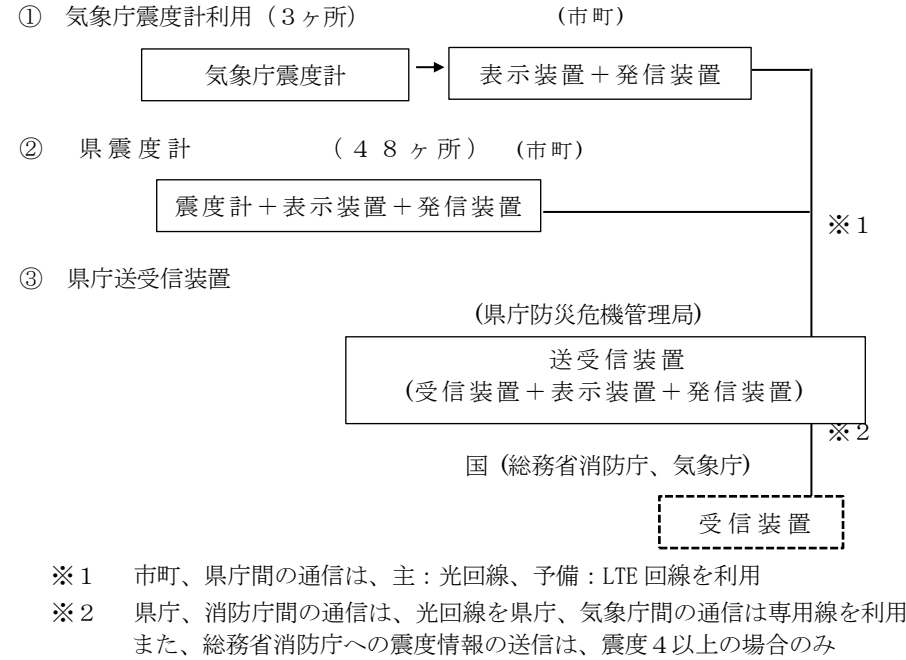
危険地区 番号		面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置	公共施設等						被災危険度	崩壊土砂危険度
市町村	地区			字	人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路		
208	0001	0.68	一部概成	荒張浅柄野		10			0	市	a2	c1
208	0002	2.73	一部概成	荒張十九道			5		1	市	a2	c1
208	0003	1.08	一部概成	荒張不動					0	林	c2	c1
208	0004	1.62	一部概成	荒張桂谷					0	県	c2	c1
208	0005	0.38	一部概成	荒張大谷					0	林	c2	c1
208	0009	0.45	一部概成	荒張十九道					0	林	c2	c1
208	0010	2.7	一部概成	荒張桂谷					0	県	c2	c1
208	0012	0.66	一部概成	観音寺端ヶ谷			5		0	町	b2	c1
208	0013	2.1	一部概成	観音寺コワダニ		10			1	町	a2	b1
208	0014	1.05	一部概成	観音寺平谷					0	県	c2	c1
208	0018	1.8	一部概成	観音寺社谷					0	林	c2	c1
208	0021	0.09	一部概成	御園		12			0	市	a2	c1

2-3-4 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等

土砂災害警戒区域の所在地	伝達方法	避難場所	避難路・避難経路
安養寺	緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話	最寄りの指定緊急避難場所または自治会の一時避難場所	自治会の一時避難場所から最寄りの市指定緊急避難場所までを結ぶ安全な道路
伊勢落			
井上			
下戸山			
観音寺			
御園			
荒張			
小野			
上砥山			
東坂			
六地藏			

2-35 震度情報ネットワークシステム系統図およびシステムの機能

1 震度情報ネットワークシステム系統図



2 システムの機能

- (1) 市
- ①地震発生時、自動的に震度を把握
 - ②震度情報を自動的に県に送信
- (2) 県
- ①地震発生時、県内全市町の震度情報を自動的に把握
 - ②震度情報を自動的に気象庁、消防庁（震度4以上の場合のみ）に送信
- (3) 気象庁
- ①地震発生時、全国の市町村の震度情報を自動的に把握
- (4) 消防庁
- ①震度4以上の地震発生時、全国の市町村の震度情報を自動的に把握

3 震度観測点

市内の震度観測点は、次のとおりである。

観測点	設置位置	設置場所
栗東市	安養寺一丁目 13-33	栗東市役所敷地内

2-36 消防施設の現況

消防施設の現況(1) (令和5年4月1日現在)

区分	人員(人)	消防ポンプ(台)					
		はしご車	タンク車	ポンプ車	水槽車	救助工作車	可般式小型動力ポンプ
消防団	93	0	0	4	0	0	4
中消防署	55	1	2	0	1	1	0
中署出張所	12	0	2	0	0	0	0

消防施設の現況(2) (令和5年4月1日現在)

区分	その他の車両(台)						
	指令車	連絡車	予防査察車	救急車	大量人員搬送車	物資輸送車	積載車
消防団	2	1	0	0	0	0	4
中消防署	1	1	2	2	1	1	0
中署出張所	0	1	0	1	0	0	0

資料： 令和5年版消防年報（湖南広域消防局）

消防水利集計表（令和5年4月1日現在）

消火栓			防火水槽				合計
150mm 未満	150mm 以上 250mm 未満	250mm 以上	20 t	40 t	60 t	100 t	
1,217	382	68	15 (3)	263 (181)	13 (7)	23 (14)	消火栓 1,667 防火水槽 314

() 内の数値は耐震性防火水槽の数を示す

資料： 令和5年版消防年報（湖南広域消防局）

2-37 非常災害用井戸登録一覧

令和6年7月1日現在

【汲み上げ種別】：電動、手動、併用

連番 号	学区名	井戸所有者等	井戸の所在地	汲み上げ 種別	停電時 の利用	登録日
1	金勝	太田 博	上砥山	併用	○	H25. 9. 4
2	金勝	高野 和雄	荒張	電動		H25. 9. 4
3	金勝	竹村 利三	東坂	電動	○	H25. 9. 4
4	金勝	宮嶋 悟	御園	電動		H25. 9. 4
5	金勝	青木 良視	御園	電動		H25. 9. 4
6	金勝	鵜飼 幸治	東坂	電動		H25. 9. 4
7	金勝	青木 安司	上砥山	併用	○	H25. 9. 4
8	金勝	三好 定之	荒張	電動		H25. 9. 10
9	金勝	太田 又一	上砥山	電動		H25. 9. 10
10	金勝	奥村 市衛門	御園	電動		H25. 9. 10
11	金勝	高野 喜代造	荒張	湧き水	○	H25. 9. 19
12	金勝	三浦 勝広	荒張	電動		H25. 9. 26
13	金勝	佐野 久新	上砥山	電動		H25. 9. 26
14	金勝	山本 益造	御園	電動		H25. 10. 29
15	金勝	佐野 勝利	上砥山	電動		H27. 2. 17
16	金勝	山口 弘幸	上砥山	電動		H27. 4. 22
17	大宝	西田 幸枝	糺八丁目	電動		H25. 10. 3
18	大宝	西田 勇	糺七丁目	電動		H25. 11. 29
19	大宝	竹島 彊二	糺四丁目	電動		H25. 11. 29
20	大宝西	栗東総合産業㈱	十里	電動	○	H25. 9. 4
21	大宝西	竹内 喜四男	十里	電動		H25. 9. 4
22	大宝西	駒井 伸二	十里	電動		H25. 9. 4
23	大宝西	山元 三男	十里	電動		H25. 9. 4
24	大宝西	尾曲 次男（井戸2基）	十里、北中小路	電動		H25. 9. 4
25	大宝西	木村 勉	十里	電動		H25. 9. 10
26	大宝西	木村 良太	十里 186	電動		H25. 9. 10
27	大宝西	中島 利行	霊仙寺六丁目	電動		H25. 9. 10
28	大宝西	井之口 秀行	十里	電動		H26. 4. 28
29	大宝東	中井 八重子	蜂屋	電動		H25. 9. 4
30	大宝東	㈱リチウムエナジー・ジャパン	蜂屋	電・手動有	○	R1. 7. 2
31	葉山	小西 隆	出庭	電動		H25. 9. 4
32	葉山	太田 弘明	出庭	電動		H25. 9. 4

連番 号	学区名	井戸所有者等	井戸の所在地	汲み上げ 種別	停電時 の利用	登録日
33	葉山	青山 佳高（井戸2基）	出庭	電動		H25. 9. 4
34	葉山	亀田 貢	出庭	電動		H25. 9. 26
35	葉山	太田 正	出庭	電動		H25. 9. 26
36	葉山	深尾 秀五郎	出庭	電動		H25. 11. 1
37	葉山	竹村商事(株)	高野	電動		H25. 11. 29
38	葉山	太田 欣吾	出庭	電動		H27. 9. 10
39	葉山東	ニデックマシンツール(株)	六地藏	電動	○	H29. 8. 10
40	治田	小林 義夫	小柿十丁目	電動		H25. 12. 13
41	治田	荒川 条男	小柿十丁目	電動		H25. 12. 13
42	治田	矢野 修	小柿十丁目	電動		H26. 1. 14
43	治田西	寺井 利夫	下鈎	電動		H26. 1. 22
44	治田東	伊勢村 浩司	安養寺六丁目	手動	○	R2. 10. 16

※一覧は栗東市非常災害用井戸の登録に関する規程に基づき登録のあるものを掲載している。

2-38 災害時用マンホールトイレ設置場所一覧

小学校区	設置場所	設置数			災害用簡易井戸 (手動型)	
		便座・テント数 (個)		マンホール数 (個)		
		車椅子用	通常用		設置 有無	設置数 (箇所)
金 勝	金勝小学校	1	4	5	有	1
葉 山	葉山小学校	1	4	5	有	1
葉山東	葉山東小学校	1	4	5	無	0
治 田	治田小学校	1	4	5	有	1
治田東	コミセン治田東	1	4	5	無	0
治田西	治田西小学校	1	4	5	有	1
大 宝	大宝小学校	1	4	5	有	1
大宝西	大宝西幼稚園	1	4	5	有	1
大宝東	大宝東小学校	1	4	5	有	1

令和6年4月1日現在

2-39 危険物施設状況

	施設区分	設置施設名	設置場所	指定数量 倍数
1	地下タンク貯蔵所	株式会社インダ 滋賀事業所	栗東市下鈎 959-1	6.1
2	地下タンク貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	4.5
3	地下タンク貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	60
4	地下タンク貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	4.8
5	地下タンク貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	12
6	地下タンク貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	75
7	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鈎 959-2	20
8	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鈎 959-2	35
9	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鈎 959-2	20
10	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鈎 959-2	10
11	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鈎 959-2	10
12	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鈎 959-2	10
13	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鈎 959-2	37.5
14	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鈎 959-2	7.5
15	地下タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鈎 959-2	37.5
16	地下タンク貯蔵所	セイレイ興産(株) (琵琶湖カントリー倶楽部)	栗東市御園 513	2.5
17	地下タンク貯蔵所	滋賀県立聾話学校	栗東市川辺 664	2.35
18	地下タンク貯蔵所	滋賀県立聾話学校	栗東市川辺 664	2.5
19	地下タンク貯蔵所	栗東市農業協同組合	栗東市安養寺八丁目 2 番 13 号	10
20	地下タンク貯蔵所	栗東市農業協同組合	栗東市安養寺八丁目 2 番 13 号	50
21	地下タンク貯蔵所	ジャパンパイル株式会社	栗東市林 538	5
22	地下タンク貯蔵所	日本ヴィクトリック株式会社滋賀工場	栗東市霊仙寺 3 丁目 1 4 番 6 3 号	1.9
23	地下タンク貯蔵所	滋賀日野自動車株式会社	栗東市小柿三丁目 2 番 30 号	5.5
24	地下タンク貯蔵所	いすゞ自動車近畿株式会社	栗東市大橋五丁目 11-13	2
25	地下タンク貯蔵所	栗東市役所	栗東市安養寺 1 丁目 1 3 番 3 3 号	7
26	地下タンク貯蔵所	栗東市立栗東中学校	栗東市安養寺六丁目 6-15	5
27	地下タンク貯蔵所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222	2.5
28	地下タンク貯蔵所	栗東市環境センター	栗東市六地藏 31-1	30
29	地下タンク貯蔵所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	4
30	地下タンク貯蔵所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	40
31	地下タンク貯蔵所	郵便事業株式会社 栗東支店	栗東市安養寺二丁目 3-13	1.5
32	地下タンク貯蔵所	学校給食センター (学校給食共同調理場)	栗東市川辺 189-1	2.5
33	地下タンク貯蔵所	湖南広域行政組合中消防署出張所	栗東市御園 1 9 2 6	2
34	地下タンク貯蔵所	栗東市立栗東西中学校	栗東市緒四丁目 13 番 47 号	4
35	地下タンク貯蔵所	栗東市住民憩の家	栗東市六地藏 31-6	3
36	地下タンク貯蔵所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 130	100

37	地下タンク貯蔵所	栗東市立葉山中学校	栗東市六地藏 888	2.5
38	地下タンク貯蔵所	滋賀県工業技術総合センター	栗東市上砥山 232	1.5
39	地下タンク貯蔵所	ブラザ太陽	栗東市上鉤 53	2.5
40	地下タンク貯蔵所	全国共済農業協同組合連合会	栗東市林 295-2	3
41	地下タンク貯蔵所	栗東市立図書館	栗東市小野 223	3
42	地下タンク貯蔵所	西日本高速道路(株)関西支社	栗東市小野 7 5 8	3
43	地下タンク貯蔵所	ホテルファイン栗東店	栗東市手原 7 丁目 2 - 7	2.5
44	地下タンク貯蔵所	有限会社ビジネス旅館栗東	栗東市高野 220	3
45	地下タンク貯蔵所	株式会社レークフーズ	栗東市縫 4 丁目 6 番 3 6 号	3
46	地下タンク貯蔵所	株式会社 ラック	栗東市安養寺 7 丁目 2 番 9 号	10
47	地下タンク貯蔵所	京都メンテナンス (旧有限会社みない)	栗東市林 303-1	3
48	地下タンク貯蔵所	栗東市やすらぎの家	栗東市出庭 700-1	1.9
49	地下タンク貯蔵所	県立栗東体育館	栗東市上鉤 514	3
50	地下タンク貯蔵所	滋賀県済生会看護専門学校	栗東市大橋三丁目 4-5	3
51	地下タンク貯蔵所	西日本電信電話株式会社滋賀支店	栗東市安養寺一丁目 7 - 3	5
52	地下タンク貯蔵所	レーク滋賀農業協同組合	栗東市六地藏 100 番地 2	20
53	地下タンク貯蔵所	近畿地方整備局琵琶湖河川事務所	栗東市観音寺字亀谷 3 7 4	1.5
54	地下タンク貯蔵所	特別養護老人ホーム淡海荘	栗東市大橋三丁目 75-1	3
55	地下タンク貯蔵所	栗東市立自然体験学習センター	栗東市観音寺 459-20	1.9
56	地下タンク貯蔵所	(株)三生興業	栗東市大橋六丁目 6-51	4.5
57	地下タンク貯蔵所	(株)三生興業	栗東市大橋六丁目 6-51	5
58	地下タンク貯蔵所	栗東市立老人福祉センターゆうあいの家	栗東市小柿一丁目 10-10	1.9
59	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1	12
60	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1	10
61	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1	15
62	地下タンク貯蔵所	呉羽テック株式会社	栗東市岡 255	15
63	地下タンク貯蔵所	湖南広域消防局	栗東市小柿三丁目 1-1	4
64	地下タンク貯蔵所	湖南広域消防局	栗東市小柿三丁目 1-1	5
65	地下タンク貯蔵所	全国農業協同組合連合会	栗東市六地藏 1188	5
66	地下タンク貯蔵所	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所	栗東市中沢 2 丁目 1 2 番 3 0 号	1.5
67	地下タンク貯蔵所	ニプロファーマ株式会社	栗東市六地藏	3
68	地下タンク貯蔵所	ニプロファーマ株式会社	栗東市六地藏 1 4 5 番地	25
69	製造所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	4.2
70	給油取扱所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	4.176
71	給油取扱所	旭オイル	栗東市坊袋 259-1	70.67
72	給油取扱所	スーパーセルフ栗東北中小路	栗東市北中小路 1 7 8 - 1	320.1202
73	給油取扱所	竹村商事株式会社栗東給油所	栗東市高野 2 0 0 - 1	176.7885
74	給油取扱所	(株)宇佐美エナジー (尾賀亀 EneJet 栗東 給油所)	栗東市小柿三丁目 5-7	341.57
75	給油取扱所	ENEOS 株式会社	栗東市荻原 1 1 9	348.0364
76	給油取扱所	ヤンマーコーポレーション株式会社	栗東市上砥山	3.6
77	給油取扱所	株式会社 松川運輸倉庫	栗東市伊勢落 7 0 7 番地	31

78	給油取扱所	栗東市農業協同組合 J A栗東市給油所	栗東市安養寺八丁目 2 番 13 号	130.17
79	給油取扱所	株式会社 J A 栗東市 JASS-PORT 栗東	栗東市安養寺 8 丁目 2 番 1 3 号	336.0264
80	給油取扱所	大宝産業(株)栗東トレセン前給油所	栗東市御園 801	201.32
81	給油取扱所	日本キャバレー合同会社 栗東営業所	栗東市大橋五丁目 1-30	60
82	給油取扱所	ダイワ運輸株式会社	栗東市蜂屋 5 7 8 - 1	30
83	給油取扱所	滋賀トヨタ自動車株式会社	栗東市出庭 5 6 8 - 1	3.6
84	給油取扱所	有限会社竹中燃料店	栗東市継九丁目 1 番 12 号	61.524
85	給油取扱所	株式会社 ENEOS ウィング 栗東給油所	栗東市林 4 8 9 番地	261.4452
86	給油取扱所	桜花運輸株式会社	栗東市大橋五丁目 10-30	20.018
87	給油取扱所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222	50.6
88	給油取扱所	日本中央競馬会栗東トレーニングセンター	栗東市御園 1028	70
89	給油取扱所	株式会社尾賀亀 (E n e J e t 栗東中央)	栗東市上鉤字中教田 1 6 7 - 1	344.0264
90	給油取扱所	湖南運輸株式会社	栗東市上鉤 4 8 番地	10
91	給油取扱所	福山通運株式会社栗東支店	栗東市手原八丁目 2-28	50.26
92	給油取扱所	松永石油株式会社	栗東市出庭 568-1	3.58
93	給油取扱所	トヨタモビリティ滋賀株式会社	栗東市大橋七丁目 3 - 1 7	3.6
94	給油取扱所	滋賀運送株式会社	栗東市高野 2 0 6 番地 1	38.71
95	給油取扱所	株式会社山幸	栗東市大橋五丁目 11-38	9.6
96	給油取扱所	東海旅客鉄道(株)関西支社栗東保線所	栗東市下鉤 1 0 6	20
97	給油取扱所	鷹野運送株式会社	栗東市小野 3 7 1 - 1	20
98	給油取扱所	株式会社 ユタカ産業	栗東市六地藏 68-1	14
99	給油取扱所	株式会社日本サルベージ・サービス滋賀支店	栗東市出庭 520-1	20
100	給油取扱所	西日本高速道路(株)関西支社	栗東市小野 758 番地	3
101	給油取扱所	(株)ペトロスター関西セルフ栗東インターSS	栗東市手原二丁目 7 番 9 号	361.32
102	給油取扱所	株式会社高布	栗東市大橋七丁目 2 番 53 号	20
103	給油取扱所	京都通運株式会社 滋賀支店	栗東市辻 5 9 4 - 1	10.0667
104	給油取扱所	中倉陸運株式会社	栗東市辻 506	20
105	給油取扱所	Dr.Drive セルフ栗東店 (廃止済み)	栗東市上鉤 161	361.1
106	給油取扱所	株式会社アパロッドリンクスシブァンエースゴルフ倶楽部	栗東市下戸山 6 0 6 番地	34
107	給油取扱所	有限会社伊藤商店	栗東市林 3 7 6 - 3	20
108	給油取扱所	鷹野運送株式会社	栗東市上砥山 1490-2	10
109	給油取扱所	上原成商事(株)栗東西給油所	栗東市霊仙寺 3 丁目 3 番 2 6 号	284.36
110	給油取扱所	近物レックス株式会社栗東支店	栗東市辻 529-1	30
111	給油取扱所	太陽石油販売(株)栗東給油所	栗東市手原七丁目 7-7	261.3022
112	給油取扱所	株式会社尾賀亀栗東工業団地給油所	栗東市下鉤 616	230.79
113	給油取扱所	(株)滋賀トヨタ栗東六地藏新車センター	栗東市六地藏 1 1 5 4 - 1	3
114	給油取扱所	たち建設(株)丸塚工場	栗東市六地藏 70-9	50
115	給油取扱所	株式会社 西日本宇佐美 8 号線栗東 SS	栗東市大橋三丁目 1-35	346.93
116	給油取扱所	栗東総合産業株式会社	栗東市十里 244	20
117	給油取扱所	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	栗東市大橋 3 丁目 8 7 番 1	16
118	給油取扱所	株式会社クサネン ウィング湖南 栗東給油所	栗東市小柿五丁目 11 番 10 号	281.3698

119	給油取扱所	寺田商事株式会社栗東西給油所	栗東市霊仙寺 1 丁目 2 番 1 2 号	170. 445
120	給油取扱所	(株)伊藤佐々ワフステーション栗東	栗東市上鉤 300-1	231. 5
121	給油取扱所	(株)伊藤佐々ワフステーション栗東	栗東市上鉤 300-1	320. 1202
122	給油取扱所	湖南砕石株式会社	栗東市荒張 1373-1	10
123	給油取扱所	株式会社アヤシロ	栗東市荒張 1373-1	10
124	給油取扱所	滋賀県陸上輸送協同組合	栗東市手原八丁目 1-5	30
125	給油取扱所	苗村 英夫	栗東市出庭 4 4 0 - 1	20
126	簡易タンク貯蔵所	ジヤパソエスコムクラブ (株式会社アヤハコムリンクス)	栗東市下戸山 5 0 0 番地	2. 88
127	簡易タンク貯蔵所	セイレイ興産(株) (琵琶湖カントリー倶楽部)	栗東市六地藏字大亀谷大谷 110-3	2. 88
128	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	7. 72
129	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	20. 16
130	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	7. 92
131	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	1. 2
132	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	17. 78
133	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	2. 97
134	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	4. 95
135	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	6. 235
136	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	9. 8
137	屋内貯蔵所	積水化学工業株式会社 滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	3. 3125
138	屋内貯蔵所	有限会社青木石油	栗東市目川 412	4. 81
139	屋内貯蔵所	ダイニッカ株式会社	栗東市小柿 2 丁目 8 4 番 1	9. 3602
140	屋内貯蔵所	関西保温工業株式会社滋賀工場	栗東市高野 234 番地	4. 7962
141	屋内貯蔵所	関西保温工業株式会社滋賀工場	栗東市高野 2 3 4	7. 73
142	屋内貯蔵所	株式会社 GS ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋	69. 59
143	屋内貯蔵所	レンゴー株式会社滋賀工場	栗東市辻 565	1. 35
144	屋内貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	12. 1
145	屋内貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	12
146	屋内貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	17. 25
147	屋内貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	19. 51
148	屋内貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	15. 08
149	屋内貯蔵所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	19
150	屋内貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	4. 8
151	屋内貯蔵所	宮川化成工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 9 5 9 - 5	2. 49
152	屋内貯蔵所	宮川化成工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 9 5 9 - 5	1. 881
153	屋内貯蔵所	トヨタモビリティパーツ株式会社滋賀支社	栗東市手原 6 丁目 6 番 2 3	7. 84
154	屋内貯蔵所	日本ヤクルト合同会社 栗東営業所	栗東市大橋五丁目 1-30	1. 08
155	屋内貯蔵所	日本ヴィクトリック株式会社滋賀工場	栗東市霊仙寺 3 丁目 1 4 番 6 3 号	6. 89
156	屋内貯蔵所	京滋三菱ふそう自動車販売株式会社滋賀支店	栗東市林 421 番地	2. 96
157	屋内貯蔵所	滋賀日野自動車株式会社	栗東市小柿三丁目 2 番 30 号	5. 63
158	屋内貯蔵所	いすゞ自動車近畿株式会社	栗東市大橋五丁目 11-13	2. 215

159	屋内貯蔵所	大阪装置建設株式会社	栗東市霊仙寺 258	1.0333
160	屋内貯蔵所	サイチ工業株式会社	栗東市出庭 5 5 0	8.23
161	屋内貯蔵所	サイチ工業株式会社	栗東市出庭 550	38.94
162	屋内貯蔵所	日清食品株式会社滋賀工場	栗東市下鈎 140-1	4.9
163	屋内貯蔵所	滋賀三菱自動車販売株式会社	栗東市蜂屋 9 5 8-6	1.47
164	屋内貯蔵所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222 番地	6.9867
165	屋内貯蔵所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222	3.11
166	屋内貯蔵所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222 番地	19.56
167	屋内貯蔵所	株式会社アヤハディオ 栗東店	栗東市小柿 8 丁目 1 番 1 3 号	7.6
168	屋内貯蔵所	竹内 茂範	栗東市御園 563 番地	4.01
169	屋内貯蔵所	オーウエル株式会社	栗東市六地藏 1083	149.8
170	屋内貯蔵所	オーウエル株式会社	栗東市六地藏 1083	149.82
171	屋内貯蔵所	山科精器株式会社近江工場	栗東市東坂 525	15.0523
172	屋内貯蔵所	林化学工業株式会社	栗東市手原 6 丁目 2 0 0-1	7.28
173	屋内貯蔵所	滋賀トヨペット株式会社	栗東市大橋 7 丁目 3-1 7	1.0733
174	屋内貯蔵所	有限会社滋賀中央パック	栗東市下鈎 840-1	8.9493
175	屋内貯蔵所	サンライジング工業株式会社	栗東市出庭 478	7.81
176	屋内貯蔵所	サンライジング工業株式会社	栗東市出庭 478	9.9
177	屋内貯蔵所	日清食品株式会社 関西工場	栗東市下鈎 2 1-1	4.269
178	屋内貯蔵所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	11
179	屋内貯蔵所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	12.5
180	屋内貯蔵所	東海旅客鉄道(株)関西支社栗東保線所	栗東市下鈎官有地	5.0333
181	屋内貯蔵所	オイレス工業株式会社滋賀工場	栗東市出庭 1118	1.72
182	屋内貯蔵所	オイレス工業株式会社滋賀工場	栗東市出庭 1118	1.91
183	屋内貯蔵所	オイレス工業株式会社滋賀工場	栗東市出庭 1118	2.02
184	屋内貯蔵所	オイレス工業株式会社滋賀工場	栗東市出庭 1118	2
185	屋内貯蔵所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 130	9.88
186	屋内貯蔵所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 130	9.64
187	屋内貯蔵所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 130	5.768
188	屋内貯蔵所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 1 3 0 番地	9.32
189	屋内貯蔵所	井上 吉弘 (建物無し廃止手続き指示済み)	栗東市野尻 274-2	7.88
190	屋内貯蔵所	井上 吉弘 (建物無し廃止手続き指示済み)	栗東市野尻 274-2	8.831
191	屋内貯蔵所	株式会社G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0-1	17.45
192	屋内貯蔵所	株式会社G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0-1	36
193	屋内貯蔵所	株式会社G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0-1	17.8112
194	屋内貯蔵所	株式会社高布	栗東市大橋七丁目 2 番 53 号	1
195	屋内貯蔵所	株式会社岩田商会	栗東市荒張雨丸 992-23	33.38
196	屋内貯蔵所	株式会社コメリ	栗東市下鈎 4 1 番地 1	4.41
197	屋内貯蔵所	株式会社コメリ	栗東市下鈎 4 1 番地 1	4.58
198	屋内貯蔵所	本間工業株式会社	栗東市東坂 53-15	2.75
199	屋内貯蔵所	ORS コジマ株式会社	栗東市坊袋 186	7.601

200	屋内貯蔵所	三恵工業株式会社	栗東市高野 305	2. 95
201	屋内貯蔵所	パナソニックハウジングソリューションズ株式会社栗東工場	栗東市出庭 19	29. 6757
202	屋内貯蔵所	トヨタ部品滋賀共販株式会社	栗東市下鉤 1158-3	9. 7
203	屋内貯蔵所	株式会社ケー・エー・シー	栗東市東坂 5 3 1－1	2. 085
204	屋内貯蔵所	ニプロファーマ株式会社	栗東市六地藏 1 4 5 番地	1. 24
205	屋内タンク貯蔵所	渡邊機工株式会社	栗東市出庭 486	1. 89
206	屋内タンク貯蔵所	日鉄萬金属株式会社 栗東工場	栗東市手原六丁目 3-5	1. 36
207	屋外貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	4. 1667
208	屋外貯蔵所	積水化学工業株式会社 滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	6. 4
209	屋外貯蔵所	京滋三菱ふそう自動車販売株式会社滋賀支店	栗東市林 421	2. 2
210	屋外貯蔵所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	20
211	屋外タンク貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	40
212	屋外タンク貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	4
213	屋外タンク貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	6
214	屋外タンク貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	4
215	屋外タンク貯蔵所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	6
216	屋外タンク貯蔵所	関西保温工業株式会社滋賀工場	栗東市高野 234 番地	5
217	屋外タンク貯蔵所	関西保温工業株式会社滋賀工場	栗東市高野 234 番地	5
218	屋外タンク貯蔵所	株式会社 GS ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋	5
219	屋外タンク貯蔵所	株式会社 GS ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋	5
220	屋外タンク貯蔵所	株式会社 GS ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋	5
221	屋外タンク貯蔵所	レンゴー株式会社滋賀工場	栗東市辻 565	20
222	屋外タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	5
223	屋外タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	10
224	屋外タンク貯蔵所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	10
225	屋外タンク貯蔵所	ジャパンパイル株式会社	栗東市林 538	5
226	屋外タンク貯蔵所	(株)アハコゴルフリンクスジャパニーズゴルフ倶楽部	栗東市下戸山 5 0 0 番地	2. 45
227	屋外タンク貯蔵所	三大宝建設株式会社	栗東市御園 495	8
228	屋外タンク貯蔵所	株式会社 G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0－1	5
229	屋外タンク貯蔵所	株式会社 G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0－1	5
230	屋外タンク貯蔵所	株式会社 G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0－1	5
231	屋外タンク貯蔵所	株式会社 G S ユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0－1	5
232	屋外タンク貯蔵所	株式会社永和	栗東市高野 319-1	17
233	屋外タンク貯蔵所	株式会社セレマ	栗東市上鉤 118	5
234	屋外タンク貯蔵所	(株)ヤマト	栗東市御園 339 番地	15
235	一般取扱所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	13. 8
236	一般取扱所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	5. 7713
237	一般取扱所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	31. 47
238	一般取扱所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	5. 7853
239	一般取扱所	積水化学工業株式会社滋賀栗東工場	栗東市野尻 75 番地	32. 64
240	一般取扱所	有限会社青木石油	栗東市目川 412	6

241	一般取扱所	株式会社GSユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋	128.5077
242	一般取扱所	レンゴー株式会社滋賀工場	栗東市辻 565	5.4285
243	一般取扱所	竹村商事株式会社栗東給油所	栗東市高野 2 0 0 - 1	12.5
244	一般取扱所	株式会社麗光栗東工場	栗東市高野 540 番地	9.64
245	一般取扱所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	8.81
246	一般取扱所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	4.5
247	一般取扱所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	6.85
248	一般取扱所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	10
249	一般取扱所	利昌工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 959-2	3.0205
250	一般取扱所	宮川化成工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 9 5 9 - 5	5.15
251	一般取扱所	宮川化成工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 9 5 9 - 5	1.66
252	一般取扱所	宮川化成工業株式会社滋賀工場	栗東市下鉤 9 5 9 - 5	1.5567
253	一般取扱所	栗東市農業協同組合	栗東市安養寺八丁目 2 番 13 号	5
254	一般取扱所	トヨタモビリティパーツ株式会社滋賀支社	栗東市手原 6 丁目 6 番 2 3	8
255	一般取扱所	ジャパンパイル株式会社	栗東市林 538	4.6
256	一般取扱所	栗東市役所	栗東市安養寺 1 丁目 1 3 番 3 3 号	2.28
257	一般取扱所	サイチ工業株式会社	栗東市出庭 550	9.35
258	一般取扱所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222	1.035
259	一般取扱所	スターライト工業株式会社	栗東市上砥山 2222 番地	4.75
260	一般取扱所	栗東市環境センター	栗東市六地藏 3 1	8.005
261	一般取扱所	三大宝建設株式会社	栗東市御園 495	4
262	一般取扱所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	7.25
263	一般取扱所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	2.955
264	一般取扱所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	9.1251
265	一般取扱所	株式会社タカラインコーポレーション	栗東市林 541	6.0523
266	一般取扱所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 1 3 0 番地	12.8
267	一般取扱所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 130	4.91
268	一般取扱所	三菱重工業株式会社機械・設備システム	栗東市六地藏 130	2.3306
269	一般取扱所	ニデックマシンツール株式会社	栗東市六地藏 1 3 0 番地	6.53
270	一般取扱所	西日本高速道路(株)関西支社	栗東市小野 758 番地	1.0824
271	一般取扱所	株式会社GSユアサ栗東事業所	栗東市蜂屋 7 8 0 - 1	139.97
272	一般取扱所	株式会社コメリ	栗東市下鉤 4 1 番地 1	29.5
273	一般取扱所	(株)ヤマト	栗東市御園 339 番地	4.1325
274	一般取扱所	(有)タカト商事	栗東市御園 339 番地	4.1325
275	一般取扱所	パナソニックハウジングソリューションズ株式会社栗東工場	栗東市出庭 19	1.1886
276	一般取扱所	巖本金属株式会社	栗東市下鉤 174	2.33
277	一般取扱所	レーク滋賀農業協同組合	栗東市六地藏 100 番地 2	1.56
278	一般取扱所	トヨタ部品滋賀共販株式会社	栗東市下鉤 1158-3	6.6667
279	一般取扱所	呉羽テック株式会社	栗東市岡 255	1.08
280	移動タンク貯蔵所	竹村商事株式会社栗東給油所	栗東市高野 200- 1	2
281	移動タンク貯蔵所	株式会社尾賀亀 (E n e J e t 栗東中央)	栗東市上鉤字中教田 1 6 7 - 1	1.94

282	移動タンク貯蔵所	株式会社日本サルベージ・サービス滋賀支店	栗東市出庭 520-1	4
283	移動タンク貯蔵所	上原成商事(株)栗東西給油所	栗東市霊仙寺 3 丁目 3 番 2 6 号	1. 86
284	移動タンク貯蔵所	有限会社畠山石油店（高島市に譲渡引渡届済）	栗東市林 117-3	1
285	移動タンク貯蔵所	太陽石油販売株式会社	栗東市手原五丁目 3 ー 7	2
286	移動タンク貯蔵所	太陽石油販売株式会社	栗東市手原五丁目 3 ー 7	1
287	移動タンク貯蔵所	株式会社アヤシロ	栗東市荒張 1373-1	2
288	移動タンク貯蔵所	株式会社アヤシロ	栗東市荒張 1373-1	1. 9
289	移動タンク貯蔵所	田邊英樹（車が無いため廃止）	栗東市六地藏 2 6 7 番 1	146. 95
290	移動タンク貯蔵所	竹村商事株式会社	栗東市高野 4 9 6 番地 7	20
291	移動タンク貯蔵所	竹村商事株式会社	栗東市出庭 5 3 3 番地 9	1. 5
292	移動タンク貯蔵所	竹村商事株式会社	栗東市出庭 5 3 3 番地 9	1. 94
293	移動タンク貯蔵所	竹村商事株式会社	栗東市出庭 5 3 3 番地 9	3

2-40 防災重点ため池（特定農業用ため池）一覧

溜池名	位置		管理者	受益 面積 ha	ため池の規模					予想される被害		備考 (指定区分)
	市町	字			堤高 m	堤長 m	貯水量 m ³	経過 年数	危険箇所 及び状態	人家 戸	公共建物 棟	
下谷田池	栗東市	安養寺	安養寺農業組合	1.0	4.7	239	8,100	不明	—	144	1	AA
灰塚池	栗東市	川辺	灰塚池管理委員会	4.5	3.7	454	141,000	不明	耐震不備	760	4	AA
上鈎池	栗東市	上鈎	上鈎総有財産管理委員会	5.0	4.1	740	70,000	不明	—	190	1	AA
坊袋池	栗東市	坊袋	坊袋農業組合	3.3	3.0	124	7,400	不明	—	197	2	A
稲荷池	栗東市	御園	蔵町自治会	1.5	2.8	140	5,700	不明	—	1	—	A
八王子池	栗東市	御園	蔵町自治会	3.0	4.2	56	3,400	不明 (H11 改修)	耐震不備	17	—	A
大日池	栗東市	御園	山入農業組合	3.1	2.7	106	2,400	不明	—	3	—	A
宮ヶ谷池	栗東市	下戸山	下戸山自治会	0.0	1.1	50	4,000	不明	—	51	—	A
奥谷池	栗東市	御園	辻越農業組合	1.1	5.6	34	2,000	不明	流下能力不足	19	—	A
安養寺池	栗東市	安養寺	安養寺農業組合	1.1	4.8	73	12,000	不明	—	123	3	AA

【指定区分内容】

AA・・・下記内容に該当する池

①～③のいずれかの要件を満たすため池

①貯水量 10 万 m³（下流への影響が大きい）かつ堤高 10 m 以上（地震の増幅度が大きい）のため池

② 浸水想定区域のうち歩行不可能区域に緊急輸送道路、鉄道、避難所、病院警察署、消防署、学校、市町役場が存在するため池

③ 浸水想定区域のうち歩行不可能区域に住宅が 10 戸以上存在するため池

A・・・それ以外の池

2-4-1 文化財一覧

(令和5年12月25日現在)

<国指定文化財>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
彫刻	明治33年 4月 7日	木造薬師如来坐像 ※1	東 坂 阿弥陀寺	平 安
彫刻	明治33年 4月 7日	木造虚空蔵菩薩半跏像	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	明治33年 4月 7日	木造毘沙門天立像	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	明治33年 4月 7日	木造阿弥陀如来立像	荒 張 敬恩寺	鎌 倉
彫刻	明治33年 4月 7日	木造阿弥陀如来立像	荒 張 正徳寺	鎌 倉
彫刻	明治33年 4月 7日	木造地藏菩薩坐像	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	明治33年 4月 7日	木造阿弥陀如来立像(伝僧円仁作)	林 新善光寺	南北朝
彫刻	明治33年 4月 7日	木造地藏菩薩立像	六地藏 福正寺(法界寺)	平 安
彫刻	明治33年 4月 7日	木造薬師如来坐像	安養寺 東方山安養寺	鎌 倉
彫刻	明治33年 4月 7日	木造阿弥陀如来立像	下 鈎 浄光寺	鎌 倉
彫刻	明治33年 4月 7日	木造狛犬	縹 大宝神社	鎌 倉
建造物	明治34年 3月27日	大野神社楼門	荒 張 大野神社	鎌 倉
建造物	明治37年 2月18日	春日神社表門	荒 張 春日神社	桃 山
建造物	明治39年 4月14日	大宝神社境内社追来神社本殿 附 棟札	縹 大宝神社	鎌 倉
建造物	大正 2年 4月14日	宇和宮神社本殿	蜂 屋 宇和宮神社	室 町
彫刻	大正15年 4月19日	木造阿弥陀如来及両脇侍像	荒 張 金胎寺	平 安
建造物	昭和29年 3月20日	大角家住宅 ※2	六地藏 個 人	江 戸
彫刻	昭和30年 6月22日	木造四天王立像	荒 張 金胎寺	平 安
建造物	昭和33年 5月14日	小槻大社本殿 附 宮殿	下戸山 小槻大社	室 町
彫刻	昭和34年12月18日	木造釈迦如来坐像	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	昭和34年12月18日	木造軍荼利明王立像	荒 張 金勝寺	平 安
建造物	昭和35年 2月 9日	安養寺十三重塔	安養寺 東方山安養寺	鎌 倉
彫刻	昭和57年 6月 5日	木造千手観音立像 ※1	東 坂 阿弥陀寺	平 安
彫刻	平成 9年 6月30日	木造男神坐像	下戸山 小槻大社	平 安

※1 御園に所在した善勝寺の解散に伴って所有者並びに所在場所が変更されたものである

※2 「大角」の「角」は、正しくは「角」の中の縦棒が下に突き抜けた字

<国指定史跡・名勝>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
史跡	昭和19年 6月26日	狛坂磨崖仏	荒 張 (管理者) 金勝寺	平 安
史跡	昭和24年 7月13日	旧和中散本舗	六地藏 個 人	江 戸
名勝	平成13年 1月29日	大角氏庭園	六地藏 個 人 栗東市	江 戸

<重要無形民俗文化財>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
民俗	令和2年 3月16日	近江湖南のサンヤレ踊り	下戸山 小杖祭り保存会	中 世

<重要美術品>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
工芸	昭和23年 4月27日	石造燈籠	高 野 高野神社	鎌 倉

<国登録文化財>

種 別	登録年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
建造物	平成10年 4月21日	川崎睦男家住宅 (主屋・離れ・東蔵・北蔵)	手 原 個 人	明治・昭和
建造物	平成10年 4月21日	川崎光雄家住宅 (主屋・北蔵・南蔵)	手 原 個 人	大 正
建造物	平成10年 9月 2日	新善光寺 (本堂・山門)	林 新善光寺	明 治
建造物	平成10年 9月 2日	里内家住宅 (主屋・離れ・中蔵・北蔵)	手 原 個 人	明治・昭和
建造物	平成10年 9月 2日	西田家住宅 (主屋・離れ)	継 個 人	明 治
建造物	平成19年10月 2日	旧中島家住宅 (主屋)	小野 栗東市	明 治
建造物	平成30年3月27日	猪飼家住宅 (長屋門・看板所、長屋門塀)	手 原 個 人	江 戸

<ユネスコ無形文化遺産>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
	令和4年11月30日	風流踊ー近江湖南のサンヤレ踊り	下戸山 小杖祭り保存会	中 世

<県指定文化財>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
彫刻	昭和32年 8月26日	木造僧形八幡神坐像 木造女神坐像	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	昭和41年 7月 4日	木造狛犬	継 大宝神社	鎌 倉
彫刻	昭和47年 4月 1日	木造広目天立像	荒 張 大通寺保存会	平 安
彫刻	昭和53年 3月17日	木造薬師如来坐像	小 柿 東方寺	平 安
彫刻	昭和59年 3月30日	木造如意輪観音坐像 附 木造吉祥天立像	井 上 井上区	鎌 倉
歴史資料	平成 6年 3月31日	金勝寺制札	荒 張 金勝寺	室 町
書跡	平成 6年 3月31日	紺紙金字金光明経巻第一	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	平成10年 6月19日	木造四天王立像	荒 張 金勝寺	平 安
彫刻	平成10年 6月19日	木造天部形立像	荒 張 金勝寺	平 安
歴史資料	平成21年11月25日	里内文庫資料	小 野 栗東市	室町～近代

彫刻	平成27年12月18日	木造男神坐像	下戸山 五百井神社	平 安
歴史資料	平成29年12月27日	算額（明和四年十一月井上太左衛門宗益奉納）	東 坂 阿弥陀寺	江 戸
		算額（文政二年秋井上太左衛門宗朝奉納）		
工芸品	令和元年12月24日	黒漆金銅装蔓柏文鞍	下戸山 五百井神社	鎌 倉
工芸品	令和 3年 2月16日	銅独鈷杵 銅五鈷杵	荒 張 金勝寺	鎌 倉

<県選択文化財>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
無形民俗	昭和53年 3月17日	御園太鼓踊	御 園 太鼓踊保存会	江 戸
無形民俗	昭和61年 3月28日	上砥山の太鼓踊	上砥山 田楽踊保存会	江 戸
無形民俗	昭和63年 3月31日	小杖祭りの祭礼芸能	下戸山 小杖祭り保存会	中 世

<県指定名勝>

種 別	指定年月日	名 称	所在地及び所有	時 代
名勝	昭和57年 3月31日	安養寺庭園	安養寺 東方山安養寺	江 戸

<市指定文化財>

指定番号	指定年月日	種別	名 称	所 在 地	所 有	時 代
第1号	昭和33年 4月 1日	彫	木造聖観音菩薩及両脇侍像	観音寺	観音寺	平 安 鎌 倉 (脇侍)
第2号	昭和33年 4月 1日	工	石造下乗石	荒 張	金勝寺	南北朝 ～室町
第3号	昭和33年 4月 1日	建	石造隆堯法印宝篋印塔	荒 張	金勝寺	室 町
第5号	昭和33年 4月 1日	彫	木造毘沙門天立像 石造阿弥陀如来坐像	高 野	松源院	鎌 倉 南北朝
第6号	昭和33年 4月 1日	彫	木造阿弥陀如来及両脇侍像	霊仙寺	正楽寺	平 安
第8号	昭和34年 5月15日	建	石造宝塔	荒 張	金勝寺	鎌 倉
第10号	昭和34年 5月15日	工	石燈籠	東 坂	阿弥陀寺	鎌 倉
第11号	昭和34年 5月15日	彫	木造月光菩薩立像 木造十一面観音菩薩立像	小 柿	東方寺	平 安
第13号	昭和34年 5月15日	名	新善光寺庭園	林	新善光寺	江 戸
第15号	昭和35年 5月13日	彫	木造十一面観音菩薩立像	荒 張	敬恩寺	平 安
第17号	昭和35年 5月13日	史	足利義尚公陣所跡	上 鈎	永正寺ほか	室 町
第18号	昭和36年 4月11日	建	石造宝塔	霊仙寺	正楽寺	鎌倉～室町
第19号	昭和36年 4月11日	史	石造足助楓崖碑	縹	大宝神社	明 治
第21号	昭和36年 4月11日	彫	木造薬師如来坐像	御 園	薬師寺	平 安
第22号	昭和36年 4月11日	史	僧巖誉宗真墓	東 坂	阿弥陀寺	室 町
第24号	昭和38年11月26日	彫	木造地藏菩薩立像	荒 張	金勝寺	平 安
第25号	昭和38年11月26日	史	日向山古墳	六地藏	六地藏区	6世紀

指定番号	指定年月日	種別	名 称	所 在 地	所 有	時 代
第26号	昭和38年11月26日	史	龍王古墳	上砥山	日吉神社	6～7 世紀
第27号	昭和38年11月26日	無民	上砥山田楽踊	上砥山	田楽踊保存会	江 戸
第28号	昭和38年11月26日	無民	御園太鼓踊	御 園	御園太鼓踊保存会	江 戸
第29号	昭和40年 3月31日	絵	板絵著色三十番神像	小 野	白鬚神社	室 町
第30号	昭和43年 8月10日	建	大野神社摂社本殿	荒 張	大野神社	室 町
第31号	昭和43年 8月10日	建	石造宝塔	荒 張	成谷寺	室 町
第33号	昭和43年 8月10日	彫	木造地藏菩薩立像	荒 張	峯の堂	鎌 倉
第34号	昭和43年 8月10日	建	石造多層塔	六地藏	福正寺	鎌 倉
第36号	昭和44年 7月 1日	彫	木造十一面観音菩薩立像	荒 張	大野神社	平 安
第37号	昭和44年 7月 1日	彫	木造阿弥陀如来立像	東 坂	阿弥陀寺	平 安
第38号	昭和45年10月 1日	建	石造宝篋印塔	小 野	萬年寺	鎌 倉
第39号	昭和45年10月 1日	彫	木造日光菩薩立像 ※1	東 坂	阿弥陀寺	平 安
第40号	昭和45年10月 1日	彫	木造月光菩薩立像 ※1	東 坂	阿弥陀寺	平 安
第41号	昭和46年 6月30日	彫	木造毘沙門天立像	安養寺	東方山安養寺	平 安
第42号	昭和46年 6月30日	彫	木造月光菩薩立像	安養寺	東方山安養寺	鎌 倉
第43号	昭和46年 6月30日	彫	木造日光菩薩立像	安養寺	東方山安養寺	鎌 倉
第44号	昭和46年 6月30日	彫	木造阿弥陀如来立像	安養寺	東方山安養寺	平 安
第45号	昭和46年 6月30日	彫	木造聖観音菩薩立像	小 野	萬年寺	鎌 倉
第46号	昭和50年10月 1日	工	懸仏 (金銅製不動明王)	荒 張	金胎寺	鎌 倉
第47号	昭和50年10月 1日	彫	石造不動明王像	荒 張	廣徳寺	南北朝
第48号	昭和50年10月 1日	彫	石造阿弥陀如来像	蜂 屋	蜂屋区	鎌 倉
第49号	昭和50年10月 1日	彫	木造聖観音菩薩立像	小 柿	東方寺	平 安
第50号	昭和50年10月 1日	彫	木造天部立像 五軀	小 柿	東方寺	平 安
第51号	昭和55年 4月 1日	建	大宝神社 稲田姫社本殿	漣	大宝神社	江 戸
第52号	昭和55年 4月 1日	工	木造華鬘	観音寺	観音寺	室 町
第53号	昭和55年 4月 1日	史	椿山古墳	安養寺	個 人	5 世紀
第55号	昭和57年 4月20日	考	手原遺跡出土 石鍬帯巡方		市教委	平 安
第56号	昭和58年 4月 1日	絵	紙本著色 隠元禅師像	小 野	萬年寺	江 戸
第57号	昭和58年 4月 1日	絵	紙本著色 慧極道明像	小 野	萬年寺	江 戸
第58号	昭和59年 5月 8日	彫	石造阿弥陀如来坐像 (地元通称 大日如来像)	坊 袋	大日堂	鎌 倉
第59号	昭和61年 5月13日	建	日吉神社本殿 附 宮殿、棟札三枚	野 尻	日吉神社	江 戸
第60号	昭和61年 5月13日	建	菌神社本殿 附 棟札一枚	中 沢	菌神社	江 戸
第61号	昭和62年 4月 1日	絵	絹本著色 阿弥陀如来像	安養寺	安養寺	鎌 倉
第62号	昭和62年 4月 1日	建	井口天神社鳥居 附 扁額	辻	井口天神社	江 戸
第63号	昭和63年 4月 1日	史	金勝寺遺跡	荒 張	金勝寺	平 安
第64号	平成 2年 4月 1日	建	宇和宮神社拝殿 附 棟札	蜂 屋	宇和宮神社	室 町
第65号	平成 2年 4月 1日	建	大宝神社拝殿	漣	大宝神社	室 町
第66号	平成 7年 4月 1日	史	和田古墳群	下戸山	栗東市	6～7 世紀

指定番号	指定年月日	種別	名 称	所 在 地	所 有	時 代
第67号	平成 8年12月 6日	彫	木造天部形立像	井 上	井上区	平 安
第68号	平成 8年12月 6日	彫	木造伝観音菩薩立像	目 川	地藏院	平 安
第69号	平成 8年12月 6日	絵	紙本墨画 瀟湘八景図屏風	六地藏	個 人	江 戸
第70号	平成 8年12月 6日	書	紙本墨書 三帖和讃	手 原	圓徳寺	室 町
第73号	平成10年 4月14日	彫	木造男神坐像 四軀 木造僧形坐像 二軀	荒 張	金勝寺	平安/鎌倉 平 安
第74号	平成10年 4月14日	彫	木造阿彌陀如来坐像	縵	佛眼寺	鎌 倉
第75号	平成10年 4月14日	書	紙本墨書 金勝寺本堂再建勸進状	荒 張	金勝寺	室 町
第76号	平成10年 4月14日	書	紙本墨書 狛坂寺本尊縁起	荒 張	金勝寺	室 町
第77号	平成10年 4月14日	書	紙本墨書 東方山安養寺本堂再建勸進状	安養寺	東方山安養寺	室 町
第78号	平成10年 4月14日	絵	絹本着色 釈迦三尊十六羅漢像	安養寺	東方山安養寺	室 町
第79号	平成11年 3月 3日	史	下戸山古墳	下戸山	栗東市ほか	5 世紀
第80号	平成13年 11月1日	彫	木造持国天立像 木造多聞天立像	御 園	薬師寺	平 安
第81号	平成13年 11月1日	歴	絹本着色方便法身尊号蓮如裏書 附 絹本着色方便法身尊像 順如裏書一幅	縵	西琳寺	室 町
第82号	平成15年 8月20日	彫	木造阿彌陀如来立像	上 鈎	永正寺	鎌 倉
第83号	平成19年 4月16日	建	石造宝篋印塔	伊勢落	徳生寺	鎌 倉
第84号	平成19年 4月16日	工	鰐口 大永六丙戌年四月、大工兵衛 の刻銘がある	荒 張	大野神社	室 町
第85号	平成19年 4月16日	工	梵鐘 維時寛永八年、大工當國辻村 住人藤原家次 國松橋右衛門尉 同 善右衛門尉 太田甚兵衛尉の刻銘が ある	小 柿	常勝寺	江 戸
第86号	平成22年 4月20日	彫	銅造阿彌陀三尊像	林	新善光寺	鎌 倉
第87号	平成25年 4月24日	考	十里遺跡出土木簡 四点		市教委	天武朝期
第88号	平成25年 4月24日	考	手原遺跡出土木簡 十一点 附 削屑木簡 一括 五十五点		市教委	奈 良
第89号	令和 2年 3月27日	彫	木造神像 二十九軀 附 宮殿 八基	縵	大宝神社	平安～江戸
第90号	令和 4年 3月25日	考	辻遺跡出土「内真」銅印		市教委	平 安
第91号	令和 5年12月25日	彫	木造聖観音立像	小 野	萬年寺	平 安
第92号	令和 5年12月25日	歴	萬年寺慧極道明・祐堂元蔭 黄檗関係資料 一括(22 点) 附 萬年寺略縁起 小野寺由緒書写	小 野	萬年寺	江 戸

(凡例) 種別の略号

彫：彫刻、工：工芸、建：建造物、名：名勝、史：史跡、絵：絵画、考：考古資料、書：書跡、歴：歴史資料、無民：無形民俗文化財

記載事項は、指定台帳を基にして欠落のある項目については、『栗東の歴史』資料Ⅰ、『栗東の文化財－栗東町指定文化財四十年のあゆみ－』を参考に記載する

2-4-2 防災拠点としての栗東健康運動公園活用計画

1. 災害時における活用計画

災害時には市民の生命、財産を守るための避難地、避難路等として機能すると共に救援部隊(自衛隊等)の活動拠点として活用できる機能が必要となる。そこで、本公園の広場や建物などの施設は平常時の一般利用に加え、災害時の活動拠点として必要となる機能を踏まえ、以下のよう

(1) 機能

平常時	災害時
【運動公園】 ・主として市民の運動、レクリエーション需要を充足する都市公園 ・防災の観点からは、防災体験や教育の場として活用	【広域避難地】 ・災害が発生した場合において、広域的避難の用に供する都市公園。被害の状況や防災関連施設の配置に応じて広域の防災活動拠点の役割を担う。 ・救援部隊の防災活動支援機能、救援物資の備蓄及び集配機能を担う。

(2) 施設

栗東健康運動公園主要施設	災害時における主な用途
●駐車場 ●北側芝生広場 ●中央芝生広場 ●公園管理棟 ●にぎわい施設 ●屋内馬場・屋外馬場 ●他	・救援物資集積、仕分け及び配付場等活動スペース ・輸送車、緊急車両の駐車スペース ・救援部隊の宿泊地 ・臨時ヘリポート ・災害活動、情報発信の拠点 ・物資保管施設 ・自衛隊基地 ・ボランティアの宿泊地 ・非常用電源 ・備蓄倉庫 ・防災用水源 ・物資配給場、救援活動スペース ・炊き出しスペース、災害用トイレ

(3) 関連施設

・滋賀県立国際情報高校	・一時避難施設

○災害時における活用計画

(1) 機能

(2) 施設

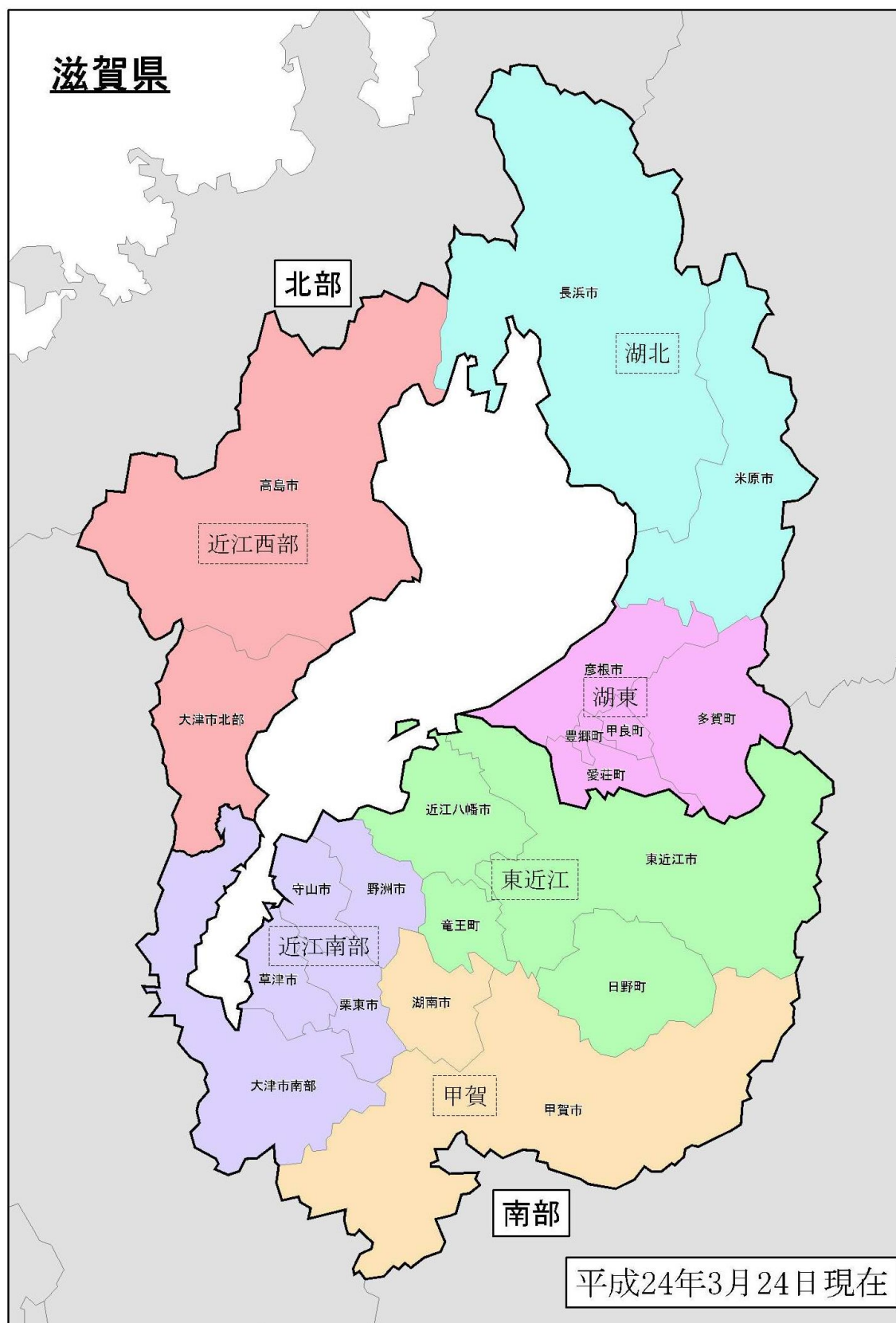
(3) 関連施設

資-206

第3章 災害応急対策計画に係る資料

3-1 気象予警報等の種類および発表基準

1 滋賀県の気象予警報の発表区域



資料：気象警報・注意報や天気予報の発表区域（気象庁ホームページより）

2 気象予警報の種別および発表基準等

令和7年1月9日現在
発表官署 彦根地方気象台

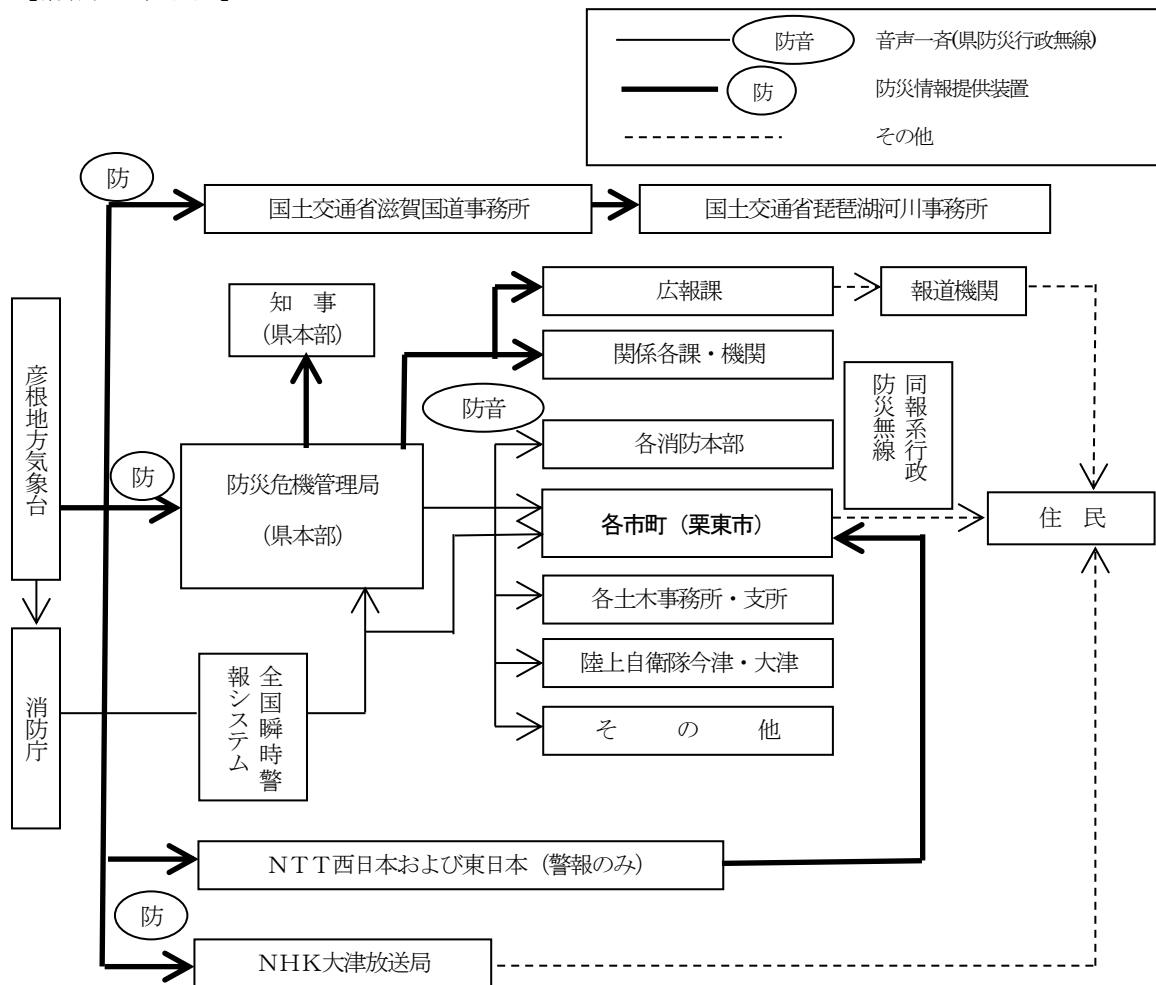
栗東市	府県予報区		滋賀県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		近江南部		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122	
	洪水		流域雨量指数基準	金勝川流域=9.3, 葉山川流域=5.8	
			複合基準*1	－	
			指定河川洪水予報 による基準	野洲川下流 [野洲], 淀川水系野洲川上流 [横田橋・水口橋]	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm	
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準		8	
		土壌雨量指数基準		80	
	洪水		流域雨量指数基準		金勝川流域=7.4, 葉山川流域=4.6
			複合基準*1		野洲川流域= (6, 25.4), 葉山川流域 =(5, 4.6)
			指定河川洪水予報 による基準		野洲川下流 [野洲]
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	100m	
	乾燥※3		最小湿度 40%で、実効湿度 65%		
	なだれ		積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか ① 2 4 時間降雪の深さが 30cm 以上 ② 日最高気温 10℃以上 ③ 2 4 時間雨量 15mm 以上		
	低温		最低気温-5℃以下*2		
	霜		晩霜期 最低気温 3℃以下		
	着氷				
	着雪		24 時間降雪の深さ：15cm 以上 気温：0℃以上		
記録的短時大雨情報			1 時間雨量	90mm	

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は彦根地方気象台の値。

3-2 気象予警報、地震情報等の伝達系統

【情報伝達経路図】



(注) 防災危機管理局から各土木事務所、市町、消防局等への予警報の音声の伝達方法
勤務時間内の場合
防災行政無線音声一斉により伝達する。
勤務時間外の場合
防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿泊者に伝達する。

3-3 災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成

部名等	班名（所属名）
議会事務局	議会班（議事課）
危機管理局	危機管理班（危機管理課）
市長公室	秘書広聴班（秘書広聴課）
	健康運動公園整備事業推進班（健康運動公園整備事業推進課）
	企業立地推進班（企業立地推進課）
政策推進部	広報班（広報課）
	政策調整班（政策調整課）
	地方創生企画班（地方創生企画課）
	情報政策班（情報政策課）
総務部	総務班（総務課）
会計課	人事班（人事課）
監査委員事務局	財政班（財政課）
	会計班（会計課）
	監査委員事務局班（監査委員事務局）
市民部	自治振興班（自治振興課）
	税務班（税務課）
	人権擁護班（人権擁護課）
	ひだまりの家班（ひだまりの家）
	総合窓口班（総合窓口課）
健康福祉部	社会福祉班（社会福祉課）
	障がい福祉班（障がい福祉課）
	長寿福祉班（長寿福祉課）
	保険年金班（保険年金課）
	健康増進班（健康増進課）
環境経済部	環境政策班（環境政策課）
農業委員会事務局	環境施設設備班（環境施設設備課）

	農林班（農林課）
	商工観光労政班（商工観光労政課）
	農業委員会事務局班（農業委員会事務局）
建設部	都市計画班（都市計画課）
	土木交通班（土木交通課）
	道路・河川班（道路・河川課）
	住宅班（住宅課）
上下水道事業所	上下水道班（上下水道課）
こども家庭局	幼児班（幼児課）
	子育て支援班（子育て支援課）
	発達支援班（発達支援課）
	こども家庭センター班（こども家庭センター）
教育委員会	教育総務班（教育総務課）
	学校教育班（学校教育課）
	生涯学習班（生涯学習課）
	スポーツ・文化振興班（スポーツ・文化振興課）
	国スポ・障スポ推進班（国スポ・障スポ推進課）
	図書館班（図書館）
湖南広域消防局	中消防署

3-4 災害対策本部体制時の事務分掌

1 対策本部

班名等	所属名	分掌事務
本部長	市長	1. 市災害対策本部の設置・廃止の決定 2. 避難情報の発令 3. 警戒区域の設定 4. 指定地方行政機関の職員の派遣要請 5. 指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請 6. 他市町長への応援要請 7. 県知事に対しての応援要請 8. 自衛隊の災害派遣要請 9. 警察署長との連絡調整 10. 救助隊の招集および出動命令
副本部長	副市長 教育長	○本部長を補佐し、副市長と教育長が副本部長となる。 副本部長は、それぞれ分担すべき分野を決め、部から情報を収集・分析するほか、本部長の指示を各部に伝達する。
統括管理	危機管理局長	○災害対応に関する各部長の統括・調整
本部員	議会議務局長 市長公室長 政策推進部長 総務部長 市民部長 健康福祉部長 環境経済部長 建設部長 建設部技監 こども家庭局長 教育部長 中消防署長 消防団長	○各部の災害対策応急活動を総括する責任者であり、部（局）長が本部員となる。 本部員は、各班長に業務を指示し、その遂行にあたらせる。
事務局長	危機管理課長	○災害対策本部設置から廃止までの間、庁内各班及び関係機関との連絡調整を行う。
事務局	事務局班 (危機管理課職員)	○災害対策本部会議室の準備 ○通信手段の確保
	総務班 (部局内課長補佐級職員)	○災害対策本部設置から廃止までの間、総務班として庁内各班及び関係機関との連絡調整を行う。 ○各部局への伝達 ○参集職員の宿泊場所および食料品の確保 ○各部局の災害対策情報の整理
	情報班	○災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集 ○情報の整理及び伝達
対策支部	各学区対策支部	<u>支部長</u> ○対策支部の責任者 ○対策支部の鍵の管理 <u>支部員</u> ○自治会からの情報収集

		○被災者の対応 ○情報の整理および伝達 ○備蓄食糧及び物資の調達および配布

2 各部

部	班	任務分担
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議事課長)	1. 災害に伴う議会運営（正副議長との調整、議場の管理、取締り）に関する事 2. 災害に伴う議員の行事に関する事 3. 議会災害対応連絡会議の設置に関する事 4. 議会事務局への来客の避難誘導、被災者の救出・支援に関する事 5. 職員及び議員の安否確認に関する事 6. 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保に関する事 7. 議会事務局の電話・パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認に関する事 8. 電気・水道などのインフラの確認に関する事 9. 議場・委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保に関する事 10. 議場・委員会室の放送設備の確認に関する事 11. 市の災害対策本部等との連絡体制の確保に関する事 12. 災害関係情報の収集・整理、議員への発信に関する事
危機管理局 (危機管理局長)	危機管理班 (危機管理課長)	1. 災害対策本部事務局の連絡調整に関する事 2. 防災配備の連絡調整に関する事 3. 栗東市消防団との連絡調整に関する事 4. 自衛隊の災害派遣要請に関する事 5. 関係機関への要請（人員・物資関係）県・他市・他団体に関する事 6. 関係機関への依頼・要請（建設工業会等各協定業者へ）に関する事
市長公室 (市長公室長)	秘書広聴班 (秘書広聴課長)	1. 視察見舞のための来庁者への応対に関する事
	健康運動公園整備事業推進班 (健康運動公園整備事業推進課長)	1. 災害対策県本部、地方本部等への連絡に関する事 2. 関係機関への対策に関する事 3. 視察見舞のための来庁者への接遇に関する事 4. 健康運動公園施設の被害調査およびその対策に関する事
	企業立地推進班 (企業立地推進課長)	1. 他班実施事項の応援に関する事
政策推進部 (政策推進部長)	広報班 (広報課長)	1. 災害関係の広報活動に関する事 2. 報道機関との連絡調整に関する事 3. 市ホームページ・SNS等による情報発信に関する事
	政策調整班 (政策調整課長)	1. 指定管理者制度（※災害対応）に関する事
	地方創生企画班 (地方創生企画課長)	1. 災害関係の広報活動に関する事 2. 報道機関との連絡に関する事

部	班	任務分担
	情報政策班 (情報政策課長)	1. 住民基本データベースの保守に関する事 2. 個人番号利用事務（基幹）系情報システムの運用管理及び調整に関する事 3. 庁内ネットワーク、地域イントラネットの運用管理に関する事 4. L G W A N との接続及び運用管理に関する事 5. L G W A N 接続系・インターネット接続系情報システムの運用管理及び調整に関する事 6. L G W A N 接続系・インターネット接続系システムの電算処理及び連絡調整に関する事 7. 個人番号利用事務（基幹）系情報システムの端末・プリンタ等の管理に関する事 8. L G W A N 接続系・インターネット接続系情報システムの端末・プリンタ等の管理に関する事 9. 情報セキュリティに関する事
総務部 (総務部長) 会計課 監査委員事務局	総務班 (総務課長)	1. 他班実施事項の応援に関する事
	人事班 (人事課長)	1. 職員の動員、派遣に関する事 2. 災害関係文書の受付配付および発送に関する事 3. 職員の給食に関する事 4. 災害に伴う被災地区の行政指導に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害時の車両等の確保および配車に関する事 2. 庁舎施設の使用管理ならびに災害対策に関する事 3. 市有財産の災害対策に関する事 4. 災害関係予算に関する事 5. 入札及び契約に関する事
	会計班 (会計課長)	1. 寄付金の受理に関する事 2. 庁用資材備品等の用度調達に関する事 3. 災害関係経費の支出に関する事
	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	1. 寄付金の受理に関する事 2. 庁用資材備品等の用度調達に関する事 3. 災害関係経費の支出に関する事
市民部 (市民部長)	自治振興班 (自治振興課長)	1. ボランティア関係団体との連絡調整に関する事 2. ボランティアの受入れに関する事 3. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関する事 4. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事
	税務班 (税務課長)	1. 家屋等の災害状況調査に関する事 2. 災害に伴う市税減免等の対策に関する事
	人権擁護班 (人権擁護課長)	1. ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関する事
	ひだまりの家班 (ひだまりの家所長)	1. ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関する事
	総合窓口班 (総合窓口課長)	1. 死体の埋火葬許可に関する事 2. 安否情報の収集・提供に関する事 3. 転出入の取扱いに関する事 4. 被災者からの問い合わせ、相談、要望に関する事 5. 防災台帳の作成及び被災証明の発行に関する事

部	班	任務分担
健康福祉部 (健康福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長)	1. 避難所開設に向けた準備に関すること 2. 避難所の運営に関すること 3. 災害時避難行動要支援者の災害対策に関すること 4. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること 5. 福祉避難所の開設に関する協議（社会福祉協議会との調整）に関すること 6. 死体の収容および埋火葬に関すること 7. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること 8. 日本赤十字社義援金の受入に関すること 9. 被災者に対する生活保護に関すること 10. 被災者に対する各種給付金の支払に関すること
	障がい福祉班 (障がい福祉課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 福祉避難所の開設に関する協議（社会福祉協議会との調整）に関すること 3. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 4. 死体の収容および埋火葬に関すること 5. 管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること 6. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること
	長寿福祉班 (長寿福祉課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 福祉避難所の開設に関する協議（社会福祉協議会との調整）に関すること 3. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 4. 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関すること 5. 居宅介護支援事業所の被害状況の調査報告に関すること 6. 死体の収容および埋火葬に関すること 7. 管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること 8. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること 9. 地域包括支援センターとの連絡調整（BCP に沿った行動指示）に関すること
	保険年金班 (保険年金課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 福祉避難所の開設に関する協議（社会福祉協議会との調整）に関すること 3. 死体の収容および埋火葬に関すること 4. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること
	健康増進班 (健康増進課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 感染症の発生と流行の防止に関すること 3. 保健所との連絡（医療に関する情報、感染症対策に関すること）に関すること 4. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 5. 医療機関の被災状況の調査・情報収集に関すること 6. 医療・助産の情報収集と調整に関すること 7. 避難生活における保健指導に関すること 8. 管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること
環境経済部 (環境経済部長) 農業委員会事務局	環境政策班 (環境政策課長)	1. 災害廃棄物処理実行計画の策定等に関すること 2. 被災状況の把握に関すること 3. 仮設便所の設置・し尿処理等に関すること 4. 生活ごみ等一般廃棄物処理に関すること 5. がれき等災害廃棄物処理に関すること 6. 危険動物の災害逸走に関すること 7. 汚染物質の流出防止に関すること

部	班	任務分担
	環境施設整備班 (環境施設整備課長)	1. 被害状況の把握（ごみ処理施設・最終処分場）に関する事 2. 生活ごみ等一般廃棄物処理に関する事 3. 一般廃棄物の区域外処理に関する事
	農林班 (農林課長)	1. 被害状況把握（農林業施設）に関する事 2. 防災重点ため池（特定農業用ため池）の状況把握及び災害対策に関する事 3. 農林業関係団体との連絡調整に関する事 4. 農林業関係災害の応急措置および災害対策に関する事 5. 災害応急用木材、薪炭等林産物の需給調整ならびに救援資材の受入保管ならびに配分に関する事 6. 災害時における農作物病虫害防除に関する事
	商工観光労政班 (商工観光労政課長)	1. 所管施設の被害状況把握及び保全に関する事 2. 観光案内所の連絡調整に関する事 3. 市内に滞在する来訪者（観光客）への対応に関する事 4. 経済団体及び商工業事業者の被害調査に関する事 5. 観光施設の被害調査に関する事 6. 中小企業の経営相談に関する事 7. 中小企業の金融相談及び融資に関する事
	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	1. 災害に伴う農業委員会運営の応急対応に関する事
建設部 (建設部長) (建設部技監)	都市計画班 (都市計画課長)	1. 都市公園施設等の被害調査およびその対策に関する事
	土木交通班 (土木交通課長)	1. 土木関係被害状況の調査に関する事 2. 交通不能個所の調査およびその対策に関する事 3. 道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関する事 4. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事 5. 国・県管理の道路・河川の調整に関する事 6. 道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関する事 7. 災害対策用の工事資材の調達管理に関する事 8. 応急対策実施のための用地借入および補償に関する事 9. 急傾斜地の災害対策に関する事 10. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関する事
	道路・河川班 (道路・河川課長)	1. 土木関係被害状況の調査に関する事 2. 交通不能個所の調査およびその対策に関する事 3. 道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関する事 4. 国・県管理の道路・河川の調整に関する事 5. 道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関する事 6. 災害対策用の工事資材の調達管理に関する事 7. 応急対策実施のための用地借入および補償に関する事

部	班	任務分担
	住宅班 (住宅課長)	1. 市営住宅の災害対策（応急措置・復旧措置を含む）に関する事 2. 被災建築物応急危険度判定に関する事 3. 被災宅地危険度判定に関する事 4. 応急仮設住宅の設置及び応急修理に関する事 5. 応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 6. 宅地造成地の復旧指導に関する事
上下水道事業所 (上下水道事業所長)	上下水道班 (上下水道課長)	1. 応急給水活動に関する事 2. 上下水道施設の緊急点検調査に関する事 3. 上下水道施設に係る関係機関との連絡調整・支援要請に関する事 4. 上水道水源地の緊急措置に関する事 5. 上水道水源地の応急復旧に関する事 6. 上下水道施設（水源地以外）の緊急措置に関する事 7. 上下水道施設（水源地以外）の一次調査に関する事 8. 上下水道施設（水源地以外）の応急復旧に関する事
こども家庭局	幼児班 (幼児課長) (幼児課参事)	1. 避難所の運営に関する事 2. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事 3. 園児に対する災害対策および実施に関する事 4. 被災園児に対する教育に関する事 5. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関する事 6. 園の災害対策及び応急措置に関する事 7. 被災園児の学用品に関する事
	子育て支援班 (子育て支援課長)	1. 避難所の運営に関する事 2. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事 3. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関する事 4. 児童館の災害対策及び応急措置に関する事 5. 応急学童保育の実施に関する事
	発達支援班 (発達支援課長)	1. 避難所の運営に関する事 2. 発達支援事業の管理運営、パニックをおこした人への対応に関する事 3. 児童発達支援センター利用者の安否確認に関する事
	こども家庭センター班 (こども家庭センター所長)	1. 避難所の運営に関する事 2. 保健所との連絡（母子保健に関する事）に関する事 3. 医療機関の被災状況調査、情報収集に関する事 4. 医療・助産の情報収集と調整に関する事 5. 児童育成支援拠点建築物の被害調査に関する事 6. 児童育成支援拠点建築物の被害調査（二次災害の予防）に関する事 7. 避難生活における保健指導に関する事

部	班	任務分担
教育委員会 (教育部長)	教育総務班 (教育総務課長)	1. 災害時における教育行政の総合調整、職員の安否確認に関すること 2. 管轄する市立建築物の被害調査、災害状況の確認に関すること 3. 教育関係、義援金品の受領、保管、配分に関すること 4. 教育施設の災害対策および実施に関すること 5. 学校教育財産（市内県施設も含む）を避難所に開放することに関すること 6. 学校給食施設の災害対策および実施に関すること 7. 炊出しに関すること
	学校教育班 (学校教育課長)	1. 管理職・教職員の災害対策のための動員派遣、避難所の確保に関すること 2. 園児・児童生徒に対する災害対策及び実施、安否確認に関すること 3. 被災児童生徒に対する教育に関すること 4. 災害時における学校その他教育に係る環境衛生に関すること 5. 被災児童生徒の学用品に関すること
	生涯学習班 (生涯学習課長)	1. 所管する社会教育施設の災害対策、施設の確認に関すること 2. 青少年教育施設の災害対策、施設の確認、宿泊者の安否確認に関すること 3. 災害活動に協力する青年団体、社会教育団体等の連絡調整に関すること
	スポーツ・文化振興班 (スポーツ・文化振興課長)	1. 所管する社会教育施設の災害対策、施設の維持管理、被害状況の確認に関すること 2. 文化財の被害状況調査に関すること 3. 出土文化財センターの連絡調整、被害状況の確認に関すること 4. 国及び県等助成金申請及び拠出事務に関すること 5. 係の予算執行及び庶務に関すること 6. 歴史民俗博物館ホームページの運用に関すること 7. 歴史民俗博物館の予算執行及び庶務に関すること 8. 歴史民俗博物館施設の維持管理、被害状況の確認に関すること 9. 歴史民俗博物館収蔵庫の維持管理、被害状況の確認に関すること 10. 歴史民俗博物館収蔵資料の保存、被災文化財の受け入れに関すること
	国スポ・障スポ推進班 (国スポ・障スポ推進課長)	1. 県、競技団体等との連絡調整に関すること
	図書館班 (図書館長)	1. 建物及び物品の維持管理、被害状況の確認に関すること 2. 諸証明サービスコーナーとの連携、被害状況の確認に関すること 3. 資料の保管、被害状況の確認に関すること 4. 書庫の維持管理、被害状況の確認に関すること 5. 関係機関との連絡及び調整に関すること 6. 図書館の庶務に関すること
湖南広域消防局 (湖南広域消防局長)	中消防署 (中消防署長)	1. 気象情報、雨量水位情報の収集及び記録に関すること 2. 各種警報発令に関すること 3. 現場防災活動整備に関すること 4. 救助活動に関すること 5. 栗東市自衛消防連絡協議会との調整に関すること

部	班	任務分担
		救助活動に関すること 6. 栗東市自衛消防連絡協議会との調整に関すること

3－5 対策支部一覧表

名称	電話	ファックス
金勝対策支部	558-1100	558-0079
葉山対策支部	553-4911	553-0300
葉山東対策支部	553-2566	553-6172
治田西対策支部	553-7633	553-0650
治田東対策支部	554-6110	554-6111
治田対策支部	554-0050	553-5698
大宝対策支部	553-1900	553-0310
大宝東対策支部	551-2300	551-2301
大宝西対策支部	554-1477	554-1376

3-6 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 57 条の規定する放送要請に関して、滋賀県知事

	日本放送協会大津放送局長	大槻正人
武村正義(以下「甲」という。)	と びわ湖放送株式会社 代表取締役社長	諏訪三郎
※滋賀県知事 稲葉 稔	株式会社 近畿放送代表取締役	白石英司
	※株式会社エフエム滋賀代表取締役社長	小林徹

(以下「乙」という。)

とは、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 22 条の規定に基づき、次のとおり協定する。

(目 的)

第 1 条 この協定は災害対策基本法(以下「法」という。)第 57 条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(要請の手続)

第 2 条 甲は法第 57 条の規定に基づき放送を求める場合は、乙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項(放送の実施)

第 3 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第 4 条 第 2 条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者	滋賀県総務部広報課長
乙の連絡責任者	日本放送協会大津放送局放送部長
	びわ湖放送株式会社業務部長
	株式会社近畿放送テレビ本部テレビ実施局報道製作部長
	※株式会社エフエム滋賀ソフト開発部長

(準 用)

第 5 条 滋賀県内の市町村長が、法第 57 条の規定に基づき、放送を要請する場合についても、本協定を準用するものとする。

(雑 則)

第 6 条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第 7 条 この協定は昭和 54 年 6 月 20 日から適用する。

この協定の証として、協定書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

昭和 54 年 6 月 20 日

※平成 8 年 12 月 1 日

甲	滋賀県知事	武村正義
乙	日本放送協会大津放送局長	大槻正人
	びわ湖放送株式会社代表取締役社長	諏訪三郎
	株式会社近畿放送代表取締役	白石英司
	※株式会社エフエム滋賀代表取締役社長	小林徹

3-7 緊急警報放送の放送要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和54年6月20日締結）第6条の規定に基づき、滋賀建知事（以下「甲」という。）と日本放送協会大津放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合について必要な事項を次のとおり定める。

（放送要請）

第1条 緊急警報放送の要請は、甲または市町村長が災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合

- (1) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、多くの人命、財産を保護するための避難の勧告および指示等
- (2) 住民に対し、災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれに対してとるべき措置について、必要な指示等
- (3) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (4) 前各号のほか、甲が特に必要と認める事項

（要請者）

第2条 甲または市町村長が行う緊急警報放送の放送要請は、原則として甲が乙に行うものとする。

ただし、市町村と県との間が通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村長が乙に対し直接要請できるものとし、要請後速やかに甲に対し通知するものとする。

（要請手続）

第3条 緊急警報放送の要請を行うときは、原則として滋賀県防災行政無線電話によるものとし、事後速やかに文書（別紙様式1号）を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 緊急警報放送の要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲および乙は連絡責任者および補助者を定め、当該者の職、氏名を連絡責任者通知書（別紙様式2号）により相互に通知するものとする。

（施行期日）

第5条 この覚書は、昭和60年11月1日より施行する。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印の上、各一通を保有する。

甲 滋賀県知事 武 村 正 義

乙 日本放送協会

大津放送局長 辻 亨

緊急警報放送の放送要請について（様式）

様式 1 号

発信者	
受信者	

年 月 日 時 分

滋賀県緊急警報放送要請

発第 号

日本放送協会

大津放送局長殿

滋賀県知事

（市町長）

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 57 号の規定により、次のとおり放送要請します。

1. 要請理由

- ① 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため
- ② 災害時の混乱を防止するため
- ③ (市町村)長から依頼があったため
- ④

2. 放送事項 について

3. その他

要請文

滋賀県知事（市町長）から、今日 時 分 市町村の
について、次のように緊急通報放送の要請がありましたのでお伝えいたします。

3-8 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領（令和5年5月改正）より抜粋

第1 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- 4) 特定違反対象物の火災
- 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- 7) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

ウ) 交通機関の火災

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災
- 3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- 4) トンネル内車両火災
- 5) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等（例示）

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- 5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- 6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- 7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- 8) 上記1)から7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故

- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 4) 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- 1) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- 1) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第2 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャックによる救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

3-9 災害報告取扱要領

昭和45年4月10日
消防防第246号消防庁長官

改正 昭和58年12月消防総第833号・消防災第279号・消防救第58号、昭和59年10月消防災第267号、平成6年12月消防災第278号、平成8年4月消防災第59号、平成13年6月消防災第101号・消防情第91号、平成31年4月消防応第28号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする(床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く)。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、

夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

※各様式省略

3-10 被害認定基準

被害項目		報 告 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達したものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものの。

被害項目			報 告 基 準
非住家の被害			「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目は属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。これらの施設人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	田の耕地が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	学校		学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校における教育の用に供する施設をいう。
	道路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁		「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする

被害項目		報 告 基 準
その他の被害	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災者	罹災世帯	「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震の場合のみ報告する。

被害項目		報 告 基 準
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他の被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

出典：災害報告取扱要領

3-1-1 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準

(令和5年5月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
				「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出し その他による 食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班：使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診 療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別 途計上
助産	災害発生の日以前又は 以後 7 日以内に分べん した者であって、災害 のため助産の途を失っ た者者（出産のみなら ず、死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した 衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別 途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明の状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	輸送費、人件費は、別 途計上
住家の被害の大 を防止するため の緊急の修理	災害のため住家が半壊 (焼)又はこれに準ずる 程度の損傷を受け、雨 水の浸入等を放置すれ ば住家の被害が拡大す るおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊 急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 500,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
日常生活に必要 な最小限度の部 分の修理	1 住家が半壊（焼） 若しくはこれらに準ず る程度の損傷を受け、 自らの資力により応急 修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住するこ とが困難である程度に 住家が半壊（焼）した 者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必 要最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若 しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷に より被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内（災害 対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規 定する特定災害対 策本部、同法第 24 条第 1 項に規定す る非常災害対策本 部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規 定する緊急災害対 策本部が設置され た災害にあって は、6 ヶ月以内）	
学用品の 供 与	住宅の全壊(焼)流失半 壊(焼)又は床上浸水に より、学用品を喪失又 は毀損等により使用す ることができず、修学 上支障のある小学校児 童、中学校生徒、義務 教育学校生徒及び高等 学校生徒等。	1 教科書及び教科書以外の教材で教 育委員会に届出又はその承認を受けて 使用している教材、又は正規の授業で 使用している実費 2 文房具及び通学用品費は、1 人当 たり、次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学 用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支 給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 219,100 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 一時収容： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運ばれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める		
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

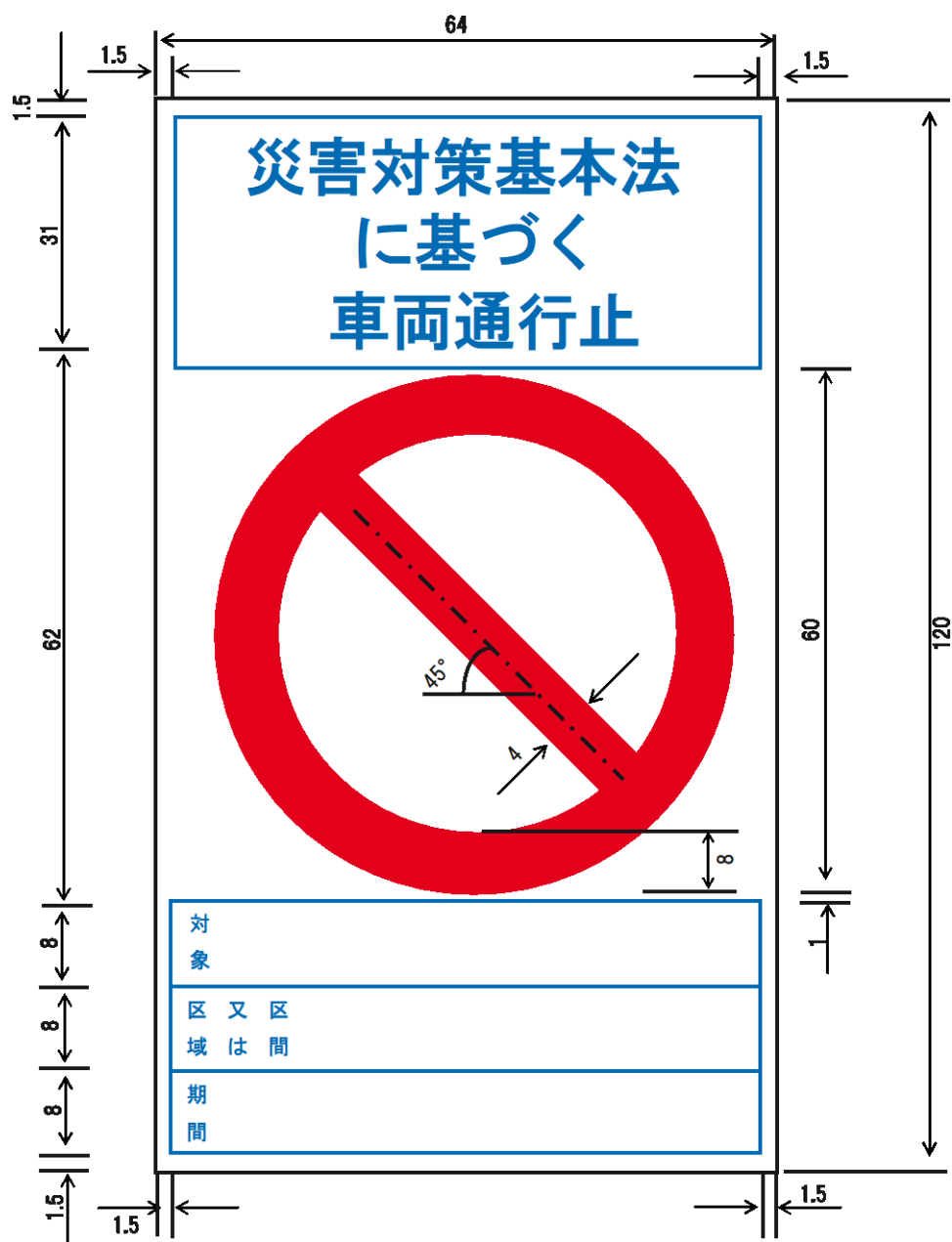
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-12 緊急輸送道路一覧表

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
第1次緊急輸送道路						
国道	国	1号	甲賀市土山町山中 ～大津市横木一丁目	56.6	2～4	
国道	国	8号	長浜市西浅井町沓掛 ～栗東市手原	83.2	2	
国道	高国	名神高速道路	米原市長久寺 ～大津市追分町	83.2	4～6	
主要地方道 11	主	守山栗東線	守山市洲本町 ～栗東市辻	5.9	2	
第2次緊急輸送道路						
主要地方道 55	主	上砥山上鈎線	栗東市上鈎 ～栗東市手原	0.5	2	
第3次緊急輸送道路						
市道 〃 県道 主要地方道 市道	1 1 一 主 3	手原駅新屋敷線 上鈎上砥山線 川辺御園線 栗東信楽線	安養寺～御園 (金勝対策支部)	4.6	2 2 2 2	
市道 主要地方道 市道 県道 市道 県道 市道	1 主 1 一 1 一 1	手原駅新屋敷線 上砥山上鈎線 手原辻線 高野守山線 葉山公民館線 片岡栗東線 下鈎出庭線			2 2 2 2 2 2	
市道 主要地方道 県道	1 主 一	手原駅新屋敷線 上砥山上鈎線 六地藏草津線	安養寺～六地藏 (葉山東対策支部)	1.9	2 2 2	
市道 県道 〃 市道 〃	1 一 一 1 2	手原駅新屋敷線 川辺御園線 六地藏草津線 目川小柿線 岡国一線			2 1.9	
市道 〃 〃	1 1 2	手原駅新屋敷線 上鈎上砥山線	安養寺～安養寺 (治田東対策支部)	1.4	2 2 2	

市道	1	手原駅新屋敷線	安養寺～小柿 (治田西対策支部)	3.5	2	
〃	1	上鉤上砥山線			2	
主要地方道	主	栗東志那中線			2	
市道	1	小柿苅原線			2	
〃	2	治田西小学校線			2	
市道	1	手原駅新屋敷線	安養寺～継 (大宝対策支部)	3.5	2	
〃	1	上鉤上砥山線			2	
主要地方道	主	栗東志那中線			2	
〃	主					
市道	1	大橋継線				
市道	1	手原駅新屋敷線	安養寺～霊仙寺 (大宝西対策支部)	6.0	2	
〃	1	上鉤上砥山線			2	
主要地方道	主	栗東志那中線			2	
市道	1	小平井霊仙寺線			2	
〃	3	霊仙寺十里線				
〃	1	霊仙寺継線			2	
市道	1	手原駅新屋敷線	安養寺～野尻 (大宝東対策支部)	2.7	2	
〃	1	上鉤上砥山線			2	
主要地方道	主	栗東志那中線			2	
市道	1	下鉤野尻線			2	

3-13 交通規制の標識



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

3-14 緊急通行車両等に関する様式

(1) 緊急通行車両確認申出書

		年 月 日
滋賀県公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊 急 連 絡 先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(2) 規制除外車両確認申出書

		年 月 日
滋賀県公安委員会 殿		
		規制除外車両確認申出書
		申出者 住 所 氏 名
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書

第 号		
年 月 日		
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
滋賀県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所	
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

(4) 規制除外車両確認証明書

第 号 年 月 日 規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書 滋賀県公安委員会 		
番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所	
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

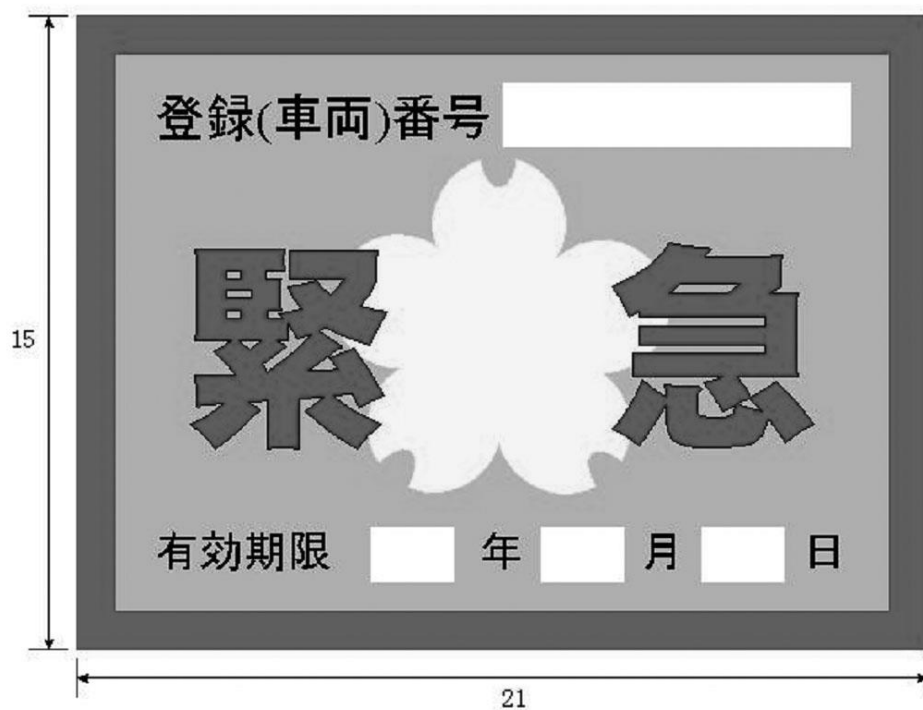
(5) 規制除外車両事前届出書

災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書 年 月 日 滋賀県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 滋賀県公安委員会 印
番 号 標 に 表 示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
活動地域		
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明 する書類を添付の上、滋賀県警察本部又は車両の使用の本拠の位置を管 轄する警察署に提出してください。		

- (注)
- 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。
 - 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、滋賀県公安委員会（滋賀県警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
 - 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。
 - (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 規制除外車両が廃車となったとき。
 - (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(6) 標章



- 備考 1. 色彩は記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光り反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3-15 滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第18条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱および滋賀県防災ヘリコプター支援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 要綱第20条に基づくヘリコプター保有機関との相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）による緊急運航については、第4から第6までおよび第7第2号、第3号の規定は、相互応援協定の定めるところによる。

3 航空法第81条の2（捜索または救助のための特例）の適用を受けることができる運航は、この要領に定める緊急運航に限る。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第16条第1項第1号から5号までに掲げる活動で次の全ての要件を満たす場合に運航するものとする。

(1) 公共性

住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、生命、財産に重大な支障が生じるおそれがある場合。）

(3) 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できないか、または活動できない場合。）

(緊急運航の基準)

第4 緊急運航は、前条の条件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

ア 傷病者の搬送

防災ヘリコプターが救急現場等に出場し、救急隊等から引き継いだ傷病者を緊急に搬送する必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師または救急救命士が搭乗できる場合。

イ 転院搬送

高次・専門医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合。

ウ 臓器搬送

移植医療を行うため、臓器を搬送する必要があると認められ、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な搬送方法が無い場合。

エ その他

緊急医療を行うため、医師、資機材等を搬送する必要がある等、特に防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合。

(2) 救助活動

ア 山岳救助・水難救助

山岳遭難および水難事故等において、災害が発生した市町等の消防力だけでは対応できないと認められる場合。

イ 中高層ビル等の火災における救助

中高層建築物火災において、地上からの救出・救助が困難であると認められる場合。

ウ 大規模災害等における救助

地震、台風、洪水等の自然災害、または航空機事故、列車事故、自動車専用道路等での大規模事故で、地上からの接近、救急車による収容、搬送が困難であると認められる場合。

エ その他

特に防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合。

(3) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上からの消火活動では消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。

イ 上空偵察・情報収集

大規模火災等が発生し、または延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

ウ 人員・資機材の搬送

交通遠隔地の大規模災害等において人員、資機材等の搬送手段がない場合、または防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合。

エ その他

特に防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合。

(4) 災害応急対策活動

ア 上空偵察・情報収集

災害等が発生し、または発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

イ 救援物資等の搬送

災害等が発生し、または発生するおそれがある場合で、食料、衣料等の生活必需品、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められる場合。

ウ 広報活動

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害に関する情報および避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合。

エ その他

特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合。

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航（要綱第17条第1項第1号）にかかる要請は、協定に基づき、災害が発生した市町ならびに消防事務に関する一部事務組合の消防長（消防本部を置かない町においては、当該町長。以下「消防長等」という。）が運航管理責任者に行うものとする。

2 前項の要請は、防災危機管理局（以下「防災航空隊」という。）に対して電話にて速報後、防災航空隊

出場要請書（様式第1号）によりファクシミリまたは電子メールにて行うものとする。

3 移植のための臓器搬送（要綱第16条第1項第1号エ）にかかる要請は、消防長等から要請が困難な場合、公益社団法人日本臓器移植ネットワークが防災航空隊に対して臓器搬送出場要請書（様式第2号）によりファクシミリまたは電子メールにて行うことができる。

4 消防長等は、第4の緊急運航の基準に該当すると予測される事案が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、速やかに防災航空隊に対して連絡するよう努めるものとする。

（緊急運航の決定）

第6 運航責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況（移植のための臓器搬送については、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）および臓器の緊急搬送について（平成11年2月23日付け消防球第45号消防庁救急救助課長通知の趣旨等）ならびに現場の気象状況等を確認の上、出場の可否を決定しなければならない。

2 運行責任者は、前項の結果を要請を行った者に回答するとともに、出場を決定した時は、直ちに航空消防活動指揮者に必要な指示をし、運行管理責任者に報告しなければならない。

3 航空消防活動指揮者は、出場の指示を受けた場合には、直ちに出場区域の地勢、飛行を予定する経路の気象等を踏まえた飛行計画を定め、運航責任者および航空消防活動従事者に対し、飛行計画の説明を行うとともに、出場体制を整えなければならない。

（受入れ体制）

第7 緊急運航を要請した消防長等は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

（1）離着陸場所の確保（散水等必要な措置を含む。）および安全対策

（2）傷病者等の搬送先の離着陸場所および病院等への搬送手配

（3）空中消火基地の確保

（4）その他必要な事項

（報告等）

第8 航空消防活動指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を災害等速報（様式第3号）により、速やかに運航責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した消防長等は、災害等が収束した場合、その結果を要請した消防長等が定める様式（活動概要報告書等）により速やかに報告するものとする。

（滋賀県地域防災計画に基づく緊急運航）

第9 滋賀県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の準備体制以上の体制が発令された場合の情報収集および地域防災計画の災害応急活動に基づく緊急運航については、防災危機管理監の命により出場する。

2 この要領は、前項の緊急運航について準用する。

（その他）

第11 この要領の施行についての必要な事項は、別に定める。

（付則）

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

（付則）

この改正要領は、平成11年11月1日から適用する。

（付則）

この改正要領は、平成12年5月1日から適用する。

（付則）

この改正要領は、平成13年6月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成15年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成16年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成17年1月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成19年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成20年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、平成28年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、令和 2年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、令和 4年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、令和 5年4月1日から適用する。

(付 則)

この改正要領は、令和 6年4月1日から適用する。

3-16 自衛隊災害派遣要請・撤収様式

■災害派遣要請

		年	月	日
滋賀県知事	殿			
		栗東市長	⑩	
自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 に つ い て				
標記のことについて、災害対策基本法第68条の2により下記のとおり自衛隊の派遣要請をお願いします。				
記				
1 災害の状況及び派遣を要請する事由				
2 派遣を希望する期間				
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
4 その他参考となるべき事項				

■災害派遣部隊の撤収要請

		年	月	日
滋賀県知事	殿			
		栗東市長	⑩	
自衛隊災害派遣部隊の撤収について（要請）				
災害対策基本法第68条の2により災害派遣を要請しましたが、応急作業が一応終わりましたので下記のとおり撤収をお願いします。				
記				
1 撤収要請日時				
2 派遣人員等及び従事作業の内容				
3 その他参考となるべき事項				

3-17 強制命令等の種類と執行者

(1) 強制命令等の種類と執行者

従事命令及び協力命令等は、次表に掲げるところにより執行される。

対象作業	種類	根拠法令	執行者
消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官
		災害対策基本法第65条第3項	自衛隊員
災害応急対策（災害対策基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項）についての応急措置	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事、 委任を受けたとき市長
	協力命令	災害対策基本法第71条第1項	
災害救助法に基づく救助	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	
避難等の措置	従事命令	警察官職務執行法第4条第1項	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛隊員
消火、延焼の防止、人命の救助	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
救急業務	協力要求	消防法第35条の10	救急隊員
水防活動	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長 消防機関の長

(2) 命令等対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官又はとび職 5. 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6. 鉄道事業者及びその従業者 7. 自動車運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令 （災害応急対策全般）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 （災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防職員、消防団長の従事命令 （消防作業）	火災の現場附近に在る者
消防法による救急隊員の協力要求 （救急業務）	傷病者の発生した現場付近に在る者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 （水防作業）	当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

3-18 避難情報の実施基準

警戒レベル	区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
警戒レベル3	高齢者等避難	市長 (災害対策基本法56条)	避難に時間を要する高齢者や要配慮者等へ立ち退きの準備やその他の措置を通知および警告	○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
警戒レベル4 警戒レベル5	避難指示	市長 (災害対策基本法60条)	避難のための立ち退きを指示 立ち退き先の指示 緊急に安全を確保するための措置を指示	○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
		知事及びその命を受けた職員 (水防法29条) (地すべり等防止法25条)	避難のための立ち退きを指示	○洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
		水防管理者 (水防法29条)	避難のための立ち退きを指示	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	緊急安全確保	警察官 (災害対策基本法61条) (警察官職務執行法4条)	避難のための立ち退きの指示警告 避難等の措置	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないとき ○市長から要求があったとき ○重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
		自衛官 (自衛隊法94条)	避難について必要な措置	○災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる
		避難指示等にあたる助言 (災害対策基本法61条の2)	指定行政機関、指定地方行政機関または知事は、避難指示または緊急安全確保等に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする	
		知事による避難指示等の代行 (災害対策基本法60条6項)	知事は、市町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のため立ち退きの指示等に関する措置の全部または一部を代行する	
		避難指示等の解除にあたる助言 (土砂災害防止法32条)	国土交通大臣または知事は、避難指示等の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする	

※避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危機が及ぶおそれがあるとき、屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避など、避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

3-19 警戒区域の設定権限

設定権者	災害の種類	内 容 (要 件)	根 拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 63 条
警察官	災害全般	同上の場合において、本部長若しくはその委任を受けた町本部の職員が現場にいないとき、又はこれらのものから要求があったとき	災害対策基本法 第 63 条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合	警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害全般	同上の場合において、本部長若しくはその委任を受けた町本部の職員が現場にいないとき、又はこれらのものから要求があったとき	災害対策基本法 第 63 条
自衛官	災害全般	本部長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員又は消防団員	火災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する	消防法第 36 条において準用する 同法第 28 条
水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要な場所において	水防法第 21 条
知事による応急措置の代行		本部長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する	災害対策基本法 第 73 条

※ 警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

3-20 災害時帰宅支援ステーション事業協力事業者

1. 具体的な支援内容

- ・ 水道水及びトイレの提供
- ・ 通行可能な道路等の情報の提供

2. 対象地域

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、三重県および奈良県の府県域（京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市を含む）

3. 協力事業者：28事業者

コンビニ事業者	株式会社セブンーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、ミニストップ株式会社、株式会社ローソン
外食事業者	味の民芸フードサービス株式会社、株式会社壺番屋、株式会社アイデアプラス、サガミレストランツ株式会社、サトフードサービス株式会社、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社ダスキン（ミスタードーナツ）、チムニー株式会社、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家、ロイヤルホールディングス株式会社、ワタミ株式会社
その他	株式会社オートバックスセブン、株式会社スギ薬局、株式会社第一興商、株式会社ユタカファーマシー、損害保険ジャパン株式会社、AIRオートクラブ、ケアパートナー株式会社、株式会社ホスピタリティオペレーションズ

登録店舗数：合計12,404 店舗（令和6年5月1日現在）

出典：「関西広域連合ステーション事業概要」

3-2-1 重要水防区域および危険箇所

番号	河川名	左右岸	管内	担当水防管理団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		摘要
					区域	延長 (m)	区域	延長 (m)	区域	延長 (m)	
44	金勝川	左岸 右岸	南部	栗東市	打合橋から 県道栗東信 楽線まで	6,682	打合橋から 上流 700m	1,400	打合橋から 上流 700m	1,400	—
45	葉山川	左岸 右岸	南部	栗東市	坊袋字道川 原より上流 1,820m	3,640	同左	3,640	—	—	—
46	中ノ井川	左岸 右岸	南部	栗東市	新幹線より 上流 700m	1,400	中ノ井川洪水 調整池より下 流300m	600	—	—	—
48	伊佐々川	左岸 右岸	南部	栗東市	金勝川合流 地点より下 流 1,350m	2,700			—	—	—

資料：令和6年度滋賀県水防計画資料編

3-22 局面に応じた医療救護活動

県本部ならびに市本部、病院および有床診療所（以下「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示す。

第1フェーズ（発生から3時間程度）
初動体制
第2フェーズ（3日以内）
災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣
第3フェーズ（4日から2週間）
医療救護班の派遣
第4フェーズ（2週間から2か月程度）
医療救護活動の終了

(1) 第1フェーズ（発生から3時間程度）

1) 情報の伝達

- ア 県は、消防本部、警察本部等からの災害発生情報に基づき、医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの登庁を要請するとともに、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行う。
- イ 県は、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請した場合、基幹災害拠点病院および災害が発生した医療圏域の地方本部に直ちに連絡する。
- ウ 県から連絡をうけた災害医療地方本部は、市および救急告示病院等に直ちに連絡する。
- エ 基幹災害拠点病院は、県から得た情報を災害拠点病院および災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣した医療機関に連絡し、以後これらの医療機関との情報共有に努める。
- オ 県は、病院等に対して広域災害・救急医療情報システムに災害医療情報（受入可能患者数等）を入力するよう、同システムの一斉通報で要請する。

2) 被災地外医療圏域の災害拠点病院等に対する派遣要請

- ア 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)からの報告により、災害現場の医療情報について収集した情報を広域災害・救急医療情報システムに随時入力するとともに、必要と認められる場合は、他の災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。
- イ 上記アで県から要請を受けた災害拠点病院等は、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣する。

(2) 第2フェーズ（3日以内）

1) 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動

- ア 災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害現場で消防、警察、自衛隊と相互の連携を図る現地合同調整所に入る。
- イ 災害派遣医療チーム(DMAT)は、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害拠点病院に報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

2) 負傷者のトリアージ、応急処置および搬送

ア 災害派遣医療チーム(DMAT)は、現地救護所において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

イ 現地救護所から病院等へ患者を搬送する際には、患者の重症度別に、緊急治療が必要な重篤・重症患者は被災地内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は被災地内の救急告示病院に搬送する。

この場合、患者が多数発生し、被災地内の災害拠点病院では受入が困難な場合は、重篤・重症患者は被災地外の災害拠点病院、中等症患者は被災地外の救急告示病院に搬送する。

ウ 県は必要と認めた場合は、他都道府県に患者の受入要請を行い、他都道府県の災害拠点病院や救急告示病院に患者の重症度別に搬送する。

(3) 第3フェーズ（4日から2週間程度）

1) 救護班の派遣

ア 市は、被災地内に所在する災害拠点病院、その他病院及び地元都市医師会等の協力を得て、管内の医療救護所または病院等に配置すべき医療救護班、助産救護班、こころのケアチーム(DPAT)等(以下、「救護班」という。)の派遣の要請を行う。

イ 市単独では医療需要に見合う救護班の確保、派遣が困難な場合は、県に救護班の派遣要請を行う。

ウ 県は、市から救護班の派遣要請を受けた場合、または自ら必要と認めた場合は各医療関係団体、他都道府県等に必要な救護班の派遣を要請する。

エ 上記ウで要請を受けた各医療関係団体は、県からの派遣要請に基づき救護班を派遣する。

2) 災害医療地方本部の活動

ア 災害医療地方本部は、市町と医療救護のニーズに関する情報共有を行い、上記(2)エで派遣された救護班の派遣場所について調整を行う。

(4) 第4フェーズ（2週間から2か月程度）

本編「第3章第4節第5防疫、保健衛生」による

(5) 災害派遣医療チーム(DMAT)

災害拠点病院等有する災害時の急性期に活動できる機動性を持ち、トレーニングを受けた医療チーム。速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害拠点病院に報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

1) 派遣手順

県は、派遣要請基準に該当する災害が発生した場合、災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。

ただし、派遣要請基準に該当する災害が発生したにも関わらず、県からの派遣要請もなく、また県と連絡が取れない場合には、災害拠点病院は県からの要請を待たずに、消防と連携し情報交換のうえ、災害派遣医療チーム(DMAT)を災害現場に派遣する。

2) 派遣要請基準

ア 県内で発生した災害の場合

- ア) 死者および負傷者等が多数生じ、または生じると予測される場合。
- イ) 災害現場における医療需要が供給をはるかに上回ると判断される場合。
- ウ) 報道機関等からの情報やその他の情報により現地の医療救護活動が早期に必要と判断される大規模災害である場合。
- エ) その他派遣が必要と県が判断した場合。

イ 県外で発生した災害の場合

厚生労働省および他都道府県からの派遣要請があった場合。

3) 災害派遣医療チーム(DMAT)の搬送

災害派遣医療チーム(DMAT)は、原則として医療機関が所有する緊急車両等により自ら災害現場へ赴く。

なお、医療機関自らが、現場へ赴くことが困難である場合は、県または市町に搬送手段の支援を求める。

4) 現地合同調整所

災害派遣医療チーム(DMAT)は、消防、警察、自衛隊において設置された現地合同調整所において、それぞれの機関と連携しながら円滑に医療救護活動を行う。

また、災害現場において、拠点となる現場指揮所を設置する。

5) 災害派遣医療チーム(DMAT)の統括者

災害派遣医療チーム(DMAT) が災害現場に複数集まって活動にあたる場合、統括DMATの指揮、調整のもとに、互いに連携しながら災害現場での医療救護活動に従事する。

(6) 災害医療コーディネーター

医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、消防、警察、自衛隊、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、県本部および地方本部において、災害医療を指揮統括する医療従事者を災害医療コーディネーターとして設置する。

1) 災害医療コーディネーターの委嘱

県はあらかじめ、各医療関係団体、病院等の適任者を災害医療コーディネーターとして委嘱する。

2) 主な職務

災害医療コーディネーターは、県本部等において、主として下記の職務に従事する。

- ア 被災状況を含む医療情報および被災者の医療ニーズの集約
- イ 災害派遣医療チーム(DMAT)および救護班を含む医療従事者の適正な配置
- ウ 患者の収容先医療機関の確保、搬送の手配
- エ 関係各機関との協議折衝

3-23 医薬品調達先

市内薬局

令和6年11月1日現在

業者名	所在地	電話
スズキ薬局栗東店	安養寺1-1-20	553-8122
元気堂	安養寺8-3-3	552-0258
ラブリー薬局安養寺店	安養寺7-1-25	553-9616
たんぽぽ	安養寺2-5-15-102	554-5467
調剤薬局ひかり	下鈎1628	554-7466
オードリー薬局	小野881-3	552-8850
ティエス調剤薬局栗東店	手原5-6-14	552-8968
恵晶薬局	手原2-1-14	553-6614
ドリーム薬局手原店	手原3-11-4	551-3510
スーパードラッグイレブン栗東手原店	手原1-9-17	554-9494
株式会社リブラ	坊袋177-5	551-5257
凡凡薬局東店	霊仙寺1-1-46	554-2368
わに薬局栗東店	霊仙寺1-1-53	553-5211
A B C 薬局	霊仙寺2-1-32	553-3537
くすりキリン堂栗東店	霊仙寺3-2-29	554-7100
スズキ調剤薬局大宝店	霊仙寺1-2-19	551-0919
T・Uドラッグ	霊仙寺1-3-9	553-0194
ドラッグストアファミリー	綾4-11-25	553-3757
寿香調剤薬局	綾2-2-34	553-4093
エース薬局	綾3-5-9	552-6993
アピス薬局栗東店	綾3-10-22	554-8925
ミント薬局栗東店	綾3-5-2	554-8390
マロン薬局	綾1-10-12	516-7900
スマイル薬局	小柿6-1-41	552-6923
ビコウ薬品	小柿10-16-1	552-7574
理弘薬品株式会社	小柿5-8-12	553-6980
やよい調剤薬局	小柿10-16-11	532-1539
株式会社パール薬局	御園819-2	558-1227
凡凡薬局 御園店	御園1829-2	559-2121
とまと薬局・栗東店	野尻590	551-2966
みのり薬局	野尻440-4	554-7644
ドラッグユタカ栗東高野店	高野字北さるがう620-1	552-8912
株式会社明德ケアワーク	中沢2-4-31	551-0679
ふれあい薬局・栗東	大橋2-259-1	554-8755
阪神調剤薬局	大橋2-5-36	554-8766
日本調剤 栗東薬局	大橋2-6-18	554-9150
びわこ栗東薬局	大橋3-1-50	551-2134
ファルコはやぶさ薬局	大橋2丁目6-1 2	599-1500
はな薬局栗東店	岡195-4	553-3055

3-24 栗東市被災宅地危険度判定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栗東市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置されることとなる規模の地震災害および風水害（以下「大規模な災害」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止及び軽減を図り、もって市民の安全を確保するために実施する危険度判定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「宅地」 宅地造成規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地および危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地ならびにこれらに被害を及ぼす恐れのある土地をいう。
- (2)「危険度判定」 危険度判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、当該宅地の使用、立ち入り等に関する危険度を判定し、これを現地表示することをいう。
- (3)「危険度判定実施本部」 危険度判定を実施するために、市の災害対策本部内に設置する組織をいう。
- (4)「危険度判定支援本部」 市が実施する危険度判定活動を支援するため、滋賀県が県災害対策本部の下に設置する組織をいう。
- (5)「危険度判定士」 危険度判定を実施する能力を有する者として、滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づき県知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿に登載または被災宅地危険度判定協議会長が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿に登載した者をいう。

(危険度判定の実施主体等)

第3条 市の区域内において実施する危険度判定は、滋賀県の支援の下、危険度判定士等の協力を得て市が主体的に実施するものとする。

- 2 市長は、滋賀県が本市区域を含む地域を対象として危険度判定を実施する場合は、滋賀県と連絡調整をおこない、当該危険度判定の円滑な実施を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(危険度判定の実施体制の整備等)

第4条 市長は、円滑な危険度判定を実施するため、滋賀県地域防災計画との整合を図りながら、本市が実施する危険度判定について、栗東市地域防災計画に位置づけるものとする。

- 2 危険度判定の所管課は、建設部住宅課とし、建設部住宅課長（以下「住宅課長」という。）は、庁内における危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。
- 3 住宅課長は、滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づく危険度判定士としての要件を満たす市職員に対し、危険度判定士として滋賀県知事の認定を受けるよう指導および要請するものとする。
- 4 住宅課長は、危険度判定の実施に必要な危険度判定士の確保に努めるものとする。
- 5 住宅課長は、危険度判定に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施本部の設置等)

第5条 市災害対策本部長が、危険度判定を実施する必要があると判断したときは、危険度判定実施本部を設置するものとする。

2 危険度判定実施本部の本部長（以下「実施本部長」という。）は、住宅課長とする。

3 危険度判定実施本部は、危険度判定の実施にあたり次に掲げる事項をおこなうものとする。

- (1) 宅地にかかる被害情報の収集
- (2) 判定実施計画書の作成（割当地域図・住宅地図等）
- (3) 危険度判定実施にかかる市民等への周知
- (4) 危険度判定士の受け入れ
- (5) 危険度判定士の組織編成
- (6) 危険度判定の実施および判定結果の現地表示
- (7) 危険度判定結果の調整および集計ならびに市長への報告
- (8) 危険度判定結果に対する市民等からの相談の対応
- (9) 県危険宅地判定支援本部への支援要請

（危険度判定の対象区域の決定等）

第6条 危険度判定の対象となる区域の決定にあたっては、宅地の地盤、のり面、自然斜面および擁壁のひび割れ、崩壊、沈下等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮し決定する。

2 対象区域のうち、優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定める。

（危険度判定の実施）

第7条 市が実施する危険度判定は、危険度判定実施本部、危険度判定士により実施するものとする。

2 実施本部長は、危険度判定を実施するにあたって、危険度判定士として認定を受けた市職員に対し、危険度判定をおこなわせるものとする。

3 実施本部長は必要に応じて、滋賀県知事に対し危険度判定士の派遣等の支援要請をおこなうものとする。

（判定結果の表示等）

第8条 市長は、二次災害を防止及び軽減するために危険度判定を実施した宅地の危険度判定の結果を表示する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による危険度判定及び結果の表示は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等の手引きによるものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、危険度判定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

この告示は、平成26年12月8日から施行する。

3-25 原子力災害防護措置基準表（OIL と防護措置について）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モ

モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

注1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル

注2) OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

3-26 安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項

1 放射性ヨウ素の性質と体内への摂取経路

ヨウ素は、もともと自然界に存在する元素で、通常は、飲食物を通じて体内に取り込まれているものであり、人間の体内において、甲状腺ホルモンを作るために不可欠な元素である。

ヨウ素の同位体には放射線を出す放射性のヨウ素と放射線を出さないヨウ素とがあり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれると、甲状腺に集積し、それが放出する放射線によって数～数十年後に甲状腺がんを発病する可能性がある。体内に入った放射性物質は、その放射性壊変と生体内の代謝によって徐々に量が減っていくが、その間被ばくは持続する。

甲状腺への放射線の影響は、外部被ばくによる場合と甲状腺に取り込まれた放射性ヨウ素の内部被ばくによる場合とがあるが、原子力発電所の事故では、内部被ばくが問題となる。原子力発電所において重大な事故が発生した場合には、放射性ヨウ素が大気中放出され、それを吸入する可能性がある。また、大気中に放出された放射性ヨウ素が野菜や貯水池や海洋等に降下し、それらに汚染された飲食物を摂取すると、放射性ヨウ素が体内に取り込まれることがある。

2 放射性ヨウ素の取り込みによる甲状腺への健康影響

(1) 甲状腺がん

甲状腺等価線量で 50 から 100mSv 以上の放射線被ばくにより甲状腺に癌(がん)が過剰に発生することが広島、長崎の原爆被爆(ひばく)者の疫学調査やチェルノブイリ原発事故後の調査等により知られている。また、その発生確率は特に乳幼児において高くなることが知られている。放射線による発がんは、放射線防護の上では確率的影響と考えられている。

(2) 甲状腺機能低下症

数 Gy 以上というかなり高い線量に被ばくした場合、数か月の期間において、甲状腺の細胞死の結果として甲状腺ホルモンの分泌が減少することにより、甲状腺機能低下症が発症することがある。甲状腺機能低下症の発症は、放射線の確率的影響であって、しきい線量が存在する。そのしきい線量を超えた場合には、被ばく線量が増加するに従って発生率が増加し、重篤度も高くなると言われている。

3 安定ヨウ素剤による防護効果

放射性ヨウ素は、主にプルーム通過時の吸入摂取と汚染した飲食物の経口摂取によって体内に入る。安定なヨウ素も放射性のヨウ素も同じように血中を介して甲状腺に取り込まれる。健康な成人が安定ヨウ素剤を服用すると、服用後 1～2 時間以内に尿中排泄濃度は最大となる。その後、時間の経過とともに、尿中ヨウ素排泄量は漸減し、72 時間後には、服用した安定ヨウ素剤のほとんどが体内から排出される。

安定ヨウ素剤を服用すると血中のヨウ素濃度が通常以上に高くなり、甲状腺ホルモンの合成が一時的に抑えられ、血中から甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制される。また、血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより、放射性ヨウ素の甲状腺への到達量を低減することができる。

放射性ヨウ素が吸入摂取または体内摂取される前の 24 時間以内または直後に、安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の 90%以上を抑制することができる。また、既に放射性ヨウ素が摂取された後であっても、8 時間以内の服用であれば約 40%の抑制効果が期待できる。しかし、16 時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている。このように放射性

ヨウ素摂取後では安定ヨウ素剤の防護効果は小さくなるため放射性ヨウ素が体内摂取される前に予防服用することが大切である。

安定ヨウ素剤では、放射性ヨウ素が体内に取り込まれること、それ自体を防ぐことはできない。

また、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであり、安定ヨウ素剤では、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできない。したがって、放射性ヨウ素がほとんど存在しない場合や原子炉の運転停止後に時間経過して放射性ヨウ素がほとんどなくなっている場合には、安定ヨウ素剤の服用は不要である。もう一つ重要な点は、放射性ヨウ素により甲状腺に既に生じた障害を被ばく前の状態に戻すことはできない。

4 安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用

(1) 副作用の事例

これまでの原発事故後の安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用は、チェルノブイリ原発事故時のポーランドの事例では、新生児甲状腺機能低下が0.37%に、子どもの4.6%に嘔吐、皮膚の発疹、胃痛、下痢、頭痛等の症状が出たとされている。また、福島第一原発事故時の事例では、安定ヨウ素剤14日以上または20丸を連続服用した229人中3人(1.3%)に一過性甲状腺機能低下症がみられている。

(2) 服用不適項目に該当する症状

安定ヨウ素剤の成分またはヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方は服用不適切者と判断する。

ヨウ素過敏症は、ヨウ素に対する特異体質を有する者に起こるアレルギー反応である。服用直後から数時間後までに発症する急性反応で、発病、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹、喘息発作等が生じ、重篤になるとショックに陥ることがある。

(3) 慎重投与に該当する症状

ヨード造影剤過敏症の既往歴、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体血症性蕁麻疹様血管炎の既往歴、肺結核、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴の者は、慎重投与対象者と判断する。

5 服用対象者

原則、次の者を除いて全員が服用する。

(1) 服用不適切者

(2) 自らの意志で服用をしない者

この場合、3歳未満の乳幼児は、ゼリー剤の安定ヨウ素剤を服用される。

なお、妊婦、授乳婦は、新生児への影響を考慮する必要があるが、原則的に服用対象者に含める。

また、40歳以上の者については、以前に原子力安全委員会が定めた「原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方について(平成14年4月)」では、放射線被ばくによる甲状腺がんの発生リスクの見られないことを理由に服用の必要がないとされていたが、近年の研究を見ると、甲状腺がんの発生リスクは年齢とともに減少するが、高齢者においてもそのリスクが残存するとの懸念がある。一方、一時的な甲状腺機能低下等の副作用が生じる可能性は、年齢が上がるとともに増加するとの報告もあり、こうした安定ヨウ素剤の服用に係る年齢との関係を理解した上で、服用してもらうこととする。

○特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先させる。

(※乳幼児は、甲状腺濾胞細胞の分裂が成人に比べて活発であり、放射線によるDNA損傷の影響が危惧され、安定ヨウ素剤予防服用の効果もより大きい。すなわち、放射性ヨウ素の内部被ばく

くによる若年者の甲状腺がんの発生確率が成人に比べて有意な増加が認められていることおよび胎児の被ばくを考慮し、優先的に服用させる必要がある。

○次の者は安定ヨウ素剤の服用対象者から除外する。

- ・ヨウ素摂取により重い副作用が発生するおそれのある者
- ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者
- ・造影剤過敏症の既往歴のある者
- ・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者
- ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者

○服用除外者への対応措置の必要性については、全員に説明を行い、個別に対応する。

○屋内退避や避難が自発的にできない要配慮者で、服用の対象となる者に対しては、あらかじめ対応措置など準備する。

○安定ヨウ素剤の服用により副作用が発生するおそれがあるため、服用に当たっては、十分に副作用に留意する。

6 服用回数

服用は原則1回とする。

連続服用をしなくてよいように、避難等の防護措置を講ずることを前提とする。ただし、放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が24時間以上継続し、再度の服用がやむを得ない場合は、24時間の間隔を空けて服用することとする。連続服用は、原則、国または県からの指示があった場合のみ服用する。

なお、妊婦、授乳婦、新生児は、原則として複数回の服用を避ける。

7 服用量・方法

(1) 新生児

ゼリー剤（ヨウ化カリウム量16.3mg）1包を服用する。

(2) 生後1カ月以上3歳未満の者

ゼリー剤（ヨウ化カリウム量16.3mg）2包又はゼリー剤（ヨウ化カリウム量32.5mg）1包を服用する。

(3) 3歳以上13歳未満の者

丸薬1丸（ヨウ化カリウム量50mg）を服用する。

(4) 13歳以上の者

丸薬2丸（ヨウ化カリウム量100mg）を服用する。

(5) その他

- ・安定ヨウ素剤の実際の服用に当たっては、就学年齢を考慮すると、7歳以上13歳未満の対象者はおおむね小学生に、13歳以上の対象者は中学生以上に該当することから、緊急時における迅速な対応のために、小学1年～6年生までの児童に対しては、丸薬1丸、中学1年以上に対しては丸薬2丸を丸を配布することが適当である。
- ・丸剤の服用が困難な者に対しては、ゼリー剤を用いる必要があり、丸剤の服用が困難な3歳以上13歳未満の者はヨウ化カリウム50mg相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）1包＋ゼリー剤（32.5mg）1包」）を服用し、丸剤の服用が困難な13歳以上の者はヨウ化カリウム100mg相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）2包＋ゼリー剤（32.5mg）2包」、「ゼリー剤（32.5mg）3包」）を服用する。

- ・実際の服用に当たっては、安定ヨウ素剤の服用量の厳密さの遵守よりも、迅速な予防服用が優先される。

(6) 重複投与の防止策

未服用者と服用済者を分別できるようにする。

(7) 服用後の注意事項

ア 新生児

安定ヨウ素剤を服用した新生児、安定ヨウ素剤を服用した妊娠後期の妊婦より生まれた新生児については、甲状腺機能をモニターする必要がある。

※甲状腺機能低下症を発症することがあり、その早期発見・治療のため。

イ 授乳婦・授乳児

授乳婦が安定ヨウ素剤を服用した場合、授乳児への授乳を中止する。

※摂取したヨウ素の4分の1程度が母乳に移行し、授乳により母子ともに安定ヨウ素の適正な摂取量が確保できなくなるため。

ウ その他

安定ヨウ素剤服用により、副作用と思われる症状などが発症した場合は、医師に相談する。

※単回服用での重大な副作用の発生は極めてまれであるが、火照り感、皮疹、頭痛、関節痛、胸やけ、吐き気、下痢などの症状の報告事例がある。

※なお、医師による対応が困難な場合は、オフサイトセンター等に連絡し、国から派遣された緊急被ばく医療派遣チームの指示を受ける。

3-27 安定ヨウ素剤予防服用に関する受領書

☐配布対象
☐配布対象外

安定ヨウ素剤予防服用に関する受領書 兼 問診票

書類番号：

説明場所名	
記入日	令和 年 月 日
受領者氏名	
代理受領者氏名	
生年月日	(明治、大正、昭和、平成、令和) 年 月 日
性別	☐ 男 ☐ 女
記入者氏名	
あなたの年齢	☐ 新生児 ☐ 生後1か月以上3歳未満 ☐ 3歳以上小学校就学前 ☐ 小学1～6年生 ☐ 中学生1年生以上40歳未満 ☐ 40歳以上
【女性のみ】 妊娠中ですか？	☐ はい ☐ いいえ

【服用不適項目】

1	今までに安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し過敏症があると言われたことがありますか？ (ポピドンヨード液(うがい薬に含まれます)およびルゴール液使用後ならびにヨウ化カリウム丸服用後に蕁麻疹や呼吸困難や血圧低下などのアレルギー反応を経験したことがありますか)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

【慎重投与項目】

1	今までヨード造影剤過敏症(造影剤アレルギー)と言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
2	今までに甲状腺の病気(甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症)があると言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
3	今までに腎臓の病気や腎機能に障害があると言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
4	今までに先天性筋強直症と言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
5	今までに高カリウム血症と言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
6	今までに低補体血栓性蕁麻疹様血管炎と言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

7	今までに肺結核(カリエス、肋膜炎なども含む)と言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
8	今までにジューリング疱疹状皮膚炎と言われたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
9	現在、以下のお薬をお使いですか。 「はい」の方は、該当する薬品にチェックを入れてください。 ☐カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン ☐リチウム製剤 ☐抗甲状腺薬(チアマゾール、プロピルチオウラシル) ☐ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩 ※慎重投与項目のうち、ひとつでも「はい」に該当する場合、医師と相談のうえ安定ヨウ素剤服用をするかどうかを決めてください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

【確認項目】

1	安定ヨウ素剤の効能・効果(どのように、何に効くか等)について説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
2	安定ヨウ素剤の服用方法(飲み方、飲むタイミング)について説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
3	安定ヨウ素剤服用以外の放射線防護、原子力防災について説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
4	安定ヨウ素剤を飲むことによって得られる利益(甲状腺がんのリスクが低下する程度など)について説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
5	安定ヨウ素剤の副作用を含め、リスクについて説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
6	併用した場合に使用に注意を要する薬品について説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
7	安定ヨウ素剤を飲まない場合の対応方法や予想される結果などについて説明を受け、理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ
8	すでに安定ヨウ素剤を服用しましたか。	☐ はい ☐ いいえ

安定ヨウ素剤の服用に関する注意事項の説明を受け、副作用の可能性についても理解し、安定ヨウ素剤を受け取りました。また、受け取った安定ヨウ素剤は、第三者に譲り渡さず、不要となった場合には返却を行います。

受領者氏名：

代理受領者氏名：

(注) 代理受領の方へ

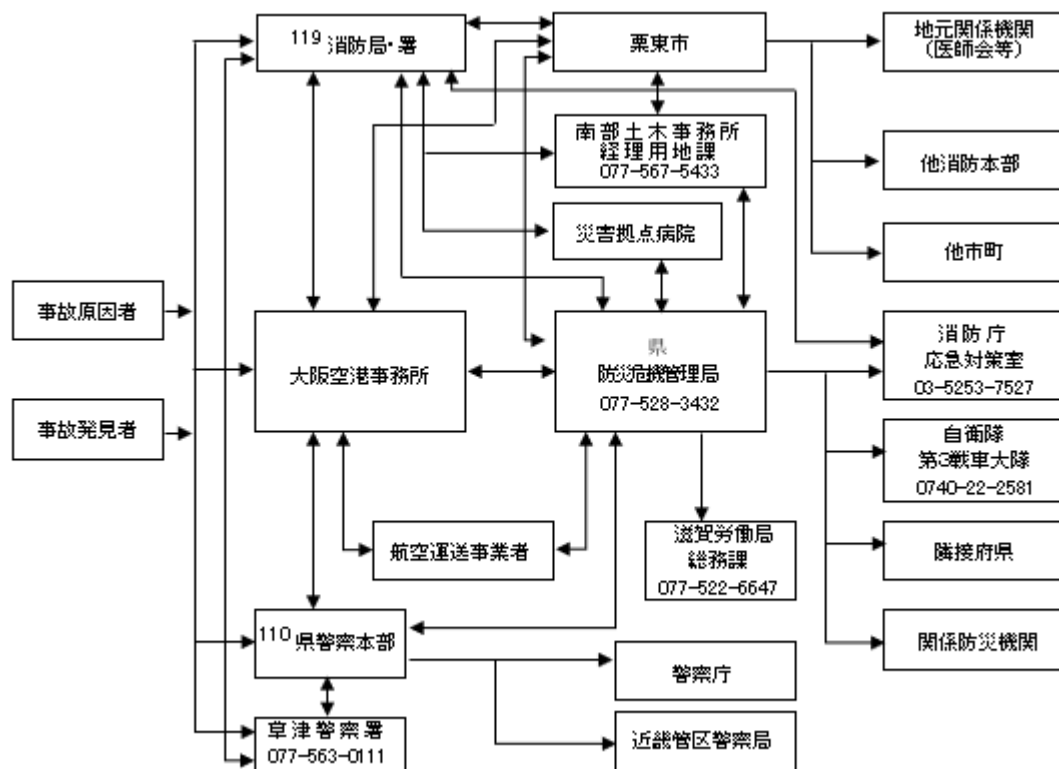
代理で受領された方は、安定ヨウ素剤をお渡しになる前に、本人に本紙の内容を確認してください。服用不適項目に該当する場合には、絶対に服用させないでください。後日、安定ヨウ素剤の返却をお願いします。

3－28 食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値

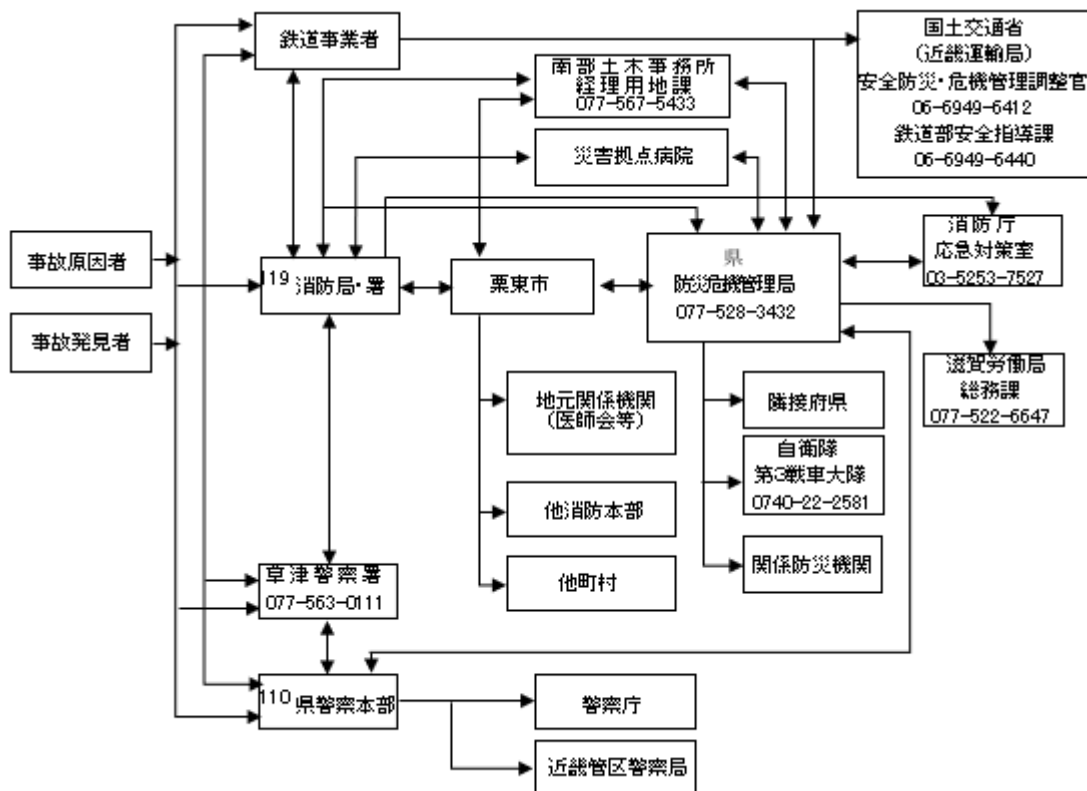
食品群	基準値（ベクレル/kg）
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

3-29 各種事故災害時の連絡系統

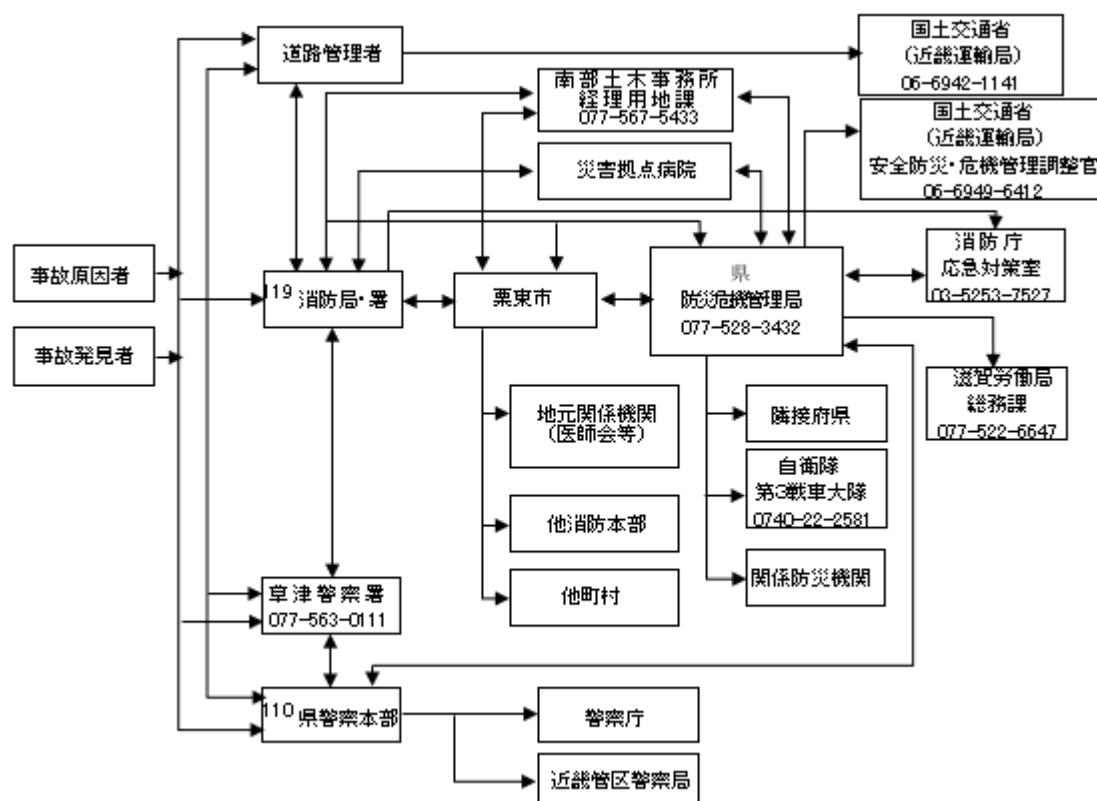
[航空災害発生時の連絡系統]



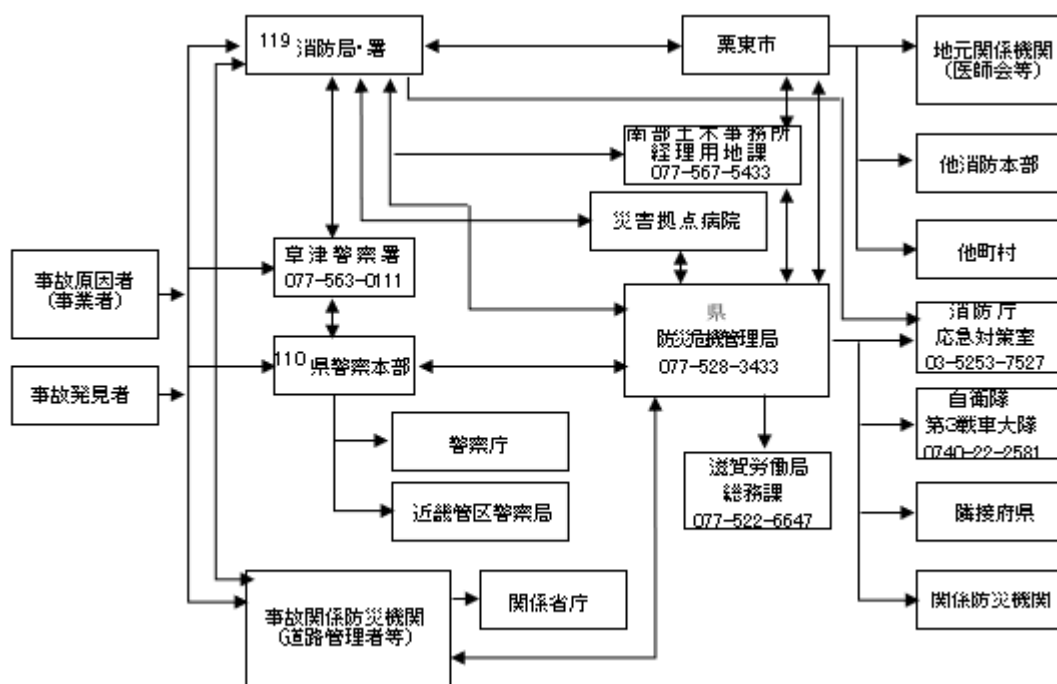
[鉄道事故災害時の連絡系統]



[道路災害時の連絡系統]

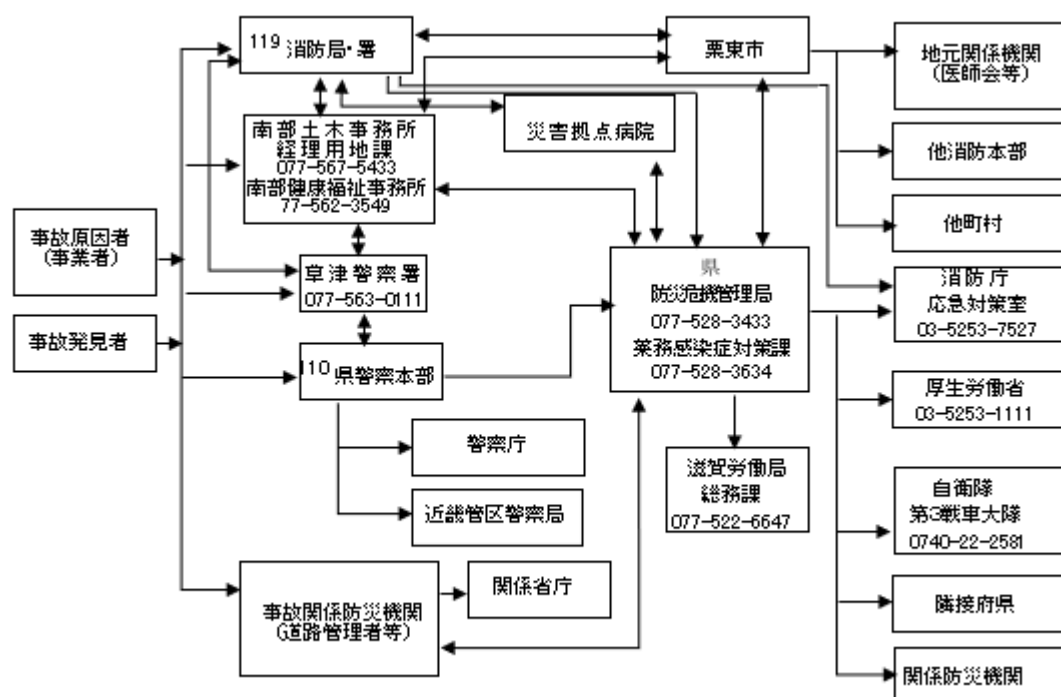


[危険物事故災害時の連絡系統]

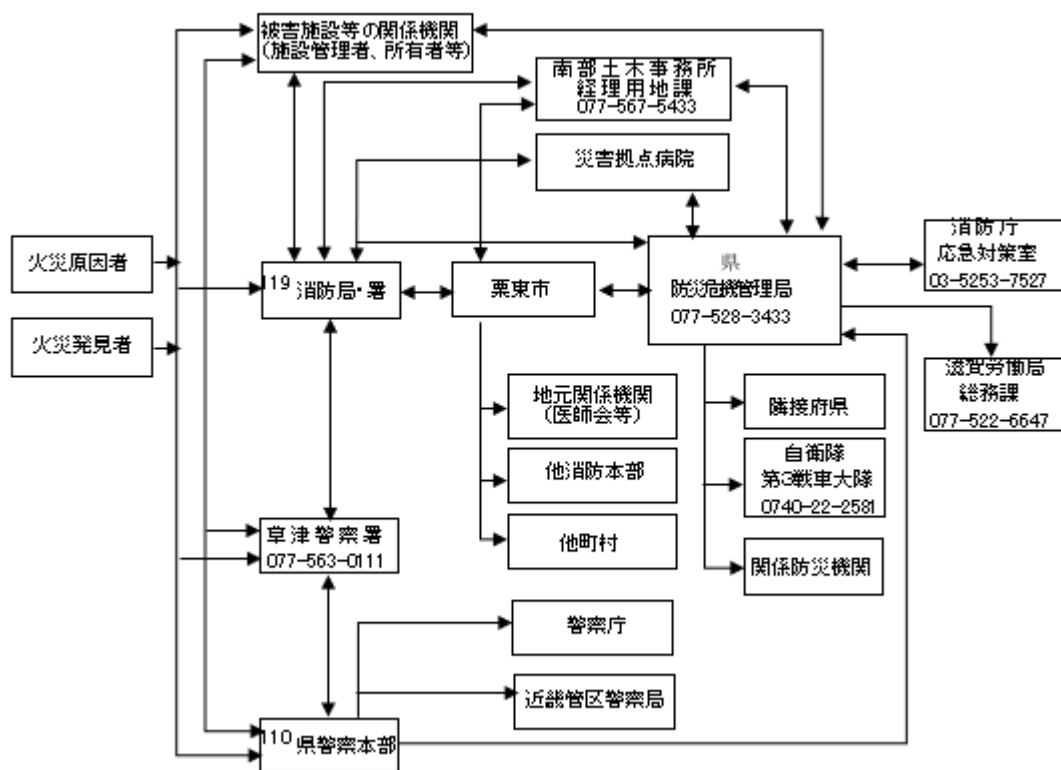


[illegible][illegible]

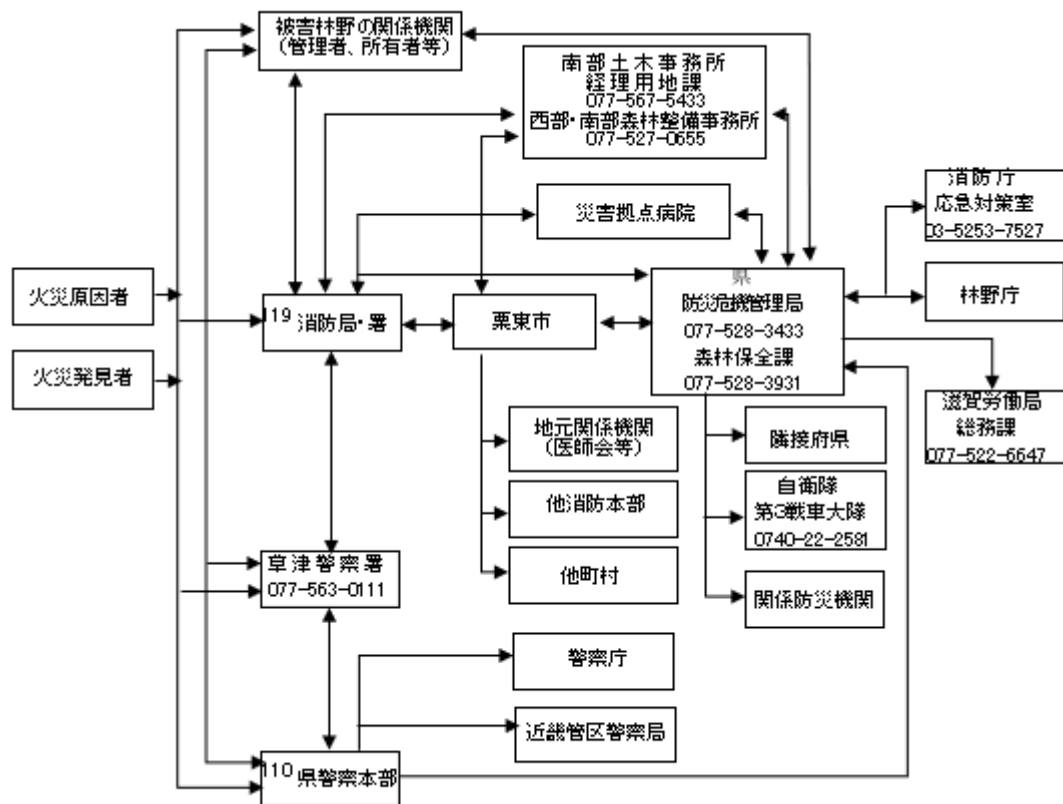
[毒物劇物災害時の連絡系統]



[大規模な火事災害時の連絡系統]



[林野火災時の連絡系統]



3-30 電力施設応急対策計画（関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社）

I 通報・連絡

被害情報などについて、社内で定める経路に従い通報・連絡する。

なお、通報・連絡は、無線伝送設備、有線伝送設備、交換設備（防災関係機関との直通電話含む）、

I Pネットワーク設備、通信用電源設備を使用して行う。

II 災害時における情報の収集、連絡

1. 情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

（1）一般情報

- a 気象、地象情報
- b 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
- c 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等への対応状況）
- d その他災害に関する情報（交通状況等）

（2）関西電力および関西電力送配電の被害情報

- a 電力施設等の被害状況および復旧状況
- b 停電による主な影響状況
- c 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- d 従業員等の被災状況
- e その他災害に関する情報

2. 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3. 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

III 災害時における広報

1. 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、電気事故防止PRのための広報活動を行う。

2. 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

IV 要員の確保

1. 対策組織要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- (2) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の自信が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。

2. 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

V 災害時における復旧用資機材の確保

1. 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- (1) 現地調達
- (2) 対策組織相互の流用
- (3) 他電力会社等からの融通

2. 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

3. 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

VI 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

VII 災害時における危険予防知措置

電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

VIII 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の県知事に対して関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。

IX 災害時における応急対策工事

1. 応急工事の基本方針

対策組織の長は、災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

2. 応急工事基準

(1) 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(4) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(5) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

3. 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

3-31 ガス施設災害応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社および一般社団法人滋賀県LPガス協会）

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

1 都市ガス施設応急対策計画

災害発生時には、「災害対策要綱」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

（1）情報の収集伝達および報告

1）地震情報・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

①地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

②気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

2）通信連絡

①災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

②事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

③対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

3）被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

（2）応急対策要員の確保

1）災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。又、迅速な出社を確保するために自動呼出装置を活用する。

2）供給区域内で気象庁震度階5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

3）大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、（社）日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

（3）災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

（4）危険防止対策

1）風水害対策

水害、浸水地域の整圧器の機能監視及び他工場現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うと共に防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うと共に、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

2）地震災害対策

- ①地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。
- ②二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。
- ③ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定地震動以上でガスの自動遮断を行う。

2 都市ガス施設復旧計画

- (1) 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガス供給を再開する。
- (2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

3 プロパンガス施設応急対策計画

(1) 緊急時の初動体制、連絡通報体制

- 1) 液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保および保安教育の徹底を図るとともに大規模災害によるガス漏れ事故等発生時における緊急出動体制および災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等防災関係機関との連絡通報体制の確立を図るものとする。
- 2) 消防機関および関係機関は、相互の通信連絡体制の確立を図るものとする。

(2) 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所および範囲を検知し、ガス災害防止のためガスの供給停止等の必要な措置をとるものとする。

この場合において、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、液化石油ガス販売事業者は、消防機関と緊密な連携を保つとともに消防機関から要請があったときは、その要請に応じて必要な措置をとるものとする。

(3) ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行うものとする。

ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し指揮本部長が次の条件等を総合的に判断してガス爆発防止または消火活動上緊急にガスの供給を停止する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断を行うものとする。

- 1) 火災が延焼拡大中であること。
- 2) 災害による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があるとき。
- 3) 漏洩箇所が不明で、広範囲にわたってガス臭があるとき。

(4) ガス供給の停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、ガス使用者に周知徹底を図るものとする。

(5) ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後にガスの供給再開を行うものとする。なお、この場合消防機関と協議するものとする。

(6) 現場活動の調整

消防の現場指揮本部長は、現場における関係機関の協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。なお、関係機関はこれに協力するものとする。

(7) 警戒区域の設定

火災警戒区域（原則としてガス漏れ場所から 100m の範囲）および爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の 25% を超えるもの）の設定は、消防機関が行うものとする。

(8) 広報活動

消防機関、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、住民の協力を求めるものとする。

(9) 避難措置等の指示および解除

市長および警察等は必要に応じ、「第3節 第1 避難」に従って避難勧告を行うものとする。

(10) 避難所等へのガス供給と保安の確保

本市は、県の災害対策本部と連携し、避難所等における炊き出し、給湯及び暖房用に必要となる L P ガスの供給と保安業務支援を実施する。

3-32 通信および放送施設応急対策計画（西日本電信電話株式会社および各放送事業者）

災害時における電気通信サービスの確保に関わる基本的な考え方は、復旧活動・医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の途絶防止と一般通信の確保を図ることであり、迅速かつ的確な応急復旧対策を講じる。

1 電気通信設備

（1）応急対策の基本

①災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。

- ・通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）
- ・通信の確保（通信衛星、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）
- ・特設公衆電話の設置
- ・輻輳対策（発信規制と災害用伝言ダイヤルの運用）

②災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策および復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

（2）通信確保のための応急措置事項

1）最小限の通信を確保

最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従い措置を講じる。

ア．第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

イ．第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、および第1順位以外の国または地方公共団体

ウ．第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

2）所管通信用建物および電気通信設備に対する応急措置

交換機を始めとする所内設備および加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合は、代替設備として、被災地等に非常用交換機、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

3）臨時電話等受付所の開設

避難所等に臨時の受付所を開設し、電話等の利便を図る。

4）特設公衆電話等の開設

安否情報を始めとした生活情報流通確保のため各種災害対策機器等を出動させ、避難場所等に特設公衆電話を開設する。

5）通信の利用制限

次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合、またはその恐れがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

①通信が著しく輻輳する場合

②通信電源確保が困難な場合

③回線の安定維持が困難な場合

6）利用者への周知

災害のため、通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行ったときは、ホームページ、広報車、

ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

- ①通信途絶、利用制限の理由および内容
 - ②災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等
 - ③通信の利用者に対し協力を要請する事項
 - ④その他、必要な事項
- 7) 非常・緊急通話の取扱

天災、事変その他の非常・緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合に、予防もしくは救援、交通、通信、電力の確保や社会秩序維持のため電話サービス契約約款に基づき、あらかじめ指定した機関について非常・緊急通話を取り扱う。

(3) 復旧計画の方針

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事等を盛り込んだ復旧工事を次のとおり行う。

- 1) 原状に復する工事を行う。
- 2) 被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を盛り込んだ復旧工事を行う。

2 放送施設の応急対策

(1) 基本方針

1) 日本放送協会大津放送局

災害が発生した場合は、非常災害対策規程に基づき、迅速、的確に必要な措置をとる。

なお、放送所、演奏所等が被災した場合は、衛星放送中継車を安全な場所に速やかに移動させ、放送を継続するよう努める。

2) びわ湖放送株式会社

災害発生時には、「非常事態における放送実施要項」に基づき、特別放送本部を設置し、被災放送設備の状況を早期に把握し、迅速、的確に、放送維持に必要な措置をとる。

3) 株式会社京都放送

非常災害対策要領に基づく対策本部を設置し、応急復旧活動に努める。

4) 株式会社エフエム滋賀

災害発生時には、「非常事態対策要領」非常事態対策本部を設置し、特別放送実施要領に基づき放送を継続する。

(2) 応急対策

1) 日本放送協会大津放送局

ア. 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて、応急措置を講じる。

イ. 会館設備

①演奏設備が回復不能と判断される場合は、衛星中継車で放送を行う。

- a. 連絡系統確保、非常無線通信の利用
- b. 施設の応急対策
- c. 非常持出機材・書類の搬出および設備、保管

d. その他電波確保に必要な事項

②局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として次の順位により単独に使用し、または併用する。

- a. 打合せ専用回線（V.H.F回線も含む）
- b. 加入電話
- c. NHKの基地局、陸上移動局、および簡易無線局
- d. NTT専用線（試験打合線、専科線借用）
- e. 放送回線
- f. 非常通信協議会加盟通信網
- g. 放送電波

ウ. 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

①受信の維持・確保のため、受信設備の復旧や避難所等への受信機の貸与・設置などの対策

②放送による被災者向け情報の提供

2) びわ湖放送株式会社

ア. 本社設備

①演奏所機器が被災した時は、応急措置により復元を試みるとともに、使用可能な機器の構成において放送を継続する。

②本社～送信所間の中継回線が不能の時は、番組中継用設備を設置して回線を確保する。

③本社からの放送が不可能と判断される場合は、中継車設備等を利用し、これから直接放送を行う。

イ. 放送所設備

放送機、空中線、電源等の被災については、直ちに現地に出向して状況を把握し、必要な応急措置を講じ、電波確保に努める。

ウ. 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

①災害情報の中に手話を挿入

②災害放送関係の放送テロップを縮刷し、希望者に配布

③地上デジタル放送による被災者向け情報の提供

3) 株式会社京都放送

放送施設の被害箇所を優先的に復旧するとともに、自主放送の継続および行政当局の要請による義援告知、情報伝達等に協力する。

施設被災の臨時応急措置を可能な限り復元安定化し、保護対策を講ずる。情報収集活動は、緊急取材体制に基づき実施する。その他被災の程度に応じ対策本部が指示を行い復旧に努める。

①演奏所が被災したときは、残存機械の能力に応じ臨時の機器構成において放送を維持する。中継回線が不能のときは、予備機器を送信所へ移設し、仮スタジオを設営して非常放送を続行する。

②送信所が被災し、一号機、二号機とも運転できない場合は、非常用送信機を稼働する。空中線が倒壊したときは、臨時空中線を仮設し、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。

③中継局が被災したときは、その状況を把握するとともに現地の応急処置を指示して、復旧救援に出向する。

④その他非常災害対策要領に従い、災害応急措置に努める。

4) 株式会社エフエム滋賀

ア. 本社演奏設備

①本社演奏設備が被災した時は応急処置を講じると共に残存機器にて放送を継続する。

②本社演奏設備が使用不能の場合は演奏所内に仮設スタジオを設営して非常放送を継続する。

③本社～送信所間の中継回線が使用不能の場合は予備機器を送信所へ移し送信所から直接放送を行う。

イ．送信所設備

①本社放送設備が被災した場合は、応急措置により復元に努めるとともに、使用可能な機器を使用して放送の継続に努める。

②本社演奏設備が使用不能な場合は、仮設機材で放送の継続に努める。

③本社演奏所―送信所間の番号伝送装置が使用不能な場合は、仮設機材を送信所へ搬入し、仮設スタジオを設置して放送の継続に努める。

ウ．災害および被害状況の取材に努め、放送するとともに、行政や防災関係機関の要請による義務告知、情報伝達、広報活動等に協力する。

3-3-3 鉄道施設応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社および東海旅客鉄株式会社）

1 風水害等発生時の応急対策計画

市内においてJR列車の衝突、脱線、転覆、その他の事故により、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、若しくは発生しようとする場合における応急救助対策等について定める。

（1）対策本部の設置等

対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、安全推進部長が決定し招集を指示するものとする。

（2）対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救援誘導、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮およびその他の業務を行うものとする。

1）対策本部等の種別、設置標準および召集範囲

種 別	設 置 標 準	召集範囲
第1種 体 制	○ 重大な事故等が発生したとき ○ お客様、通行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき ○ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき ○ 特に必要と認めたとき	召集可能者の 全員
第2種 体 制	○ 重大な事故等が発生したとき ○ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき ○ 特に必要と認めたとき	召集可能者の 半数
第3種 体 制	○ その他必要と認めたとき (台風、降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき)	必要最小数

(注) 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。

(注) 上記を標準として統括本部内関係各長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

(注) ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

3) 部外協力要請機関および要請分担

(7) 東海旅客鉄道株式会社

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当者
自衛隊	知事	支社長	総務企画課長
警察本部	本部長		
府県	知事		
警察署	署長	駅区所長	駅区所長
消防署	署長		
市町	市町長		
病院等	病院等の長	支社長	総務課長
私鉄等	私鉄等の長		
航空会社	関係機関の長		
レッカー等復旧用重機械類、化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社の長	関係現場長	関係現場長
その他	関係機関の長	支社長	関係課長

(7) 西日本旅客鉄道株式会社

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当者	記事
自衛隊	知事	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	窓口と調整
警察本部	本部長			
府県	知事		駅業務部長	
鉄道警察	隊長			
警察署	署長	駅長 保線区長	駅長 保線区長	
消防署	署長			
市町	市町長			
病院等	病院等の長			
私鉄等	私鉄等の長	近畿総合 指令所長	近畿総合 指令所長	駅長が輸送指令に手配 方を要請する
その他交通機関	関係機関の長	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	
レッカー等復旧用重 機械類、化学薬品処 理指導者、タンクロ ーリー所有会社	所有会社の長	関係現場長	関 係 現 場 長	脱線復旧のレッカー車の手配について は、関係指令から連絡を受けた車両復 旧受持区所が判断し、必要と認めたと きはレッカー車所有会社に出勤を要請 する。 (その他の場合は関係現場長)
その他	関係機関の長	統括本部長	関係部長	

2 地震災害発生時の応急対策計画

鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために必要な対策計画を確立する。

(1) 基本方針

1) 西日本旅客鉄道株式会社

地震発生の場合、防災警備、鉄道事故および災害応急処置標準、災害時運転取扱標準の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

2) 東海旅客鉄道株式会社

地震発生の場合、災害時運転規制等取扱細則、運転事故および災害応急処理取扱細則、新幹線災害時運転規制等取扱細則、新幹線運転事故および災害応急処理取扱標準等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

(2) 応急対策

1) 西日本旅客鉄道株式会社：京都支社

(ア) 地震時の運転規制基準と警備

【運転規制値（地震）】

運 転 規 制	
速 度 規 制	運 転 見 合 わ せ
計測震度が 4.0 以上 4.5 未満 を示したとき。 (標準) 規制範囲内を初列車は 25km/h 以下、初列車により 規制区間内に異常がないことが確認されたのち、 運転規制の解除を行うものとする。 ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守 担当区長がポット巡回を行い、異常がないことが確 認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。	計測震度が 4.5 以上を示したとき。 (標準) 規制区間内を走行中の列車は停止するもの都市、 規制区間内には列車を進入させないこととする。 その後、保守担当区長の報告により異常を認めら れなかったときは、初列車は 45 km/h で運転を 行い、初列車により規制区間内に異常がないこと が確認されたのち、運転規制の解除を行うものと する。

(イ) 運転事故等が発生したとき

近畿統括本部にて、統括本部対策本部および事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

【事故対策本部等の種別、設置標準および召集範囲】

種 別	設 置 標 準	召集範囲
第1種 体 制	○お客様、通行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき ○特に必要と認めたとき	全ての班 召集可能者の全員
第2種 体 制	○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき ○重大な事故等が発生したとき ○本線が長時間不通となるおそれがあるとき ○必要と認めたとき	必要な班 召集可能者の半数
第3種 体 制	○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ○本社がBCP対策会議を開催するとき ○気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき ○その他必要と認めたとき	必要な班 必要な人数

初 動 対応室	○事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき	近畿総合指令所長 必要な人数

(注) 上記を標準として関係室課長および駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

(注) ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

2) 東海旅客鉄道株式会社：東海鉄道事業本部

(ア) 危険防止措置

①乗務員は、地震を感知した場合、橋りょう、がけ地、トンネル等の危険な場所を避け、ただちに列車を停止させる。

②輸送指令または駅長は、地震を感知した場合にその震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転、出発の見合わせ等の必要な措置をとる。

③保守担当区長は、一定の震度以上の場合および被害発生のおそれがある場合、線路 および 周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施して列車運転の可否を決定する。

(イ) 対策本部、復旧本部の設置

地震発生の場合、部内規程の定めるところにより、東海鉄道事業本部に対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。

(ウ) 地震発生時の動員体制

地震発生時の緊急出動は、部内規程等に定める非常招集計画による。

(エ) 資機材および車両の確保

鉄道復旧に必要な資機材 および 車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともにその確保に努めるものとする。

3) 東海旅客鉄道株式会社：新幹線鉄道事業本部、関西支社

(ア) テラスが作動した場合

地震発生により、テラスが作動した場合、自動的に絵列車を停止する。なお、運転再開については、自信強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施する。

(イ) 災害対策本部の設置

地震発生により感震機が作動し、列車が停止した場合は、地震の規模および感震機作動の範囲により、新幹線鉄道事業本部および現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上の諸手配、災害の調査等を行う。

(ウ) 社員の非常召集

関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、あらかじめ制定した非常召集計画に基づき、非常召集を行う。

(エ) 応急復旧体制

関係箇所長は、次のような計画を策定し応急復旧体制を確立している。

①関係社員の非常召集計画

②応急復旧用資材の所在および数量の把握

③関係業者へ非常出動を要請した場合の出動可能要員の把握

④応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握

④ その他、関係機関への連絡、方法等の確立

3-34 学校における応急対策計画

保育園、幼稚園、小学校、中学校において、災害発生時の応急対策を通じて、乳児・幼児・園児・児童・生徒（以下、児童等と記す。）の生命の安全の確保と教育・保育活動の確保について万全を期する。校・園長は学校・園の実状や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。

1 市立学校・幼稚園における防災体制

(1) 緊急避難計画

1) 学校・園内での活動中を想定した計画

- ①学校・園内防災組織および避難場所を確立する。
- ②避難訓練のマニュアルを作成する。
- ③年間計画の中に学校・園と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
- ④発災時における教職員等の児童等への指示および措置の方法を明らかにする。
- ⑤学校・園の施設・設備の状況を把握する。
- ⑥避難経路と避難場所の安全確保および誘導の方法を明らかにする。
- ⑦教職員等の配備と児童等の安全確認を明らかにする。

2) 学校・園外での活動中を想定した計画

災害が登下校時および校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

(2) 防災体制

1) 災害の発生に備えて、次のような措置を講ずる。

- ①児童等の避難計画および訓練の実施ならびに平素災害時の事前指導、事後指導 について周知徹底を図り、保護者との連絡方法を確認しておく。
- ②教育委員会、幼児課、警察署、消防署（団）および保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- ③緊急時の所属職員の非常召集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。
- ④発災時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに以下の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。
 - ・各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
 - ・学校・園が避難所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
 - ・職員個々の緊急時に参集する学校・園を明らかにし県教育委員会または市教育委員会に登録するとともに、県教育委員会または市教育委員会を通して他校より動員される職員名を把握しておく。
 - ・このマニュアルはあくまで初動体制（発生5日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。

2) 幼児、低学年児童、障がい児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。

3) 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、市の協力を得られるように、日頃より連携を密にする。

4) 特に障がい児教育諸学校にあっては、常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。

5) 緊急時に対応できる通信機器（携帯電話等）を確保する。

- 6) 教職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。
- 7) 通学路等の危険箇所、地域の避難場所等を明らかにした防災マップを作成し、関係機関に周知する。
- 8) 各学校・園においては、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

2 市立学校・幼稚園における応急対策

(1) 災害時の応急対策

災害発生時において、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

1) 学校・園内での授業中の場合

- ①災害の状況により、職員に対して防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。
- ②災害の規模、児童等、職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに速やかに県本部または市本部へ報告する。
- ③家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に児童等を留めおく等の措置をする。
- ④状況に応じ県本部または市本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- ⑤幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、該当児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り市の応援者や地域住民の協力を得ることとする。

2) 学校・園外での活動中の場合

- ①校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。
- ②校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、校長等に連絡するようにする。その時連絡の手段として携帯の通信機器（携帯電話等）を携帯する。

3) 授業時間外の場合

- ①大規模災害（地震の場合、震度5弱以上）が授業時間外に発生した場合、校・園長および職員は直ちに勤務校・園へ参集し、職員は校・園長の指示に従い行動する。勤務校へ出向き、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校・園長、教頭、事務長以外の職員で、遠隔地から通勤している者が災害発生により参集不能の場合は、園長の指示を受けながら対応する。
- ②職員は発災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務学校・園または該当学校・園へ参集し、校長等の指示のもとに所属の児童等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

〔校 長〕	〔教 頭〕	〔教務主任〕	〔学年主任〕	〔各学級担任〕
児童生徒の状況の把握と対策・対応への指示・指導、教育委員会へ報告	児童生徒の状況の把握と対策・対応への指示・指導	全校児童生徒の安否確認	学年児童生徒の安否確認	担任児童生徒の安否確認

(2) 避難所開設時の対応

学校・園において、避難所が開設される場合、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

- 1) 避難所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には以下の点に留意する。

- ①授業中に発災した場合においては児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法につき市本部と協議する。
 - ②各学校・園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。
 - ③発災直後においては校・園長を中心に運営することとなるが、最終的には市計画等に位置づけられた避難所運営責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。
 - ④学校・園は平素より市防災担当部局との情報交換・連絡を行っておく。
 - ⑤学校・園へ避難してくる被災者は、児童等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校、地域、保護者間で十分意思疎通を図っておく。
- 2) 高校生については、安全が確保できた段階で地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させることも検討する。

(3) 災害復旧時の体制

- 1) 校・園長は教職員、児童等を掌握のうえ、校舎内外の整備を行い、児童等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して教育委員会に報告するとともに、教科書等の給与に協力するよう努める。
- 2) 教育委員会は被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報および指令の伝達について万全を期する。
- 3) 教育委員会は応急教育計画に基づき、避難した児童等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災児童等に安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる児童等は学校・園に収容し指導する。
- 4) 学校・園が避難所になったため授業再開が困難な場合、教育委員会は、学校に対し支援職員の派遣、市職員の管理運営責任者の派遣等を行い、場合によっては他の公共施設の確保を図ったりすること等により早急に授業が再開できるよう万全を期す。
- 5) 校・園長は災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡を取り合い、平常の学校等運営に戻すよう努める。

3 教科書等の調達および支給計画

(1) 教科書等の確保

- 1) 市教育委員会は、教科書の喪失、棄損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、教科書取扱店に連絡する。
- 2) 県教育委員会は1)の報告に基づき、補給の必要のある種類、冊数をまとめて滋賀県教科書特約供給所（滋賀教科図書販売株式会社）に補給を依頼する。
- 3) 災害救助法が適用された場合、県教育委員会は、所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。

(2) 学用品の支給

- 1) 市教育委員会は、学用品を喪失または棄損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状況にある児童・生徒等の人員、品目等を調査・把握し、この確保に努める。
- 2) 災害救助法が適用されたときは、権限の事前委任を受けている市長が支給の措置をとる。

4 授業料等の減免に関する計画

被災により授業料等の減免が必要と認められる者については、関係条例および規則の定めるところにより、授業料減免の措置を講ずる。

5 市立保育園における防災体制

園長は園の実状や園児等の実態に応じ、以下の点に留意しながら防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行うものとする。

(1) 緊急避難計画

1) 園内での活動中を想定した計画

- ①園内防災組織および避難場所を確立する。
- ②避難訓練のマニュアルを作成する。
- ③年間計画の中に園と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
- ④発災時における職員の園児等への指示および措置の方法を明らかにする。
- ⑤園の施設・設備の状況を把握する。
- ⑥避難経路と避難場所の安全確保および誘導の方法を明らかにする。
- ⑦職員の配備と園児等の安全確認を明らかにする。

2) 園外での活動中を想定した計画

災害が登園時および園外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

(1) 防災体制

①災害の発生に備えて、次のような措置を講ずる。

- a. 園児等の避難計画および訓練の実施ならびに平素災害時の事前指導、事後指導について周知徹底を図り、保護者との連絡方法を確認しておく。
- b. 市役所、警察署、消防署（団）および保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- c. 緊急時の所属職員の非常召集の方法を定め、連絡先を確認し職員に周知させる。
- d. 発災時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに以下の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。
 - ・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
 - ・園が避難所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
 - ・台風警報が発表された場合、自宅待機とするが、家庭の事情で無理な場合は、園児を受け入れるものとする。
 - ・このマニュアルはあくまで初動体制（発生5日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。

②園児については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。

③園児の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、市の協力を得られるように、日頃より連携を密にする。

④園においては、防災体制についての園内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

6 市立保育園における応急対策

(1) 災害時の応急対策

災害発生時において、園長は次のような措置を講ずるものとする。

1) 園内での保育中の場合

- ①災害の状況により、職員に対して防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。
- ②災害の規模、園児・職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに速やかに市本部へ報告する。
- ③家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで園に園児等を留めおく等の措置をする。
- ④状況に応じ市本部との連絡の上、臨時休園等の適切な措置をとる。
- ⑤園児誘導にあたっては、該当園児等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治会の応援者や地域住民の協力を得ることとする。

2) 園外での保育中の場合

- ①園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。
- ②園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、園長に連絡する。その時連絡手段として、携帯の通信機器（携帯電話等）を所持する。

3) 保育時間外の場合

- ①大規模災害（地震の場合、震度5弱以上）が保育時間外に発生した場合、園長および職員は直ちに勤務園へ参集し、職員は園長の指示に従い行動する。ただし、園長、保育士以外の職員で、遠隔地から通勤している者が災害発生により参集不能の場合は、園長の指示を受けながら対応する。
- ②職員は発災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務園に参集して、園長の指示のもとに所属の園児の動静に関する情報の収集に努める。

(2) 避難所開設時の対応

保育園において、避難所が開設される場合、園長は避難所の開設等に協力し、園管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には以下の点に留意する。

- ①保育中に発災した場合においては園児等の安全確保を最優先とした上で、施設等の使用方法につき市本部と協議する。
- ②園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。
- ③災害発生直後においては園長を中心に運営することとなるが、最終的には市地域防災計画等に位置づけられた避難所運営責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い時期に保育が再開できるように努める。
- ④園は平素より市防災担当部局との情報交換・連絡を行っておく。
- ⑤園へ避難してくる被災者は、園児等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、園、地域、保護者間で十分意思疎通を図っておく。

第4章 災害復旧計画に係る資料

4-1 被害家屋調査実施概要

市は、被災した建築物について、罹災証明の発行と連携した被害家屋調査を実施する。

1 第1次被害家屋調査

(1) 事前準備

- 1) 調査実施計画策定
- 2) 調査員の確保
- 3) 調査備品等の準備
 - ・ 調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷発注等）
 - ・ 調査用地図の用意（住宅地図等）
 - ・ 調査員運搬用車両の手配
- 4) 参考資料の整理
 - ・ 建物応急危険度判定による調査結果（震災のみ）
 - ・ 消防署による火災の調査結果

(2) 調査体制

第1次被害家屋調査は、税務班及び住宅班の職員により実施する。また、必要に応じて県に応援を要請する。

- 1) 調査員は3～4人1組
- 2) 調査方法は外観および必要に応じ内部立ち入り調査

(3) 判定基準

市は、罹災証明を発行するにあたって、内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号 警察庁警備局長、消防庁次長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長宛）」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的な状況をもとに、家屋被害の判定を被害家屋損害割合判定表により行う。

(4) その他

市は、被災者台帳を作成する。また罹災証明に関する必要事項を広報する。

2 第2次被害家屋調査

(1) 調査体制

第1次被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び第1次被害家屋調査ができなかった家屋について、申し出に基づき第2次被害家屋調査（再調査）を実施する。

- 1) 調査員は3～4人1組
- 2) 調査方法は内部立ち入り調査

(2) 判定基準

家屋被害の判定は、内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号 警察庁警備局長、消防庁次長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長宛）」に基づくが、判定が困難なものは、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長が判定する。

判定委員会は、以下のものに対して市長が委嘱する。

- 1) 専門知識を有する建築士
- 2) 不動産鑑定士
- 3) 学識経験者等

4-2 罹災証明書様式

り災証明願

り災証明書を必要としますので、下記物件が、り災したことにつき、証明願います。

年 月 日

(申請者)

住所 _____

ふりがな _____

氏名 _____

電話番号 _____

世帯主との関係 _____

栗東市長様

世帯主住所	申請者と同じ・栗東市			
世帯主氏名	申請者と同じ・氏名()			
世帯 構成員	氏名	生年月日	性別	続柄
				世帯主
り災の 状況	り災家屋と申請者との関係	世帯主・所有者・占有者・その他()		
	り災の場所	申請者と同じ・栗東市		
	り災物件	住家・非住家()		
	り災原因	年 月 日の による		
	り災の概況			
提出先と発行部数	へ提出 枚			
自己判定 調査 同意欄 (希望する 場合)	○自己判定調査では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災住家の写真等の添付が必要になります。(現地調査を行う場合もございます) ○自己判定調査で交付できるり災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する場合のみとなります。 □上記の事項に同意の上、自己判定調査を希望します。			
証明書 受け取り 方法	□ 窓口来庁			
	郵送	□ 申請者住所と同じ □ 以下の住所地に送ってほしい		
		〒	住所	
	宛名			
本人確認		担当者		

り災証明書

整理番号

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯 構成員	氏名	生年月日	性別	続柄

り災原因	

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

滋賀県栗東市長

印

4-3 被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
氏名 (法第90条の3第2項第1号)	氏名 (ふりがな(フリガナ))	○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。 ○氏名は被災者の氏名であり、個人単位で記載・記録される。 ○住民基本台帳記載の氏名と各部署で保有している氏名情報が異なる場合は、住民基本台帳記載の情報を優先する。 ○ただし、外字等、記載・記録が困難な場合については、被災者台帳作成市町村の判断により、住民基本台帳記載の氏名とは異なる氏名を記載・記録することも可。
生年月日/年齢 (法第90条の3第2項第2号)	生年月日 (年齢)	○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。 ○年齢については生年月日から判断できるため、年齢の記載・記録は必須ではないが、市町村の判断により記載・記録することも可能。
性別 (法第90条の3第2項第3号)	性別	○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。
住所又は居所 (法第90条の3第2項第4号)	住所	○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。 ○各人の生活の本拠であり、住民基本台帳に記載されている住所。
	居所	○住民票を異動していないものの、現に居住をしている場所。 ○多少の期間継続して居住しているが、その場所がその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというには至らない場所。 ○公共料金の請求等の確認など、居所としての確認がされれば、被災者生活再建支援金の支給の対象とする事例もある。 ○居所地において被災した被災者の居所を記載・記録する場合のほか、住所地において被災し避難した被災者について、当該避難先の居所を記載・記録する場合が考えられる。避難先の居所を記載・記録することにより、被災者の援護が行いやすくなる。
住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 (法90条の3第2項第5号)	＜住家被害＞ 被害認定結果 被害認定日	○罹災証明書の証明事項と同義。
	＜被災住民の人的被害＞ 負傷・疾病の状況 死亡日 被害の状況	
	＜家財等の動産被害＞ 被害の状況	○被災住民の利便の観点から任意に証明事項とする場合に家財等の動産被害についても記載・記録。
援護の実施の状況 (法第90条の3第2項第6号)	＜被災者生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金・小中学生の就学に必要な学用品費・新入学用品費・通学費・校外活動費・学校給食費等の支給、義援金の配分等の被災者に対する各種支援制度＞ 支援制度 申請日 申請者 被災者と申請者の関係 支援の区分 支給日 支給終了日	○支援漏れや手続きの重複等を防ぐ観点から記載・記録。 ○具体例 ・被災者生活再建支援金（基礎・加算） 基礎または加算支援金については、2回受給する被災者が出る可能性がある。 (例：基礎支援金 大規模半壊→半壊解体 加算支援金 賃貸→建設・購入、補修) ・都道府県及び市町村における見舞金等 ・義援金 義援金の主体（日本赤十字、都道府県、市区町村等）ごとに項目を作成する。 また、義援金の配分は1回とは限らないため、配分回数ごとに記載・記録する必要がある。 ・災害弔慰金、災害見舞金 被災者名、申請者と被災者の関係を確認し、支給先の適切性を確認できるように記載・記録する。

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
	＜地方税、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、幼稚園の入園料・保育料、高等学校の授業料・受講料・入学科・入学者選抜手数料、公共料金・使用料等の減免の状況＞ 減免の実施の有無 減免の対象	○具体例 ・市町村住民税の減免 ・固定資産税の減免 ・その他税に関する減免 ・国民健康保険料の減免 ・保育所の保育料の減免 ・国民年金保険料の減免
	＜災害援護資金・生活福祉資金・母子寡婦福祉資金貸付等融資制度＞ 貸付金の有無 貸付金の種類	・災害援護資金、生活福祉資金 災害援護資金の対象となる世帯は生活福祉資金貸付の適用除外となることから、貸付の有無とその種類を記載・記録。
	＜災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理、教科書・教材・文房具・通学用品の供給等現物給付、衣類・食料の給付）、公営住宅・特定優良賃貸住宅等への入居＞ 救助の種類 救助の有無	
	＜児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置＞ 特例措置の種類 特例措置の有無	
要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 （法第90条の3第2項第7号）	要介護制度区分 障がいの種類・程度 乳幼児 妊婦 持病（難病、特定疾病等） ペット有無 DV 児童虐待 外国人 支援を要する高齢者 上記対象者に関する同居（支援）親族の有無	○被災者支援（該当する住民への被災者支援策、避難所における配慮、仮設住宅、災害公営住宅入居等）において特に配慮が必要である旨記載・記録。 ・DV、児童虐待 本人からの申し出をもとに情報保有部署で保有している情報のうち、被災者支援に必要と判断される場合（避難所・仮設住宅・災害公営住宅の入居時等の配慮等）で、市町村内の関係部署で情報を共有することが適切である場合、共有も考えられる。
	・情報提供ネットワークシステム（平成29年7月運用開始予定）を介して取得することが可能な要配慮者情報	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第30条 ○特定個人情報データ標準レイアウト 4、10、20、26、74、78、80、82 ○主に、被災者が他の市町村の住民の場合、当該被災者に係る要配慮者関係情報について、情報提供ネットワークシステムを利用して他団体から情報提供を受けることにより把握することが可能。 （具体例） ・妊娠したA市の住民Xが、出産に備え実家のB市に滞在中、B市で災害が発生した場合、B市には当該Xに係る情報がないため、B市は、情報提供ネットワークシステム（特定個人情報データ標準レイアウト80「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」）を使用して、A市が保有するXの出産予定日について情報提供を受け、Xへの援護を実施。 ○特定個人情報データ標準レイアウトの各項目は、被災者の援護に係る可能性のある項目を幅広く対象とし、このうち、市町村が被災者台帳作成に当た

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
		り必要な項目を取得可能とするものである。このため、各項目は必ず記載・記録しなければならないものではない。
電話番号その他の連絡先 (規則8条の5第1号)	電話番号 携帯電話番号 メールアドレス ファックス番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。
世帯の構成 (規則8条の5第2号)	単数世帯 複数世帯 世帯主名 世帯番号	○災害の発生時において単数世帯であるか、複数世帯であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があるため記載・記録。 ○世帯を認識するために有用。
罹災証明書の交付の状況 (規則8条の5第3号)	交付日 交付枚数 申請日 申請者	○罹災証明書の交付実績を記載・記録。
市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 (規則8条の5第4号)	台帳情報提供に関する同意 同意する情報提供先	○台帳情報を提供することに関し同意するか否かについて、その提供先も含めて被災者本人に確認し記載・記録。 ○情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担になる。 ○例えば、避難所名簿を作成する際や、被災者生活再建支援金等の支給申請を受ける際等に確認し、被災者台帳に記載・記録。
前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 (規則8条の5第5号)	提供先名 提供日 情報の使用目的 提供した情報(項目)	○個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から記載・記録。
被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 (規則8条の5第6号)	個人番号(マイナンバー)	○被災者台帳作成に個人番号(マイナンバー)を利用する際に記載・記録。 ○マイナンバーを記載・記録した被災者台帳は、番号利用法に規定する特定個人情報となり、その取扱いについては番号利用法による制限があるため留意が必要。 ○台帳情報提供時においては、提供する台帳情報からマイナンバーを除く必要がある。
前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項(例) (規則第8条の5第7号)		
(調査)	調査番号 調査日 調査担当者 災害種類 調査結果	○被害の状況を把握するための調査の履歴を記載・記録。 ○再調査の申請があった場合等に、調査履歴を確認・把握する必要があるため記載・記録。最終的な調査結果は、被害の状況として記載・記録。 ○履歴を確認できるよう少なくとも3次調査まで記載・記録できるようにするのがよい。
(建物)	建物所在地 建物用途 建物構造 位置座標(緯度、経度)	○非住家の被害についても証明する場合に判別するため、建物用途を記載・記録。 ○木造/非木造により被害認定の判定基準が異なるため記載・記録。 ○法定項目ではないが、導入市区町村において、記載・記録している例がある。 ○登記情報等、公表されている(利用可能な)情報を基本とする。
(住家・非住家の別)	住家・非住家の別	○被災者生活再建支援法においては、その支援の対象が住家となっていることから記載・記録。 ○住家とは、現実的に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとしており、空家や別荘については、住宅ではあるが、現実的に居住のために使用している建築物ではないことから、非住家と扱われる。

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
(所有者氏名)	建物所有者の氏名 (ふりがな(フリガナ))	○多くの被災者支援は世帯主が対象となっているが、一部の支援については所有者が対象となるものもある。このため、被災居住者と所有者が異なる場合には、所有者情報も記載・記録するとよい。
(所有者住所／居所)	建物所有者の住所 建物所有者の居所	○所有者の住所／居所を記載・記録。 ○所有者が法人である場合、所有法人の所在地を記載・記録。
(所有者電話番号)	建物所有者の電話番号 建物所有者の携帯電話 番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。
(所有者連絡先)	建物所有者の携帯電話 のメールアドレス 建物所有者のファック ス番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。

4－4 災害弔慰金の支給内容

対象災害	自然災害	○住家が5世帯以上滅失した災害 ○県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害 ○県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害 ○災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給額	生計維持者	500万円
	その他の者	250万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母

4－5 災害障害見舞金の支給内容

対象災害	自然災害	○市において住家が5世帯以上滅失した災害 ○県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害 ○県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害 ○災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給額	生計維持者	250万円
	その他の者	125万円
障害の程度	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

4-6 災害援護資金の貸付内容

対象災害	自然災害 県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町が1以上ある自然災害		
貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失もしくは流失 特別の事情がある場合は()内の額	150万円 150万円 250万円 270万円 (350) 350万円	
貸付条件	所得制限	世帯人員	(住民税における前年の総所得金額)
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	(1人増ごとに730万円に30万円を加えた額)
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
	利率	年3%(据置期間は無利子)	
	据置期間	3年(特別の事情がある場合は5年)	
	償還期限	10年(据置期間を含む)	
	償還方法	年賦又は半年賦又は月賦	

4-7 生活福祉資金の貸付内容

資金種類	「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」 「生活復興支援資金」
実施主体	県社会福祉協議会（申請窓口は市社会福祉協議会）
対象災害	災害(火事等を含む)
対象者	○低所得者世帯（世帯収入が生活保護法にもとづく生活保護基準額の1.5倍程度の世帯） ○障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯） ○高齢者世帯（65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯収入が生活保護基準額のおおむね2.5倍程度の世帯）
貸付限度額	①総合支援資金 ○生活支援費 20万円以内、○住宅入居費 40万円以内、○一時生活再建費 60万円以内 ②福祉資金 ○福祉費 580万円以内等（種類により異なる）、○緊急小口資金 10万円以内 ③教育支援資金 ○教育支援費 高校 3.5万円以内、高専・短大 6.0万円以内、大学 6.5万円以内、○就学支度費 50万円以内 ④不動産担保型生活資金 ○不動産担保型生活資金 土地評価額の7割程度、月30万円以内、○要保護世帯向け不動産担保型生活資金 土地評価額の7割程度、生活扶助額の1.5倍以内 ⑤生活復興支援資金 ○一時生活支援費 120万円以内、○生活再建費 80万円以内、○住宅補修費 250万円以内
年利	①、②（福祉資金）、⑤連帯保証人ありは無利子、なしは1.5%、②（緊急小口資金）、③無利子、④年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率
据置期間	①、②（福祉資金）、③最終貸付日（卒業後）から6月以内、②（緊急小口資金）貸付日から2月以内、④契約終了後3月以内、⑤最終貸付日から2年以内
償還期限	①10年以内、②（福祉資金）、③、⑤据置期間経過後20年以内、②（緊急小口資金）12月以内、④据置期間終了時

4-8 被災者生活再建支援金の支給内容

1. 対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし現象により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における災害 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村の災害 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の災害 ④ ①又は②の市区町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る） ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る） ⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）																				
2. 被害の認定	市は、「災害の被害認定基準」に基づき、被害の認定を適正かつ迅速に行うものとする。 なお、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。																				
3. 支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）																				
4. 支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。 （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊 ((3)①に該当)</td><td>解体 ((3)②に該当)</td><td>長期避難 ((3)③に該当)</td><td>大規模半壊 ((3)④に該当)</td><td>中規模半壊 ((3)⑤に該当)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>—</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円 (100万円)</td><td>100万円 (50万円)</td><td>50万円 (25万円)</td></tr></table> ※ 〇内の支給額は、中規模半壊時の金額 ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円	住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	中規模半壊 ((3)⑤に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額	200万円 (100万円)	100万円 (50万円)	50万円 (25万円)
住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	中規模半壊 ((3)⑤に該当)																
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—																
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																		
支給額	200万円 (100万円)	100万円 (50万円)	50万円 (25万円)																		
5. 支給申請	市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は市から申請書類の送付があった場合、これを審査のうえ支給の可否を決定する。																				

4-9 滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容

1. 対象となる災害	災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。 ・ 県内で 5 世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき ・ その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき																																																											
2. 支援金の支給	市町は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。 なお、被災者生活再建支援法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。 ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><th rowspan="2">支援金の種類</th><th rowspan="2">世帯構成</th><th colspan="5">住宅の被害の程度</th></tr><tr><th>全壊</th><th>解体</th><th>大規模半壊</th><th>半壊</th><th>床上浸水</th></tr><tr><td rowspan="2">基礎支援金</td><td>複数</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td><td>35 万円</td><td>25 万円</td></tr><tr><td>単数</td><td>75 万円</td><td>75 万円</td><td>37.5 万円</td><td>26.2 万円</td><td>18.7 万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><th rowspan="3">支援金の種類</th><th rowspan="3">世帯構成</th><th colspan="6">住宅の再建方法</th></tr><tr><th rowspan="2">建設・購入</th><th colspan="3">補修</th><th colspan="2">賃借（公営住宅を除く）</th></tr><tr><th>全壊・解体・大規模半壊</th><th>半壊</th><th>床上浸水</th><th></th><th>床上浸水</th></tr><tr><td rowspan="2">加算支援金</td><td>複数</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>75 万円</td><td>25 万円</td><td>50 万円</td><td>25 万円</td></tr><tr><td>単数</td><td>150 万円</td><td>75 万円</td><td>56.2 万円</td><td>18.7 万円</td><td>37.5 万円</td><td>18.7 万円</td></tr></table>	支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度					全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水	基礎支援金	複数	100 万円	100 万円	50 万円	35 万円	25 万円	単数	75 万円	75 万円	37.5 万円	26.2 万円	18.7 万円	支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法						建設・購入	補修			賃借（公営住宅を除く）		全壊・解体・大規模半壊	半壊	床上浸水		床上浸水	加算支援金	複数	200 万円	100 万円	75 万円	25 万円	50 万円	25 万円	単数	150 万円	75 万円	56.2 万円	18.7 万円	37.5 万円	18.7 万円
支援金の種類	世帯構成			住宅の被害の程度																																																								
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水																																																						
基礎支援金	複数	100 万円	100 万円	50 万円	35 万円	25 万円																																																						
	単数	75 万円	75 万円	37.5 万円	26.2 万円	18.7 万円																																																						
支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法																																																										
		建設・購入	補修			賃借（公営住宅を除く）																																																						
			全壊・解体・大規模半壊	半壊	床上浸水		床上浸水																																																					
加算支援金	複数	200 万円	100 万円	75 万円	25 万円	50 万円	25 万円																																																					
	単数	150 万円	75 万円	56.2 万円	18.7 万円	37.5 万円	18.7 万円																																																					
3. 県の補助	県は、市町が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の 3 分の 2 の額を補助する。																																																											
4. その他	そのほか必要な事項は、県が制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定める。																																																											

4－１０ 日本郵便株式会社が行う災害特別事務取扱い

１ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便法第 19 条及び郵便法施行規則第 4 条に基づく、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除。

２ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

郵便法第 18 条に基づく、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき実施される、被災地の郵便局における、被災世帯に対する、通常葉書及び郵便書簡の無償交付。

３ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）第 4 条に基づく、被災者が差し出す郵便物の料金免除。

４ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

お年玉付郵便葉書等に関する法律第 5 条第 2 項に基づく、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それら申請のあった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の認可を得て、配分対象となった団体に対して配分される、お年玉付郵便葉書等寄附金。

4-1-1 天災融資法による融資制度

制度の名称	天災融資制度																																																																																																	
支援の種類	融資																																																																																																	
支援の内容	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。 ・天災融資制度の内容は次のとおり 【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">区分</th><th>融資限度額</th><th colspan="2">①または②のどちらか低い金額</th></tr><tr><th rowspan="2">①損失額の%</th><th colspan="2">②万円</th></tr><tr><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>50</td><td>200</td><td>2,000</td></tr></table> ・被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。 【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">区分</th><th>融資限度額</th><th colspan="2">①または②のどちらか低い金額</th></tr><tr><th rowspan="2">①損失額の%</th><th colspan="2">②万円</th></tr><tr><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>60</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,500</td></tr></table> ・貸付利率、償還期限は次のとおり <table><tr><th>資格者</th><th>貸付利率</th><th>償還期限</th></tr><tr><td>(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者</td><td>6.5%以内</td><td>3年、4年、5年以内</td></tr><tr><td>(イ)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者</td><td>5.5%以内</td><td>5年、6年以内</td></tr><tr><td>(ウ)特別被害農林漁業者</td><td>3.0%以内</td><td>6年以内</td></tr></table> ※実際の貸付利率は、天災融資法の発令時に決定される。 ※償還期限は、資金の内容等により異なる。				区分		融資限度額	①または②のどちらか低い金額		①損失額の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500	一般農業者	45	200	2,000	林業者		45	200	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	500	2,500	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	一般漁業者	50	200	2,000	区分		融資限度額	①または②のどちらか低い金額		①損失額の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,500	資格者	貸付利率	償還期限	(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(イ)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(ウ)特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内
	区分		融資限度額	①または②のどちらか低い金額																																																																																														
			①損失額の%	②万円																																																																																														
				個人	法人																																																																																													
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500																																																																																													
		一般農業者	45	200	2,000																																																																																													
	林業者		45	200	2,000																																																																																													
	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																													
		漁船建造・取得資金	80	500	2,500																																																																																													
		水産動植物養殖資金	50	500	2,500																																																																																													
一般漁業者		50	200	2,000																																																																																														
区分		融資限度額	①または②のどちらか低い金額																																																																																															
		①損失額の%	②万円																																																																																															
			個人	法人																																																																																														
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500																																																																																														
	一般農業者	60	250	2,000																																																																																														
林業者		60	250	2,000																																																																																														
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																														
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																																																																														
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																																																																														
	一般漁業者	60	250	2,500																																																																																														
資格者	貸付利率	償還期限																																																																																																
(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																																																																
(イ)被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																																																																																
(ウ)特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																																																																																
活用できる方	次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象 <table><tr><th>(ア)被害農林漁業者</th><th>(イ)特別被害農林漁業者</th></tr><tr><td>1 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上でかつ損失額が平均農業収入の 10%以上 2 樹体の損失額が 30%以上</td><td>左のうち損失額が 50%以上</td></tr><tr><td>1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上 2 林業施設の損失額が 50%以上</td><td>左のうち損失額が 50%以上 左のうち損失額が 70%以上</td></tr><tr><td>1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上 2 水産施設の損失額が 50%以上</td><td>左のうち損失額が 50%以上 左のうち損失額が 70%以上</td></tr></table>				(ア)被害農林漁業者	(イ)特別被害農林漁業者	1 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上でかつ損失額が平均農業収入の 10%以上 2 樹体の損失額が 30%以上	左のうち損失額が 50%以上	1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上 2 林業施設の損失額が 50%以上	左のうち損失額が 50%以上 左のうち損失額が 70%以上	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上 2 水産施設の損失額が 50%以上	左のうち損失額が 50%以上 左のうち損失額が 70%以上																																																																																						
(ア)被害農林漁業者	(イ)特別被害農林漁業者																																																																																																	
1 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上でかつ損失額が平均農業収入の 10%以上 2 樹体の損失額が 30%以上	左のうち損失額が 50%以上																																																																																																	
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上 2 林業施設の損失額が 50%以上	左のうち損失額が 50%以上 左のうち損失額が 70%以上																																																																																																	
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上 2 水産施設の損失額が 50%以上	左のうち損失額が 50%以上 左のうち損失額が 70%以上																																																																																																	
問い合わせ	市町村																																																																																																	

4-12 激甚災害に係わる財政援助措置の対象

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
ア	公共土木施設災害復旧事業
イ	公共土木施設災害関連事業
ウ	公立学校施設災害復旧事業
エ	公営住宅災害復旧事業
オ	生活保護施設災害復旧事業
カ	児童福祉施設災害復旧事業
キ	幼保連携型認定こども園災害復旧事業
ク	老人福祉施設災害復旧事業
ケ	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
コ	障害者支援施設、地域活動センター、福祉ホームおよび生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労継続施設災害復興旧事業
サ	女性自立支援施設災害復旧事業
シ	感染症指定医療機関復旧事業
ス	感染症予防事業
セ	特定私立幼稚園災害復興旧事業
ソ	堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
タ	湛水排除事業
農林業に関する特別の助成	
ア	農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
イ	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
ウ	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
キ	森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	
ア	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
イ	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する援助
その他の財政援助及び助成	
ア	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
エ	市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
オ	母子および寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
カ	水防資材費の補助の特例
キ	罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
ケ	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
コ	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

4－１３ 局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
ア	公共土木施設災害復旧事業
イ	公共土木施設災害関連事業
ウ	公立学校施設災害復旧事業
エ	公営住宅災害復旧事業
オ	生活保護施設災害復旧事業
カ	児童福祉施設災害復旧事業
キ	幼保連携型認定こども園災害復旧事業
ク	老人福祉施設災害復旧事業
ケ	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
コ	障害者支援施設、地域活動センター、福祉ホームおよび生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労継続施設災害復興旧事業
サ	女性自立支援施設災害復旧事業
シ	感染症指定医療機関復旧事業
ス	感染症予防事業
セ	特定私立幼稚園災害復興旧事業
ソ	堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
タ	湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	
ア	農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
イ	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
中小企業に関する特別の助成	
ア	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
その他の特別の財政援助及び助成	
ア	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

個別計画集

個別計画集

目次

I	栗東市南海トラフ地震防災対策推進計画	I -1
II	栗東市水防計画	II -1

I 栗東市南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 計画の目的及び基本方針

南海トラフ沿いの巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第1 計画の目的

本計画は、本市が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 計画の基本方針

本計画は、南海トラフ地震の広域災害に伴う被害の発生に対して、市民一人一人が行う「自助」や地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進するとともに、市や防災関係機関が行う「公助」と連携・協働を図るため、市民、地域、市及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

本計画に記載のない南海トラフ地震に係る地震防災対策については、栗東市地域防災計画に基づき実施する。

なお、本計画は、南海トラフ地震の特質を考慮し、次の点に留意する。

1 計画的かつ早急な予防対策の推進

国の地震調査研究推進本部によると、南海トラフにおいて、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%に達すると評価されているため、計画的かつ早急な事前防災対策を図る。

2 地域防災力の向上

南海トラフ地震の広域災害に伴う被害の発生直後は国や他府県からの支援が困難であることが想定されるため、「自助」・「共助」による地域防災力の向上を図る。

3 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去の南海トラフ地震においては、複数の地震が数時間から数日、あるいは数年間の間隔をおいて発生していることから、複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮した防災啓発、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策を検討する。

4 自立した災害対応と近隣府県への支援

近隣府県においては、津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県か

らの支援が期待できないことを想定し、自立した災害対応を行うとともに、本市の被害が比較的軽微な場合は、被害の甚大な市町村への支援を行う。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

市、県、消防機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、栗東市地域防災計画第1章第2節を準用する。

第2章 災害予防対策

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、南海トラフ地震による直接的被害の軽減及び的確かつ迅速な災害応急対策を実施するため、避難場所、消防用施設、緊急輸送道路、公共施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

第1 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画

南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法に基づき定められている「滋賀県地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、事業を推進する。

第2 その他

第1に定める事業以外にも、地震防災上必要と認める施設等の整備を促進する。

第2節 防災訓練

第1 防災訓練

市及び防災関係機関は、本計画の熟知と、市民及び自主防災組織との連携体制強化を目的として、南海トラフ地震に係る広域な地震を想定した防災訓練を実施する。

なお、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

また、防災訓練は、職員参集訓練及び本部運営訓練、要配慮者に対する避難誘導訓練、情報収集・伝達訓練等、具体的かつ実践的な内容となるように努める。

第2 公共施設における防災対策の充実

多数の者が出入りし、地震発生時の応急対策活動を行う上で重要な役割を担う各公共施設において、南海トラフ地震による混乱を最小限にし、その機能を十分に果たすために、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定め、定期的に計画に基づいた訓練を行うよう努める。

第3節 地震防災上必要な防災知識の普及

市は、関係機関、自治会、自主防災組織等と協力して南海トラフ地震に関して防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1 市職員に対する防災知識の普及

南海トラフ地震防災対策の円滑な実施を図るため、職員の研修受講等を推進することにより、必要な防災知識の普及を図る。その内容は次の事項を含むものとする。

(1) 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識

- (2) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (4) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識であり、特に、以下の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 膨大な数の避難者の発生
 - ウ 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - エ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - オ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - カ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - キ 復旧・復興の長期化
- (5) 地震に関する一般的な知識
- (6) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員が果たすべき役割
- (8) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (9) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 一般住民に対する防災知識の普及

市民一人一人に「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は自分たちで守る。」という自主防災意識を普及させるため、印刷物の配布、インターネット等を活用し、防災知識の普及を図る。防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (2) 過去の地震災害の事例及びその教訓
- (3) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難情報の発令基準など避難に関する知識
- (4) 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- (5) 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- (6) 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- (7) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- (8) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識であり、特に、次の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ウ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - エ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生等

第3 学校教育に関する防災知識の普及

学校教育を通じての防災知識の普及には、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ沿いで発生する地震等に関する知識
- (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
- (3) 地震発生時の緊急行動
- (4) 応急処置の方法
- (5) 教職員の業務分担
- (6) 児童生徒等の登下校(園)時等の安全確保方法
- (7) 学校(園)に残留する児童・生徒等の保護方法
- (8) ボランティア活動

第4 防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及

第1に準じる。

第4節 地域防災力の向上

市は、南海トラフ地震発生により予想される広域的かつ甚大な被害に対し、市民、事業所、自治会、自主防災組織等が主体的に参加・連携して地域の総合的な防災力の向上を図るため、次の施策を推進する。

第1 自主防災組織の組織率向上と活動の活性化

南海トラフ地震発生により、広範囲にわたる道路の寸断、通信の障害等の同時多発的な被害が生じ、消防・救助力が十分な活動ができない状況が想定されるため、地域住民自らが防災活動を行うための自治会等を単位とした自主防災組織の育成に努める。

第2 事業所の災害対応能力の向上

事業所に対し、南海トラフ地震に関する正確な知識や日頃からの備え、地域コミュニティとしての連携、協力体制の確立についての普及啓発を行うとともに、各事業所における事業継続計画（BCP）の作成、資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅対策などの災害対応能力の向上のための支援を行う。

第5節 広域かつ甚大な被害への備え

南海トラフ地震が発生すると、西日本を中心に、広域的かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

市は、防災関係機関と連携して、このような被害の発生に対して、「人命を守ること」を最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策等、事前の防災対策に取り組む。

第1 建築物等の耐震診断、耐震改修の推進

阪神・淡路大震災においては、昭和56年6月1日に施行された新耐震基準以前に設計さ

れた建築物が大きな被害を受けていることから、平成 28 年 3 月に策定した栗東市耐震改修促進計画に基づき、当該建築物を中心とした建築物の耐震性の向上に向けた取り組みを推進する。

1 住宅の耐震化

地震による被害を軽減するために、市民に対して耐震診断、耐震改修の必要性の普及・啓発を行い、耐震化の促進を図る。

2 公共施設等の耐震化

庁舎、公民館、学校、病院等多数の者が利用する施設や災害時の拠点となる施設について、計画的に耐震化を実施する。

第 2 長周期地震動対策

南海トラフ地震の地震動は活断層と比較して長周期成分を多く含んでいることから、市及び関係機関は、長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての今後の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

第 3 時間差発生による災害の拡大防止

南海トラフ地震では、二つの地震の同時発生のほか、数時間から数日間の時間差で発生する可能性があることを考慮し、後発の地震に対する対策を推進する。

1 市民に対する広報

あらかじめ南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険について情報を提供するとともに、地震発生後において情報不足による混乱を防止するため、速やかな災害情報の広報に努める。

2 応急危険度判定の迅速化等

最初の地震で脆弱になった建築物が、次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の必要な体制を早急に整えるための体制整備を推進する。

第 4 帰宅困難者対策

南海トラフ地震発生時は、広域かつ甚大な被害に伴い、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があることから、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援体制を整備する。

1 情報の提供

指定避難所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧状況に関する情報等を放送事業者等と連携するなど様々な手段により迅速に提供するように努める。

2 帰宅困難者の支援

災害発生時にむやみに移動を開始しないことの啓発や避難所の開設、一定時間経過した後の徒歩帰宅を支援するための支援施設のネットワーク化に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生するおそれがある場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、防災関係機関は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

第1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき、直ちに栗東市災害対策本部及び必要に応じて栗東市現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2 災害対策本部体制の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、栗東市災害対策本部条例、栗東市地域防災計画に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集及び初動体制

南海トラフ地震の配備体制に関しては、栗東市地域防災計画第3章第1節第2を準用する。

第4 南海トラフ地震に関連する情報に伴う対応

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」等を発表した場合、情報収集・連絡体制の整備や住民への広報、防災上重要な施設等の点検、地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

※南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上 ^{*1} の地震 ^{*2} が発生

	・ 1カ所以上のひずみ計^{※3}での有意な変化^{※4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象とはしない。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードである。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 地震発生時の応急対策等

市は、南海トラフ地震が発生した場合は、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

第1 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震での応急対策については、栗東市地域防災計画第3章を準用する。

第2 資機材、人員等の配備手配

南海トラフ地震での応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な資機材、人員等の確保に努める。

1 資機材等の調達手配

（1）災害応急対策に必要な物資、資機材を確保する。

(2) 応急救護及び被災者救護活動のために、県に対して必要な物資の供給を要請する。

2 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 栗東市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備に努める。
- (2) 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

南海トラフ地震での迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため行う他機関に対する応援要請は、栗東市地域防災計画第3章第2節第4を準用する。

第3節 支援・受援体制の整備

市は、南海トラフ地震が発生した場合は、国や他地域等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応の実施に努める。

また、市の被害が軽微である場合は、被害の甚大な他地域への支援に努める。

第1 広域防災体制の確立

1 交通状況の情報の共有化

発災後の救急輸送手段を確保するため、広域的な救急輸送活動の中心となる道路等について、国及び県と通行、使用の可否や交通状況の早急確認と情報の共有化に努める。

2 輸送戦略の検討

国及び県と道路等が被災した場合の輸送戦略を検討する。

3 防災活動拠点のネットワーク化

医療活動や救助活動、実働部隊の展開、物資輸送の拠点となる防災活動拠点について、国、県及び関係機関相互の連携を図りつつ実効的なネットワークづくりを推進する。

第2 遠隔市町村との連携

南海トラフ地震が発生した際に、同時に被災する可能性が少ない遠隔にある市町村との連携について、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に規定する近畿ブロック以外の地域と体制整備を図る。

第3 被災地への人的支援

あらかじめ保健師、建築、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握し、災害時における応援協定や全国市長会等からの要請に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

第4 広域避難対策

1 広域避難者の受入れ体制の整備

市域における被害が軽微な場合に、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行うため、県と連携して支援体制の構築を図る。

2 広域避難者への対応

県、他市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について対応する。

Ⅱ 栗東市水防計画

1. 目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき、滋賀県知事から指定された指定水防管理団体である栗東市が、同法第 33 条 1 項の規定に基づき、栗東市の地域に係る河川の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2. 水防事務の処理

水防管理者（市長）は、水防法第 11 条及び 16 条による水防予警報の通知を県知事から受けたときは、その洪水による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。

3. 水防本部の設置

水防管理者は、市内に於いて、水防が十分行えるよう水防本部を設置し、本部の事務局を建設部土木交通課に設置するものとする。

但し、災害警戒本部が開設された場合は、栗東市地域防災計画の定めるところによる。

栗東市水防本部組織

水防本部長	—	水防副本部長	—	以下、各班は栗東市災害対策本部職員
（市長）		（副市長、教育長）		動員計画系統図による

4. 水防体制及び活動

1) 水防体制

水防活動に関する気象予報通知があった時、または災害の発生が予想される時、水防本部を設置するとともに、水防警戒体制に入るものとする。

2) 水防本部の非常配備（水防警戒体制）

気象状況等により災害の発生が予想されるとき、および水防管理者が必要と認めるときは、栗東市災害警戒本部設置前の体制として、おおむね以下の基準により、非常配備をおこなうとともに、気象、水防等の情報収集およびその通報をおこない災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部を設置し、対処するものとする。

① 河川等の巡視

水防管理者、中消防署長、消防団長は、随時市内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると思われる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等管理者に連絡し、必要な措置をとるものとする。また、滋賀県土木防災情報システムにより、水位情報等を確認し必要な措置をとるものとする。

②警戒 1 号体制

イ. 配備時期

次の注意報の 1 以上が本市に発せられたとき、または水防管理者が必要と認めるとき。

A 大雨注意報

B 洪水注意報

ロ. 配備内容

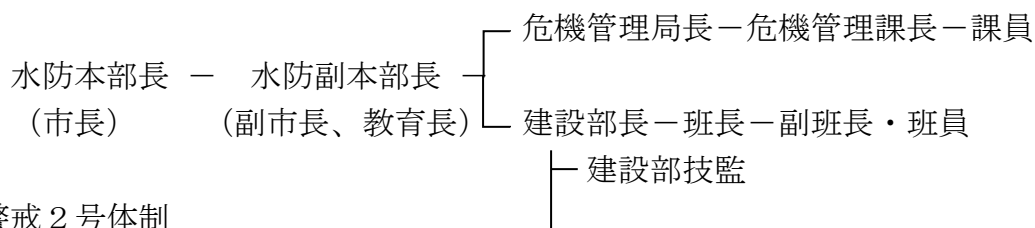
水防関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制

ハ. 配備人員の基準

A 危機管理局職員若干名・建設部職員 1/5 程度

B 水防管理者が別に指示する部等の職員若干名

二. 配備及び指揮系統



③警戒 2 号体制

イ. 配備時期

次の警報の 1 以上が本市に発せられたとき

A 大雨警報

B 洪水警報

ロ. 配備内容

水防関係部課の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制

ハ. 配備人員の基準

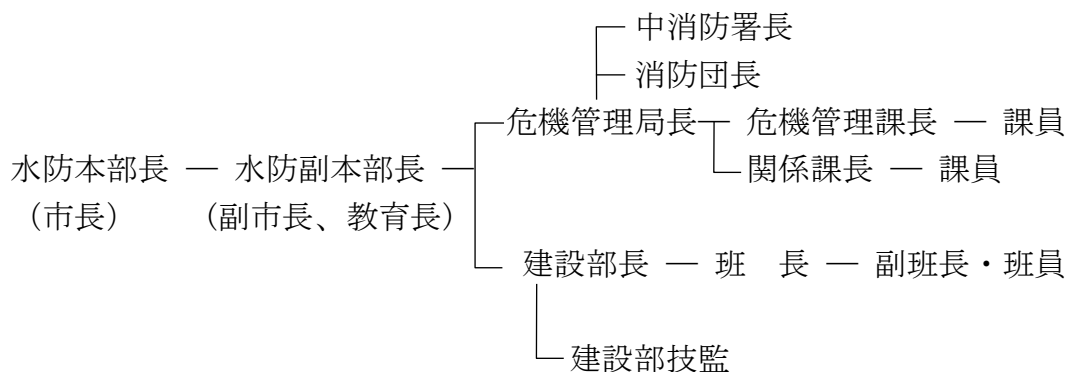
A 危機管理局職員若干名・建設部職員 1/5 程度

B 教育委員会総務課職員若干名

C 水防管理者が別に指示する部等の職員

D 消防職員、消防団員若干名

二. 配備及び指揮系統



④栗東市災害警戒本部の設置

栗東市地域防災計画に準ずるものとする。

⑤栗東市災害対策本部の設置

栗東市地域防災計画に準ずるものとする。

3) 水防団（消防団）の活動

洪水に際し、水害を警戒し、およびこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 11 条及び 16 条の規定による水防予警報等を受けたときから洪水による危険が除去されるまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

① 分団の水防受け持ち区域を次の通り定める。

栗東市消防団 団 長 千 代 善 一
副団長 宮 城 源
 " 阿 部 淳 司

	分 団 長	副 分 団 長
第 1 分団	山 脇 久 志	高 島 拓 治
第 2 分団	片 岡 敦 弘	中 村 靖 宏
第 3 分団	清 水 平治郎	中 井 隆
第 4 分団	小 林 孝 行	堂 国 万 人

河 川 名	担当分団	人 員	集合場所	水防資材
金勝川（上流）、細川、美之郷川、雨丸川、穴口川、走井川、トレセン防災ダム	第 1 分団	1 8 人	御園 1926 詰 所 (558-2919)	防災倉庫内 (中消防署出張所)
野洲川左岸、中ノ井川（上流）、葉山川右岸（上流）、六地藏沈砂池の調整	第 2 分団	1 4 人	高野 203-7 詰 所 (553-1196)	防災倉庫内 (分団詰所敷地内)
葉山川右岸（下流）、瀏ヶ上川、百々川、中ノ井川（下流）、石原川、十里川	第 3 分団	1 5 人	縋五丁目 8-24 詰 所 (552-3582)	防災倉庫内 (分団詰所敷地内)
金勝川（下流）、山田川、草津川（右岸）、葉山川（左岸）、葉山川左岸（下流）、伊佐々川、里川、岩屋川	第 4 分団	1 6 人	栗東市役所内 詰 所 (551-0420)	防災倉庫内 (市役所内)

団長は、必要に応じ、分団の水防区域を変更し、その分団の水防作業を応援せしめる ことがあるものとする。

4) 居住者の（地元民）の活動（水防法第 24 条）

水防機関の要員のみで、水防防御困難のときは、次の基準により、その区域に居住するものをして水防に従事させる。

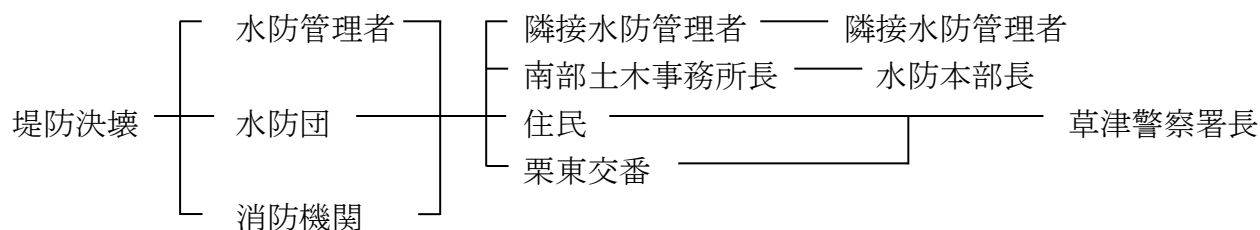
- ①水防法第 20 条「第 3 信号」（滋賀県水防信号規則（昭和 24 年滋賀県規則第 70 号））により、居住者は、水防器具を持って出動する。
- ②18 才以上 50 才以下の身体強健なもの。

5) 避難および救助

- ① 河川の氾濫等により人的危険が切迫したとき、水防本部長は必要と認められる区域内の居住者に対して避難を命ずる。
- ② 避難命令は、サイレン・警鐘・広報車・電話・口頭伝達等で最も迅速確実な方法で伝達する。
- ③ 誘導員は、混乱した避難民を鎮静し、安全かつ迅速に避難させる責任を負う。
- ④ 財産保護は人命救助後において状況の許す限り最善の方法を講ずるものとする。

6) 決壊等の通報

- ① 水防法第 25 条に基づき堤防等が決壊した場合は、水防管理者または水防団および消防機関の長は、直ちにその旨南部土木事務所、草津警察署および氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に通報するものとする。
- ② この通報を受けた南部土木事務所長は、県水防本部に通報するものとする。
- ③ ①の通報を受けた隣接水防管理者は、更に次の氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者にその旨通知するものとする。



7) 避難のための立退

- ① 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条に基づき、県知事またはその命を受けた県の職員若しくは水防管理者は、必要と認める区域内の居住者に対しラジオ・信号、あるいは広報網その他の方法により立退またはその準備を指示する。

- ② 水防管理者が指示する場合は、草津警察署長にその旨を通知しなければならない。

8) 水防管理団体相互の協力・応援

- ① 同一河川沿いの水防管理団体は、増水の際、自己の管内の量水標水位に達した時は、直ちに直下流および対岸の水防管理団体にその水位を急報するものとする。
- ② 「はん濫注意水位」に達したときおよび「はん濫危険水位」に達したときならびに「はん濫注意水位」、「水防団待機水位」から減水したときも同じとする。
- ③ 隣接する水防管理団体は、協力・応援等水防事故に関し、あらかじめ相互協定をしておくものとする。

9) 自衛隊の派遣要請

- ① 市長が自衛隊の派遣を必要とする場合は、下の事項を明らかにして知事に要請する。
 - イ. 災害の状況および派遣を要請する理由
 - ロ. 派遣を必要とする期間
 - ハ. 派遣を希望する人員および船舶・航空機の概数
 - ニ. 派遣を希望する区域および活動内容
 - ホ. その他参考となるべき事項
 - A 必要な資材名および数量
 - B 被害現地に至るまでの道路状況等
 - C 宿泊先の準備状況
- ② 自衛隊の派遣が決定した場合には、南部土木事務所長と協議の上自衛隊との連絡責任者ならびに現場技術責任者を定め、出動した自衛隊との連絡または現場の責任にあたらしめるとともに、その自衛隊の責任者および連絡者を確認する。

10) 水防訓練

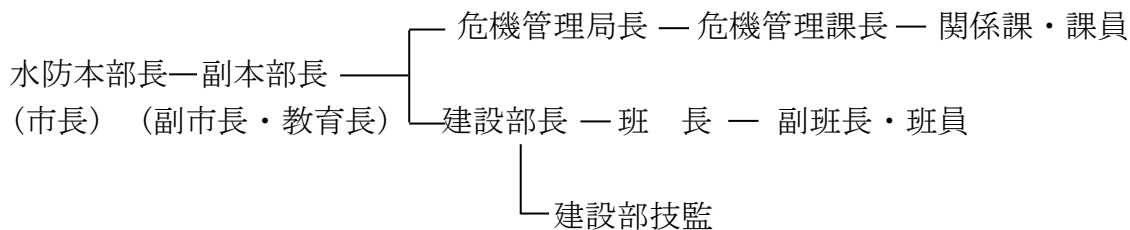
- ① 指定水防管理団体は、水防訓練を行わなければならない。
- ② 水防訓練を実施する時は、あらかじめその日時・場所・方法等について南部土木事務所建設管理部長に連絡し指示を受け、終了後直ちにその状況を報告すること。

11) 水防管理団体の水防計画

- ① 指定水防管理団体は、毎年県の水防計画に応じて、より詳細に、より具体的にあらゆる想定し得る事態を予想した水防計画を立て、その計画書を知事対し届け出なければならない。
- ② 策定した水防計画は、草津警察署および中消防署長に通知しておくものとする。

12) 水防配備体制分担表

(水防配備警戒体制（異常気象時交通規制）分担表)



班 名	班 長	班 員	人 数
1 班	土木交通課長	建設部職員他	部員1/5程度
2 班	住宅課長	建設部職員他	部員1/5程度
3 班	都市計画課長	建設部職員他	部員1/5程度
4 班	道路・河川課長	建設部職員他	部員1/5程度
5 班	土木交通課課長補佐	建設部職員他	部員1/5程度

(摘 要)

1. 注意報が発令されたとき（警戒1号体制）は、原則として自宅待機とするが、いつでも参集できる体制を整えておくこと。また、班長から指示があった場合、班員はすみやかに庁舎（2階）に参集する。
2. 警報並びに異常気象時道路交通規制が発令されたとき（警戒2号体制）は、当番班員は庁舎（2階）に参集する。（ただし、班長の指示により自宅待機をする場合がある。）
3. 平日に発令された場合は、翌日の午前8時30分迄とし、次班に引き継ぐものとする。
4. 土・日曜日、休日の午前8時30分以降に配備については、翌日の午前8時30分迄とし、次班に引き継ぐものとする。
5. 被害の状況に応じ、建設部長が命じた場合は、順次2～3班体制とする。（体制が複数班になる場合は、その日の当番班とそのひとつ前の班からとする。ただし、前の班が連続となる場合はそのもうひとつ前の班とする。）
6. 前日から引き継いで土・日曜日、休日に配備を行う場合で、翌日にかけて配備が継続されることが予報等で明らかである場合には、土・日曜日、休日の午前8時30分から午後8時30分までを当番班とし、午後8時30分から翌日の午前8時30分迄を二つ前の班とする。
7. 班長又は副班長は、資料（水位・雨量・被災の箇所等）を整理し、建設部長並びに水防本部長へ報告するとともに、次班の班長又は副班長へ引き継ぐこと。

(備 考)

- ・本表は原則として勤務時間外とする。ただし、水防本部長が必要であると判断したときは、勤務時間内であっても各課に協力要請を行う。

降雨時点検作業箇所表

初期活動の必要な重点箇所

番号	自治会名	場 所	点検及び作業事項	参 考
安養寺・上鉤地区付近				
1	安養寺	安養寺 8-7-7 地先前道路下水路	水門の作動状況の確認	自動転倒式
2		安養寺 7-4-14 地先横水路	スクリーンの清掃	
3	上 鉤	聾話学校北側水路	水門（自動）開操作 道路反対側のスクリーンの 清掃	鍵（土木交通課）必要
4		聾話学校南側水路	水門の作動状況の確認	自動巻上式
5		新開川と葉山川交差部分	スクリーン 2 箇所の清掃	トビ 2 本必要
6		上 鉤 池 （水位確認）	注意※（南部土木事務 所と上鉤自治会長協議 後） ・葉山川水門閉操作 ・余水吐 2 箇所の放流 操作	・水門のハンド ルは土木管理課 ・余水吐の水門 は手動
目川・小柿・中沢地区				
7	目 川	目川小柿線と目川栗ノ木線の 交差点付近水路	堰板を操作し水を北側 へ	トビ 2 本必要
8	小 柿	友大塚工場団地内雨水幹線	水門（自動）開操作	鍵（土木交通課）必要
9		国一小柿 2 号線（湖南消防北側水路）	道路下の水門（自動）開操作	自動
1 0	中 沢	中沢小柿線沿い雨水幹線	水門の（自動）開操作	鍵（土木交通課）必要
1 1		中沢団地中央幹線沿い水路	道路西側の水門開操作	電動（開け操作は 必要）
大橋・蜂屋地区				
1 2	大 橋	国道一号ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時ハザードで通行止
1 3		国道 8 号ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時ハザードで通行止
1 4		中ノ井川の洪水調整池	ポンプの稼働と冠水状況	
1 5	蜂 屋	大橋綫線沿い中ノ井川	道路冠水状況	冠水時ハザードで通行止
綫地区				
1 6	綫	J R琵琶湖線地下道（北側）	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時ハザードで通行止
北中小路・美里・十里地区				
1 7	美 里	グラウンド東側	水門の作業状況の確認	自動転倒式
1 8	十 里	市道綫十里線ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時ハザードで通行止
1 9	十 里	市道北ノロ二の坪線ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時ハザードで通行止

令和6年4月一部改訂

